

令和7年度 包括外部監査結果報告書

(広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る
財務事務の執行及び事業の管理について)

令和8年3月

広島県包括外部監査人

車 元 晋

目 次

第1章 本外部監査について（総論）	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 監査対象期間	1
5 監査対象機関	2
6 監査の実施期間	2
7 補助者の氏名及び資格	2
8 利害関係	2
第2 外部監査の方法	2
1 監査の方針	2
2 監査の視点	3
3 監査の実施経過	6
4 個別の監査の方法	6
第3 監査の結果について	8
1 指摘及び意見	8
2 略語、略称	8
3 その他補足事項	8
第4 本外部監査の監査結果	9
1 監査結果報告書の構成	9
2 指摘・意見の件数	9
3 指摘・意見の一覧	10
第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業	32
第1 商工労働局（組織概要等）	32
1 組織体制（令和6年度）	32
2 人員体制（令和6年度）	34
3 過年度監査及びそれに対する措置状況	34
第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等	35
1 チャレンジビジョン計画期間（平成23年度～令和2年度）	35
2 ひろしまビジョンにおける計画期間（令和3年度～令和12年度）	39
3 「イノベーション立県」実現のための各種協議会等	47
4 課題・問題点（「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について）	48
5 課題・問題点（付加価値創出額の算定方法）	49

6 意見	50
第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）	51
1 ワーク一覧（令和6年度）	51
2 主な施策及び事業（令和6年度）	53
第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク49）	54
1 取組の方向（ワーク）の概要	54
2 成果目標及び進捗状況	54
3 課題・問題点（成果目標の算定方法）	55
4 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	56
5 補助金、負担金	57
6 ひろしま自動車産学官連携推進会議運営費負担金（負担金）	58
7 課題・問題点（負担金を一括して概算払している点）	60
8 課題・問題点（概算払の金額について）	61
9 課題・問題点（負担金の概算払に係る内部決裁について）	61
10 次世代自動車技術への対応を推進するための支援組織の運営費（補助金）	61
11 「新技術トライアル・ラボ」の設置運営に係る経費に対する補助（補助金）	64
12 新たな価値づくり研究開発支援事業（ものづくり価値創出支援事業）補助金	65
13 課題・問題点（補助事業者からの事業報告の活用）	70
14 委託・役務契約	70
15 課題・問題点（代表企業以外の契約上の立場の明確化）	72
16 課題・問題点（チェックリストのチェック漏れ）	73
17 意見	73
第5 広島の強みを生かした新成長産業の育成（ワーク50）	75
1 取組の方向（ワーク）の概要	75
2 成果目標及び進捗状況	75
3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	76
4 補助金、負担金	79
5 ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金	81
6 ひろしま航空機産業振興協議会負担金	83
7 広島バイオテクノロジー推進協議会負担金	85
8 一般社団法人バイオDX推進機構負担金	87
9 ひろしま環境ビジネス推進協議会負担金	89
10 健康・医療関連産業創出支援事業補助金	90
11 バイオデザイン・プログラムを運営する広島大学への経費補助	91
12 バイオエコノミー関連産業創出支援事業補助金	92
13 環境・エネルギー産業集積促進補助金	93

14 広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金	94
15 委託・役務契約	94
16 課題・問題点（目標の設定及び効果測定）	96
17 課題・問題点（協議会負担金の県負担割合の検討）	97
18 課題・問題点（協議会等の情報公開）	97
19 課題・問題点（負担金の概算払額）	98
20 課題・問題点（平成 30 年度包括外部監査の措置状況）	98
21 意見.....	100
第6 イノベーション環境の整備（ワーク51）	101
1 取組の方向（ワーク）の概要	101
2 成果目標及び進捗状況	102
3 事業の執行状況（令和 6 年度）	104
4 本ワークに関連する各事業の概要.....	106
5 課題・問題点（委託先との目標値等の差異について）	113
6 課題・問題点（イノベーション・ハブ・ひろしま Camps 会員数の管理について） ...	113
7 課題・問題点（ユニコーン 10 に係る目標について）	114
8 補助金、負担金	114
9 広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会運営負担金（負担金）	116
10 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金（補助金）	116
11 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金（補助金）	118
12 推進会議運営負担金（負担金）	120
13 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金（補助金）	122
14 委託・役務契約	124
15 令和 6 年度 WiDS HIROSHIMA 企画運營業務について.....	129
16 ひろしまデジタルイノベーションセンターの設置・運營業務	130
17 「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」マネジメント業務.....	131
18 課題・問題点（成果の実績値と委託会社の実績報告の差異について）	132
19 課題・問題点（会員数の計測ができなくなったことについて）	132
20 課題・問題点（備品の管理について）	133
21 「ひろしまユニコーン 10」プロジェクト環境整備業務	133
22 ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】	134
23 課題・問題点（価格の適正さ及び判断のプロセスについて）	136
24 課題・問題点（効果測定について）	136
25 指摘及び意見.....	136

第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク52）	138
1 取組の方向（ワーク）の概要	138
2 成果目標及び進捗状況	138
3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	141
4 補助金、負担金、貸付金等	148
5 イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）	150
6 広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金・社会人枠）	152
7 ひろしま DX 人材育成奨学金（個人向け貸付金・学生枠）	155
8 広島県ものづくりグローバル人材育成事業負担金（負担金）	157
9 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金	160
10 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金	162
11 委託・役務契約	166
12 大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務（委託契約）	168
13 イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務	169
14 「ひろしま DX 人材育成奨学金」PR 動画制作及び WEB 広告運用業務	170
15 ひろしま AI 部成果発表リーフレット作成業務	170
16 課題・問題点（包括外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方）	171
17 課題・問題点（成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化）	171
18 課題・問題点（補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性）	172
19 課題・問題点（支援の公平性）	173
20 課題・問題点（受益者負担の適正化）	173
21 課題・問題点（公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保）	174
22 課題・問題点（委託事業における費用対効果の検証）	174
23 指摘及び意見	175
第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク54）	176
1 取組の方向（ワーク）の概要	176
2 成果目標及び進捗状況	176
3 課題・問題点（指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性）	179
4 課題・問題点（成果目標 M&A の達成状況）	179
5 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績	179
6 補助金	181
7 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金（補助金）	181
8 課題・問題点（計画件数等に実績件数等が達しない項目が複数ある点）	184
9 課題・問題点（中小・ベンチャー企業成長支援事業について）	184
10 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金（補助金）	184

11	中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金（補助金）	185
12	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金（補助金）	186
13	課題・問題点（助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り）	187
14	委託・役務契約	188
15	広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務（委託契約）	189
16	課題・問題点（コンテンツ制作・広報の委託）	190
17	課題・問題点（再委託の承認手続漏れ）	190
18	広島県創業支援ポータルサイトの創業コンテンツ企画制作業務（委託契約）	191
19	課題・問題点（契約書への特記事項の添付について）	191
20	課題・問題点（契約書における知的財産権の権利処理の不備）	192
21	ひろしま創業サポートセンターの設置・運営（委託契約）	192
22	課題・問題点（報告書での「件数」の表記ゆれ）	193
23	新商品・サービス伴走型支援事業（さんまる会議）（委託契約）	194
24	課題・問題点（応募が9社しかいない点）	194
25	指摘及び意見	194
第9	中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク55）	196
1	取組の方向（ワーク）の概要	196
2	成果目標及び進捗状況	196
3	事業の執行状況（令和6年度）	197
4	イノベーション創出スクールに関する補足説明	199
5	補助金、負担金	201
6	中小企業支援担当者の研修負担金（負担金）	202
7	広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金（補助金）	202
8	委託・役務契約	204
9	「チームイノベーション道場 in 広島」教育プログラム開発実証業務	207
10	チームイノベーション道場 in 広島動画制作業務	210
11	広島県BCP策定等支援事業推進業務	211
12	課題・問題点（自走化段階の運営体制と県の関与）	213
13	課題・問題点（県事業の成果の活用）	213
14	課題・問題点（成果目標の妥当性）	214
15	課題・問題点（再委託の妥当性）	214
16	意見	214
第3章	公益財団法人ひろしま産業振興機構について	216
第1	組織概要（産振構）	216
1	概要	216
2	組織、拠点、役職員	217

3 令和6年度事業概要	218
4 基本理念、ビジョン、計画等	220
5 企業統治（コーポレートガバナンス）、財産管理、内部統制	222
6 広島県との関係	225
7 その他（災害時対応）	226
8 課題・問題点（令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期について）	227
9 課題・問題点（評議員会及び理事会の書面決議の同意日付について）	227
10 課題・問題点（公益通報制度の外部窓口について）	228
11 課題・問題点（災害時対応）	228
12 指摘及び意見	229
第2 事業の概要（産振構）	230
1 事業の概要	230
2 事業の検討方法	231
3 事業の達成度評価について	234
4 産振構事業と県事業との関係	234
5 県の共通管理費負担	236
6 平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況（共通管理費）	237
7 課題・問題点（事業の達成度評価の基準について）	238
8 課題・問題点（事業の達成度評価の手続について）	239
9 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容）	239
10 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の対応内容の保存について）	239
11 課題・問題点（共通管理費算定時の県側での内容審査について）	240
12 指摘及び意見	240
第3 「経営・創業等の支援」関連事業（産振構）	241
1 概要	241
2 創業環境整備促進事業	241
3 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）	242
4 経営企画支援事業	243
5 中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援事業）	244
6 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）	246
7 中小企業成長プラン策定支援事業	247
8 課題・問題点（目標の達成度評価について）	248
9 よろず支援拠点事業	248
10 課題・問題点（委託契約について）	249
11 意見	249

第4 「ものづくりの革新」関連事業（産振構）	250
1 概要	250
2 技術コーディネート事業	250
3 成長型中小企業等研究開発支援事業	251
4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業	252
5 中小企業DX推進支援事業	253
6 取引商談会等マッチング支援事業	254
7 広島県中小企業知財支援センター事業	256
8 課題・問題点（目標の達成度評価について）	257
9 課題・問題点（委託契約について）	258
第5 「デジタルイノベーションの推進」関連事業（産振構）	258
1 概要	258
2 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	258
3 課題・問題点（目標設定時の県との連携）	263
4 課題・問題点（事業の達成度評価について）	263
5 課題・問題点（委託契約について）	263
6 意見	263
第6 「カーテクノロジーの革新」関連事業（産振構）	264
1 概要	264
2 自動車関連産業クラスター支援事業	264
3 課題・問題点（目標設定について）	269
4 新たな価値づくり研究開発支援事業	269
5 サプライヤー事業転換拠点運営事業	271
6 課題・問題点（目標の達成度評価について）	273
7 課題・問題点（委託契約について）	274
8 意見	274
第7 財産・税務会計（産振構）	274
1 監査の概要	274
2 主な検討事項	274
3 課題・問題点（固定資産台帳における償却年数の記載誤りについて）	276
4 課題・問題点（固定資産の管理について）	277
5 課題・問題点（消費税について（助成金の経理処理））	277
6 課題・問題点（グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金）	278
7 指摘及び意見	278
第8 債権管理（産振構）	279

1 貸付事業概要.....	279
2 未収金、貸倒引当金の状況等.....	279
3 現在の管理・回収状況.....	279
4 課題・問題点（未収債権の回収について（設備貸与・資金債権管理事業））.....	280
5 意見.....	280
第9 委託契約（産振構）.....	281
1 契約に関する内部規程.....	281
2 調査の方法.....	283
3 課題・問題点（1者入札への対応）.....	285
4 課題・問題点（反社条項がない契約）.....	286
5 課題・問題点（支援対象中小企業の秘密保持に係る条項）.....	286
6 課題・問題点（再委託の承諾手続の不備）.....	287
7 課題・問題点（契約更新時の決裁手続）.....	287
8 課題・問題点（特許権の持分比率に係る契約上の定め）.....	288
9 課題・問題点（随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管）.....	288
10 指摘及び意見.....	289
第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について.....	291
第1 組織概要（推進機構）.....	291
1 概要.....	291
2 役員数、職員数、組織.....	292
3 主な事業.....	292
4 経営計画、事業実績.....	293
5 企業統治（コーポレートガバナンス）、内部統制、人事労務.....	294
6 広島県との関係.....	295
7 ファンド事業の県事業との関連性、これまでの取組の評価.....	296
8 課題・問題点（推進機構及びファンド事業の県計画上の位置付けの明確化）.....	296
9 課題・問題点（県の資本金等出資について）.....	297
10 意見.....	297
第2 財務会計（推進機構）.....	298
1 経理業務体制の概要.....	298
2 損益の状況.....	298
3 財産の状況.....	300
4 キャッシュ・フローの状況.....	302
5 中期計画の概要.....	303
6 課題・問題点（貴重品等の実査）.....	305
7 課題・問題点（消費税等の処理）.....	305

8 税効果会計の適用.....	306
9 課題・問題点（税効果会計の適用）	308
10 課題・問題点（キャッシュ・フロー計算書の集計誤り）	310
11 課題・問題点（法人税申告書の記載誤り）	310
12 指摘及び意見.....	311
第3 契約（推進機構）	313
1 契約に関する内部規程.....	313
2 調査の方法	314
3 調査の結果（概要）	314
第4 ファンド事業について（推進機構）	315
1 投資事業有限責任組合の概要.....	315
2 ファンド事業の概要.....	317
3 ファンドの組成状況.....	320
4 投資の手続	322
5 1号ファンド.....	323
6 推進機構のファンド事業に関する県の検証、報告	326
7 課題・問題点（1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開）	333
8 課題・問題点（推進機構による投資活動全般の検証及び公開）	334
9 指摘	335
第5章 総括意見等.....	336
第1 総括意見	336
1 はじめに.....	336
2 【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について	336
3 【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示.....	337
4 【総括意見】委託契約における受託者側の法的関係の整理.....	338
5 【総括意見】本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について	338
第2 終わりに	340

第1章 本外部監査について（総論）

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

3 特定の事件を選定した理由

広島県は、「ひろしま未来チャレンジビジョン」（計画期間：平成23年度～令和2年度、以下「チャレンジビジョン」という。）の後継として、令和2年10月に「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度、以下「ひろしまビジョン」という。）を策定した。ひろしまビジョンは、「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、17の施策領域を構築し、それぞれの施策を連関させ、相乗作用を生み出しながら様々な事業を推進している。産業イノベーションの推進は、施策領域の1つである「産業イノベーション」の中核的な施策である。

産業イノベーションの推進による県内産業の育成・維持・発展は、県民の雇用創出、地域振興、税収確保等の観点から重要である。喫緊の課題である人口減少対策、若者の県外流出対策との関係でも重要であり、県民の関心も高いと考えられる。

また、県出資法人の中で、公益財団法人ひろしま産業振興機構（県内産業の発展に寄与することを目的に設立）（以下「産振構」という。）及び株式会社ひろしまイノベーション推進機構（ファンドによる資金供給と経営支援を通じた地元企業の成長支援と地域経済活性化を目的に設立）（以下「推進機構」という。）は、県の産業イノベーション推進事業の中で重要な役割を担っている。

したがって、広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性（適法性）、有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行うことは意義が大きいと判断し選定した。

4 監査対象期間

原則として、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）を対象とした。

もっとも、必要に応じて現年度（令和7年度）及び過年度（令和5年度以前）も対象とした。

5 監査対象機関

商工労働局

公益財団法人ひろしま産業振興機構

株式会社ひろしまイノベーション推進機構

6 監査の実施期間

令和7年6月12日から令和8年1月5日まで

※令和8年1月6日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7 補助者の氏名及び資格

大野 知彦 公認会計士

高垣 良介 税理士

谷脇 裕子 弁護士

畑 雄太 弁護士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも、本件監査対象とした特定の事件（監査テーマ）につき地方自治法252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1 監査の方針

包括外部監査は、法律、会計、税務等の専門性を有する外部の第三者が、独立した立場から、監査テーマとした普通地方公共団体の事業等を監査し、当該地方公共団体が、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法2条14項参照）ことに資することを目的とした制度（同法252条の37ほか）である。包括外部監査人の職責は、県から独立した外部の視点から、監査テーマに係る財務事務等を評価することにある。

本監査では、包括外部監査が政策や施策の当否を直接論じるものでないことを前提に、後述する合規性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行った。監査に当たり、監査対象機関から監査テーマに関連する施策や事業を聴取し、施策等実施の意義や目的、監査対象機関としての現状評価を確認した。指摘・意見に際しては、監査対象機関の現状認識を聴取し適宜、監査報告に記載するようにした。

県の産業イノベーション推進に関連する事業は、県の最上位計画であるチャレンジビジョン（平成23年度～令和2年度）、ひろしまビジョン（令和3年度～）の下、産業イノベーション

分野の分野別計画（当時）等や、ひろしまビジョンの実行計画（アクションプラン等）に基づいて実施されてきた。

出資法人との関係をもみても、産振構はこれら事業推進の主要な担い手として位置付けられ、推進機構は、産業イノベーション推進に関連して県が平成23年度に出資設立したものである。そこで、監査に当たり、平成23年度（チャレンジビジョン初年度）以降を対象とする県の計画等の策定の経緯及び内容を改めて振り返ることとした。このように、監査対象期間の事業等のみに着目するのではなく、過去に策定された計画等も踏まえて監査を行った。

本テーマの対象となる事業には、過年度の県の包括外部監査で監査テーマとなったものがある¹。必要に応じて、これら過去の監査（主として平成30年度包括外部監査）での指摘事項等に対する措置状況を確認した他、当時の監査の視点、あるいは監査委員の定例監査での監査の視点も参考に監査を行った。

監査で指摘・意見した事項について、県や監査対象機関で検討し、事業の改善に繋げることがなければ、外部監査の意義は乏しいものとなる（監査対象機関での適切な対応は「PDCAサイクルによるマネジメント」²推進の観点でも必要である）。そこで、監査対象機関における指摘事項等への対応のあり方についても検討した（第5章第1参照）。

監査での指摘・意見の内容には、他の部局・団体でも発生しうる事項が含まれる傾向にある。監査対象機関は元より、今後の県全体の改善に生かせるような監査となることを目指した。

2 監査の視点

(1) 監査全般の視点について

ア 合規性（適法性）

地方自治法（以下「自治法」という。）2条16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定める。法令や県の条例等に違反した行為がないか、入札その他契約手続が適正になされているか等について検討した。

イ 有効性、効率性及び経済性（いわゆる「3E」）

¹主なものとして、大場史郎監査人（平成30年度）「『ひろしま未来チャレンジビジョン』に基づく『新たな経済成長』分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について」と品川真知子監査人（平成18年度）「商工労働部による負担金、補助金、交付金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに財団法人ひろしま産業振興機構の出納その他の事務執行について」がある。

²ひろしまビジョンでは、「2 施策マネジメント」において、「ビジョンを着実に推進し、成果を上げるため、「広島県職員の行動理念」の徹底を図るとともに、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います」とした上で、事業群（ワーク）単位での「PDCAサイクルによるマネジメント」を行っている。（29～30頁）

自治法252条の37第2項は、包括外部監査人は、「監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」と定める。また、地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定める。

すなわち、「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ことができているかとの観点、「組織及び運営の合理化」に努め「規模の適正化」を図ることができるか（自治法2条15項）との観点から、以下の視点に基づき検討した（一例として事業周知リーフレット作成配布の場面を挙げる）。

●経済性(Economy)：より少ない費用で事業が実施できないか

例：当該リーフレットの作成⇒より安く製作できないか、作成枚数は妥当か

●効率性(Efficiency)：同じ費用でより大きな成果が得られないか（費用対効果）

例：当該リーフレットがターゲット層に配布されているか

●有効性(Effectiveness)：事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか

例：当該リーフレット配布が、目的達成（制度周知や利用等）に繋がっているか

ウ その他の視点

- ・事業が公平性（自治法10条2項³等）に配慮したものとなっているか
- ・適時適切な情報公開、県民への説明責任が果たされているか
- ・PDCAサイクル等を用いた成果目標の達成、事業の改善が適切になされているか

(2) 各分野の視点について

ア 計画の策定、成果目標の設定、事業の評価

- ① 計画の内容が明確であるか、成果目標や期限が適切に設定されているか
- ② 計画期間中の進捗確認及びそれを踏まえた見直しが適切になされているか
- ③ 現計画が、前期計画の検証を踏まえて適切に策定されているか
- ④ 事業評価、効果検証がなされているか

イ 補助金、負担金

- ① 法令や県の定める要領その他の基準等に従っているか

³ 「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定める。

- ② 要綱の内容は適切であるか
- ③ 補助金等の交付金額や交付割合が適切であるか
- ④ 補助金等交付先の選定手続（周知や公平性）に問題がないか
- ⑤ 交付方法（概算払／精算払の選択）や交付の時期、回数が適切であるか
- ⑥ 補助金等交付先の事業、財務状況等の把握に問題はないか
- ⑦ 補助金等の使途の適正さを確認しているか
- ⑧ 補助金等による成果目標設定が適切か、成果の確認をしているか

ウ 契約

- ① 契約手続が法令や県の定める要領、手引等に従っているか
- ② 予定価格が適切に積算されているか
- ③ 契約の方法（競争入札、随意（特命）契約、公募型プロポーザル方式等）につき、当該方法を採用した根拠が適切か（特に、随意契約—随意契約理由⁴が適切か）
- ④ 競争入札やプロポーザル方式で実質的に競争性が確保されているか
- ⑤ 契約書の作成手続や内容に不備がないか
- ⑥ 不適切な再委託がなされていないか
- ⑦ 契約完了後、契約条件に従って完了したか否かを検査しているか

エ 過年度監査への対応

- ① 過年度に実施された監査（監査委員監査、包括外部監査）での指摘・意見につき、適切な対応がなされているか
- ② 過年度監査への措置状況の公表が適切になされているか

オ 出資法人（前記各視点に加え、以下の視点からも監査を行った）

- ① 法人設立の目的に沿った事業遂行がなされているか
- ② 法人の運営、内部統制に問題はないか
- ③ 会計書類に法人の現状が適切に反映されているか、税務処理に問題がないか
- ④ 契約手続が適切になされているか
- ⑤ 県からの出資、財政的支援について課題がないか
- ⑥ その他組織の財務、法務面の課題や問題点がないか

⁴ いわゆる1号随意契約（地方自治法施行令167条の2第1号／県契約規則29条）について、施行令及び県契約規則が改正され、令和7年度より予定価格の基準額が変更されているが、監査対象年度（令和6年度以前）は改正法令等施行前であることから、従前の基準額を前提に検討している。

3 監査の実施経過

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和7年4月～5月 事前ヒアリング

6月12日 テーマ決定、包括外部監査実施計画提出、監査対象機関への通知

7月～12月 監査対象機関に概要説明及び資料提供の依頼、監査対象機関からの回答、回答に対する質問、資料提供依頼のやりとり、事務所往査・現場視察・ヒアリングの実施

令和8年1月 監査対象機関及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
監査対象機関による確認及びこれを踏まえた修正

監査対象機関への主な往査及び現場視察は以下のとおり実施した。

往査場所	事業等	実施年月日	実施内容
イノベーション・ハブ・ひろしまCamps	「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」管理・運営事業	令和7年9月18日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
新技術トライアル・ラボ	新技術トライアル・ラボ事業	令和7年10月7日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしまデジタルイノベーションセンター	ひろしまデジタルイノベーション推進事業	令和7年10月10日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
ひろしま創業サポートセンター	創業環境整備促進事業	令和7年10月27日	施設見学、現場施設担当者からのヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年10月27日	マネジメントディスカッション、本部の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(株)ひろしまイノベーション推進機構	出資法人(県出資ファンド無限責任組員)	令和7年11月13日	マネジメントディスカッション、本社の視察、現金等実査、財産管理ヒアリング
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月25日	帳票類(委託契約)の確認
(公財)ひろしま産業振興機構本部	出資法人(県事業受託者、補助事業者)	令和7年11月28日	帳票類(県委託事業、補助事業)の確認

監査に関連する事業の現場の見学・ヒアリングや、出資法人の本部・本社訪問、帳票類の確認等を行った。上記以外にも、必要に応じて、監査対象機関の担当者からのヒアリングを実施した。

4 個別の監査の方法

概ね以下の流れで監査を行った。

- (1) 資料の確認及び検討

監査テーマに係る事業及び監査対象機関に関連する資料を確認した。

併せて、関連する契約、補助金・負担金、財務の状況も確認した。

県の施策領域「産業イノベーション」は、県の産業振興関連事業の全般にわたることから、本監査においては、その中からイノベーションの推進に関連が深いと思料される事業を中心に監査した。具体的には、ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」に係る事業群（ワーク）49～52、54及び55（52はイノベーション推進チーム（令和6年度当時）及び産業人材課所管のみ）に関連する事業を中心に監査を実施した（ワーク番号については第2章第3で後述）。

出資法人のうち、産振構については、組織全般のほか、県事業で確認したワークに関連する事業を中心に監査を実施した。その際は、産振構と県との関係、過年度監査への措置状況についても着目した。

推進機構については、組織全般、財務、契約のほか、同社の投資有限責任組合（ファンド）事業のうち県が出資している1号ファンドにおける県との関係、現状について監査を実施した。

以上各々につき、必要に応じて、全体を明らかにして評価するアプローチと、監査の対象となる母集団から一部を抽出し詳細に検討するアプローチ（試査）を併用した（後者の抽出の視点は各監査報告を参照）。

(2) 追加資料の入手、質問等

確認資料を踏まえた問題意識に基づき、追加資料の依頼や監査対象機関への質問を行った。必要に応じて、往査も実施した。

(3) 課題・問題点の抽出と評価

事業毎の課題や問題点を検討し、後述の判断基準に基づき指摘・意見等を記載した。

第3 監査の結果について

1 指摘及び意見

以下の判断基準に基づき各区分に分類した。なお、出資法人（産振構及び推進機構）の監査に関連して県（商工労働局）に対して指摘・意見する事項については、各出資法人の章の中で、県（商工労働局）に対する指摘・意見であることを明示して記載した。

区分	根拠規程等	判断基準	報告書中の表現
指摘	「監査の結果」（自治法252条の37第5項）	法令（法律、条例、規則等）に違反している場合や、著しく不経済あるいは適切さを欠くと判断される場合	「～すべきである」
意見	「監査の結果に関する報告に添え」て提出する「意見」（自治法252条の38第2項）	指摘事項以外で、組織及び運営の合理化に資するため、事業をより経済的、効率的、効果的なものにするため改善することが望ましいと考える事項	「～することが望まれる」

2 略語、略称

県	・・・	広島県
自治法	・・・	地方自治法
施行令	・・・	地方自治法施行令
産振構	・・・	公益財団法人ひろしま産業振興機構
推進機構	・・・	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
チャレンジビジョン	・・・	「ひろしま未来チャレンジビジョン」
ひろしまビジョン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」
アクションプラン	・・・	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン [広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略] 2021▷2025」

3 その他補足事項

(1) 数値・金額の表記

報告書の数値・金額の端数処理について、端数を切捨て又は四捨五入して表示しているものがあることにより、合計が一致しない場合がある。

(2) 用語の説明

専門・技術的用語、県独自の定義付けのある用語については、その内容を読み手に正確に伝える観点から、本文又は脚注においてできる限り説明するようにした。

第4 本外部監査の監査結果

1 監査結果報告書の構成

本書の全体の構成は以下のとおりである。第2章以下で監査報告の内容を記載する。

具体的には、県のイノベーション推進に向けた取組（平成23年度以降）を確認した後、商工労働局のイノベーション推進に係る事業、出資法人（2法人）についての監査報告をする。最後に、全体を通じた総括意見等を記載する。

【全体の構成】

第1章 本外部監査について（総論）

第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業

第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について

第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

第5章 総括意見等

2 指摘・意見の件数

本外部監査の指摘・意見の件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	合計
県商工労働局	8件	36件	44件
公益財団法人ひろしま産業振興機構（注） （うち県商工労働局へ）	10件 (2件)	15件 (1件)	25件 (3件)
株式会社ひろしまイノベーション推進機構（注） （うち県商工労働局へ）	6件 (2件)	5件 (2件)	11件 (4件)
総括意見	0件	4件	4件
合計	24件	60件	84件

（注）出資法人に係る指摘・意見の件数は、出資法人に関連する県への指摘・意見を含む

3 指摘・意見の一覧

本外部監査の指摘・意見の一覧（概要）は次のとおりである（左に通し番号を付した）。

監査の結果（概要）			頁
項目	概要		頁
第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業			32
第1 商工労働局（組織概要等）			32
第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等			35
1	【意見】「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について	ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにも「イノベーション」や「イノベーション立県」「イノベーション力」の定義は記載されていない。県が独自に「イノベーション」の定義を設けていることも踏まえ、「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載する（直ちに記載することが困難である場合は、各年度の施策説明資料等に記載するなどの代替措置をとる）ことが望まれる。	48
2	【意見】付加価値創出額の算定方法	付加価値創出額は名目額で算出され、近年の物価上昇による影響が考慮されていない。県の付加価値創出額に物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないかと。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	49
第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）			51
第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク49）			54
3	【意見】成果目標の算定方法	成果目標「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」の計算が名目額となっており、近年の物価上昇の影響が適正に織り込まれていない。例えば、「1人当たりの付加価値額」の実質的な成長を評価し、成果目標が県の	55

		取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。	
4	【意見】 負担金全額を一括で概算払している点	過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえ、全額を一括して概算払することの相当性について、随時検討することが望まれる。	60
5	【意見】 概算払の金額について	過去3年度、負担金の額に変動がみられるが、概算払は同一となっている点につき、前年度の負担金額を踏まえ、概算払額の見直しを含めた検討が望まれる。	61
6	【意見】 概算払時の内部決裁手続について	ひろ自連への負担金を一括して概算払する場合、県補助金等交付規則16条1項所定の概算払の要件を満たすことを確認するのみならず、事後の検証のため、決裁時に要件を満たすと判断した理由を帳票（伺い文等）に明記することが望まれる。	61
7	【意見】 補助事業者からの事業状況報告の活用について	補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している一方、事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとするが、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合の原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考え。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。	70
8	【意見】 代表企業以外の契約上の立場の明確化	契約書において、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうち代表企業のみとの間で契約書を締結する場合、代表企業以外の	72

		者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。	
9	【意見】チェックリストのチェック漏れ	チェックリストの「遅延利息に誤りはないか。(R6:年2.5%)」欄に担当課のチェックがなかった。チェックリストを設けた意義(検討漏れや過誤の防止)から、決裁手続時にチェック漏れがないかを十分確認することが望まれる。	73
第5 広島が強みを生かした新成長産業の育成(ワーク50)			75
10	【意見】目標の設定及び効果測定	負担金につき、事業目標の設定根拠や成果目標である付加価値額へのつながりが曖昧なもの、負担金支出による効果測定を行っていないものがある。より具体的に付加価値額へつながる事業目標の設定、各事業の効果と成果目標との関連性がより明確になるような見直しを行うことが望まれる。	96
11	【意見】協議会負担金の県負担割合	各種協議会の負担金全額を県が支出しているものがある。補助金・負担金の制度趣旨、受益者負担の観点からも、受益の程度に応じて一定の企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。	97
12	【意見】協議会等の情報公開	県が負担金の支出等の支援をしていることを踏まえ、協議会等の活動自体の公開のみならず、協議会等の収支や活動の結果である効果についても公表することが望まれる。	97
13	【意見】負担金の概算払額	返納金が生じているひろしま環境ビジネス推進協議会など、負担金の概算払について、概算払額(まとまった額を概算払すること)の妥当性を検討することが望まれる。	98
14	【意見】平成30年度包括外部監査の措置状況	負担金の負担に関する監査意見への措置状況について、上記情報公開や負担金適正化の検討に加えて、県からの	98

		支出とのバランス等について、金額的な影響等を踏まえた具体的な検討をすることが望まれる。	
第6 インノベーション環境の整備（ワーク51）			101
15	【意見】 委託先との目標値等の差異について	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業の事業目標の指標中「HDIC利用日数」の令和6年度目標値（600日）について、委託先の産振構が設定したHDIC利用日数の目標値（1000日）と異なっていた（実績値は801日）。同じ事業の目標であるから、県と委託先との間で協議の上目標設定すること、委託先がより高い目標を設定していた場合は県もそれに近い目標設定を検討することが望まれる。	113
16	【意見】 イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員の管理について	「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」の算出について、長期未利用の会員の整理（退会処理など）を行わず、長期未利用の会員を含めて算出することは妥当ではない。一定の基準を設けた上で一度長期未利用の会員の整理を行い、実質的な利用状況を踏まえた会員数の算出を行うようにすることが望まれる。	113
17	【意見】 ユニコーン10に係る目標について	ユニコーン10に係る目標について、「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標は「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」のみである。また、「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」に係る中間目標について、企業価値に着目したものはない。「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を県が「ユニコーン企業に匹敵する企業」として位置付けていることから、各年度主要事業の事業目標、あるいは中期的な目標として成長企業の企業価値に着目した目標もあわせて設定することが望まれる。	114

18	【意見】 成果の実績値と委託先の実績報告の差異について	イノベーション・エコシステム形成事業の事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」について、令和6年度主要事業の成果の実績値には3,328人（メールが届いていない会員を控除）とあるが、委託先の実績報告書には4,199名（システム登録上の総数）との記載があった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、県と委託先での実績値のカウント方法を統一することが望まれる。	132
19	【指摘】 会員数の計測ができなくなったことについて	「イノベーション・ハブ・Camps」マネジメント業務において、システム変更によって令和6年10月から令和7年3月までの会員数を計測できていなかった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であるから、不測の事態が生じた場合も代替的な方法で会員数を計測するなど、効果測定をするために必要な情報を確保すべきである。	132
20	【意見】 備品の管理について	「イノベーション・ハブ・Camps」に設置してある県有備品の管理について、現物を目視にて確認しており、処分等があれば都度更新をしているとの回答を得た。紛失・盗難等防止の観点から、目視の確認のみでなく、県有備品であることが一見してわかるような形での管理が望まれる。	133
21	【意見】 価格の適正さ及び判断のプロセスについて	ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】の契約額について、「令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できていると考えている。」と回答を得たが、過去の実績等を踏まえて必要に応じて価格交渉をするなど、都度予定価格の妥当性を確認することが望まれる。	136

22	【意見】 効果測定について	効果測定をしていないとの回答を得た補助金・委託契約につき、イノベーション環境の整備（ワーク51）の成果目標（KPI）や、付加価値創出額（ひろしまビジョン）の増加にどの程度寄与しているのかを確認するため、各事業がKPIの達成にどの程度寄与しているか等につき何かしらの効果測定をすることが望まれる。	136
第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク52）			138
23	【指摘】 平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況の報告のあり方	包括外部監査に対する措置状況の報告において、監査対象機関が示す「措置内容」が一般的・抽象的な回答にとどまっていた点について、自治法252条の38第6項の趣旨やPDCAサイクルの観点から、当該意見に対してどのような考え方・判断を踏まえて措置に至ったのかを可能な範囲で整理し、具体的な改善内容と併せて報告・公表すべきである。	171
24	【意見】 成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化	「データサイエンス人材育成人数」や「高度外国人材の県内企業への就職者数」など、人数を成果指標とする各事業について、人数だけでは付加価値創出との因果関係が不明確になりやすいため、目標人数の設定根拠や想定される効果を明示するとともに、中間プロセスを把握できる指標の導入により評価の精度向上を図ることが望まれる。あわせて、人数目標のみとなる場合には、実施後の検証を通じて付加価値創出への寄与度を確認し、必要に応じて目標や指標の見直しを行うことが望まれる。	171
25	【指摘】 補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性	「イノベーション人材等育成事業補助金」において、補助事業者が同一年度内に申請できる上限に関する制限が、交付要綱ではなく公募要領にのみ記載されている点について、1事業者当たりの年間申請上限という実体的な基準は、類似事業との均衡や法的安定性の観点から、交付の根拠となる要綱に明記されるべきである。	172

26	【意見】 支援の公平性	「イノベーション人材等育成事業補助金」及び「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」において、採択数が限定的な中、同一企業による反復的な受給を可能とする設計となっている運用については、支援の偏在を招くリスクがある一方、高い採択率に鑑みれば単なる利用制限が施策の停滞を招く恐れも懸念される。実績データに基づき複数回利用の実態を検証し、偏在が見られる場合には参入しやすい制度設計を検討するとともに、新規申請の状況を分析し、広報の見直しや手続の簡素化を含め、幅広い企業が活用しやすい環境を整備することが望まれる。	173
27	【意見】 受益者負担の適正化	「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」に対する負担金事業において、高いマッチング実績を維持しながらも正会員企業数が減少している点は、これまでの事業成果と民間側の費用対効果に対する評価との間に乖離が生じている可能性を示唆するものである。本事業の見直しにあたっては、支援の公平性の確保と受益者負担の適正化という観点から、民間資金を導入する実体的な意義を再定義し、広域的な産業振興という公的目的と、会員企業に対する受益相応のメリット供与とを両立しうる、新たな負担体系の構築に向けた抜本的な検討が望まれる。	173
28	【意見】 公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約に関し、公募型プロポーザルの応募が1者にとどまった点について、その要因を把握するため、募集条件、周知方法、募集期間等の設定について検証を行い、競争性の確保に向けた改善策を検討し、複数の事業者が参加しやすい環境整備を図ることが望まれる。	174

29	【意見】委託事業における費用対効果の検証	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約について、本事業における応募誘導効果は一定程度認められるものの、応募件数に比して成約件数が限定的であることから、事業の費用対効果について、より詳細な検証が必要と考えられる。また、成約に至らなかった多くの応募についてその理由を把握・分析等することにより、今後の改善策を検討することが望まれる。	174
第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク54）			176
30	【意見】指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性	県はM&Aや地域未来牽引企業の増加が付加価値創出に寄与すると説明するが、その定量的・因果的な関係性は必ずしも明確ではない。施策の有効性を客観的に評価するためには、M&A実施企業における生産性や付加価値額の推移を追跡調査するなど、KPIと最上位指標との相関関係を裏付けるデータの収集・分析を行い、将来的にはKPIの整理をすることが望まれる。	179
31	【意見】成果目標M&Aの達成状況	外部環境の変化を未達の理由にするだけでなく、例えば、マッチング支援の強化や手数料補助など、成約に直結する具体的かつ実効性のある施策への転換、あるいは目標値自体の妥当性の再検証を行うことが望まれる。	179
32	【意見】計画件数等に実績件数等が達しない項目が複数ある点	計画件数等にも実績件数等が達しない項目が複数ある（チーム型支援事業（ネクストリーダー創出支援事業）、中小企業成長プラン策定支援事業など）が、事業の見直し及び適切な計画件数等の設定をすることが望まれる。	184
33	【意見】中小・ベンチャー企業成長支援事業について	補助事業変更承認申請に関連し、事業の執行状況について、産振構との間でより緊密な情報交換を行うことが望まれる。	184
34	【指摘】助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り	助成実施企業数の実績件数は3件であるが、4件と誤記がある。実績報告書を正確に検査すべきである。	187

35	【指摘】コンテンツ制作・広報の委託	コンテンツ制作・広報の委託について業務の属性に応じて分離発注を行い、可能な限り競争入札に付するべきである。	190
36	【指摘】再委託の承認 手続漏れ	契約時に再委託先についての承諾書を作成するなど再委託先の承認手続は厳格に行うべきである。	190
37	【指摘】契約書における知的財産関連条項について	契約書において著作権の譲渡、著作者人格権の不行使の条項を設けるなど知的財産権利処理を行うべきである。	192
38	【指摘】契約書への特記事項の添付について	契約内容の明確化のため、「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書に添付するべきである。	191
39	【意見】報告書での「件数」の表記ゆれ	委託契約の実績報告に関し、延べ数なのか実数なのか数値に大きな影響を与えるため、件数は延べ数、実数を明記し、統一的に表記するのが望まれる。	193
40	【意見】応募が9社しかない点	委託業務の内容（応募件数）につき、委託業務の実効性及び県内企業への公平な実施を担保するため、幅広く応募を得られるように広報等の方法を工夫することが望まれる。	194
第9 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク55）			196
41	【意見】自走化段階の 運営体制と県の関与	「チームイノベーション道場」に関し、民間自走化段階にある区分においても、県が講座の整備に予算を投じてきた経緯や、現在も職員による実働面での協力及び県関与による信頼の供与を継続している実態に鑑みれば、提供リソースと民間側の受益が適正な範囲で釣り合っているか、収支実態に基づき支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。あわせて、実施過程で得られた成果情報を的確に収集し、県施策の立案・改善に繋げるフィードバックの仕組みが構築され、有効に生かされることが望まれる。	213

42	【意見】 県事業の成果の活用	令和6年度に約3200万円の講師委託料が投じられた「チームイノベーション道場」シーズンⅢに関し、将来の自走化後も投資成果が県民利益として最大化されるよう、成果目標（KPI）や成長状況を継続的に受領し、施策の有効性を検証できる体制を維持すべきである。また、県に帰属する著作権等の成果物を「公共財」として他施策へ有効活用できる実効性のある管理体制を構築することが望まれる。	213
43	【意見】 成果目標の妥当性	成果指標（KPI）が単なる参加企業数という活動実績（アウトプット）の集計に留まっている点について、現在の評価体制では付加価値額の増加等の実効的な成果を十分に測定・検証できていない。公金投入の効果を客観的に示すため、実施後の定期的な追跡調査（フォローアップ）の手法を確立し、参加企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングするなど、定量的な成果把握体制を構築することが望まれる。	214
44	【意見】 再委託の妥当性	動画制作等の付随的業務において、契約額の大部分を占める再委託先に実質的な制作作業を委ねている点について、発注形態としての経済性に再考の余地がある。一括発注に依存することによる中間経費の発生を回避するため、企画と実作業を切り分けた直接契約の検討など、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。	214
第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について			216
第1 組織概要（産振構）			216
45	【指摘】 令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期	令和6年6月28日付定時評議員会が急遽同日付書面決議に変更されているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月に入ってからである。「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条1項の解釈上、最後の評議員の同意が法人に到達した時であるから、実際には、令和6年	227

		<p>6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できず、定款20条の定め（定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない）に違反したものと評価せざるを得ない。</p> <p>今後、定款20条の期間内に定時評議員会が開催されるよう留意すべきである。</p>	
46	<p>【指摘】 評議員会及び理事会の書面決議の日付</p>	<p>評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある。同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかであるにもかかわらず、受領した日よりも前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題であるから、今後は決議日を同意書の送付等により同意の意思表示が産振構に到達した後にすることを徹底すべきである。</p>	227
47	<p>【意見】 公益通報制度の外部窓口について</p>	<p>産振構の公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者であるが、通報事案によっては県が利害関係人となる場合もありうる。外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨（通報者の保護と法令遵守の確保）及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨から、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことの検討が望まれる。</p>	228

48	【意見】BCP（又はそれに準じた計画）の策定	産振構における災害時対応の整備状況について、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。産振構には県内産業支援の中核を担う公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、拠点が県内に点在し、多様な災害に直面するリスクがある現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。	228
第2 事業の概要（産振構）			230
49	【指摘】事業の達成度評価の基準について	令和6年度各事業の目標の達成度を「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準が事業全般につき明確にされていない。特に「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したかの基準が明らかではない。各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であるから、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。	238
50	【指摘】事業の達成度評価の手法について	令和6年度各事業の目標の達成度の評価手法につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているが、達成度判断に至るまでの記録は特になし。産振構事業の公益性の高さを踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手法を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。	239
51	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容（県商工労働局へ）	措置状況当時の公表内容の記載が抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置を取ったのかが通知・公表されなければ、監査	239

		により県の対応が改善したのか否かを判別することができないから、県は、措置状況をより具体的に説明すべきであった。	
52	【指摘】平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の保存について（県商工労働局へ）	共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。措置状況の適否を後日検証できるようにするため、措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。	239
53	【意見】共通管理費算定時の県側での内容審査について（県商工労働局へ）	令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、予算・決算ともに一部の費目（人件費）を除き、各項目（費用）内訳までは確認しておらず、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年度多額の共通管理費を支出（令和6年度決算額：53,745千円）している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細に確認することが望まれる。	240
第3 「経営・創業等の支援」 関連事業（産振構）			241
54	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	創業環境整備促進事業につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	242
55	【意見】県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係	中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。	246
第4 「ものづくりの革新」 関連事業（産振構）			250

第5 「デジタルイノベーションの推進」関連事業（産振構）			258
56	【意見】 目標設定時の 県との連携	HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定の上目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくなく、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる。	263
第6 「カーテクノロジーの革新」関連事業（産振構）			264
57	【意見】 自動車関連産業 クラスター支援事業 に係る目標設定	自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度判断も客観性に欠け、目標設定として不十分ではないか。今後の目標設定に際し、数値目標等を設定するなどの対応が望まれる。	269
第7 財産・税務会計（産振構）			274
58	【意見】 固定資産台帳 における償却年数の記 載誤りについて	固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。	276
59	【意見】 固定資産の管 理について	固定資産（県有備品を含む）の管理のルールを作成すること、確認頻度について一定の周期を決めて定期的に確認するようにし、その周期をルール化することが望まれる。	277
60	【指摘】 消費税につい て（助成金の経理処理）	課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）た	277

		め、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。	
61	【意見】 グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金について	昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。	278
第8 債権管理（産振構）			279
62	【意見】 未収債権の回収について	未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。現在の回収対応に問題があるとは言えないが、今後、債務者の状況変化などにより、回収が困難になった場合等は、解除、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。	280
第9 委託契約（産振構）			281
63	【意見】1者入札への対応	一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。	285
64	【意見】 反社条項がない契約	契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（反社条項）がないものがみられた。契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、広島県暴力団排除条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。	286

65	【指摘】 支援対象中小企業の秘密保持に係る条項	受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されておらず、契約書内の秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理があるものがあった。契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課すことが明確になるようにすべきである。	286
66	【指摘】 再委託の承諾手続の不備	契約に、受託者以外のプロジェクトメンバーが関与しているが、契約約款に基づく再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた。プロポーザルの採択決定や契約書に添付された仕様書の記載をもって再委託の承認があったと解するのは困難である。契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。	287
67	【指摘】 契約更新時の決裁手続	契約書上の契約更新の期限経過後に契約継続の決裁を行っているものがあった。理事会権限（予算承認）の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。	287
68	【意見】 特許権の持分比率に係る契約上の定め	共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有としその持分比率は別途協議により定めるとの条項について、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等	288

		であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる。	
69	【意見】随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管	随意契約を行う際、随意契約理由の中に記載された聞取りの内容に係る証憑が保存されていないものがあった。また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由が起案書類において明記されていないものがあった。随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残り、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。	288
第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について			291
第1 組織概要（推進機構）			291
70	【意見】県計画における推進機構の位置付けの明確化（県商工労働局へ）	推進機構の投資活動（ファンド事業）は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とすることから「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）に寄与し、取組の方向⑥「県経済を牽引する企業の育成・集積」（ワーク54）との関連性もあると考えられる。県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。	296
71	【意見】県の推進機構に対する出資について（県商工労働局へ）	推進機構は平成23年の設立以降、14年以上が経過した。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行するなど、推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。これまでの推進機構の取組の評価、現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等	297

		を出資する意義を、県側で改めて確認・再定義することが望まれる。	
72	【意見】 出資等を通じた県との関係について	平成23年の推進機構設立以降14年以上が経過し、推進機構のファンド事業も、民間出資によるファンドに移行している。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利用状況にも変化が見られる。このような変化を踏まえ、推進機構においても、県出資法人であることの意義を、県との間で協議の上改めて確認・再定義することが望まれる。	297
第2 財務会計（推進機構）			298
73	【指摘】 タクシーチケットの処理	タクシーチケットについては、使用期限があり、限度額も設定されているため、重要な資金流出を招く恐れは少ない。また、会社としては現在のところ不正利用された形跡はないとのことであった。しかしながら、タクシーチケットの管理が不十分であると、不正に利用されるリスクは残される。このようなリスクに対処するためには、端数となったチケットについても適切に管理をする必要がある。	305
74	【指摘】 消費税等の処理	消費税等について誤った処理を行っていた。消費税等の処理については、不明点等について顧問税理士等とのコミュニケーションをより行い、誤りがないように処理をする必要がある。 推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年	305

		3月期:7,100円)、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。	
75	【意見】 税効果会計の適用	税効果の適用について適切な判断が行われておらず、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上漏れしていると仮定すると、当期純利益が5百万円過少となっていることになる。税効果会計については、繰越欠損金を含めたスケジューリングを実施した上で、回収可能見込額を計上するという基準等に従った適切な処理を行うことが望まれる。	308
76	【指摘】 キャッシュ・フロー計算書の集計誤り	計算書類に含めて開示しているキャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローの内訳に『固定資産除却損 674千円』の記載が漏れていた。当該漏れは、エクセルで作成している精算表において、該当する行が非表示となっていたことに起因するものであった。極めて単純な誤りではあるが、適切に計算突合を行っていれば発見できた誤りである。通常、事業報告や計算書類等については、記載している数値の突合及び縦計の計算突合を実施するものである。今回の誤りは、外部委託先への過信及び会社側での最終チェックが漏れていたため生じた誤りである。最終的には会社として開示書類の適正性を確保するため、最低限の確認は行う必要があると考えられる。	310
77	【指摘】 法人税申告書の記載誤り	法人税申告書の別表14(2)において、寄附金に含めるべき玉串料30,000円の記載が漏れていた。一般寄附金の損金算入限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。ただし、当該誤りは当年度だけのものではなく、暦年に渡り同様の誤りが継続されていた。経理担当者も法人税法等の処理を把握するとともに、税理士等とも適切にコミュニケーションを行うべき	310

		である。完全に委託先の税理士任せにはせず、完成した申告書等の妥当性を確認する必要があると考えられる。	
78	【意見】 経理全般	<p>処理誤り等について、誤り自体は極めて単純なものが多く、損益に及ぼす影響も極めて僅少であると考えられるが、これらの誤り等を放置していると、後々大きな問題を引き起こすおそれも考えられる。</p> <p>現在、管理部門の人員は2名のみであり、一定の業務負荷があると推察される。相互チェック等の牽制が利かなくなると、誤謬や不正を招くおそれもある。</p> <p>推進機構の経理は、一般の株式会社と異なり、ファンドの処理等専門的な業務を多く扱っている点、県出資法人としての公益性を有していることを考慮すると、管理部門の体制の確認・強化とあわせて監査役や顧問税理士等との連携を一層強化する必要があると考えられる。</p>	311
第3 契約（推進機構）			313
第4 ファンド事業について（推進機構）			315
79	【指摘】1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開（県商工労働局へ）	<p>推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。県は、保有株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。</p>	333

80	【指摘】推進機構による投資活動全般の検証及び公開（県商工労働局へ）	中間的検証後、令和2年に3号ファンドが組成され、今後新たなファンドの組成も予定されている。推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、現時点での推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。	334
第5章 総括意見等			336
第1 総括意見			336
81	【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について	県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。	336
82	【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示	産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間	337

		の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。	
83	【総括意見】 委託契約における受託者側の法的関係の整理	委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。	338
84	【総括意見】 本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について	本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。 監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。	338

第2章 県のイノベーション推進に係る取組、商工労働局の関連事業

第1 商工労働局（組織概要等）

1 組織体制（令和6年度）

商工労働局長、担当部長（5名）のもと、10の課・チームが置かれていた。

令和6年度当時のイノベーション推進チームには、2名の担当部長（イノベーション環境整備担当部長、新産業創出担当部長）の下、6名の担当課長が置かれていた。

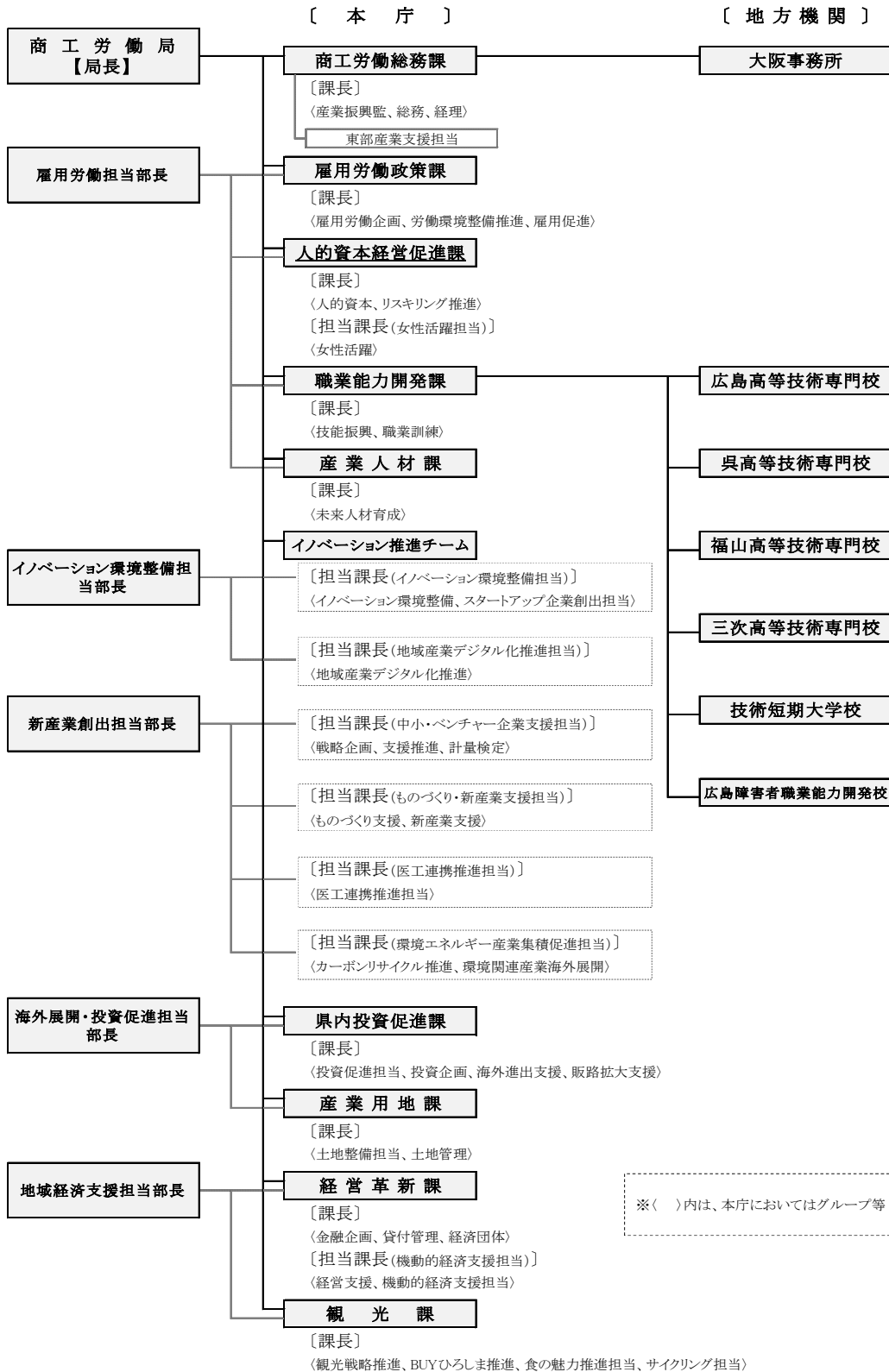
組織図は下記のとおりである。

なお、令和7年度は、イノベーション推進チームの担当課につき、以下のとおり一部変更がなされている。

- ・イノベーション環境整備担当（変更なし）
- ・地域産業デジタル化推進担当（変更なし）
- ・中小・ベンチャー企業支援担当⇒「中小企業支援課」へ
- ・ものづくり・新産業支援担当⇒「自動車・新産業課」へ
- ・医工連携推進担当⇒「バイオ・ヘルスケア産業課」へ
- ・環境エネルギー産業集積促進担当⇒「環境・エネルギー産業課」へ

令和6年度商工労働局の組織体制について

1 組織体制



※()内は、本庁においてはグループ等

「令和6年度商工労働局の行政概要について」を基に監査人作成

2 人員体制（令和6年度）

令和6年度の人員体制は、以下のとおりであった。

2 職員数

組 織 名		職員数	組 織 名		職員数
本 庁	商工労働総務課	32	地 方 機 関	大阪事務所	3
	雇用労働政策課	18		広島高等技術専門学校	17
	人的資本経営促進課	18		呉高等技術専門学校	12
	職業能力開発課	11		福山高等技術専門学校	18
	産業人材課	7		三次高等技術専門学校	12
	イノベーション推進チーム	49		技術短期大学校	11
	県内投資促進課	17		広島障害者職業能力開発校	20
	産業用地課	7	小 計	93	
	経営革新課	23			
	観 光 課	16			
小 計		198			
合 計					291

※再任用職員を含む。
 ※他県その他団体等からの受入職員及び他県その他団体等への派遣職員を除く。
 ※商工労働総務課には、局長、担当部長及び経営企画担当を含む。

令和6年度商工労働局の行政概要について

3 過年度監査及びそれに対する措置状況

(1) 監査委員監査（定例監査）

指摘事項及びそれに対する措置状況は県ウェブサイトで公開されている⁵。

商工労働局に対する近年の監査委員監査では、令和5年度第3回定例監査において指摘事項があった（監査年月日：令和5年7月21日／監査委員事務局「定例監査の結果（令和5年12月15日決定分）」より）。

⁵ 広島県監査委員＞定例監査・財政的援助団体等の監査
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kannsaiinn/teireikansa-zaiennkansa.html>

そのうち、本監査の対象事業の担当課(イノベーション環境整備チーム、商工労働総務課)に係るものとして、①行政財産の使用許可に関する事務処理(4件)、②借受財産の管理(1件)、③公の施設の利用許可に関する事務処理に係る指摘(3件)の合計8件の指摘がなされた。

それに対する措置として、留意事項をまとめた一覧表の作成及び共有、組織的なチェック体制の強化等がなされた(「令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況」より)。

(2) 包括外部監査

過去の県包括外部監査で商工労働局や産振構が対象となったもの(対象が本監査と関連するもの)として、第2でも触れたように、平成18年度包括外部監査(監査対象機関:商工労働部及び財団法人ひろしま産業振興機構(当時))及び平成30年度包括外部監査(同:商工労働局)がある。もともと、前者は監査から20年近くが経過し、その後現在までに社会情勢や事業内容に変化があることを踏まえ、本監査では、主に平成30年度の包括外部監査の措置状況に着目した。

本監査では、監査対象とした事業と重複する部分、具体的には、①商工労働局のワーク対象事業、②産振構の共通管理費に係る問題に着目し検討した。

具体的な検討内容、措置状況に関連する問題点は、各事業の項目の中で後述する。

第2 県の産業イノベーション推進に関する計画等

平成23年度以降の産業イノベーションに関連する県の計画(最上位計画、分野別計画等)を、「イノベーション」の定義や位置付けに着目しながら振り返った上で、現在の県の計画について説明する。

1 チャレンジビジョン計画期間(平成23年度~令和2年度)

(1) チャレンジビジョン(最上位計画)

ア ひろしま未来チャレンジビジョン(平成22年10月策定)

本件の最上位計画として、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展などの変化が進む中であって、本県の目指す姿(将来像)を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために、10年後の未来を展望して策定したビジョンとして策定された(以下「チャレンジビジョン(改定前)」という。)

チャレンジビジョン(改定前)では、県民と共に「目指す姿」を実現するため、「人づくり」「新たな経済成長」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の4つの政策分野ご

とに「目指す姿（将来像）」を掲げ、本県の「強み」を最大限に生かして様々な挑戦を行うなどとした。

4つの挑戦を具体化し推進する上での視点の一つとして「「イノベーション」による新たな価値の創造」を掲げ、「人口減少社会の中にあっても、様々な分野の「強み」を生かして新たな活力を生み出していくためには、これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと、すなわち「イノベーション」が必要です。」（14頁）との記載がある。

政策分野「新たな経済成長」では、イノベーションに関連する施策領域として「新たな産業・基幹産業」「産業人材・就労」の2つが設けられた。

イ ひろしま未来チャレンジビジョン改定版（平成27年10月）⁶

策定から5年が経過し、本県を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、これまでの取組の成果や変化の兆しをより確かなものにし、また、国の地方創生に係る政策を追い風にして、本県の目指す姿「将来像」の実現に向けて「一歩先へ」踏み出すため、従来のチャレンジビジョンを発展的に見直した（以下「チャレンジビジョン（改定版）」という。）。

政策分野「新たな経済成長」の中で、経済分野におけるイノベーションを一層促進し、また、海外市場の活力を取り込むことを目指し、領域と取組内容を再編した。その中で、従来の施策領域「新たな産業・基幹産業」と「産業人材・就労」を合わせた新たな施策領域「産業イノベーション」を設けた（以後、施策領域の名称に「イノベーション」の用語が用いられるようになった）。

「イノベーション」の定義の記載はないが、「イノベーション・エコシステム」について、「産学金官や県内外の多様なつながりの中で、新たなアイデアや価値が創造され、新しい事業が次々と生まれる事業環境」と定義されている（68頁）。

(2) ひろしま産業新成長ビジョン（平成23年7月）（分野別計画）

おおむね10年先を見据え、県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として策定された（6頁）（以下「新成長ビジョン」という。）。

県の産業振興施策の目的は、産業振興を通じて、「雇用の維持・確保」と「県民所得の向上」による「県民生活の安定・向上」を図ることであるなどとして、基本理念として、「魅力のある雇用が創出され、県民が将来に向けて大きな希望を持てる強固な経済基盤を確立します。」を掲げた（同書10頁）。

⁶ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/miraichallengevision-kaitei.html>

目指すべき姿（将来像）として、「Ⅰ 社会経済情勢や市場の動向に柔軟かつ的確に対応できる「イノベーション立県」が実現しています。」「Ⅲ 多彩な産業人材の育成・集積が、イノベーションを生み出す源泉となっています。」など4点を挙げた（同書11頁）⁷。Ⅰの中で、「県のみならず、民間企業、経済団体、国や県内市町などの行政機関、産業支援機関、大学等、様々な関係主体が連携・協働して、県内企業のイノベーションを促進することで、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化を図る「イノベーション立県」を実現します」とした。

基本方針（同書12頁以下）として、「Ⅰ 地域のイノベーション力の徹底強化」「Ⅱ 本件の「強み」や「強みの芽」の最大限の活用」「Ⅲ 常にグローバルの視点を持ちアジアの活力を取り込むこと」の3つを挙げている。

その上で、本件産業振興の方向性（新たな産業の育成／基幹産業の競争力の強化／アジア戦略）や「付加価値・競争力を高めるイノベーション力の強化」のための取組について言及されている。「イノベーション創出のための取組」の中では、成長資金の積極的供給に係る取組の一つとして、推進機構による企業に対する投資資金の提供とハンズオン方式での多面的な支援が挙げられている（同書41頁）。

イノベーションについて、「単に「技術革新」という意味ではなく、これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと」と定義されている（同書52頁「用語解説」）。

なお、新成長ビジョンが見据えた「おおむね10年先」（令和3年）が経過した後新たな分野別計画は策定されていない。その経緯を商工労働局に確認したところ、「令和3年よりひろしまビジョンが策定され、その際にアクションプランの中で目標や取組が具体的に定められているため、分野別計画は重複した内容となることから策定されていないと思われる」との回答であった。また、新成長ビジョンの達成度等の検証については、「新成長ビジョンはチャレンジビジョンの分野別基本方針であるため、達成度等の指標はチャレンジビジョンで検証されている」との回答であった。

(3) その他イノベーションに係る計画

平成25年4月に「ひろしま発産業イノベーション加速戦略 [中間報告]」が策定された。

⁷ 残る2つは、「Ⅱ アジアを中心とする成長市場を獲得しています。」「Ⅳ 観光が、本件の成長を支える産業の新たな柱となっています。」が挙げられている。

平成24年8月、県は、地域の産業界、大学、金融機関、行政機関による「地域イノベーション戦略推進会議」を創設し、将来に対する危機意識の共有や、イノベーション創出に向けた課題や今後の取組の方向性について議論を進めた。地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための当面の課題や方策を「中間報告」（以下「加速戦略」という。）としてまとめ、以下の3つの視点で施策を強化するとした（「はじめに」より）。

- ① “オール広島”による連携・ネットワークの強化
- ② 多様な創業・新事業展開の支援強化
- ③ 次代を担う人材確保・育成

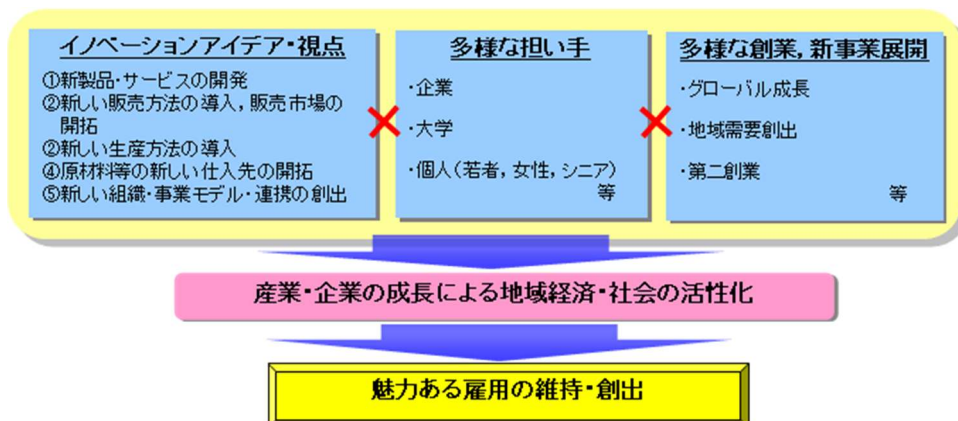
「イノベーション」の定義について、「経済学者のヨーゼフ・A・シュンペーターによれば「経済活動の中で生産手段、資源、労働力等を新たな方法で結合すること」とされている⁸とした上で、「本編では、イノベーションを「単に『技術革新』という意味ではなく、これまでの発想や手法に捉われることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造すること」（チャレンジビジョン（改定前）や新成長ビジョンの定義と同じ）と記載され、イノベーションとして捉える具体的類型の例として、①新商品・サービスの開発、②新しい販売方法の導入、販売市場の開拓、③新しい生産方法の導入、④原材料等の新しい仕入先の開拓、⑤新しい組織・事業モデル・連携の創出の5つを挙げている（同書42頁）。

「産業イノベーション」は、イノベーションのアイデアや視点を持った多様な担い手が、創業や新事業展開など様々な活動に取り組むことを通じて、自身の成長のみならず、地域経済や社会を活性化し、好影響をもたらすことである。そのコンセプトは以下の図にまとめられている（同書45頁）。

⁸ シュンペーターはイノベーションを「新結合」と称し、その五つの場合として以下を挙げている（シュムペーター「経済発展の理論（上）—企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究」塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳（岩波文庫）181頁以下）。

- 『一 新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産。
- 二 新しい生産方法、すなわち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入。これはけっして科学的に新しい発見に基づく必要はなく、また商品の商業的取扱いに関する新しい方法をも含んでいる。
- 三 新しい販路の開拓、すなわち当該国の当該産業部門が従来参加していなかった市場の開拓。ただしこの市場が既存のものであるかどうかは問わない。
- 四 原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても、この供給源が既存のものであるか—単に見逃されていたのか、その獲得が不可能とみなされていたのかを問わず—あるいは始めてつくり出されねばならないかは問わない。
- 五 新しい組織の実現、すなわち独占的地位（たとえばトラスト化による）の形成あるいは独占の打破。』

図 2-1 産業イノベーションのコンセプト



加速戦略59頁では、「現状は地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための環境（地域のイノベーション力）が十分でないため、産業イノベーション創出加速のための施策を強化し、「ひろしま産業新成長ビジョン」で掲げる目指すべき姿の実現を図る。」との記載がある。

また、本地域（広島）のイノベーションを生み出す資源について、支援機関の1つとして産振構（中核的支援機関）が、資金供給機能（公的な資金供給支援）の1つとして推進機構による投資が挙げられている（同書53, 55頁）。

なお、商工労働局に確認したところ、加速戦略（中間報告）以外の報告（最終報告など）は作成しておらず、加速戦略の内容はチャレンジビジョンに引き継がれているとの回答であった。

2 ひろしまビジョンにおける計画期間（令和3年度～令和12年度）

(1) ひろしまビジョン（最上位計画）の概要

ひろしまビジョンは、チャレンジビジョンの後継の県の最上位計画として、令和2年10月に策定された（計画期間：令和3年度～令和12年度）。ひろしまビジョンは、『将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現』を基本理念としている。

ひろしまビジョンでは、「目指す姿」（『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています ～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～』）の実現に向けて、17の施策領域を構築し、それぞれの施策を関連させ、相乗作用を生み出しながら様々な事業を推進している。

(2) 前計画（チャレンジビジョン）の評価

ア ひろしまビジョンでのこれまでの取組等の評価

ひろしまビジョン「序章 3 これまでの主な取組と成果」(4頁以下)では、チャレンジビジョンに基づく取組の評価を行っている。

チャレンジビジョン全体について、4つの政策分野を相互に関連させ、相乗効果をもたらしながら好循環する流れをつくり出してきたとした。また、県民を始め、企業、国・市町等と一丸となって取組を進めてきた結果、様々な成果や変化が現れるとともに、新たな成長に向けた芽も育ちつつあり、目指す姿の実現に向けて着実に進んでいるとした。

その中で、政策分野「新たな経済成長」における「イノベーション立県への取組」について、『「イノベーション立県」の実現に向けて、ひろしまサンドボックス等の取組を進め、多様な人材のネットワークの構築や地域における産学金官連携の推進など、県内産業を下支えする基盤的横断的な施策と本県が強みを有する技術や産業に着目した分野別振興施策を組み合わせ、イノベーションが次々と起こるイノベーション・エコシステムの構築に取り組んできました。』『こうした取組により、イノベーションを起こす意欲を持った人材によるつながりの創出や、産学官連携によるものづくり産業のデジタル化のプロジェクトの創出、県内外の人材等のマッチングによる創業など、新たな成長の芽が生まれています。』と評価している。

イ 「令和2年度施策領域別の主な取組と成果・課題」での評価

「令和2年度施策領域別の主な取組と成果・課題」の中で、「新たな経済成長ー産業イノベーション」の主な成果・評価と課題が以下のようにまとめられている。

主な成果



○ ものづくり産業のデジタル技術の活用促進や産学官連携の推進、県内外の人材等のマッチングによる新規創業や、新たな事業化プロジェクトの創出、高度で多彩な産業人材の集積などの成果によって新たな成長の芽が伸びてきており、これまでの景気の回復とも相まって、県内総生産と一人当たり県民所得は年々増加、平成26年度には伸び率が全国一位になるなど、着実な成果として現れている。

○ 県内企業の海外展開支援等により、県内に本社を置く企業の海外事業所数は着実に増加している。

【その他】

- イノベーション・ハブ事業への参加者が年間1万人以上（H29～）、ひろしまサンドボックス推進協議会の会員数が1,800者以上（H30～）となるなど、イノベーション志向の人材・企業が着実に増加している。
- 環境浄化産業における海外展開への取組着手企業は、平成24年度の4社から令和2年度の49社へ増加し、海外展開取組企業の国内事業への波及効果もあり、令和2年度売上高は1,724億円となり、目標の1,500億円を上回っている。
- ひろしま創業サポートセンター活用による創業が、2,699件（H25～R2）実現している。
- 製造業を中心とした投資誘致は、県内に拠点を置くグローバルな大手企業や外資系企業の大規模投資が促進され、令和2年度の投資・誘致件数は71件で、目標の年35件を上回った。また、IT企業などオフィス誘致は、海外大手IT企業の日本法人の進出が実現するなどの成果を上げており、誘致件数も平成28年度の6件から着実に増加し、令和2年度には31件と初めて目標の30件を達成した。
- プロフェッショナル人材の正規雇用人数は947人（H27～R2累計）と目標を大きく上回っている。

評価と課題(これまでの成果・ビジョン改定(H27)以降の社会環境の変化を踏まえて)

【評価】

- 環境浄化産業など、今後本県の新たな柱となりうる産業の成長の芽が伸びてきており、また、新たなビジネスや地域づくりなどにチャレンジする多様な人材が集まる場の創出や、第4次産業革命に対応し、AIやIoTなどの新しい技術を活用して社会課題の解決に取り組む実証実験プロジェクトが進行しているなど、「イノベーション立県」に向けた取組が着実に進んでいる。
- 県内企業の海外における事業展開の促進や、商流の確立など、海外市場の獲得が進展している。
- 新型コロナを契機に地方転職への関心が高まる中、大都市圏等の人材の地域への還流を促進し、地域のイノベーションの創出を支えるプロフェッショナル人材など、高度で多彩な産業人材の集積が着実に進んでいる。
- 一方で、企業の裾野拡大という面では開業率がまだ低く、また、医療関連産業など成長産業の育成という面ではまだ新しい産業の柱と云うところには至っていない状況もある。

【課題】

- イノベーション・エコシステムの構築に向けて、自然発生的な「つながり」や連続的なイノベーションが創出される状況までには至っていないが、イノベーション志向の人材・企業の集積や、民間による起業アイデアへの投資や事業化支援の取組及び産学官連携による地域産業振興のためのプロジェクト組成といった動きが出てきており、こうした動きを拡大させていく必要や、将来的な成長が見込まれる企業の創出に向け、創業や第二創業の活性化を進める必要がある。
- 今後の急速な技術革新や環境の変化の下での、本県産業の持続的発展のためには、本県の技術や産業分野の「強み」を活かし、ものづくりなど本県基幹産業の更なる進化や、市場の成長性が見込まれる健康・医療関連産業などの育成の加速化、新たな「強み」の創出に向けより一層注力する必要がある。
- 新型コロナの影響により、商談や商取引などの商習慣のオンライン化等が進んでいることから、ウィズ/アフターコロナ時代の新しい生活様式など社会構造の変化に対応していく必要がある。

(3) ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の概要（同書52～54頁）

ア あるべき姿、目指す姿

あるべき姿（概ね30年後）、目指す姿（10年後）を以下のように示した。

第2章
3 施策領域

産業イノベーション

あるべき姿(概ね30年後)

- 国内外の多様な人材や企業が、広島に「集い」、「つながる」ことから創出されるイノベーションにより、基幹産業であるものづくり産業や観光関連産業に続く成長産業が創出され、ほかの地域より競争優位性を有した力強い産業構造となっています。

目指す姿(10年後)

- 技術革新や新型コロナ拡大などによる急激な環境変化に対応した「イノベーション立県」の実現や更なる進化に向け、イノベーション力を強化し、県内産業の生産性の向上や、新たな付加価値の創出などを進めることにより、魅力的な仕事や雇用の場を創出し、県経済が持続的に発展しています。
- 基幹産業であるものづくり産業が、新しいデジタル技術と一体化していくことにより、新たなビジネスモデルが創出されるなど、更なる発展を遂げています。従来のものづくり技術・技能といった強みに加え、ユーザー体験に基づく共創活動により新しい価値を創出することで、次に続く成長産業が生まれるとともに、これまでにない広島の強みを生かした産業が出現しています。
- 国内外の多様な人材や企業が集積し、企業・大学・金融機関・行政などのプレイヤーが相互につながることで、様々なオープン・イノベーションが生まれ、広島が「イノベーション創出拠点」と国内外から認識されています。
- 産業振興に加え、観光振興、地域の活性化の観点からの新たな分野の投資誘致を推進し、「ビジネスを展開するなら広島」と国内外の働く人や企業から認識されています。
- 創業や第二創業、企業の成長につながる事業承継が活発に行われ、県経済を牽引する企業の育成・集積が進んでいます。
- 県内企業が、デジタル技術等の技術革新に適應し、持続的に経営改善や生産性向上を推進することにより、県経済が活性化しています。
- 多くの企業が海外展開するなど、成長し続ける海外市場の獲得が進んでいます。

イ 指標

「県の取組による付加価値創出額」の10年後の目標値（R12）を5000億円とした。



※1 基幹産業、健康・医療関連分野、環境・エネルギー分野、観光関連産業など、県の取組分野における付加価値の推計額
(R2) 1兆1,800億円 (R12) 1兆6,800億円

ウ 目指す姿の実現に向けて考慮すべき課題

以下の6点が課題として示されている。

目指す姿の実現に当たって考慮すべき課題

- これまでは、好景気などを背景に基幹産業は概ね安定的に推移していましたが、新型コロナ拡大の影響などの先行きの不透明感、次の基幹産業候補となる成長産業の芽が育ってきていないことや、県産業を取り巻く、急激に加速している技術革新の進展やウィズ／アフターコロナ時代の新しい生活様式など社会構造の変化に対応できなければ、県経済の停滞を招く恐れがあります。
- 産学官連携による新規プロジェクトの組成や、多様な人材や企業による新たなつながりが見られるものの、絶え間なくイノベーションが起こるイノベーション・エコシステム構築には至っていません。
- 国内外からの投資誘致を促進するため、事業環境や生活環境など幅広い分野での魅力向上を図るとともに、広島県の持つ強みや魅力を伝えるための発信力を強化する必要があります。
- 創業の裾野は拡大しているものの、規模の小さい地域創業が大部分であり、創業・第二創業、事業承継、M&Aなどを契機として成長を目指す企業が十分に創出されていません。
- 国内マーケットの縮小や経済のグローバル化が加速する中、付加価値創出や市場の獲得が持続的に進まなければ、県経済の衰退につながる恐れがあります。
- 県内企業等が、デジタル技術やビッグデータを活用して生産性向上や付加価値の創出を実現するために必要な知識・スキルの蓄積が十分ではなく、デジタル時代に向けたDXの推進にも支障がでる恐れがあります。

エ 目指す姿の実現に向けた取組の方向

以下9点を挙げている（同書。このうち、本監査で対象とした事業群（ワーク、後述）に対応するものは、①～④と⑥⑦（太字下線／※は一部）である。

- ① 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化 ⇒ワーク 49
- ② 広島の強みを生かした新成長産業の育成 ⇒ワーク 50
- ③ イノベーション環境の整備 ⇒ワーク 51
- ④ 産業DX・イノベーション人材の育成・集積 ⇒ワーク 52（※）
- ⑤ 企業誘致・投資誘致の促進
- ⑥ 県経済を牽引する企業の育成・集積 ⇒ワーク 54
- ⑦ 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善 ⇒ワーク 55（※）
- ⑧ 海外展開の促進
- ⑨ 企業等の研究開発の支援

目指す姿の実現に向けた取組の方向

① 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化

これまでの技術力の集積に加え、地域のR&Dセンター機能の整備や、産学官連携の深化などによりイノベーション力を強化し、ものづくりのバリューチェーンにおける付加価値率の高い領域へ進出を図り、基幹産業を更に進化させます。

② 広島県の強みを生かした新成長産業の育成

ゲノム編集技術やデジタル技術等を活用した健康・医療関連分野の更なる育成、カーボンリサイクル等のグローバル展開を含めた環境・エネルギー分野の産業集積の促進、ものづくり技術・技能の集積を生かした航空機産業における市場拡大の促進、プロスポーツの集積を生かしたスポーツ関連分野や今後の付加価値向上が見込まれる分野の育成に取り組みます。

③ イノベーション環境の整備

これまで培ってきた産学官の連携を更に深化させるとともに、「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」や「ひろしまサンドボックス」を活用し、イノベーションを起こそうとする多様な人材や企業のつながりを創出し、その質を高めていくことを通じて、スタートアップ企業を含む、新事業・ビジネス創出の好循環に資する環境整備に取り組みます。

また、イノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、従来の地域金融機関による融資のほか、ベンチャーキャピタルを通じた投資等の多様な資金調達や人材確保等の支援に取り組みます。

④ 産業DX・イノベーション人材の育成・集積

産業の基盤として必要な技術・技能に加え、デジタル技術の活用に必要な知識・スキルを習得した技術・技能人材の育成や、副業・兼業等も含めたプロフェッショナル人材の活用の促進など、産業におけるDXを担う人材やイノベーションを創出する人材の育成・集積に取り組みます。

⑤ 企業誘致・投資誘致の促進

健康・医療関連、環境・エネルギー、IT分野など成長分野に加え、大型商業施設や高級ホテルなどの集客施設等、観光振興、地域の活性化の観点からの新たな分野の企業誘致・投資誘致の促進に取り組みます。

目指す姿の実現に向けた取組の方向

⑥ 県経済を牽引する企業の育成・集積

創業の裾野拡大や多様な創業の創出とともに、事業承継やM&Aを契機とした企業の成長を支援することにより、県経済を牽引する企業の育成・集積を進めます。

⑦ 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善

中小企業・小規模企業をはじめとした県内企業の生産性向上・経営改善の持続的な推進に向け、現場改善、データやデジタル技術等の利活用促進、イノベーションを生み出す組織づくり支援、新たな事業活動に向けた計画策定支援や各種の金融支援などに取り組みます。

⑧ 海外展開の促進

海外ニーズに応じたプロダクトの発掘・価値向上や海外成長市場の更なる獲得の促進に取り組みます。

⑨ 企業等の研究開発の支援

総合技術研究所において、デジタル分野の技術を有する研究員の育成、技術支援基盤の強化を図り、既存製品の改良や新製品開発の促進といった企業や農林水産事業者等の個々の事業者ニーズに基づく共同研究等を通じた技術支援に取り組みます。

また、多様な人材や企業のつながりによるイノベーション創出に向け、国内外から人材や企業を更に集積するため、企業の研究開発機能の誘致に取り組むとともに、イノベーションの創出を加速するため、企業や、企業と大学等研究機関との連携による研究開発の取組を支援します。

オ ひろしまビジョンにおけるイノベーション等の定義について

ひろしまビジョンの中に、「イノベーション」「産業イノベーション」等のイノベーションに係る用語の定義が明記されていないことから、県に定義を確認した。

「イノベーション」について、「これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと」（チャレンジビジョン改定前）との回答があった。

「産業イノベーション」について、ひろしまビジョンの施策領域名として使われているが、「イノベーションのアイデアや視点を持った多様な担い手が、創業や新事業展開など様々な活動に取り組むことを通じて、自身の成長のみならず、地域経済や社会を活性化し、好影響をもたらすこと」（加速戦略45頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

「イノベーション立県」について、「県のみならず（中略）様々な関係主体が連携・協働して、県内企業のイノベーションを促進することで、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化を図る「イノベーション立県」を実現します」（新成長ビジョン11頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

「イノベーション力」について、「地域において産業イノベーション創出の好循環を形成するための環境（地域のイノベーション力）」（加速戦略59頁、前述）と同義との理解で差し支えないとの回答であった。

(4) アクションプラン及び事業群（ワーク）単位での進行管理

ア 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン

県は、令和2年12月、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン [広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略] 2021▷2025」（以下「アクションプラン」という。）を策定した⁹。

アクションプランは、ビジョンの実効性を確保するため、ビジョンに掲げる17の施策領域の課題や取組の方向を踏まえ、目指す姿に至るまでのギャップを埋めるための手法を戦略化し、着実に推進していくための実行計画である。アクションプランでは、まずビジョンで設定した10年後の目指す姿と指標を示し、5年後の到達点となる「目標値」と、具体的な5年間の「取組内容」、「KPI¹⁰」（重要業績評価指標）を設定している。また、個別分野に係る推進計画など、県が策定する分野別計画等も、関係する各施策領域に記載し、一体的に管理していくとしている（アクションプラン3頁）。

施策領域「産業イノベーション」においても、5年後の到達点となる「目標値」（「県の取組による付加価値創出額」（5年後）：1800億円）、具体的な5年間の「取組内容」、「目指

⁹ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に基づく、県の「まち・ひと・しごと」の創生に関する基本的な計画として位置付けられている。

¹⁰ Key Performance Indicatorの略

す姿の実現に向けた取組の方向」(ワーク) 毎のKPIを設定し、各KPIの現状値と各年度(令和3年～7年度)の目標値を設定している。

イ 事業群(ワーク)による進捗管理

ひろしまビジョンでは、施策領域毎に事業群(ワーク)を設定し、ワーク毎に「PDCAサイクルによるマネジメントを行っている。

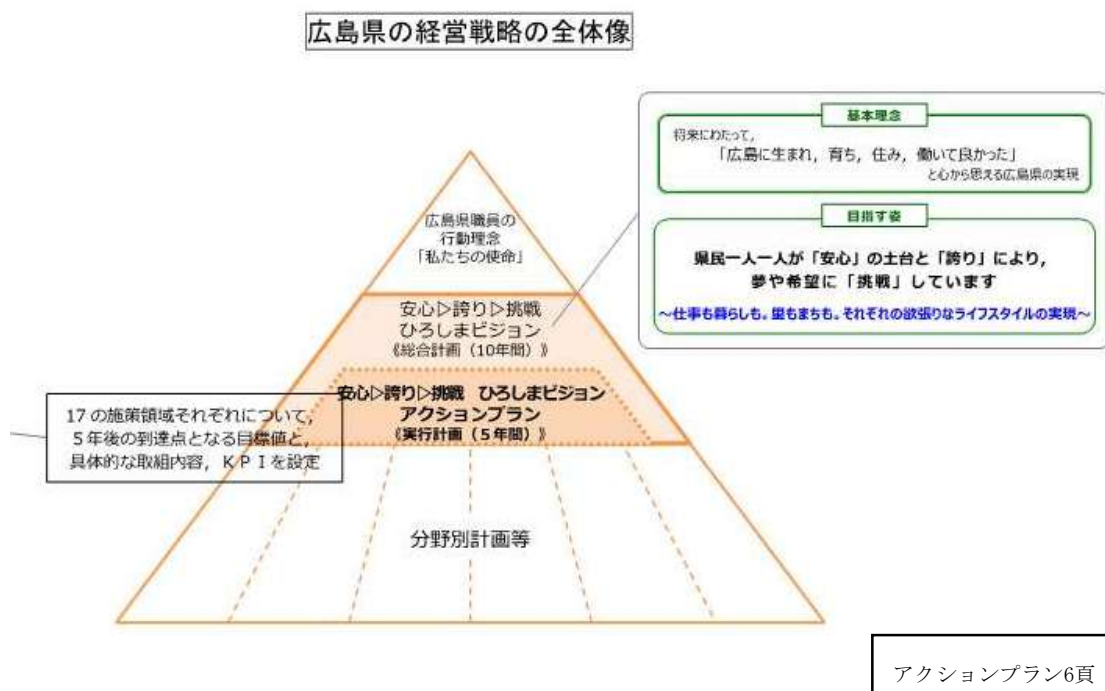
ひろしまビジョンの「産業イノベーション」における「目指す姿の実現に向けた取組の方向」(①～⑨)がそれぞれワーク49～57に対応している。

毎年度、「ワーク一覧」を作成し、ワーク毎に設定された成果目標(KPI)につき、現状値と当年度及び翌年度の目標値を記載している。

計画の検証、PDCAの進め方を確認したところ、「経営企画チームのとりまとめのもと、取組の評価と課題を踏まえ、翌年度の取組の方向性を決め、翌年度はそれに沿った事業を実行するというPDCAを回している。例えば、令和6年度の施策の場合、前年の令和5年度「主要施策の成果に関する説明書」¹¹の施策領域「産業イノベーション」の取組状況【令和6年度の取組】に記載の内容が令和6年度の施策につながっている」との回答であった。

ウ その他分野別計画等について

商工労働局に確認したところ、現在は、分野・領域別の計画は策定せず、ひろしまビジョン、アクションプラン及びワークの進行管理により事業を進めているとのことである。



¹¹ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/r5syuyousesaku.html>

3 「イノベーション立県」実現のための各種協議会等

県は、イノベーション立県実現のため、業種・分野毎に、企業や大学等の団体と共に協議会・推進会議・研究会など（以下「協議会等」という。）を設置し、協議会等を通じた産業振興やイノベーション創出等のための取組を実施してきた。具体的には以下の8つの協議会等がある。

会議名称	設立時期	概要	参考URL	担当課（名称はR7年度）
ひろしま自動車産学官連携推進会議	H27.6	2030年を目標とするビジョンを定め、集積を誇る自動車産業を中心に、独創的な技術開発や技術人材、デジタル人材の育成を中心に様々な取り組みを展開。	https://www.hirojiren.org/	自動車・新産業課
ひろしま感性イノベーション推進協議会	H26.4	人間のもつ"感性"という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造の実現に向け、人間工学や感性工学を取り入れたものづくりを推進。	https://www.h-kansei.jp/	自動車・新産業課
ひろしま航空機産業振興協議会	H26.5	企業間連携・産学官連携により、県内における強固な航空関連サプライチェーンを構築し、航空機産業の振興を図る	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-archive/aviation-industry.html	自動車・新産業課
ひろしま医療関連産業研究会	H23.11	医療機器等の分野において、県内企業の新たな事業展開を目指した企業間連携・産学官連携による取組を推進することにより、本県の健康・医療関連産業の活性化と発展に資するとともに、医療福祉の高度化に寄与することを目的とし設立	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/229/ikoupt01.html	バイオ・ヘルスケア産業課
広島バイオテクノロジー推進協議会	S60.9	広島県内の産、学、官の緊密な連絡協調により、バイオテクノロジーの開発普及に関する情報交流、調査研究、人材養成及び開発された技術活用等を積極的に推進し、広島県の産業振興と県民生活の向上に貢献することを目的とした協議会	https://inst-prev-med.hiroshima-u.ac.jp/bio/index.html	バイオ・ヘルスケア産業課 （事務局：農業技術課）
一般社団法人バイオDX推進機構	R4.1	生物がもつ遺伝情報を解読・解析する生物のデジタル化とゲノム編集による生物のプログラミングを組み合わせ、[バイオDX]によるイノベーション創出が目的	https://www.biodx.org/abou-t-bio-dx-org	バイオ・ヘルスケア産業課
ひろしま環境ビジネス推進協議会	H24.4	企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的としている	https://hiroshima-greenocean.jp/index.html	環境・エネルギー産業課
広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会	R3.5	世界的な脱炭素社会への動きを見据え、広島県がCO2削減及びカーボンリサイクル（注2）の先駆的な研究開発の拠点となり、これら技術の社会実装への取組を推進し、もって地域振興さらにカーボン・サーキュラー・エコノミーを実現することを目的とする	https://hcce.jp/	環境・エネルギー産業課

商工労働局提供資料（令和7年7月提供）を基に監査人作成

4 課題・問題点（「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について）

ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」では、「イノベーション」が施策領域の名称になっているほか、施策領域の説明中、「あるべき姿」や「目指す姿」の中で、「イノベーション」「イノベーション立県」「イノベーション力」に関する言及がある。しかし、ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにもこれら用語の定義は記載されていない¹²。

県によると、ひろしまビジョンにおける「イノベーション」の定義は、チャレンジビジョン（改定前）と同じ定義（これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアで、モノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと）とのことであるが¹³、ひろしまビジョン等に「イノベーション」の定義が明記されていない点について、「イノベーションという言葉が浸透してきたことから記載がないものと考えられる」としている。

ひろしまビジョンは、県の最上位計画として、本件行政の全体方針や構想を示すものであり（ひろしまビジョン3頁）、施策領域「産業イノベーション」に係る事業を計画、遂行あるいは評価するに際し、立ち返るべき原点に当たる。アクションプランは、ひろしまビジョンに基づき取り組むべき具体的な施策等を定める5か年の実行計画である。イノベーション及びそれに関連する用語の定義がひろしまビジョンやアクションプランに明記されていないため、県の計画上のこれら用語の定義、意義を確認することが困難である。

しかも、県が独自に定めた「イノベーション」の定義は、一般で広く用いられる定義と同義ではない。後述するように、「イノベーション」を称する県の事業・組織には多種多様なものがある。県は「イノベーション」の定義が浸透したとするが、県民全体にまで浸透しているとまではいえないと思われる。

したがって、県としての「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載することが望まれる（計画期間等の関係で直ちに記載することが困難である場合は、各年度の産業イノベーションの施策説明資料（施策及び事業案の概要等）に明記するなどの代替措置をとることが考えられる）。

¹² ひろしまビジョン52, 53頁の「用語解説」には「オープンイノベーション」や「イノベーション・ハブ」の定義が、巻末「(参考) 策定検討資料」の用語解説（96頁）には「イノベーション・エコシステム」の定義等が記載されているが、「イノベーション」そのものの定義の記載はない。

¹³ 各事業レベルでは、例えば、イノベーション人材等育成事業補助金交付要綱（ワーク52）の3条において、イノベーションの定義につき、監査人が商工労働局に確認した内容と同一の定義付けがなされている。

5 課題・問題点（付加価値創出額の算定方法）

ひろしまビジョン及びアクションプランでは、施策領域「産業イノベーション」のビジョン指標である「県の取組による付加価値創出額」の目標値を、5年後（R7）：1800億円、10年後：5000億円に設定している¹⁴。

付加価値創出額が、名目額、物価変動を調整した実質額のいずれであるかを県に確認したところ、名目額であるとの回答を得た。

近年、物価上昇による、経済統計の名目額と実質額の乖離傾向（後者が前者を下回る傾向）が見受けられることから、付加価値創出額への影響が考慮されているのかを確認したところ、特に考慮していないとの回答であった。

日本の名目国内総生産（GDP）（支出側）は、令和5年度が619.4兆円（前年度比4.7%増）、令和6年度が642.4兆円（同3.7%増）であった（令和7年12月23日内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2024年度（令和6年度）国民経済計算年次推計（2020年（令和2年）基準改定値）（フロー編）ポイント」1頁）。GDPデフレーター¹⁵（令和2年度：0.9）は近年プラスに転じている（下記グラフ参照）。

前記ビジョン指標の目標値（10年後：5000億円）の達成には、年平均約3.6%の付加価値増が必要であるところ¹⁶、令和5年度以降のGDPデフレーターは「+3%」を超えており、現在の経済情勢は、物価上昇分のみで指標の達成に必要な付加価値創出額（名目額）の増加をほぼ達成しうる状態とも考えられる。

県の付加価値創出額（名目額）が上昇しても、物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないかと。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

¹⁴ 基幹産業、健康・医療関連分野、環境・エネルギー分野、観光関連産業など、県の取組分野における付加価値の推計額（R2）1兆1,800億円→（R7）1兆3,600億円→（R12）1兆6,800億円を目標としている。

¹⁵ 名目GDPを実質GDPで割ることによって算出される数値

¹⁶ $1兆6800億円 \div 1兆1800億円 \approx 1.4237288$ $(1.4237288)^{0.1} - 1 \approx 0.0359$

図1-1 GDP成長率(名目・実質)

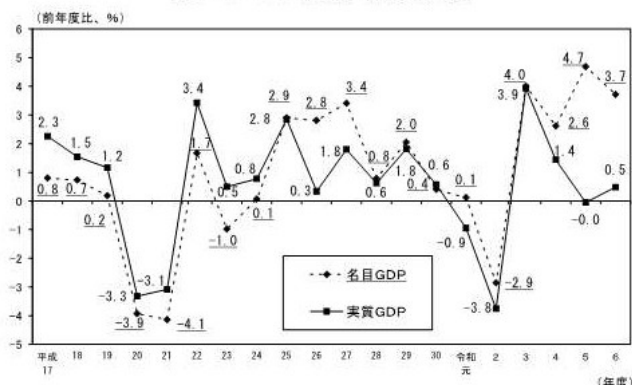
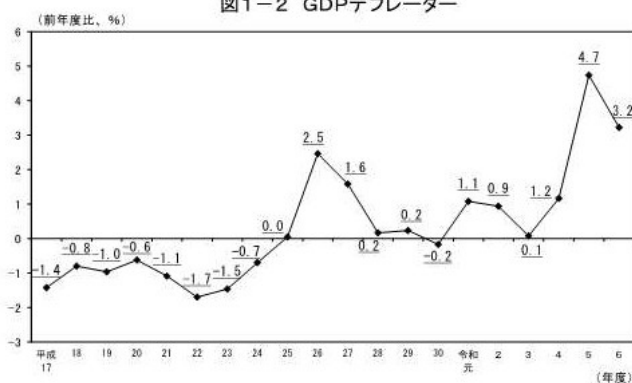


図1-2 GDPデフレーター



(参考) 令和7年12月23日内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「2024年度(令和6年度)国民経済計算年次推計(2020年(令和2年)基準改定値)(フロー編)ポイント」2頁

6 意見

(1) 【意見】「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義の記載について

ひろしまビジョン、アクションプランのいずれにも「イノベーション」や「イノベーション立県」「イノベーション力」の定義は記載されていない。

県が独自に「イノベーション」の定義を設けていることも踏まえ、「イノベーション」及びそれに関連する用語の定義をひろしまビジョンやアクションプランに記載する(直ちに記載することが困難である場合は、各年度の施策説明資料等に記載するなどの代替措置をとる)ことが望まれる。

(2) 【意見】付加価値創出額の算定方法

付加価値創出額は名目額で算出され、近年の物価上昇による影響が考慮されていない。

県の付加価値創出額に物価上昇による影響を適正に織り込まれなければ、付加価値創出額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるのではないかと。例えば、「付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

第3 令和6年度事業の概要（産業イノベーション）

1 ワーク一覧（令和6年度）

令和6年度の施策領域「産業イノベーション」に係る事業群（ワーク）は、以下の表記載のとおり設定されている（「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づくワーク一覧（令和6年度）より）。

本外部監査では、イノベーションの推進に関連性が高いものとして、新たな産業の創出、基幹産業の高度化・高付加価値化に係る事業に着目し、施策領域「産業イノベーション推進」に位置付けられるワーク中、ワーク49、50、51、52（イノベーション推進チーム及び産業人材課所管のみ）、54及び55に関連する事業を中心に監査を行った。

第4以下でワーク毎に事業の内容等につき報告する。各ワークについて、事業の執行状況、負担金・補助金、委託契約の概要を記載した県作成の表（調書）を掲載し、各事業等を補足説明した上で、監査人が認識した課題・問題点につき、指摘・意見を述べる。

領域	取組の方向（ワーク） 成果目標	現状値		令和6年度 目標	令和7年度 目標
			年度		
産業 イ ノ ベ ー シ ョ ン	ワーク：49 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（担当当局：商工労働局）				
	1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）	1,599万円	R3	1,630万円	1,680万円
	ワーク：50 広島の強みを生かした新成長産業の育成（担当当局：商工労働局）				
	健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）	290億円 (968億円)	R4	327億円 (1,090億円)	345億円 (1,150億円)
	環境・エネルギー分野の付加価値額（売上額）	917億円 (2,153億円)	R4	846億円 (2,026億円)	892億円 (2,135億円)
	環境・エネルギー分野の取組企業数	149社	R4	160社	170社
	県内航空機産業の付加価値額	447億円	R3	567億円	584億円
	ワーク：51 イノベーション環境の整備（担当当局：商工労働局）				
	イノベーション実現企業率※ ※文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の調査に加えて、県として独自で調査を実施する	45%	R4	43%	45%
	イノベーション活動実行企業率※ ※文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の調査に加えて、県として独自で調査を実施する	54%	R4	48%	50%
	広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルケース開発等の導入企業数（累計）	69社	R4	75社	80社
	広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数	707人	R4	160人	160人
	ワーク：52 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（担当当局：商工労働局）				
	データサイエンス人材育成人数	76人	R4	45人	54人
	県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数（累計）	79人 (R3～4)	R4	180人 (R3～6)	225人 (R3～7)
	高度外国人材の県内企業への就職者数（累計）	12人 (R3～4)	R4	24人 (R3～6)	30人 (R3～7)
	プロフェッショナル人材の正規雇用人数（累計）	660人 (R3～4)	R4	710人 (R3～6)	900人 (R3～7)
	（参考） マッチング率（成約数/企業訪問件数）	28.6%	R4	24.0%	25.0%
	県立技術短期大学校修了時技能検定※合格者数（累計） [うち技能検定2級取得者数] ※技能検定：働く上で必要とされる技能を評価する国家検定制度。2級は職場内の作業について改善提案ができるレベル。（1級取得には実務経験が必要なため、県立技術短期大学校で取得可能な等級は2級までとなる。）	24人 [0人]	R4	91人 [25人] (R3～6)	121人 [34人] (R3～7)
	ワーク：53 企業誘致・投資誘致の促進（担当当局：商工労働局）				
多様な人材・企業の集積のための投資誘致件数（IT企業、本社・研究開発機能等）	24件	R4	30件	30件	
製造業等の拠点機能強化のための投資誘致件数	104件	R4	50件	50件	
地域の活性化に着目した集客施設の誘致件数（商業施設・ホテル等）	0件	R4	—	2件 (R3～7)	
ワーク：54 県経済を牽引する企業の育成・集積（担当当局：商工労働局）					
地域未来牽引企業数（累計）	97社	H29～R4	120社 (R3～6)	150社 (R3～7)	
M&A件数（事業引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関）	104件	R4	130件	140件	
ワーク：55 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（担当当局：商工労働局）					
生産性向上の取組実施企業数（累計）	325社	R4	400社 (R3～6)	500社 (R3～7)	
経営革新計画承認件数	158件	R4	140件	150件	
ワーク：56 海外展開の促進（担当当局：商工労働局）					
重点品目（かき）の輸出額	18.3億円	R4	11.1億円	12.6億円	
海外との連携を通じた新しい価値を生み出すビジネス展開件数	0件	R4	3件	3件	
ワーク：57 企業等の研究開発の支援（担当当局：総務局）					
デジタル技術の活用による事業者等の課題解決件数（累計）	113件	R4	128件 (R3～6)	166件 (R3～7)	

2 主な施策及び事業（令和6年度）

(1) 予算編成のポイント

「令和6年度施策及び事業案の概要（商工労働局）」の中に、以下の記載がある。

「物価高騰・人手不足に直面する事業者を後押しするため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた取組や、生産性向上に向けた取組を行っていく。

また、『安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン』で掲げている、イノベーション立県の実現に向け、広島県の有する強みを伸ばす取組や、事業者の挑戦を後押しする取組に注力するとともに、労働者が高い成長性が見込まれる分野へ円滑かつ自由に移動することができる社会の実現に向けた取組を推進するほか、「ひろしまブランド」の価値を高め、国内外から共感を得て、選ばれる好循環を創出する取組に注力する。」

(2) 令和6年度施策及び事業案の概要及び主要事業

「令和6年度施策及び事業案の概要」の商工労働局説明資料¹⁷において、施策領域「産業イノベーション」に係る主要事業が挙げられている。これは、ひろしまビジョン等に基づき、特に新規性のある取組といった観点を踏まえて選定したものである（すべての関連事業を網羅しているわけではない）。成果目標として、各主要事業につき、事業目標と関連するワーク及びワーク目標が記載されている。

この中でワーク49、50、51、52（イノベーション推進チーム及び産業人材課所管）、54及び55に関連する事業として以下がある。いずれも「県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し」に関連する事業に位置付けられている。

本監査では、これら主要事業に着目して監査を行った。

- ① カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業
- ② 次世代ものづくり基盤形成事業
- ③ 健康・医療関連産業創出支援事業
- ④ 環境・エネルギー産業集積促進事業
- ⑤ イノベーション・エコシステム形成事業
- ⑥ 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業
- ⑦ ひろしまサンドボックス事業
- ⑧ イノベーション人材等育成・確保支援事業
- ⑨ 中小企業イノベーション促進支援事業

¹⁷ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zaiseiyosann/6tosyo-gaiyo.html>

(3) 令和6年度主要施策の成果に関する説明書

県ウェブサイトにおいて、令和6年度主要施策の成果に関する説明書（安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン実施状況報告書）（以下「R6主要施策の成果に関する説明書」という。）が公表されている¹⁸。

ひろしまビジョン進捗状況として、KPI（重要業績評価指標）の令和6年度の目標に対する達成率¹⁹は、施策領域「産業イノベーション」につき、達成率71.4%²⁰となっている（参考：県の全KPIの達成率は56.0%）。

ひろしまビジョンの事業群（ワーク）の令和6年度の成果目標に係る実績について、同説明書「2 主要事業の成果」>「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」>「(1) 県民の挑戦を後押し」>「ウ 県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し」の中で、前記①～⑨の事業の成果が報告されている。また、「2 主要事業の成果」>「物価高騰への対応」の中で「新たな価値づくり研究開発支援事業」（ワーク49）が報告されている。本監査でも必要に応じて記載内容を引用する。

第4 基幹産業であるものづくり産業の更なる進化（ワーク 49）

1 取組の方向（ワーク）の概要

基幹産業であるものづくり産業の更なる進化、具体的には、これまでの技術力の集積に加え、地域のR&Dセンター機能の整備や、産学官連携の深化などによりイノベーション力を強化し、ものづくりのバリューチェーンにおける付加価値率の高い領域へ進出を図り、基幹産業を更に進化させるとしている（「イノベーション力」の定義につき第2参照）。

2 成果目標及び進捗状況

(1) 成果目標（KPI）の設定

「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を以下のように設定した（アクションプラン54頁）。

¹⁸ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/r6syuyousesaku.html>

¹⁹ 令和6年度に目標設定があるKPIのみを抽出、達成率は（達成KPI数）／（達成KPI数＋未達KPI数）で算出、達成指標数には概ね達成（令和5年度実績と令和6年度目標の増減値に対して9割以上到達）したものを含む

²⁰ 産業イノベーション全KPI数26／達成KPI数15／未達KPI数6／実績未確定5

KPI	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
1人当たりの付加価値額 (輸送用機械器具製造業)	1,599 万円 (H30)	1,220 万円	1,425 万円	1,585 万円	1,630 万円	1,680 万円

「1人当たりの付加価値額」は、「経済構造実態調査(経済産業省)の産業中分類コード31輸送用機械器具製造業の付加価値額²¹÷従業者数」にて測定している。

令和6年度の目標は1630万円、令和7年度の目標は1680万円と設定されている。

(2) 成果目標の達成状況

これまでに確認された達成状況は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」114頁より）。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
1人当たりの付加価値額(輸送用機械器具製造業)	目標	1,220 万円	1,425 万円	1,585 万円	1,630 万円	1,680 万円
	実績	1,599 万円	1,742 万円	1,416 万円	【R8.9 判明】	
	達成状況	達成	達成	未達成	【R8.9 判明】	

前々年度(令和4年度)の実績は1742万円²²(令和3年度比でプラス143万円)であったが、付加価値額の伸びの要因は、サプライヤー(部品メーカー)ではなくマツダ株式会社の業績によるところが大きいと県は分析している。

各年度の数値目標は上記の表のとおりである。アクションプラン期間中の実績に基づき数値目標を変更(増減)することはしないとのことである。

3 課題・問題点(成果目標の算定方法)

「1人当たりの付加価値額(輸送用機械器具製造業)」の計算が名目額、(物価変動を調整した)実質額のいずれであるかを県に確認したところ、名目額であるとの回答であった。

第2でも述べたように、近年の物価上昇の傾向を踏まえると、その影響を適正に織り込まれなければ、1人当たりの付加価値額の上昇が「県の取組による」ものであると評価することが困難になるおそれがある。例えば、「1人当たり付加価値創出額」の実質的な成長を評価し、指

²¹ 付加価値額の計算方法は以下のとおり。

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額)－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

²² 国統計の公表数値訂正(令和7年8月29日経済産業省「2022年及び2023年経済構造実態調査」製造業事業所調査の統計表の訂正について)を踏まえた訂正後の金額。

標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

4 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績

令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

関係事業としては以下3件がある。

- ①次世代ものづくり基盤形成事業
- ②カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業
- ③新たな価値づくり研究開発支援事業

事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備考
		国	県	その他	数量 A	予算額 B (円)	数量 C	率C/A ×100 (%)	執行額 D (円)	
次世代ものづくり基盤形成事業 (工鉦業振興費)	激変する事業環境下においても、本県のつくり企業が持続的に競争優位性を確保できるようにするため、新技術の創出に向けたシーズ探索や技術人材の育成を支援するとともに、産学官連携の取組を支援することにより、将来にわたるものづくり基盤の形成を図る。		10/10		当初	156,959,000			143,807,999	92.3%
					補正	△ 1,175,000				
					計	155,784,000				
カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業 (工鉦業振興費)	カーボンニュートラルに積極的に取り組む企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、企業の取組状況に応じた支援、意識醸成、価値創出に向けたコミュニティ形成を行う。		10/10		当初	75,000,000			74,955,800	100.0%
					補正	△ 42,000				
					計	74,958,000				
新たな価値づくり研究開発支援事業 (工鉦業振興費)	物価高騰の影響による厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、県内企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場(客先)ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発を支援する。	10/10			当初	0			0	0.0%
					補正	386,000,000				
					計	386,000,000				

各事業の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」より）。

① 次世代ものづくり基盤形成事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
応用・実用化移行見込件数	7件 (うちデジタル領域1件)	6件 (うちデジタル領域2件)	6件 (うちデジタル領域2件)
共創活動参画企業数	24社	25社	26社
開発人材育成数	63人	50人	52人

自動車メーカー等のニーズに合致するシーズの探索、実験、検証・評価を行う研究活動(15テーマ)を地域企業26社の参画を得て協働実施した。令和6年度は、これまでの「EV研

究プロジェクト」によるEV化への対応に加えて、ユーザーデータの分析・活用によるユーザーニーズ把握や解析など、県内サプライヤーのマーケティング強化支援を新たに行った結果、事業目標である自動車メーカーへの提案等、応用・実用化の段階まで到達した件数は6件（うちデジタル領域は2件）となり、目標を達成した。また、デジタル化・EV化に対応した開発人材の育成については、EV関連の研修カリキュラムを充実させたことなどにより、地域企業の技術者等52人の知識・技術力の向上を図ることができた（同書401頁）。

② カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
モデル化実証創出件数	—	1件	1件

欧州における環境規制等に対応するため、カーボンフットプリントの算定をテーマとして、県内企業4社とワークショップ及び実証活動を行うことで、県内の先進事例として横展開できるモデルを1件創出し、事業目標であるモデル化実証創出件数を達成した（同書399頁）。

③ 新たな価値づくり研究開発支援事業

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
研究開発支援件数	8件	10件	11件

物価高騰などにより研究開発に影響が出ていることから、令和5年12月補正で令和4年12月補正より予算を増額し、公募を行ったところ、前年度の約2倍となる23件の応募があり、うち11件を採択した。また、応募の全てが重点型（デジタル化、カーボンニュートラル）のテーマとなった（同書484頁）。

5 補助金、負担金

(1) 単独事業

以下の3件（負担金1件、補助金2件）がある。

【負担金】 (令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年 度	交付先 (交付事業者 数)	対象 事業費 (円)	補助率 等(%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月 日)	交付額 (円) (交付年月 日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
次世代ものづくり基盤形成事業 (平成29年度)	「2030年産学官連携ビジョン」の実現を推進する会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議」の事業運営費	6	ひろしま自動車産学官連携推進会議	3,339,000	定額	3,339,000 (06.6.10)		2,816,562 (07.5.13)	2,816,562 (06.6.28)	広島県補助金等交付規則	(効果)イノベーション立県の実現	ソフト事業概算払

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者 数)	対象 事業費 (円)	補助率 等(%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び効果等	備考
次世代ものづくり 基盤形成事業 (平成24年度)	次世代自動車技術への 対応を推進するための 支援組織の運営費	6	(公財)ひろしま 産業振興機構	43,582,000	定額	43,582,000 (06.4.1)	07.3.31	40,504,740 (07.5.9)	40,504,740 (07.5.27)	自動車関連産 業集積支援事 業費補助金交 付要綱	(効果) 県内中小企業の次 世代自動車技術への 対応を推進	ソフト事業 概算払 額の変更あり
次世代ものづくり 基盤形成事業 (平成26年度)	「新技術トライアル・ラ ボ」の設置運営に係る 経費に対する補助	6	(公財)ひろしま 産業振興機構	96,623,101	定額	96,623,101 (06.6.21)	07.3.31	89,640,325 (07.4.10)	89,640,325 (07.5.27)	新技術トライ アル・ラボ運営事 業費補助金交 付要綱	(効果) 技術構想(研究計 画)の企画立案や 優位性の検証によ り、革新的な技術 の芽出しを活性化	ソフト事業 概算払 額の変更あり

(2) 単独事業以外

以下の1件(補助金)である。

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先	対象 事業費(円)	補助率等(%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	備考
					県	国						
新たな価値づくり 研究開発支援 事業(ものづくり 価値創出支援 事業) (令和2年度)	県内製造業者が、単独ま たは民間企業等の事業 者、大学等研究機関と実 施する応用・実用化開発 に対して、開発に要する 経費の一部を支援するこ とで県内経済・雇用への 波及効果が見込まれる。	R6年 度 (R5繰 越)	(株)三和ド ック外13件	618,043,463	1/2、 2/3、 10/10	100	376,271,000 (R7.2.28)	R7.2.28	366,320,000 (R7.3.18)	366,320,000 (R7.3.27)	ものづくり 価値創出支 援補助金交 付要綱	R5→R6繰越 ソフト事業 額の変更あり

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各負担金・補助金につき、帳票類(負担金:支出調書、負担金の根拠、交付先団体の規約や収支決算等/補助金:交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等)を確認した。

さらに、以下の事業(令和6年度)については、帳票類一式も確認した。

- ① 「ひろしま自動車産学官連携推進会議」事業運営費
- ② 自動車関連産業集積支援事業費補助金

6 ひろしま自動車産学官連携推進会議運営費負担金(負担金)

(1) 概要

イノベーション立県の実現のため、「2030年産学官連携ビジョン」の実現を推進する会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議」(以下「ひろ自連」という。)の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額(令和6年度)

交付の対象:ひろしま自動車産学官連携推進会議(ひろ自連)

交付決定額3,339,000円/交付額2,816,562円

(3) ひろ自連について

ひろ自連は、広島のものづくり産業が直面する環境・技術・人材の課題に対応するため、産学官が連携し2015年に発足した。「2030年産学官連携ビジョン」の実現に向け、自動車産業を中心とした技術開発やデジタル人材の育成など、様々な取組を進めてきた。

常任団体は、県、産振構のほか、中国経済産業局、広島市、広島大学、マツダの産学官6団体により構成されている。組織は、代表者会議の下、3つの委員会（クルマづくり価値創造委員会など）と5つの専門部会（パワーソース専門部会など）が設置されている。

事務局は、カーテクノロジー革新センター（産振構）内に設置されている²³。

(4) 負担金の交付理由、事業運営費の県の負担割合

ひろ自連の原資は常任団体が負担金等として支出する（ひろしま自動車産学官連携推進会議会則16条）とされ、前記6団体のうち、県のほか、マツダ株式会社、広島大学、広島市の4者が等分で負担している。残る2団体が負担していない理由を確認したところ、産振構は広島県の外郭団体のため負担は免除、中国経産局は自身が行う予算事業においてひろ自連での議論内容を反映させていくという整理のもと負担は免除という扱いとなっているとの回答であった。

県は、ひろ自連による地域の産学官連携による協働事業の企画、推進、実行、評価は、県のビジョンで目指す「イノベーション立県」の実現に資するものであるため、ひろ自連の事業に要する経費を負担することは、必要かつ妥当なものであるとして、広島県補助金等交付規則（以下「県補助金等交付規則」という。）に基づき負担金を交付している。

令和6年度は、負担金3,339,000円が令和6年6月28日に概算払され、その後負担金返還金として令和7年5月19日に522,438円が返金された（前記4者の当初負担金額／負担金返還金はいずれも同額）。

概算払時の県の帳票（伺い文）を確認したところ、「本会議には自己資金がなく、全額構成団体からの負担金により賄われており、会議で実施する事業を行うためには、概算払をする必要がある。したがって、県補助金等交付規則16条1項²⁴の規定により、概算払で交付することとする。」と記載されていた。

²³ ひろ自連ウェブサイト「ひろ自連について」より（令和7年10月閲覧）
<https://www.hirojiren.org/hirojiren/>

²⁴ 第16条（交付の特例）

1 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

ひろ自連の決算報告によると、過去3年間（令和4～6年度）の負担金支出実績は以下のとおりである（広島大学、マツダ株式会社、広島市もそれぞれ県と同額を負担²⁵）。

	県負担金（円）	負担金返還金（円）	返還割合（％）※
令和4年度	3,339,000	746,438	22.4%
令和5年度	3,339,000	408,311	12.2%
令和6年度	3,339,000	522,438	15.6%

※小数第二位を四捨五入

ひろ自連決算報告を基に監査人作成

毎年一定の負担金返還金が発生していることとの関係で、交付決定額全額を概算払する必要性を県に確認したところ、「ひろ自連には自己資金がなく、事業実施に充てる資金が必要なため概算払を実施しており、マツダや広島大学といった行政機関以外の団体との足並みをそろえるため、年度当初に一括で概算払を行っている」との回答であった。

(5) 負担金による効果測定

ひろ自連の負担金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「ひろ自連では、構成員の各団体で地域企業支援の方向性を議論し、大きな方向性を一致させ、それぞれの取組を実行していくという位置付けのため、ひろ自連の議論に基づく県の取組が、付加価値額創出につながるという考え方である」旨の回答であった。

7 課題・問題点（負担金を一括して概算払している点）

過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払額は毎年3,339千円で固定している一方、返還金額には変動がみられる（割合で10～20%程度）。返還金額に変動がある一方、一括して全額を概算払する扱いに変更はない。概算払額に対する返還金の割合が著しく大きいとまではいえないが、概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえると、今後もひろ自連への負担金を支出するのであれば、全額を一括して概算払することの相当性について、後述する概算払の金額の検討と併せ、随時検討することが必要である。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払（前金払）交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

²⁵ 広島大学とマツダ株式会社は、令和6年度、各々への令和5年度返還金相当額をひろ自連の繰越金とし、同繰越金と令和6年度負担金を合わせて3,339,000円を負担している。

8 課題・問題点（概算払の金額について）

過去3年度、負担金額（概算払から返還金を控除した額）には変動がみられるが、概算払額は同一となっている（毎年3,339千円）。年度の負担金額を踏まえ、ひろ自連及び常任団体等と協議し、概算払額の見直しを含めて検討することが必要である。

9 課題・問題点（負担金の概算払に係る内部決裁について）

負担金の概算払は、「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるとき」（県補助金交付規則16条1項）、すなわち、精算払では支障がある場合に交付の特例として認められるものである。負担金全額を一括で概算払するのであれば、①概算払をする必要性及び②負担金額全額を概算払する必要性の双方を満たして上記要件を満たすが、伺い文を見ると、②に係る必要性の記載が不十分である。

決裁時の帳票類に、概算払の要件を満たすと判断した理由を明記することは、当該決裁の妥当性を事後に判断するために必要である。したがって、全額を概算払する場合は、伺い文に上記②の必要性についても明記することが望まれる。

10 次世代自動車技術への対応を推進するための支援組織の運営費（補助金）

(1) 概要

地域経済の要である自動車産業が形成するサプライチェーンの維持及び発展を図るため、産振構が行う「カーテクノロジー革新センター」²⁶の運営費を、県内中小企業の次世代自動車技術への対応を推進すべく、産振構に交付するものである（自動車関連産業集積支援事業費補助金交付要綱1条）。

令和6年度主要事業「次世代ものづくり基盤形成事業」に位置付けられている。

カーテクノロジー革新センターは、県内の自動車関連企業の国内事業の継続につながる新製品開発と高い技術力の維持を目的に、平成25年4月、それまでの「カーエレクトロニクス推進センター」²⁷を発展的に改組し設立された²⁸。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：ひろしま産業振興機構（産振構）

²⁶ カーテクノロジー革新センターウェブサイト <https://www.hiwave.or.jp/atic/index.php>

²⁷ 県が「ひろしまカーエレクトロニクス戦略（平成20年6月策定）」に基づき、同年7月、産振構内に設置した、カーエレクトロニクス分野における研究開発や人材育成の推進、多様な連携体制の構築を担う組織（新成長ビジョン「用語解説」より）

²⁸ 同センターウェブサイト「2013年度のトピックス／イベント」>「カーテクノロジー革新研究会 第1回講演会 「マツダ（株）技術ニーズ発信会」のご案内」より
<https://www.hiwave.or.jp/atic/wp/?p=1424>

交付決定額43,582,000円／交付額40,504,740円

概算払2回（令和6年4～7月分：同年7月19日付8,743,000円／同年8～11月分：同年11月19日付14,735,000円）及び精算払1回（令和7年5月27日：17,026,740円）の3回に分けて交付された。

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び自動車関連産業集積支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、以下の4つの事業で構成されている（同要綱2条）。

① 知のネットワーク形成事業（交付決定額25,699,000円／交付額24,274,411円）

カーテクノロジー革新センターにセンター長、課長、デジタル人材育成コーディネーター、人材育成推進コーディネーター、専門員を配置し、開発テーマの提案、企業間又は産学官連携による新ビジネスの組成を行う。また、企業のニーズや保有技術、他地域の取組み等についての調査活動を行う。これらの業務に付随して、総務企画グループでは、給与及び収支に関する事務、理事会報告等に関する事務などを担う。

② カーテクノロジー革新研究会運営事業（交付決定額3,313,000円／交付額2,718,871円）

自動車関連産業に関する情報提供、企業間や産学のネットワーク強化を目的として研究会及びその関連活動を運営する。講演会による最新業界動向に関する情報提供を行うほか、これらを通じた共同研究開発プロジェクトの組成等を推進する。

③ 広報事業（交付決定額310,000円／交付額305,198円）

当センターの事業内容について広く周知するために、ホームページの更新及びパンフレットの配布等を行い、参加者の増加等を図る。

④ 研究開発及び人材育成支援事業（交付決定額14,260,000円／交付額13,206,260円）

地元サプライヤーを対象として、期待される技術人材の育成を目指し、自動車技術を基礎的かつ体系的に学び、自動車全体視点から技術を考える目を養う「自動車工学基礎講座」等の自動車専門の研修講座を実施する。受講者が能力向上に向けた自己啓発の重要性を再認識できるよう、プログラムを構築する。地元サプライヤーに対して、AI・IoT導入に対する機運醸成を図るため、スマートファクトリー等に関する講座やサプライヤーの自動車向けデジタル分野の研究開発に対応するための人材育成に関する講座を実施する。

(4) 事業実績（実績報告書より）

① 知のネットワーク形成事業

カーテクノロジー革新センターにセンター長、コーディネーターを配置し、開発テーマの提案、企業間又は産学官連携による新ビジネスの組成を行っているほか、企業ニーズの把握、研究課題の抽出、企業連携の推進等、サプライヤー支援を行っている。

産学官連携活動として、ひろ自連での活動を続けている。

調査等活動として、企業ニーズの調査、業界動向調査、施策への勧誘等の活動を行っている（訪問等研修（産振構規程による出張件数）合計59人回）。

② カーテクノロジー革新研究会運営事業

本県に幅広く集積する自動車部品メーカーを中心に構成されていた「カーテクノロジー革新研究会」を通じ、自動車分野における将来ニーズや地域で取り組むべき課題の明確化と共有化、事業化を見据えた地域企業の技術開発の支援に取り組んでいる。

カーテクノロジー革新研究会会員数：301名（内訳：産251、学18、官等32）。

令和7年3月6日に自動車専門技術セミナー「EV化に向けてサプライヤーが把握しておくべき戦略と技術2025」を開催した（受講者148名（54社））。

③ 広報事業

当センターの事業内容について広く周知するため、戦略や最新の活動内容等の紹介が可能となるよう、ホームページを更新した。

④ 研究開発及び人材育成支援事業

「自動車工学基礎講座」（振動騒音、生産技術、材料と加工法等）を地元自動車メーカーと共同で、オンラインにより実施した（受講者105名（33社））。また、自動車専門技術に関するe-Learning講座公開とウェブセミナーを開催した。加えて、サプライヤーの研究開発力の強化を目指し、自動車分野に必要なデジタル系研修を年間に9回を予定として、5回を実施した。

(5) 補助金による効果測定

本補助金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「カーテクノロジー革新センターへの補助金支出により主に人材の育成を行っており、「開発人材育成数」を事業目標として設定していた。開発人材が育成されることにより、企業の技術開発力強化が行われ、その結果、「応用・実用化移行見込件数」が増加し、実用化・製品化がなされることにより、企業の売上げが増加し、付加価値額の増加につながるという関連性である」旨の回答であった。

11 「新技術トライアル・ラボ」の設置運営に係る経費に対する補助（補助金）

(1) 概要

地域経済の要である自動車産業が形成するサプライチェーンの維持及び発展を図るため、カーテクノロジー革新センターの「新技術トライアル・ラボ」（呉市阿賀南2丁目10-1 県立総合技術研究所西部工業技術センター内）の設置運営に係る経費を産振構に交付するものである。技術構想（研究計画）の企画立案や優位性の検証により、革新的な技術の芽出しを活性化する効果をねらいとしている（新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金交付要綱1条）。

令和6年度主要事業「次世代ものづくり基盤形成事業」に位置付けられている。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：ひろしま産業振興機構（産振構）

交付決定額97,538,000円（変更後96,623,101円）／交付額89,640,325円

概算払2回（令和6年4～7月分：同年7月19日付28,989,000円／同年8～11月分：同年11月19日付28,394,000円）及び精算払1回（令和7年5月27日：32,257,325円）の3回に分けて交付された。

(3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及び新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、以下の2つの事業で構成されている（要綱2条1項）。

① ラボ運営事業（交付決定額55,138千円（変更後54,224千円）／交付額49,369,756円）

先行開発分野がまだ弱い県内自動車部品サプライヤーに対し、自動車メーカーのニーズに合致した新技術開発を支援するため、県立総合技術研究所西部工業技術センター内に「新技術トライアル・ラボ」を設置・運営する。同ラボには、5名の研究員を配置し、外部コンサルからの助言等を受けつつ、カーテクノロジー革新センターのコーディネーターや課長と連携して、自動車メーカーの技術ニーズを中心にした技術構想（研究計画）の企画立案や研究会活動、予備的な実験等を行う。また、EV研究のために必要となる機材や研究車両を設置する。これらの業務に付随して、総務企画グループが、給与及び収支に関する事務、理事会報告等に関する事務などを担う。

② 技術構想企画検証事業（交付決定額42,400千円／交付額40,270,569円）

新技術トライアル・ラボの専従研究員やカーテクノロジー革新センターのコーディネーターが掘り起こしたシーズ技術について、立案した技術構想を検証し、県内企業における当該技術の採用可否を探るため、ラボ研究員が予備的な実験や調査を行う。

(4) 事業実績（実績報告書より）

① ラボ運営事業

新技術トライアル・ラボには、新技術トライアル・ラボ統括リーダーを1名、テクニカルスペシャリストを4名配置し、外部コンサル（2名）からの助言等を受けつつ、カーテクノロジー革新センターのコーディネーター等と連携して、自動車メーカーの技術ニーズを中心とした技術構想（研究計画）の企画立案や研究会活動、予備的な実験等を行っている。

調査等活動では、自動車メーカーの技術ニーズや部品サプライヤーの課題など調査、企画や実験に係る初調整、業界の技術動向の調査などの活動を行っている（訪問等研修（産振構規程による出張件数）合計90人回）。

② 技術構想企画検証事業

新技術トライアル・ラボ研究員が15件の研究テーマについて実験や調査を行った。

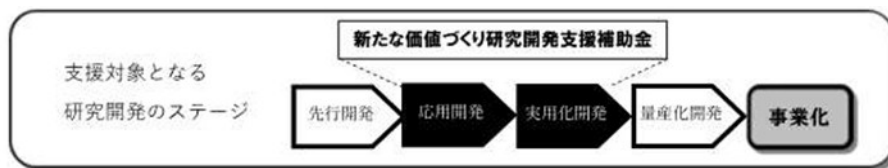
(5) 補助金による効果測定

本補助金支出による効果（例：KPI「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）」に与える効果）を測定しているかを県に確認したところ、「新技術トライアル・ラボ」の経費への補助金により、共創の場での先行技術開発を行うことで企業の技術提案力が強化され、「実用化・応用化移行見込件数」が増加し、実用化・製品化がなされることにより、企業の売上げが増加し、付加価値額の増加につながるという関連性である」旨の回答であった。

12 新たな価値づくり研究開発支援事業（ものづくり価値創出支援事業）補助金

(1) 概要（新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱1条、4条）

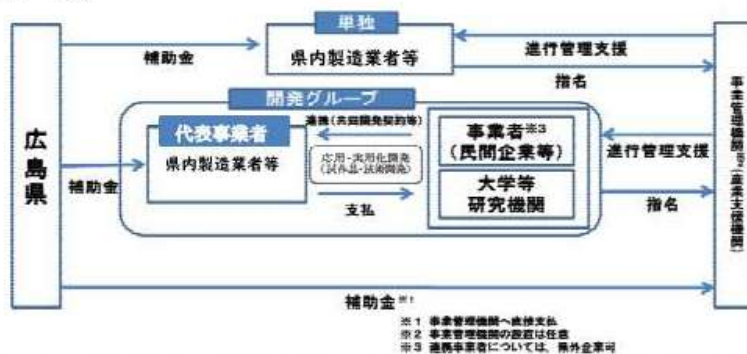
物価高騰の影響による厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、県内企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発を支援することを目的とするものである。



補助事業者である、代表事業者（応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等）又は事業管理機関（広島県内に事業所を有する一般公益財団法人、一般公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、特定非営利活動法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるもの）に対し補助金を交付する。

本監査では、令和6年度分（令和5年12月補正での予算措置分）を検討した。

（事業のイメージ）



【開発グループ】代表事業者に民間企業等又は大学等研究機関のいずれか1者以上を加えて構成

公募要領（令和5年度）より

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度（令和5年度繰越））

交付先：株式会社三和ドック外13件（採択企業11件、事業管理機関3件）

交付決定額（合計）376,271,000円／交付額（合計）366,320,000円（精算払）

(3) 交付の対象（同要綱6条）及び要件等

県補助金等交付規則及び新たな価値づくり研究開発支援補助金交付要綱に基づき交付される。

補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（補助対象経費）について、補助金を交付する。

補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、以下の表のとおりである。

(要件等の概要一覧)

共通事項			
代表事業者	・広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であること ・物価高騰の影響を受けていること		
対象事業の内容	・具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、事業化に向けたものづくり又はデジタル化に関する応用・実用化開発であること ・県内経済・雇用への波及効果が見込め、事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること ・県内製造業等においてもものづくりの高度化やデジタル化に資すること		
補助対象経費	①試作・試験費 ② 機械装置・工具器具費 ③研究連携費 ④ 直接人件費 ⑤ 事業管理費 など		
採択予定件数	10件程度 採択予定件数は公募開始時点の想定であり、変更されることがあります。		
事業実施期間	交付決定日～令和7年2月28日まで		
個別事項	一般型	重点型	事業管理機関
	重点型以外	デジタル化又はCNに係る 新分野展開・事業転換をテーマ	
補助率	1/2以内	2/3以内	事業管理費 10/10以内
補助限度額	5,000万円	5,000万円	代表事業者の補助金額の10/100に相当する額

※ 開発グループを構成する場合の連携先の「事業者」については、資本金、業種、所在地等の制限はありません。

(要件等の概要一覧に関する留意事項)

ものづくりの高度化	高強度化、高機能化、形成プロセスの微細化・精密化、新たな機能の発現、品質安定性・安全性の向上、感性価値の向上、長寿命化、環境負荷の低減、低コスト化などにつながることを目的としていること
デジタル化	組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化する製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としていること
付加価値額	① 付加価値額：営業利益、人件費、減価償却費の計 ② 比較基準となる付加価値額：申請時の直近の決算年度の付加価値額

公募要領（令和5年度）より

(4) 交付手続

新たな価値づくり研究開発支援補助金公募要領（令和5年度）により公募された。

同公募要領に記載された事業スケジュールは以下の表のとおりである。

項 目	月 日	実施機関	備 考
公 募 開 始	令和6年1月9日	県	様式等は県HPに掲載
事業計画書等作成	令和6年1月9日～	申請者等	開発グループを構成する場合、構成員の確定、役割分担等
事業計画提出 ※申請書類の提出	令和6年1月9日～ 令和6年2月29日	申請者	申請〆切2月29日17:15まで（必着）
事 前 審 査 等	令和6年3月1日～	県	内容の確認等 ※応募多数の場合申請書類による書類選考を実施
審査会開催	令和6年3月21日 （予定） ※詳細は別途通知	県	代表事業者等による事業内容に関するプレゼンテーション等に基づく審査
採択決定	令和6年3月下旬頃	県	
補助金交付申請	令和6年3月下旬頃 ※採択決定時に通知	申請者	採択決定者のみ
交 付 決 定	令和6年4月上旬頃 （予定）	県	
事業開始・実施	交付決定日以降	申請者等	事業期間中に、県は中間検査・完了検査等を実施
実施状況報告	令和6年10月10日まで	申請者	9月30日までの実施状況を報告
事 業 完 了	令和7年2月28日まで	申請者	
実 績 報 告	令和7年3月10日まで	申請者	次のいずれか早い日まで ・事業完了後10日 ・令和7年3月10日
補助金額の確定	事業実績報告審査後	県	
補助金請求書	額の確定後速やかに	申請者	
補助金の支払	請求書収受後	県	令和7年3月31日までに支払完了
事業状況報告	令和8年4月30日まで	申請者	事業完了後5年間 ※上記期間経過後も必要に応じて事業状況について報告を求めることがあります。

公募要領（令和5年度）より

応募件数及び審査件数23件、採択件数11件（採択企業11者、事業管理機関3社）であった。金融機関や産業支援機関、中小企業団体等に働きかけ、案件の掘り起こしを行った結果、前年度（12件）の約2倍の応募につながったとのことである。

令和6年3月、県が設置した審査会（大学教授、大学特任教授、大学特任准教授、合同会社代表、イノベーション推進チーム担当課長の5名で構成）により、採択事業を決定した。書類審査（評価項目²⁹により採点）を行い、委員評価点の平均が高い上位13件につきヒアリン

²⁹ 評価項目は、採択基準の適否並びに事業性評価基準（開発能力、事業化実現可能性、県内の波及効果）及び県内事業化基準（実施場所）の採点による。

グを実施して、委員の評価点の平均が高いものから順に、予算の範囲内で採択予定企業として11件を選定した。

採択企業の概要と当初交付決定額は以下のとおりである。事業管理機関は、産振構（2, 4, 8番）、広島銀行（10, 11番）、（公財）中国地域創造研究センター（9番）である。

【採択企業の概要】（地域順）

（単位：千円）

番号	申請者	所在地	当初交付決定額
1	広島アルミニウム工業(株)	広島市	50,000
2	(株)モルテン	広島市	22,771
3	ベルマシン(株)	広島市	26,173
4	(株)ペンストン	広島市	49,734
5	ベンダ工業(株)	呉市	46,106
6	お多福醸造(株)	三原市	14,384
7	(株)三和ドック	尾道市	33,268
8	(株)石井表記	福山市	16,957
9	テラル(株)	福山市	48,721
10	野村乳業(株)	安芸郡府中町	17,927
11	オオアサ電子(株)	山県郡北広島町	52,972
			379,013

令和6年4月2日商工労働局「新たな価値づくり研究開発支援事業の採択について」より

(5) 本事業による県への波及効果、事業状況報告の活用

補助事業の要件の中に「県内経済・雇用への波及効果が見込め、補助事業終了後おおむね5年以内の事業化及び事業化後の企業の付加価値額向上を目指したものであること」「県内の製造業等において、ものづくりの高度化やデジタル化に資するものであること」との要件が設定されている（要綱4条2項3号及び4号）。

審査会では、県内への波及効果が評価項目に設定され、審査の対象とされている。

補助事業終了後、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後40日以内（4月30日まで）に当該補助事業に係る過去1年間の事業状況や当該補助金事業の事業化後の企業の付加価値額及び従業員1人当たりの付加価値額について、県に事業状況報告書を提出し報告することを求めている（要綱20条）。

事業状況報告の活用方法につき県に確認したところ、以下の回答であった。

- ① 事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合の交付事業者に対するアプローチについて、「事業化スケジュールは研究開発当初の事業計画であり、補助事業終了後の事業化の成否については、社会情勢の変化や企業の経営判断によることが大きいいため、遅れ等に対するフォロー等は検討していない」との回答であった。

② 報告により得られる情報（例えば、事業化後の企業の付加価値額及び従業員1人当たりの付加価値額の情報）の活用方法について、「今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している」との回答であった。

13 課題・問題点（補助事業者からの事業報告の活用）

補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している。一方、補助事業終了後の事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとしており、その理由を社会情勢の変化や企業の経営判断によることが大きいとする。

もっとも、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合、その原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考えられる。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。

14 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである（令和6年度分は2件）

(令和7年5月末時点)

番号	事務事業名 【業務名】	委託目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約月日)	委託期間 (変更後)	設計金額		落札率 B/A	契約方法			変更 回数	変更 割合 (C/B)	随意契約理由 (予定価格100万を超えるもの)	完了年月日	備考
						予定価格A	変更契約額C		契約 種別	入札・ 見積 人数	入札・ 見積 回数					
1	次世代ものづくり基盤形成事業 【自動車関連産業集積支援(人材育成)業務】	自動車産業が形成するサプライチェーンの維持・発展を図るとともに、中小企業の成長を支援するため、製造業を中心とした県内企業の技術課題解決を担う人材を育成するための研修を実施する。	6	(公財)ひろしま産業振興機構 (06.4.1)	06.4.1 ～ 07.3.31	8,750,000	8,748,701	100	随	1	1	-	-	県内全域をカバーし、自動車関連企業等のものづくり企業のニーズに合った事業を展開できる団体は、県内唯一の公的産業支援機関であり、ものづくり人材育成センターやカーテックノロジー革新センターを運営し、蓄積されたノウハウや幅広いコネクションを持つ産振構以外に存在しないため。(2号該当)	07.3.31	
						(8,750,000)										
2	カーボンニュートラルに向けた産業支援事業	カーボンニュートラルに積極的に取り組む企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、企業の取組状況に応じた支援、意識醸成、価値創出に向けたコミュニティ形成業務を行う。	6	㈱電通西日本 広島支社 (06.04.26)	06.4.26 ～ 07.3.31	74,893,500	74,893,500	100	随+P	6	1	-	-		07.3.31	
						(74,893,500)										

(2) 委託等契約に係る事業（令和6年度）の概要

ア 令和6年度自動車関連産業集積支援（人材育成）支援業務（表の番号1）

自動車産業が形成するサプライチェーンの維持・発展を図るとともに、中小企業の成長を支援するため、製造業を中心とした県内企業の技術課題解決を担う人材を育成するための研修を実施する業務を、産振構に委託するものである（随意契約）。

イ カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（表の番号2）

カーボンニュートラルに積極的に取り組む製造事業者をはじめとする県内企業を増加させ、その活動を支援することにより、着実にカーボンニュートラル対応を進めるとともに

に、カーボンニュートラルを起点とした付加価値創出を実現させることを目指し、①機運醸成（取組検討・初動支援等）、②ワークショップ・勉強会などコミュニティ形成に向けた取組、③モデル化創出実証（具体的なプロジェクトの創出）、④プラットフォーム構築に向けた検討等の業務を委託するものである。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

① カーボンニュートラルに向けた産業支援事業

(4) 令和6年度自動車関連産業集積支援（人材育成）支援業務

予定価格は、①研修会の企画及び開催準備に係る経費や②研修費は、県の単価表、利用が想定される利用料（回線料等）から、③一般管理費は、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が用いる間接経費上限を準用して算定されている。

随意契約理由（2号）について、業務の特殊性（本業務を適切に履行するためには、完成車メーカーにおいて、様々な技術分野で自動車の技術開発に携わった経験を有する人材を複数配置する事業者へ委託を行う必要がある）、実施能力（カーテクノロジー革新センターやものづくり人材育成センターを運営し、様々な分野に対応できる技術者の集積があるとともに、平成29年度以降同様の業務を受託し確実に業務を履行していること等）、非代替性（産振構が県内全域をカバーする県内唯一の公的産業支援機関であること）から、本業務を適切に履行するために必要な、自動車関連技術者の集積や研修ノウハウ、地元サプライヤーとのコネクションを有する事業者は、産振構以外に存在しないため、産振構と契約する必要があるとしている。

以下の2件の再委託申請（技術力向上研修（8種類）のうちの研修2件を再委託）につき、県が同意している。

① 技術者のためのコミュニケーションスキルUP研修

予定金額405,280円

② 「論理的文章を書くためのメソッドとは」研修

予定金額669,230円

(5) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（令和6年度）

公募型プロポーザルを実施し、評価基準³⁰に基づく評価を行い、総合値（委員全員の評価値の合計）が最も高かった株式会社電通西日本広島支社、株式会社電通総研広島製造営業部、株式会社電通、株式会社中国新聞社の企業グループを選定し、契約を締結した。

契約書上、契約の相手方は株式会社電通西日本広島支社（代表企業）のみとなっており、企業グループを構成する他の3者（以下「代表企業以外の者」という。）とは再委託の手続きもされていない。県に契約当事者が誰であるかを確認したところ、代表企業以外の者も契約当事者であるとの回答であった。本契約の公募型プロポーザル説明書では、契約の締結は企業グループの場合は代表企業と締結することとされ、グループで応募する場合はプロポーザル参加資格申請書を全員分提出の上代表企業以外の企業は「グループ構成書、委任状」を提出することとなっている。本件では、代表企業以外の者から代表企業に一切の権限を委任する旨の委任状が提出されていることから、委任を受けた電通西日本広島支社のみならず代表企業以外の3者も契約当事者に当たるとのことである。

15 課題・問題点（代表企業以外の契約上の立場の明確化）

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業について、代表企業以外の者が代表企業に一切の権限を委任する旨の委任状を提出していることを前提に、委任を受けた代表企業のみとの間で契約を締結している。代表企業以外の者も契約当事者であるが、契約書上、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。

契約に際し、契約書に代表企業以外の者の氏名の表示がなくとも、委任状の提出及び代表企業による代理行為により、代表企業以外の者も契約当事者であるとの解釈は可能と解される（商法504条³¹等）。しかし、契約の当事者は、契約に基づく権利義務（債権債務）の主体であり、契約における当事者が誰であるのか、一方当事者が複数の場合の各当事者の権利義務の内容を明確にすることは重要である。さらに、普通地方公共団体の契約においては、自治法234条5項³²は民法等の私法上の定めを修正し、普通地方公共団体が契約書を作成する場合に契約

³⁰ 評価項目は、提案者の優位性（実績等）、業務の実施体制、具体的な企画内容、全体設計（スケジュールや予算）から構成されている。

³¹ 商法504条（商行為の代理）「商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。」

³² 自治法234条5項「普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び

書作成を契約の効力発生要件とし、県契約規則2条も所定事項を記載した契約書の作成を原則としており、契約に際して一定の要式性が求められている。

代表企業以外の者に委任状を提出させたとしても、契約書上に契約当事者が誰であるかが明記されていないため、代表企業以外の者が契約当事者であるかが書面上明確でなく、代表企業以外の者が県に対していかなる義務（債務）を負うのかも不明確である。

合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうちの特定の者とのみと契約書を締結する場合には、代表企業以外の者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。

16 課題・問題点（チェックリストのチェック漏れ）

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業の執行伺いチェックリスト（各事項につき、担当課→商工労働総務課の順でチェック欄にチェックする書式となっている）について、「遅延利息に誤りはないか。（R6:年2.5%）」欄の担当課の欄のチェックがない（商工労働総務課の欄にはチェックがある）。県に確認したところ、「プロポーザルによる業者決定後の執行伺いにおいて、契約書案を添付していなかったためチェックが漏れていた。なお、契約書案（遅延利息）については、プロポーザル公告時の伺い及び契約締結伺い時に確認しており、商工労働総務課は公告時の起案で、その時点の最新の契約約款がつけられていたことからチェックしている。」とのことであった。

上記回答によれば、担当課も一連の手続の中で遅延利息に誤りがないかを確認し、商工労働総務課の欄のチェックはなされているが、チェックリストを設けた趣旨（検討漏れや過誤の防止）からすると、決裁時にチェック漏れがないか十分確認する必要がある。

17 意見

(1) 【意見】 成果目標の算定方法

成果目標「1人当たりの付加価値額（輸送用機械器具製造業）の計算が名目額となっており、近年の物価上昇の影響が織り込まれていない。例えば、「1人当たりの付加価値額」の実質的な成長を評価し、成果目標が県の取組の効果をより正確に反映したものになるよう、算定方法の改善を検討することが望まれる。

(2) 【意見】 負担金全額を一括で概算払している点

契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」

過去3年度、負担金全額を概算払しているが、いずれの年も返還金が生じている。概算払が交付の特例（例外的方法）であることを踏まえ、全額を一括して概算払することの相当性について、随時検討することが望まれる。

(3) 【意見】 概算払の金額について

過去3年度、負担金の額に変動がみられるが、概算払は同一となっている点につき、前年度の負担金額を踏まえ、概算払額の見直しを含めた検討が望まれる。

(4) 【意見】 概算払時の内部決裁手続について

ひろ自連への負担金を一括して概算払する場合、県補助金等交付規則16条1項所定の概算払の要件を満たすことを確認するのみならず、事後の検証のため、決裁時に要件を満たすと判断した理由を帳票（伺い文等）に明記することが望まれる。

(5) 【意見】 補助事業者からの事業状況報告の活用について

補助事業者から得られる事業報告の活用について、県は、今後の事業の参考にしており、次期ビジネスプランのワーク成果目標測定に活用している一方、事業化スケジュールの進捗が補助金交付申請段階から遅れた場合のフォロー等は検討していないとするが、事業化スケジュールの進捗が遅れた場合の原因を分析することは、補助金が当初企図していた効果を得られていたかを検証する観点から有益であると考え。例えば、進捗が遅れている補助事業者につき原因を聴き取り、その内容を分析するなどし、今後の補助事業の設計等に生かすことが望まれる。

(6) 【意見】 代表企業以外の契約上の立場の明確化

契約書において、契約の相手方の記名押印は代表企業のみであり、代表企業以外の者が契約当事者であることを伺わせる記載はない。合意内容を書面化し紛争を予防するとの契約書作成の意義から、契約当事者のうち代表企業のみとの間で契約書を締結する場合、代表企業以外の者が契約当事者であること及び各当事者の契約上の権利義務の内容につき、契約書の中で明確化することが望まれる。

(7) 【意見】 チェックリストのチェック漏れ

チェックリストの「遅延利息に誤りはないか。(R6:年2.5%)」欄に担当課のチェックがなかった。チェックリストを設けた意義（検討漏れや過誤の防止）から、決裁手続時にチェック漏れがないかを十分確認することが望まれる。

第5 広島の強みを生かした新成長産業の育成（ワーク 50）

1 取組の方向（ワーク）の概要

ゲノム編集技術やデジタル技術等を活用した健康・医療関連分野の更なる育成、カーボンリサイクル等のグローバル展開を含めた環境・エネルギー分野の産業集積の促進、ものづくり技術・技能の集積を生かした航空機産業における市場拡大の促進、プロスポーツの集積を生かしたスポーツ関連分野³³や今後の付加価値向上が見込まれる分野の育成に取り組むとしている。

2 成果目標及び進捗状況

「健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）」、「環境・エネルギー分野の付加価値額（売上高）」、「環境・エネルギー分野の取組企業数」及び「県内航空機産業の付加価値額」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を以下のように設定した（アクションプラン57頁）。

KPI	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）	267 億円 (890 億円) (R2 推計)	279 億円 (930 億円)	294 億円 (980 億円)	309 億円 (1,030 億円)	327 億円 (1,090 億円)	345 億円 (1,150 億円)
環境・エネルギー分野の付加価値額（売上額）	684 億円 (1,637 億円) (R1)	731 億円 (1,750 億円)	762 億円 (1,825 億円)	802 億円 (1,920 億円)	846 億円 (2,026 億円)	892 億円 (2,135 億円)
環境・エネルギー分野の取組企業数	127 社	130 社	140 社	150 社	160 社	170 社
県内航空機産業の付加価値額	516 億円 (H30 推計)	374 億円	430 億円	498 億円	567 億円	584 億円

「健康・医療関連分野の付加価値額」は、薬事工業生産動態統計調査³⁴及び補助金交付先等から個別聴取したデータにより算出した県内生産額に、関連業種の平均付加価値率である30%を乗じて算出している。「環境・エネルギー分野の付加価値額（売上高）」は、ひろしま環境ビジネス推進協議会に加盟する企業に毎年度アンケートを実施しており、その売上高合計に、「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」における付加価値率を乗じて算出している。「環境・エネルギー分野の取組企業数」は、ひろしま環境ビジネス推進協議会の加盟企業のうち県内に事業所を有し、環境・エネルギー分野に取り組んでいる企業数を測定している。また、「県内航空機産業の付加価値額」については、工業統計実績における「314 航空機・同

³³ ビジョン策定当時のねらいとしては、「目指す姿」の実現に向け、基幹産業や観光関連産業に続く成長産業の創出を図る観点から、広島の強みであるプロスポーツの集積を活かしたスポーツ関連分野の育成を取組の方向性として位置付けたものであった。令和6年度においては、プロスポーツの集積を活かしたスポーツ関連分野に直接対応する事業は実施していない。

³⁴ 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/105-1.html>

付属品製造業」区分の事業者数11社（令和元年）に加え、ひろしま航空機産業振興協議会で支援を受けている主要企業を追加し、KPIアンケート回答より各企業の付加価値額の推計を行っている。

3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績

ワークを構成する主な事業としては以下3件があり、令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

- ① 新成長分野・新技術創出支援事業
- ② 健康・医療関連産業創出支援事業
- ③ 環境・エネルギー産業集積促進事業

令和6年度

【自動車・新産業課】

事業名 (目 名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備 考
		国	県	その他	数量 A	予算額 B (円)	数量 C	率C/A ×100 (%)	執行額 D (円)	
新成長分野・新技術創出支援 事業 (工鉱業振興費)	県内企業の国内での生産活動を維持するため、先端技術が求められている航空機関連産業への新事業展開や感性工学を活用した製品の創出など、高付加価値なもののづくりを促進する。		10/10		当初	29,982,000			29,179,471	97.3%
					補正	0				
					計	29,982,000				

令和6年度

【課名等：バイオ・ヘルスケア産業課】

事業名 (目 名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備 考
		国	県	その他	数量 (A)	予算額 (B)	数量 (C)	率(C/A) ×100	執行額 (D)	
健康・医療関連産業 創出支援事業 (工鉱業振興費)	「医療・健康関連分野」において、医療現場のニーズや課題を解決する製品開発や、異業種からの参入を支える体制と環境を整備し、県内企業の意欲的な取組を総合的に支援する。 広島県の強みを生かした新成長産業の創出に向け、医療機器、福祉用具に加え、医薬品、機能性表示食品等のヘルスケア全般もターゲットとし、ゲノム編集技術等も活用した健康・医療関連ビジネスの更なる育成を図る。		10/10		当初	92,423,000円			82,857,945円	95.6%
					補正	△5,723,000円				
					計	86,700,000円				

令和6年度

【課名等：環境・エネルギー産業課】

事業名 (目 名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備 考
		国	県	その他	数量 (A)	予算額 (B)	数量 (C)	率(C/A) ×100	執行額 (D)	
環境・エネルギー産 業集積促進事業 (工鉱業振興費)	これまでの海外展開を中心とした取組に加え、産学官連携による新たなビジネスの創出やカーボンリサイクル技術の推進により、環境・エネルギー産業が広島県の新たな産業の柱の一つとなるように、企業等の集積促進を図る。		10/10		当初	309,650,000円		%	278,136,676円	93.3%
					補正	11,586,000円		—		—
					計	298,064,000円				

このうち、②③は令和6年度主要事業を構成している。令和6年度の成果目標と実績は以下のとおりであった（「R6主要施策の成果に関する説明書」より）。

② 健康・医療関連産業創出支援事業（同書403頁）

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）	290 億円 (968 億円)	327 億円 (1,090 億円)	317 億円 (1,055 億円)

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
新規プロジェクト組成数	55 件	50 件	74 件

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題として、以下の言及がある。

「健康・医療関連分野における付加価値額について、昨年度から7億円の伸びがあったものの、これまでに組成したプロジェクトによる製品・サービスの上市が想定を下回ったことなどから、ワーク目標に対し317億円にとどまり未達成となった。

一方で、事業創出を目指す新規プロジェクトの組成数は、開発段階のアイデアや試作品の評価といった医療・福祉現場等で行う実証フィールドの提供数が増加していることなどから目標を大幅に上回っており、これらが着実に上市につながるよう継続して支援していく必要がある。

健康・医療関連事業は臨床評価・許認可の取得等が必要であることなどにより、新規プロジェクトによる製品等の実用化には長い期間を要するため、企業間・大学とのマッチングや補助金による事業創出に向けた支援、実証フィールドの提供等を引き続き実施することに加え、県内企業の新規参入や新製品・サービスの開発の加速につながる取組を推進していく必要がある。」

③ 環境・エネルギー産業集積促進事業（同書405頁）

○ ワーク目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
環境・エネルギー分野の 付加価値額（売上額）	917億円 (2,153億円)	846億円 (2,026億円)	【R7.9判明】
環境・エネルギー分野の 取組企業数	149社	160社	【R7.9判明】

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
海外スタートアップとの連携に よるビジネスモデル創出数	3件	3件	3件
産学官連携補助金による 支援案件数	6件	7件	8件
カーボンリサイクル技術の研究 支援件数	9件	16件	16件

令和6年度の目標と実績の乖離要因・課題として、以下の言及がある。

「海外におけるプロジェクト創出支援については、自社の限られた経営資源のみで海外市場を目指すのは困難であることから、現地のニーズに精通する海外スタートアップ企業等と連携させることにより、事業目標のビジネスモデル創出数を達成した。今後も、海外現地企業等との連携による新たな事業創出により、国際的な競争力向上を図る必要がある。

環境・エネルギー分野における新規ビジネスの創出支援については、新規事業に取り組むためのノウハウやプロセスのない企業が存在することから、ひろしま環境ビジネス推進協議会における、ビジネス構想や新規事業創出への意欲を高めるためのイベントの開催や、県内企業と他社との共創による事業開発の伴走支援などの取組を通じて、環境・エネルギー分野に取り組む企業の裾野を広げた結果、事業目標の産学官連携補助金による支援案件数を達成した。今後も新規事業を持続的に創出するための機運醸成や、ビジネスモデル構築に向けた伴走支援の取組を推進していく必要がある。

カーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援については、カーボンリサイクル技術の多くが現在は研究開発段階にあり、社会に実装する技術が少ないという課題があることから、広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会におけるカーボンリサイクルの最先端技術の情報共有や企業マッチング支援など、全国のカーボンリサイクル研究を広島に呼び込むことにより、事業目標のカーボンリサイクルの研究支援案件数を達成した。一方で、これまでに支援してきた研究開発事業では、県内で社会実装までに至っている事業はないため、カーボンリサイクル製品・サービスのサプライチェーンを担う企業をマッチングさせるなど、県内での社会実装を見据えた取組を推進していく必要がある。」

4 補助金、負担金

(1) 単独事業

以下の10件（負担金5件、補助金5件）がある。

【自動車・新産業課】

(令和7年5月末現在)

【負担金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者 数)	対象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月 日)	交付額 (円) (交付年月 日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
新成長分野・ 新技術創出支 援事業 (平成29年度)	県が実施する“感性に 訴えるものづくり”を推 進する組織である「ひろ しま感性イノベーション 推進協議会」の運営費	6	ひろしま感性 イノベーション 推進協議 会	15,698,000	10/10	15,698,000 (07.3.4)	07.3.31	15,684,009 (07.3.31)	15,684,009 (07.3.31)	広島県補助 金等交付規 則	(効果) 県内企業の 新たな価値 軸を活用した 製品の差別 化による高収 益構造の実 現	ソフト事業 額の変更あり 概算払
新成長分野・ 新技術創出支 援事業 (平成29年度)	県が実施する航空機産 業振興に係る事業を推 進する組織である「ひろ しま航空機産業振興協 議会」の運営費	6	ひろしま航空 機産業振興 協議会	12,958,000	10/10	12,958,000 (07.1.27)	07.3.31	12,457,729 (07.3.31)	12,457,729 (07.3.31)	広島県補助 金等交付規 則	(効果) 県内におけ る強固な航 空機サブライ チェーンの構 築	ソフト事業 額の変更あり 概算払

【課名等：バイオ・ヘルスケア産業課】

(令和7年5月末現在)

【負担金】

対象事業 名 (新設年 度)	目的及び 事業内容	年度	交 付 先 (交付事業者数)	対 象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月 日)	交 付 額 (円) (交付年月 日)	根拠法令 等	問題点及び 効果等	備 考
バイオテ クノロジ ー推進協 議会負担 金(令和 2年度)	バイオ関連産業の振興 に資するため、バイオ テクノロジーに関する 情報交流や研究支援を 行う	6	広島バイオ テクノロジー 推進協議 会	1,403,559	定 額	600,000 (R6.11.20)	R7.3.31	600,000 (R7.4.16)	600,000 (R7.5.7)	広島県補 助金等交 付規則	(効果) 県補助金へ の機能性表 示食品等の 申請件数の 増加	ソフト事業
バイオDX 推進機構 負担金 (令和4 年度)	バイオ関連産業の集積 に資するため、セミナー や展示会出展による ゲノム関連技術の普及 啓蒙を行う	6	一般社団法 人バイオDX 推進機構	21,485,429	定 額	7,000,000 (R7.1.22)	R7.3.31	7,000,000 (R7.5.2)	7,000,000 (R6.7.31)	広島県補 助金等交 付規則	(効果) 県補助金へ の新規申請 企業数の増 加	ソフト事業 概算払

【課名等：環境・エネルギー産業課】

(令和7年5月末現在)

【負担金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交 付 先 (交付事業者数)	対 象 事業費 (円)	補助 率 等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月 日)	交 付 額 (円) (交付年月 日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備 考
環境・エネル ギー産業集 積促進事業(H25 年度)(R2年 度までの名 称：環境浄化 産業クラスター 形成事業)	県が実施する「環 境・エネルギー産 業の集積」を推進 する組織である 「ひろしま環境ビ ジネス推進協議 会」の運営費	(6)年度	ひろしま環境 ビジネス推進 協議会	49,278,000	100	49,278,000 (R6.12.23)	R7.3.31	44,990,460 (R7.4.24)	44,990,460 (R7.1.24)	広島県補助 金等交付規 則	環境・エネル ギー産業の集 積、生産規模 の拡大の促進	ソフト事 業 概算払 額の変更 あり

【課名等：バイオ・ヘルスケア産業課】
 (令和7年5月末現在)

【補助金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者数)	対象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令 等	問題点及び 効果等	備 考
健康・医療 関連産業創 出支援事業 補助金(令 和3年度)	医療関連産業分 野への新規参入 や事業拡大に取 り組む事業者へ の経費補助	6	ティーエスアルフ レッサ株式会社ほ か (10)	50,489,846	1/2 又は 2/3 以内	27,845,000 (R7.3.7)	R7.3.31	27,199,000 (R7.5.12)	27,199,000 (R7.5.30)	健康・医 療関連産 業創出支 援事業費 補助金交 付要綱	(効果) 健康・医 療関連分 野の製 品化・事 業化を促 進	ソフト事 業額の変 更あり
バイオデザ インプログ ラム(令和 5年度)	医療機器開発人 材育成のための バイオデザイ ン・プログラ ムを運営する 広島大学へ の経費補助	6	国立大学法人 広島大学 (1)	52,504,216	定額 内	16,849,216 (R6.10.3)	R7.3.31	16,270,525 (R7.5.2)	16,270,525 (R7.5.30)	バイオデ ザイン・ プログラ ム運営事 業費補助 金交付要 綱	(効果) 医療機器 開発人材 の育成	ソフト事 業額の変 更あり
バイオエコ ノミー関連 産業創出支 援事業補助 金(令和4 年度)	ゲノム解析技術 又はゲノム編 集技術の導入 に取り組む事 業者への経 費補助	6	プラチナバイ オ株式会社ほ か (3)	30,992,500	2/3 以内	20,615,000 (R6.5.29)	R7.3.31	20,607,000 (R7.5.2)	20,607,000 (R7.5.30)	バイオエ コノミー 産業創出 支援事業 費補助金 交付要綱	(効果) ゲノム関 連技術 を活用し た製品化 ・事業化 の促進	ソフト事 業額の変 更あり

【課名等：環境・エネルギー産業課】
 (令和7年5月末現在)

【補助金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者数)	対象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令 等	問題点及び 効果等	備 考
環境・エネ ルギー産業 集積促進補 助金(R3年 度)	環境・エネ ルギー分野 における新 製品・サー ビスの研究 開発に要す る経費の一 部を助成	(8)年度	(株)石崎ホ ールデイング ズ 外7者	65,328,750	1/2, 2/3	33,351,000 (R7.3.31)	R7.3.31	32,771,000 (R7.4.23)	32,771,000 (R7.5.23)	環境・エ ネルギー 産業集積 促進補助 金交付要 綱	環境・エ ネルギー 分野の事 業開発を 活性化	ソフト事 業額の変 更あり
広島県カー ボンリサイ クル関連技 術研究開発 支援事業補 助金(R4年 度)	カーボンリ サイクル関 連技術の開 発に要する 経費の全部 又は一部を 助成	(6)年度	広島大学 他 (35者)	134,682,980	1/2 ~ 10/10	123,602,385 (R6.3.29)	R7.3.31	118,883,331 (R7.5.8)	118,883,331 (R7.5.30)	広島県カ ーボンリ サイクル 関連技術 研究開発 支援事業 補助金交 付要綱	カーボン リサイク ル関連技 術の県内 での研究 開発を活 性化	ソフト事 業額の変 更あり

(2) 単独事業以外

単独事業以外は存在しない。

5 ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金

(1) 概要

人間のもつ”感性”³⁵という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造の実現に向け、人間工学や感性工学³⁶を取り入れたものづくりを推進している「ひろしま感性イノベーション推進協議会」の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：ひろしま感性イノベーション推進協議会

交付決定額（変更予算） 15,698,000円／交付額 15,684,009円

(3) ひろしま感性イノベーション推進協議会について

ひろしま感性イノベーション推進協議会では、価格や性能で他社と差別化できない商品に対して、「操作感」「快適感」「上質感」「高級感」など、感性に訴える+ α の価値を付与することで、消費者に選んでもらえる魅力的な商品開発を目指している³⁷。

主な業務内容としては、下記のとおりである。

①普及啓発・人材育成…「感性実装カフェ’24」の開催、企業向け手引きの作成など

②企業内展開支援³⁸…感性専門家派遣による事業化・着手支援やプロジェクトチームによる支援

③会員企業交流会又は成果発表会の開催など

事務局は、県商工労働局自動車・新産業課内に設置されており、運營業務は(公財)中国地域創造研究センターに委託されている。

³⁵ 感性とは、触覚・聴覚・味覚などの「感覚」とは異なり、「感じる力」と表現されます。商品やサービスを選択する際、価格や性能という物質的価値とは別に、消費者がどのように感じるかという感性に着目し、感性価値を高めることで、競合他社の商品やサービスと差別化を図ることができます。(ひろしま感性イノベーション推進協議会ウェブサイトより <https://www.h-kansei.jp/about/kansei/>)

³⁶ 感性工学とは、広島大学名誉教授の長町三生先生が提唱した学問で、人の感性を商品設計に活用する技術分野です。感性工学を活用して人の心や感じ方などを商品に反映させることで、「価格や性能が同程度の他社商品より高級感がある」「使い心地が良い」など、感性に訴える+ α の価値を付与し、差別化を図ることができます。例えば、高級感のある椅子を開発するために、人はどのような椅子に対して高級感を覚えるのか、人の感じ方を評価します。また、人が高級感のある椅子に対して抱くイメージを科学的に分析し、人の感じ方と科学的に分析した物理情報を紐づけすることで、人のイメージや体感を商品設計に反映させることができます。(同協議会ウェブサイトより)

³⁷ 同協議会ウェブサイトより

³⁸ 平成26年から令和6年までの11年間で、96件の事業化支援を行った結果、44件の製品化につながった。このうち、製品の売上状況について回答を得られた12件について、売上向上相当額を試算したところ、県では、負担金支出総額約1.4億円に対して、約48億円の価値増加が得られたものと推測している。

(4) 負担金の交付要件、事業運営費の県の負担割合

県補助金等交付規則に基づき交付される。この事業に要する経費は、全額県からの負担金により賄われており、協議会で実施する事業を行うためには、概算払をする必要があるとして、県補助金等交付規則16条1項の規定により、概算払で交付することとし、事業計画に基づき必要な額を分割して交付することとされている。

協議会の運營業務は外部委託しており、委託先への執行は委託費の額の確定後となるため、年度当初は総会・企画運営委員会開催費のみを概算払し、協議会事業運営費は年度末に一括で概算払している。

協議会の収支状況は下記のとおりである（収支決算書より監査人が集計）。

収支決算書

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	変更予算	決算	変更予算	決算	変更予算	決算
1.広島県負担金	15,775	15,775	15,771	15,771	15,698	15,684
収入合計	15,775	15,775	15,771	15,771	15,698	15,684
1.総会・企画運営委員会開催費	30	24	28	22	36	30
2.業務委託費	15,745	15,704	15,743	15,703	15,662	15,653
運營業務委託費	14,970	14,969	14,970	14,969	14,853	14,853
HP業務委託費	734	734	734	734	800	800
協議会運営費	40	-	38	-	8	-
支出合計	15,775	15,728	15,771	15,726	15,698	15,684
差引	-	46	-	44	-	13

協議会の運営委託先である(公財)中国地域創造研究センターからは、年度ごとに、経費等報告書によりその支出の内訳と、実績報告書による業務の報告を受けている。

この点、支出の大半は(公財)中国地域創造研究センターへの運營業務委託費（14,853,526円）となっており、協議会から同センターへの委託契約について県に確認したところ、協議会において公募型プロポーザルを実施し、企画運営委員による審査を経て(公財)中国地域創造研究センターを選定しているとの回答であった。

(5) 使途及び県の確認

前記経費等報告書によると、委託業務に要した経費実績のうち人件費が39%、人件費以外の直接業務費が55%、一般管理費が6%となっている。直接業務費に含まれる企業内展開支援が50%（経費全体に占める割合）となっており、委託業務の大部分を占めているが、現状、当該企業内展開支援に対して受益者である企業からの負担はない。

全額県負担となっている理由について確認したところ、「マツダを中心に導入が進んできた広島発祥の感性工学の手法を広く県内企業に普及させ、地域全体で活動していくため、県が推進役として協議会を組成している。そのため、当面は企業等から負担を求めず、感性実装のモデルを創出することで普及を図ってきた。今までの活動成果として、費用負担をしても感性実装をしたいという企業が現れ始めたことから、持続可能な運営を目指し、現在県の方で自走化に向けて検討を進めている」とのことであった。

支援の結果は一般にも公表されており、企業内展開支援が県の進める感性工学等の普及啓発や県の経済の活性化等につながっているのは間違いないが、一部少数の会員企業³⁹のみの利益につながる結果ともなっており、受益者負担の観点からも、企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。

6 ひろしま航空機産業振興協議会負担金

(1) 概要

企業間連携・産学官連携により、県内における強固な航空関連サプライチェーンを構築し、航空機産業の振興を図る「ひろしま航空機産業振興協議会」の事業運営費を負担するものである。

協議会への負担金の目的は、上記のとおり、強固なサプライチェーン構築であり、事業目標としては新規獲得件数を設定している。新規獲得件数は順調に推移し、目標を達成しており、付加価値の高い新たな案件の受注により、協議会会員企業の付加価値額も順調に伸びており、ワーク目標である県内航空機産業の付加価値額の増加につながっている⁴⁰。

負担金による事業目標等の達成状況

事業目標		(件)				
		R3	R4	R5	R6	R7
【航空機】新規案件獲得社数	目標	1	2	4	4	4
	実績	1	2	4	8	

県回答資料より

³⁹ 令和6年度は、14件の事業化・着手支援を実施、3件の重点プロジェクトに対してプロジェクトチームによる支援を行っている。

⁴⁰ 協議会では、毎年度会員企業へのアンケートを実施し、航空機関連事業の売上額及び新規受注件数を調査している。令和6年度は県内企業の売上額は約78.9億円、新規受注件数は8件となっており、約46.5億円の付加価値を創出していると推計している。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：ひろしま航空機産業振興協議会

交付決定額（変更予算） 12,958,000円／交付額 12,457,729円

(3) ひろしま航空機産業振興協議会（エアクラフトひろしま）について

航空機産業は、裾野が広く、他産業への技術波及効果も高く、今後、民間航空機市場の拡大が予想されている成長産業である。広島県では、企業間連携・産学官連携により、強固な航空機関連サプライチェーンを構築し、航空機産業の振興を図るため、2014年5月に「ひろしま航空機産業振興協議会」（エアクラフトひろしま）を設立した⁴¹。

主な活動内容は国際商談会への出店、マッチング機会の創出、人材育成のためのセミナー開催などで、広島県商工労働局自動車・新産業課内に事務局を設置している。

令和6年度は、6月に開催された「エンジンフォーラム神戸2024」及び10月に開催された「2024 国際航空宇宙展」に出展し、PR活動を行ったほか、1件の経産省・中小機構主催マッチング企画の実施、新規取引先の獲得支援など13件の協会アドバイザーによる支援、一貫生産体制スキル養成講座の開催等の業界動向等の情報提供、地元大学等の学生を対象に企業・学生交流会を行った。

(4) 負担金の交付要件、事業運営費の県の負担割合

県補助金等交付規則に基づき交付される。この事業に要する経費は、全額県からの負担金により賄われており、協議会で実施する事業を行うためには、概算払をする必要があるとして、広島県補助金等交付規則16条1項の規定により、概算払で交付することとしている。ただし、事業計画に基づき必要な額を分割して交付することとしている。

協議会の収支状況は下記のとおりである（収支決算書より監査人が集計）。

⁴¹ 参考：商工労働局自動車・新産業課ウェブサイト（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-archive/aviation-industry.html>）

収支決算書

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	変更予算	決算	変更予算	決算	変更予算	決算
1.広島県負担金	13,369	13,369	13,112	13,112	12,958	12,958
2.その他	-	0	-	0	-	2
収入合計	13,369	13,369	13,112	13,112	12,958	12,960
1.総会・企画運営委員会開催費	20	16	187	10	22	18
2.協議会活動運営費	13,349	12,974	12,925	11,812	12,936	12,442
アドバイザー経費	2,995	2,673	2,784	1,671	2,828	1,002
サプライチェーンの構築活動費	9,676	9,622	9,418	9,418	9,325	10,961
技術動向等の情報提供活動費	678	678	723	723	783	478
支出合計	13,369	12,990	13,112	11,822	12,958	12,460
差引	-	378	-	1,289	-	500

収入の「その他」は預金利息である。また、委託先活動経費等は「サプライチェーンの構築活動費」に含まれている。

令和6年度収支明細によると、令和7年2月17日に最後の負担金616千円が収入として計上されている。しかしながら、最終的に差額として500千円が残り、全額県へ返納されている。当該差額は例年生じており、令和5年度は1,289千円が残り県へ返納されている。

(5) 使途及び県の確認

全額県負担となっているが、世界的に市場規模拡大が見込まれる航空機関連産業を広く県内企業に普及させ、地域全体で活動していくため、県が推進役として協議会を組成しており、現状は企業等から負担を求めているとのことであった。

県の航空機産業の広報、連携強化等による発展のため、幅広い活動を行っており、セミナー等の参加状況やアンケートの結果も良好である。しかしながら、エアクラフトひろしまについては、県ホームページ⁴²において、協議会概要及び規約のPDFファイル、アドバイザー派遣制度及び協議会会員企業により設立された「Aircraft Hiroshima」へのリンクが貼られているのみであり、運営状況等については開示されていない。

7 広島バイオテクノロジー推進協議会負担金

(1) 概要

広島県内の産、学、官の緊密な連絡協調により、バイオテクノロジーの開発普及に関する情報交流、調査研究、人材養成及び開発された技術活用等を積極的に推進し、広島県の産業

⁴² 県ウェブサイト <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/innovation-archive/aviation-industry.html>

振興と県民生活の向上に貢献することを目的とした「広島バイオテクノロジー推進協議会」の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：広島バイオテクノロジー推進協議会

交付決定額（変更予算） 600,000円／交付額 600,000円

(3) 広島バイオテクノロジー推進協議会について

広島バイオテクノロジー推進協議会では、①バイオテクノロジーの開発、普及に関する情報交流、②バイオテクノロジーの開発、普及に関する調査研究、③バイオテクノロジーに関する人材養成、研究及び研究成果活用方策等の連携、援助、④バイオテクノロジーに関する総合的な提言を実施している。

国において「バイオ戦略2019」が策定され、バイオテクノロジーの急速な発展により、健康・医療から工業、エネルギー、農業まで大きなパラダイムシフトが進展する中、地球規模の諸課題を解決する新しい産業の市場形成が始まっている。

このような情勢の中、本協議会では、医療関連産業や農畜林水産業、食品産業を始め、県内で成長が見込まれるバイオ産業への応用が期待されるゲノム編集関連研究の充実とその成果の活用を図るため、「広島バイオフィォーラム」等の最先端技術を紹介する講演会や会員の研究成果を紹介する「研究成果発表会」を開催した。

また、交流会を開催し、分野を超えて会員相互の連携を深めるとともに、高校生や大学生等バイオテクノロジーに興味を持つ若手研究者の人材育成や「生物学オリンピック」への参加支援を行った（以上、協議会ウェブサイトより）⁴³。

(4) 負担金の交付要件、事業運営費の県の負担割合

県補助金等交付規則に基づき交付される。県からの負担金は650千円（うち本負担金から600千円）であり、繰越金を除く収入の90%（同：83%）（令和6年度）を占めている。正会員（令和6年度末 計143名）の会費は無料であり、実質的に県からの負担金で運営されている。

協議会の収支状況は下記のとおりである（収支決算書より監査人が集計）⁴⁴。

⁴³ <https://inst-prev-med.hiroshima-u.ac.jp/bio/overview.html>

⁴⁴ 令和6年度負担金収入650千円の内訳は、商工労働局から600千円、総務局（県立総合技術研究所）から50千円となっている。

収支決算書

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	変更予算	決算	変更予算	決算	変更予算	決算
1.会費	50	50	30	30	30	30
2.負担金	650	650	650	650	650	650
3.協賛金	-	-	-	-	40	40
4.利息等	0	0	0	0	0	0
5.前年度繰越金	1,445	1,445	1,243	1,243	683	683
収入合計	2,145	2,145	1,923	1,923	1,403	1,403
1.会議費	9	9	4	4	36	36
2.事業費	826	889	994	994	726	702
3.事務費	2	2	240	240	5	5
4.予備費	-	-	-	-	-	-
5.次年度繰越金	1,306	1,243	683	683	634	658
支出合計	2,145	2,145	1,923	1,923	1,403	1,403

(5) 使途及び県の確認

事業目標とワークの成果目標との関連性について、県は機能性表示食品等の申請件数の増加を含め、補助金を申請する企業数が増加している状態となれば、健康・医療関連分野への参入企業が増えているという仮説の下で事業効果等を設定している。これまでの実績では、補助金申請数は伸びており、それに合わせてワーク成果目標（健康・医療分野の付加価値額）も順調に推移しているとのことである。

少額であるが会費負担もあり、県の負担金は65万円（うち本負担金から60万円）に止まる。収入を上回る支出が継続しており、令和6年度繰越金は微減となっているが、次年度繰越金は減少傾向にある。

8 一般社団法人バイオDX推進機構負担金

(1) 概要

生物がもつ遺伝情報を解読・解析する生物のデジタル化とゲノム編集による生物のプログラミングを組み合わせた、「バイオDX」によるイノベーション創出を目的とする一般社団法人バイオDX推進機構（以下「バイオDX推進機構」という。）に係る事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：一般社団法人バイオDX推進機構

交付決定額（変更予算） 7,000,000円／交付額 7,000,000円

(3) バイオDX推進機構について

バイオDX推進機構は、地域バイオコミュニティ形成、産学共創プロジェクト、スタートアップ支援、社会動向調査（ELSI、知財、ビジネス）、社会コミュニケーション、バイオDX人材の育成・教育をミッションとしている（「ひろしまバイオDXコミュニティ」ウェブサイトより⁴⁵⁾）。

(4) 負担金の交付要件、事業運営費の県の負担割合

県補助金等交付規則に基づき交付される。施行令162条に規定する負担金に該当し、収入面においては、県の負担金が大半を占め、支出面においても、展示会出展費用は前払を求められること、人件費やホームページ用サーバー代など毎月支出が必要となる経費が含まれていることから、7月中に概算払を行わなければ、対象法人の資金繰りに多大な支障を来すため概算払としている。また、内部留保がほとんどない団体であるため、概算払する必要性があると判断しているとともに、支払が生じるたびに概算払請求を行う事務の煩雑さを回避するために、交付申請時に全額が執行見込であることを確認した上で一括して概算払を行っている。

法人の収支状況は下記のとおりである（収支決算書より監査人が集計）。

収支決算書

（単位：千円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	変更予算	決算	変更予算	決算	変更予算	決算
1.会費	-	-	-	-	-	-
2.広島県負担金	8,000	8,000	8,000	8,000	7,000	7,000
3.東広島市負担金	-	-	-	-	12,000	12,000
4.コンソーシアム事務局業務委託	1,485	1,485	1,980	1,980	1,980	1,985
5.利息等	-	0	-	11	5	12
6.前年度繰越金	-	-	-	-	498	498
収入合計	9,485	9,485	9,980	9,991	21,483	21,495
1.会議費	152	152	200	181	50	51
2.事業費	5,228	5,228	5,280	4,719	15,520	16,186
3.人件費	2,695	2,695	3,960	3,960	4,960	4,290
4.事務費	1,230	1,230	540	632	450	533
5.予備費	-	-	-	-	503	-
6.次年度繰越金	-	178	-	498	-	434
支出合計	9,485	9,485	9,980	9,991	21,483	21,495

⁴⁵⁾ <https://www.biodx.org/about-bio-dx-org>

令和6年度は企業版ふるさと納税による寄付を財源とする東広島市からの負担金収入12,000千円を計上するとともに、「事業費」支出の中で新たにオープンイノベーション加速事業⁴⁶11,674千円を実施している。

9 ひろしま環境ビジネス推進協議会負担金

(1) 概要

企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的としている「ひろしま環境ビジネス推進協議会」の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：ひろしま環境ビジネス推進協議会

交付決定額（変更予算） 49,278,000円／交付額 44,990,460円

(3) ひろしま環境ビジネス推進協議会について

ひろしまグリーンオーシャンプロジェクト⁴⁷の活動主体として、広島県が2012年4月に設立した協議会で、企業間連携の活発化や海外展開の促進等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献するビジネスをグローバルに展開できる企業群を育成することを目的としている⁴⁸。

事務局は、環境・エネルギー産業課環境関連産業海外展開グループ内に設置されている。

(4) 負担金の交付要件、事業運営費の県の負担割合

県補助金等交付規則に基づき交付される。この事業に要する経費は、全額広島県からの負担金により賄われており、令和7年3月までに実施する産学連携支援等の事業を行うためには、概算払をする必要があるとして、県補助金等交付規則16条1項の規定により、概算払で交付することとしている。加えて、翻訳や現地海外コーディネーターへの委託料など、実績ベースで精算する契約先が複数あり、精算金額が流動的なため、委託料上限額を定めた上で、概算払としている。ただし、事業計画に基づき必要な額を分割して交付することとしている。

⁴⁶ バイオ関連産業のすそ野拡充、広島への集積を目指し、団体拠点内に解析用サーバを整備して、産業展開への基礎となりうる生物サンプルのゲノム解析支援プロジェクトを実施した。令和7年3月中に9件のプロジェクトを採択して、それぞれゲノム解析を実施した。さらに解析内容を実例として、バイオDX技術の活用方法を学ぶセミナー「バイオDXの世界 ゲノム解析を学び、実践に生かす」（講師：坊農秀雅）を開催した。（一般社団法人バイオDX推進機構 令和6年度事業報告より抜粋）

⁴⁷ カーボンニュートラルや、SDGs の達成に向けた世界的な潮流をチャンスと捉え、環境・エネルギー産業の育成と強化を通じて、世界の環境課題の解決に貢献するビジネスを広島県から持続的に創出していくプロジェクトである（協議会ウェブサイト <https://hiroshima-greenocean.jp/index.html>）

⁴⁸ 協議会ウェブサイトより（<https://hiroshima-greenocean.jp/promotion-council.html>）

協議会の収支状況は下記のとおりである（収支決算書より監査人が集計）。

収支決算書

（単位：千円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	変更予算	決算	変更予算	決算	変更予算	決算
広島県負担金	43,150	40,447	57,249	51,358	49,278	44,990
収入合計	43,150	40,447	57,249	51,358	49,278	44,990
協議会運営費	4,672	2,688	609	31	160	50
研究会・ハンズオン	34,190	33,920				
コミュニティ形成			23,392	22,373	21,564	21,401
ビジネスモデル構築			27,926	26,553	21,664	21,162
海外展開	3,587	3,345	4,521	2,380	5,090	2,219
翻訳	700	494	800	18	800	156
支出合計	43,150	40,447	57,249	51,358	49,278	44,990

(5) 使途及び県の確認

全額県負担となっているが、ひろしま環境ビジネス推進協議会の参画企業を増やすことや、企業の積極的な参加を促し、会員企業同士の連携を活性化させることが重要と考えているため、現状では会員から負担金を徴収していないとのことであった。

令和6年度においては、5月に第1回目として10,000,000円、1月に第2回目として39,278,000円が分割して概算払されている。事業として海外展開等も実施しており、情勢により大幅な変動が生じることがある⁴⁹。このうち、第2回目については、年度途中に残余が出るのが判明したため減額されているが、結果として概算払49,278,000円と支出44,990,460円との間に多額の差額が生じており、4,287,540円が県に返納されている。

10 健康・医療関連産業創出支援事業補助金

(1) 目的（要綱2条）

広島県内に事業所を有し、かつ「ひろしま医療関連産業研究会」又は「広島バイオテクノロジー推進協議会」の会員企業が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、健康・医療関連分野における製品化・事業化を促進し、もって本県における健康・医療関連産業の拡大に資することを目的とする。

(2) 交付の対象（要綱3条1項）

⁴⁹ 令和6年度はベトナムに係る当初予算20,411千円に対して、収入4,075千円、現支出2,165千円となっており、1,909千円の残額が生じた。

補助事業は、次に掲げる医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製品化・事業化のための研究開発など健康・医療関連分野への新規参入及び当該分野での事業拡大のための事業活動（通常の生産活動を除く。）である。

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）2条1項に規定する医薬品
 - ② 医薬品医療機器等法第2条第2項に規定する医薬部外品
 - ③ 医薬品医療機器等法第2条第4項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材
 - ④ 医薬品医療機器等法第2条第9項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材
 - ⑤ 医薬品医療機器等法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品及びこれらの関連資機材
 - ⑥ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）2条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの
 - ⑦ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）2条1項5号に規定する特定保健用食品
 - ⑧ 食品表示法（平成25年法律第70号）4条1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）2条1項10号に規定する機能性表示食品
 - ⑨ 創薬研究のための支援・受託サービス
 - ⑩ 健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス
- (3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及び健康・医療関連産業創出支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される。令和6年度は募集のあった20件に対して、健康・医療関連産業の創出に係る事業計画審査会による書面審査が実施された。この結果を踏まえて、基準点を満たしており採択が適当と認められる案件について、平均点の高い順に予算の範囲内で交付を決定している。交付については、補助事業完了後の精算払としている。

(4) 使途及び県の確認

補助金による製品化・事業化の促進が最終目標である付加価値額に結びついているかに関して、情報収集、分析等されているか確認したところ、補助事業の完了後5年度間は、毎年度ごとの補助事業の成果（状況、今後の予定、売上額など）を報告させ、集計を行い、目標への寄与度を計測しているとのことであった。

11 バイオデザイン・プログラムを運営する広島大学への経費補助

(1) 目的（要綱2条）

国立大学法人広島大学（以下「広島大学」という。）における医療機器開発人材の育成のためのバイオデザイン・プログラム⁵⁰の運営（以下「補助事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助することにより、産業、医療・福祉、研究の各関係主体が連携・協働した質の高い医療機器の開発や新たなビジネスモデルの創造等、本県の健康・医療関連産業の振興に資することを目的とする。

(2) 交付の対象（要綱4条）

補助事業は、知事は、バイオデザイン・プログラムを運営する広島大学に対し、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及びバイオデザイン・プログラム運営事業費補助金交付要綱に基づき交付される。

(4) 使途及び県の確認

平成23年度からの重点施策として、医療関連産業のクラスター形成に向けて取り組む過程において、スタンフォード大学発の医療機器開発手法である「バイオデザインプログラム」の導入を進めることとした。本プログラムの導入に当たっては、医療機器に関わる臨床工学だけでなく、医学部等との連携が必須であるため、県内で唯一医学部・研究科をもつ教育機関である広島大学と連携して実施しているとのことであった。

12 バイオエコノミー関連産業創出支援事業補助金

(1) 目的（要綱2条）

広島県内に事業所を有し、かつ「広島バイオテクノロジー推進協議会」又は「一般社団法人バイオDX推進機構」の会員企業が事業に要する経費の一部を補助することにより、バイオエコノミー関連分野における製品化・事業化を促進し、もって本県におけるバイオエコノミー産業の創出に資することを目的とする。

(2) 交付の対象（要綱3条）

補助事業は、補助事業者が大学等と連携して行うバイオエコノミー関連分野における製品化・事業化を目指した共同研究開発等であって、その社会実装の過程において「ゲノム解析技術又はゲノム編集技術」（以下「ゲノム関連技術」という。）を導入するものである。

(3) 補助金の交付要件

⁵⁰ 広島大学ウェブサイト「バイオデザインとは」 <https://trc-device.hiroshima-u.ac.jp/bio-design/>

県補助金等交付規則及びバイオエコノミー産業創出支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される。

(4) 使途及び県の確認

補助金による製品化・事業化の促進が最終目標である付加価値額に結びついているかに関して、情報収集、分析等されているか確認したところ、補助事業の完了後5年度間は、毎年度ごとの補助事業の成果（状況、今後の予定、売上額など）を報告させ、集計を行い、目標への寄与度を計測しているとのことであった。

13 環境・エネルギー産業集積促進補助金

(1) 目的（要綱2条）

広島県内企業が、大学等研究機関や他企業等と連携して、又は単独で行う独自性のある技術・製品開発から事業開発までを一貫支援し、将来の環境・エネルギー産業を牽引する事業を創出するとともに、国内外から企業や研究所等の参入を促し、本県における環境・エネルギー産業の集積を図ることを目的とする。

(2) 交付の対象（要綱4条）

補助事業は、次に掲げる環境・エネルギー分野への新規参入や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や事業開発（通常の生産活動を除く。）である。

- ① 環境汚染防止に関する分野
- ② 地球温暖化対策に関する分野
- ③ 廃棄物処理・資源有効利用に関する分野
- ④ 自然環境保全に関する分野

(3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及び広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱に基づき交付される。

(4) 使途及び県の確認

事業目標とワークの成果目標との関連性について、県は、環境・エネルギー分野における新製品・サービスの研究開発に要する経費助成が、その新製品・サービスの事業化を促進することで、「環境・エネルギー分野の取組企業数」が増加し、「環境・エネルギー分野の付加価値額（売上額）」の増加に結びつくと考えているとのことであった。

補助金による製品化・事業化の促進が最終目標である付加価値額に結びついているかに関して、情報収集、分析等されているか確認したところ、補助金の採択企業には、補助終了

後5年間、事業化状況報告書の提出を義務付けており、その中で、補助事業の売上状況（付加価値額）を確認しているとのことであった。

14 広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金

(1) 目的（要綱2条）

カーボンリサイクル関連技術の研究開発及び実証（以下「研究事業」という。）に取り組む者に対し、研究事業に要する経費を補助することにより、自主自立の下で実施される研究事業を推進し、カーボンリサイクル関連技術の社会実装を進めることを目的とする。

(2) 交付の対象（要綱4条）

補助事業は、大学等研究機関又は事業者（以下「所属機関」という。）に所属する研究者が、次に掲げるカーボンリサイクル分野の研究や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や事業開発（通常の生産活動を除く。）である。

- ① 二酸化炭素分離回収に係る分野
- ② 鉱物化による二酸化炭素固定化に関する分野
- ③ 二酸化炭素を原料として燃料への転換に関する分野
- ④ 二酸化炭素を原料として化学品への転換に関する分野
- ⑤ 二酸化炭素吸収源に関する分野
- ⑥ その他、直接的又は間接的にカーボンリサイクルの技術に資する分野

(3) 補助金の交付要件

県補助金等交付規則及び広島県カーボンリサイクル関連技術研究開発支援事業補助金交付要綱に基づき交付される。

(4) 使途及び県の確認

事業目標とワークの成果目標との関連性について、県は、カーボンリサイクル関連技術の研究開発に要する経費を助成し、製品・サービスの社会実装を目的としており、その新製品・サービスの事業化を促進することで、「環境・エネルギー分野の取組企業数」が増加し、「環境・エネルギー分野の付加価値額（売上額）」の増加に結びつくと考えているとのことであった。

15 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである（令和6年度分は7件）。

【課名等：バイオ・ヘルスケア産業課】
(令和7年5月末現在)

番号	事務事業名 【業務名】	契約目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (予定価格(A)) (円)	契約額(B) (変更後(C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法			変更 回数 (回)	変更 割合 (C/B)	随意契約 理由	完了 年月日	備 考
									契約 種別	入札 見積 人数	入札 見積 回数					
1	健康・医療 関連産業 創出のため、補 助金に係る 事業計画の 評価及び評 価業務	補助金審査 の参考とす るため、補 助金に係る 事業計画の 評価及び評 価を作成す る	6	特定非営利活 動法人匠工通 携推進機構 (R6.4.15)	R6.4.15 ～ R7.3.31	726,000 (726,000)	701,800	96.7	随	1	1	-	-	-	R6.5.20	単価契約 契約単価 31,900円

【課名等：環境・エネルギー産業課】
(令和7年5月末現在)

番号	事務事業名 【業務名】	契約目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (予定価格(A)) (円)	契約額(B) (変更後(C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法			変更 回数 (回)	変更 割合 (C/B)	随意契約 理由	完了 年月日	備 考
									契約 種別	入札 見積 人数	入札 見積 回数					
1	海外スター アップ等 連携実証プ ロジェクト 創出業務	県内企業 と海外ス ターアッ プ等との 連携促 進に係る 業務	(8)年度	株式会社リバ ネス (R6.4.8)	R6.4.8 ～ R7.3.31	24,998,747 (24,998,747)	24,998,747	100.0	随・P	2	1				R7.3.31	
2	広島県カー ボン・サー キュラー・エ コノミー 推進業務	広島県カー ボン・サー キュラー・エ コノミー 推進協議 会の運営	(8)年度	公益財団法人 中国地域創造 研究センター (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	16,000,000 (16,000,000)	16,000,000 (16,000,000)	100.0	随	1	1	1	1	業務の特殊性から、 委託者が当該法人 に特定され且つ以 下の条件を満たし ているため。 (1) 特殊案件 (2) 実態能力 (2) 非代替制 (2号該当)	R7.3.31	変更契約理 由：成果品納 期の変更に係 る仕様書変更
3	広島県カー ボンリサイ クル関連技 術研究開発 支援業務	カーボン リサイクル 等技術 研究の補 助金、伴 走支援業 務	(8)年度	株式会社リバ ネス (R6.4.9)	R6.4.9 ～ R7.3.31	34,499,520 (34,499,520)	34,499,520	100.0	随・P	2	1				R7.3.27	

4	カーボン リサイクル 関係国際 会議 「Workshop on Carbon Management」 におけるワー クショップ ディナー 運営業務	イベント 運営	(8)年度	株式会社瀬戸 内ホテルズ (R7.3.10)	R7.3.10 ～ R7.3.24	1,445,730 (1,445,730)	1,445,730	100.0	随	1	1			本業務は、国主催 のワークショップ 「Workshop on Carbon Management」と一 体として開催する ものであり、ワー クショップの開催 と同一の場所で行 う必要がある。国 主催により開催は ヒルトン広島で決 定されていること から、本業務の一 体的な発行はヒル トン広島を運営す る(株)瀬戸内ホ テルズ以外には行 うことができない。 (第2号該当)	R7.3.24	
5	次世代教 育夏期イ ベントに 係る企 画・運営 業務につ いて	イベント 運営	(8)年度	株式会社中国 新聞アド (R6.8.16)	R6.8.16 ～ R6.9.30	638,000 (638,000)	638,000	100.0	随	2	1				R6.8.31	
6	次世代教 育冬期イ ベントに 係る企 画・運営 業務につ いて	イベント 運営	(8)年度	株式会社テレ ビ新広島 (R7.1.9)	R7.1.10 ～ R7.3.31	699,380 (699,380)	699,380	100.0	随	2	1				R7.3.7	

(2) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

- ① カーボン・サーキュラー・エコノミー推進業務
- ② カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務
- (3) カーボン・サーキュラー・エコノミー推進業務

広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会の運営を、令和6年度は、（公財）中国地域創造研究センターと随意契約している。

この点、令和7年度は、プロポーザル契約で同法人に委託していることから、令和6年度段階からプロポーザル契約の方法によることはできなかったのかを県に確認したところ、「令和6年度は、プロジェクトによってはNDA（秘密保持契約書）を締結し、参画企業間で議論を行うテーマもあるなど、各社が機密性の高い情報を持ち寄ってプロジェクトの推進を行ってきたことから公募型プロポーザルによる選定になじまなかったが、令和7年度は、仕様において既存ワーキングの支援終了に伴いこの項目を削除したことから、公募型プロポーザルへ変更した」との回答であった。

- (4) カーボンリサイクル関連技術研究開発支援業務

カーボンリサイクル関連技術の研究開発及び実証を取り組む者、並びに県内でカーボンリサイクルに係る課題を抱える県内企業を支援し、県内でのカーボンリサイクルに係る研究・実証事業の数を増加させ、もってカーボンリサイクル関連技術の社会実装を推進すること等を目的に、カーボンリサイクルに係る研究募集・選定事務・支援等（令和6年度採択分）、令和4年度及び令和5年度採択案件（20件）のフォロー、研究発表会イベントの企画・運営等を委託するものである。

公募型プロポーザルを実施し、評価値の高かった株式会社リバネスと契約している。

16 課題・問題点（目標の設定及び効果測定）

成果目標及び進捗状況に記載のとおり、ワーク50においては、「健康・医療関連分野の付加価値額（県内生産額）」、「環境・エネルギー分野の付加価値額（売上高）」、「環境・エネルギー分野の取組企業数」及び「県内航空機産業の付加価値額」をKPIとして設定している。上記、各負担金の概要説明に記載のとおり、それぞれの事業目標からワークの成果目標である付加価値額へのつながりについて、ある程度実績もあり帰納法的につながりを見出すことができるものもあるが、全般的に定性的な仮説に基づくものが多い。また、前記ひろしま航空機産業振興協議会のように、定量的な目標を別途設定しているケースはあるが、そのつながりについても分かりにくいと考えられる。

各負担金の効果の測定について県に確認したところ、ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金、ひろしま航空機産業振興協議会負担金及びひろしま環境ビジネス推進協議会についてはされていたが、一般社団法人バイオDX推進機構負担金と広島バイオテクノロジー推進協議会負担金については、直接的な効果の測定を実施していなかった。

ひろしま航空機産業振興協議会では、国際商談会への出店、マッチング機会の創出、人材育成のためのセミナー開催などを実施しており、協議会支出額の約80%はサプライチェーンの構築活動費として、約15%はアドバイザー経費である。これらの協議会活動の事業目標としては新規獲得件数を設定している。新規獲得件数の増加に伴い、付加価値の高い新たな案件の受注につながり、協議会会員企業の付加価値額を伸ばし、ワーク目標である県内航空機産業の付加価値額の増加につながると考えている。新規獲得件数については、すべての年で目標を達成しており、令和6年度については、目標4件に対して、実績は倍の8件となっている。この点、令和5年度以降の目標は4件の同数で推移させており、実績に応じた見直しが望まれる。

17 課題・問題点（協議会負担金の県負担割合の検討）

各種協議会のうち、県が費用全額を負担金として支出しているものがある（ひろしま感性イノベーション推進協議会、ひろしま航空機産業振興協議会、ひろしま環境ビジネス推進協議会）補助金・負担金は、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付であり、広く県民全体から徴収された税金を用いる以上、県民全体の利益になるような公益上の目的がなければならず、特定の者の利益を図ることを目的としている場合には公益とは言えず問題となる。

この点、ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金のように、県の方で自走化に向けて検討を進めているケースもあるが、受益者負担の観点からも、受益の程度に応じて一定の企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。

18 課題・問題点（協議会等の情報公開）

協議会等の情報公開の状況について県に確認したところ、下記のとおりであった。

① ひろしま感性イノベーション推進協議会負担金

協議会としての公表は行っていないが、県の主要施策の成果に関する説明書内の「産業イノベーション② 広島の強みを生かした新成長産業の育成」において成果を公表している⁵¹。また、経済産業省のHPにおいても事業概要等を公表している⁵²。

⁵¹ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/640396.pdf>

⁵² https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/07_R5cyugoku.pdf

② ひろしま航空機産業振興協議会負担金

協議会としての公表は行っていないが、県の主要施策の成果に関する説明書内の「産業イノベーション② 広島が強みを生かした新成長産業の育成」において成果を公表している⁵³。

③ ひろしま環境ビジネス推進協議会負担金

毎年度当初に協議会運営にかかる総会を開催しており、前年度の成果（実績）を含めた報告を行っている。

④ 一般社団法人バイオDX推進機構負担金

定量的な成果について、外部への公表は行っていない。

⑤ 広島バイオテクノロジー推進協議会負担金

定量的な成果について、外部への公表は行っていない。

上記のとおり、協議会等への支出額及び協議会等の実施している内容については公表されているが、協議会の収支及び定量的な成果等については一般に公表されているとは言い難い状況にある。県が負担金の支出等の支援をしていることを踏まえ、後者も公表するよう改善が望まれる。

19 課題・問題点（負担金の概算払額）

上述のとおり、基本的に各協議会の負担金は概算払されている。このうち、ひろしま航空機産業振興協議会負担金などは、都度支払であるのに対し、ひろしま環境ビジネス推進協議会では49百万円のうち39百万円を1月に概算払している。また、上述のとおり見通しが難しい点もあるが、令和6年度においては、結果として概算払と支出額との間に多額の差額が生じており、約4百万円が県に返納されている。

負担金の概算払について、概算払額（まとまった額を概算払すること）を検討することが望まれる。

20 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の措置状況）

平成30年度包括外部監査において、環境浄化産業クラスター形成事業の一部としてひろしま環境ビジネス推進協議会が監査対象となっており、下記5つの指摘・意見が表明されていた（概要のみ抜粋）。

① 負担金の負担方法について（意見）

⁵³ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/640396.pdf>

恩恵を受ける企業からの負担金徴収と県予算での支出とのバランスを再検討し、負担金の徴収是非を考えるべきである。

② 概算払の方法について（指摘）

不要な概算払を防止するため、事業の状況を継続的に把握して資金需要を算出し、必要額のみを概算払するようすべきである。

③ 変更交付手続について（指摘）

申請した補助事業のうち軽微でないものが変更される事態となった際は、すみやかに計画の変更申請をすべきである。

④ 「支出決定伺」の訂正について（指摘）

訂正印がないものが散見されるため、訂正方法を明文化し、徹底していくことが必要である。

⑤ 「支出決定伺」と実際支出額との整合性確認について（意見）

為替レートの関係で実際の支出額と「支出決定伺」の支出決定額に相違が出たものであるが、整合性を保てるよう、現状のチェック体制を徹底すべきである。

これらに対する県の措置状況は下記のとおりであった（令和2年5月25日公表）。

① クラスタ形成のための企業参画促進の観点もあるため、引き続き慎重に検討する。

② 事業の実施時期を勘案し、必要な概算払額を設定することとし、必要額のみ概算払を行う。

③ 事業実施状況や支出をより詳細に管理するとともに、変更すべき事案が発生した際には、適宜変更申請を行う。

④ 訂正を行う場合は、訂正者が押印を行い、その理由を明記する等、内規で定めた。

⑤ 為替レート等の関係で支出決定額と実際の支出額との相違が出た場合は「支出決定伺」に実際の支出額と差異の理由等を明記して、改めて決裁を取ることとした。

このうち、②以降については、下記のとおり、現在は適切に対応されていることを確認した。

②の概算払については、当時は年度当初に負担金の交付決定を行い、不要額が出た際には戻入処理をしていたが、現在は交付決定の時期を複数回に分けて、概算払を行っており、一定の改善がみられる（ただし、9で述べたように令和6年度も返納金は発生している）。

③の変更交付手続については、上記措置状況のとおり対応している。

④の支出決定何の訂正については、指摘後、支出事務取扱要領を改正し、訂正者が押印を行うことを定め、事務を徹底している。

⑤の実際支出額との整合性確認については、支出決定何と実際の支出額の為替レートについて、根拠資料を添付してそれぞれ起案を回す運用にしており、整合性を確認するチェック体制は保たれている。

一方で、①の措置について改めて県に確認を行ったところ、下記のとおりであった。

措置当時の具体的な検討状況については、企業の集積がクラスター形成に寄与するため、企業間連携の交流や共同事業に取り組むために設置した協議会の役割は重要であり、企業の積極的な参加を促すため、会員企業からの負担金徴収は行っていないとのことであった。また、現在も全額負担を継続している理由については、ひろしま環境ビジネス推進協議会の参画企業を増やすことや、企業の積極的な参加を促し、会員企業同士の連携を活性化させることが重要と考えているため、現状では会員から負担金を徴収していないとのことであった。また、ひろしま環境ビジネス推進協議会のホームページにおいて、協議会の支援内容の一つとして、広島県などの資金を活用した事業化支援の例として、管轄する環境・エネルギー産業課の広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金が掲示されているが、当該補助金の対象は交付要綱等においても協議会会員に限られておらず、また交付実績をみても約半数は会員以外の企業であり、現在の補助金の支給対象は会員に限られてはいない。

前回指摘事項とされた主な要因と想定される補助対象企業の限定については解消されている。また、県が適切に開示及び検討を行った結果として、全額負担を継続するのであれば問題はないと考えられる。しかしながら、前述のとおり、県は協議会の具体的な資金の用途や損益の状況等を一般には開示しておらず、負担金適正化等の継続的な検討も行っていない。また、当時の検討事項についても定性的な状況説明のみに終始しており、指摘を受けた県からの支出とのバランス等についても、金額的な影響等を踏まえた具体的な検討がなされた形跡は見受けられない。

21 意見

(1) 【意見】 目標の設定及び効果測定

負担金につき、事業目標の設定根拠や成果目標である付加価値額へのつながりが曖昧なもの、負担金支出による効果測定を行っていないものがある。より具体的に付加価値額へつ

ながる事業目標の設定、各事業の効果と成果目標との関連性がより明確になるような見直しを行うことが望まれる。

(2) 【意見】 協議会負担金の県負担割合

各種協議会の負担金全額を県が支出しているものがある。補助金・負担金の制度趣旨、受益者負担の観点からも、受益の程度に応じて一定の企業負担を求めていく方向に進めることが望まれる。

(3) 【意見】 協議会等の情報公開

県が負担金の支出等の支援をしていることを踏まえ、協議会等の活動自体の公開のみならず、協議会等の収支や活動の結果である効果についても公表することが望まれる。

(4) 【意見】 負担金の概算払額

返納金が生じているひろしま環境ビジネス推進協議会など、負担金の概算払について、概算払額（まとまった額を概算払すること）の妥当性を検討することが望まれる。

(5) 【意見】 平成30年度包括外部監査の措置状況

負担金の負担に関する監査意見への措置状況について、上記情報公開や負担金適正化の検討に加えて、県からの負担金支出とのバランス等について、金額的な影響等を踏まえた具体的な検討をすることが望まれる。

第6 インノベーション環境の整備（ワーク 51）

1 取組の方向（ワーク）の概要

インノベーション環境の整備、具体的には、これまで培ってきた産学官の連携を更に深化させるとともに、「インノベーション・ハブ・ひろしまCamps」や「ひろしまサンドボックス」を活用し、インノベーションを起こそうとする多様な人材や企業のつながりを創出し、その質を高めていくことを通じて、スタートアップ企業⁵⁴を含む、新事業・ビジネス創出の好循環に資する環境整備に取り組むとしている。

⁵⁴（参考）「スタートアップとは、一般に、以下のような企業をいう。

1. 新しい企業であって、
2. 新しい技術やビジネスモデル（インノベーション）を有し、
3. 急成長を目指す企業」

（2025年2月経済産業省「スタートアップ育成に向けた政府の取組 スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/kaisetsushiryoku_2025.pdf）

また、イノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、従来の地域金融機関による融資のほか、ベンチャーキャピタル⁵⁵を通じた投資等の多様な資金調達や人材確保等の支援に取り組むとしている。

2 成果目標及び進捗状況

(1) 成果目標（KPI）の設定

「イノベーション実現企業率」、「イノベーション活動実行企業率」、「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター⁵⁶」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数（累計）」及び「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を以下のように設定した（アクションプラン59頁）。

KPI	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
イノベーション実現企業率 ^{※1}	《参考値》 36% (H30)	37%	39%	41%	43%	45%
イノベーション活動実行企業率 ^{※1}	《参考値》 41% (H30)	42%	44%	46%	48%	50%
広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数（累計）	12社 (R1)	40社	60社	70社	75社	80社
広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数	346人 ^{※2} (R1)	130人	150人	150人	160人	160人

※1 文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の数値に加えて、県として独自で調査を実施する

※2 令和元年度については、研究プロジェクトの立ち上げに際して、参画機関から目標を大幅に上回る参加があった

ア 「イノベーション実現企業率」の定義と目標について

文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の数値に加えて、県内企業のうち、ビジネスモデルの転換や変革が求められる産業分類に属する企業などから1,000社を抽出し、抽出先へのアンケート調査によってイノベーションに帰着することが意図されている活動⁵⁷を実行した割合等から算出している。令和6年度の目標は43%、令和7年度の目標は45%と設定されている。

⁵⁵ ベンチャーキャピタル（Venture Capital/VC）とは、成長が期待されるスタートアップ等の未上場企業に出資（主に株式を取得）して投資を行い、将来の株式上場やM&Aを通じて利益を得ようとする投資会社等である。

⁵⁶ デジタルものづくり教育研究センターウェブサイト（<https://hudmerc.hiroshima-u.ac.jp>）

⁵⁷ イノベーションに帰着することが意図されている活動の具体例（県の回答より）

イ 「イノベーション活動実行企業率」の目標について

「イノベーション実現企業率」とともに算出したものであり、令和6年度の目標は48%、令和7年度の目標は50%と設定されている。

ウ 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数（累計）」の目標について

令和6年度は75社、令和7年度の目標は80社と設定されている。

エ 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参加者数」の目標について

アクションプランでは令和6年度の目標は160人、令和7年度の目標は160人と設定されているが、ワークの進捗では令和6年度の目標は650人、令和7年度の目標は680人と設定されている。アクションプランとワークの進捗で目標に差異があることについて県に確認したところ、「アクションプランの数値については令和2年度の公表時のものであり、ワークの成果目標については実績に応じ上方修正した数値を記載しているものである。」との回答を得た。

(2) 成果目標の達成状況

これまでに確認された達成状況は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」より）。

「新しい又は改善した製品又はサービスの導入」又は「新しい又は改善したビジネス・プロセスの導入」の実現のために、エンジニアリング、デザイン、又は他の創造的業務活動（製品・サービスの形状・外見・使い勝手の変更など）を実行すること、マーケティング又はブランド・エクイティ活動（製品・サービスの導入のための市場調査、宣伝・広告など）を実行すること、知的財産関連活動を実行すること、従業員への教育訓練活動を実行すること、ソフトウェア開発又はデータベース活動を実行すること、若しくは建物、機器、機械又はその他の有形資産を取得する又はリースすることなどが挙げられる。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
イノベーション実現企業率※	目標	37%	39%	41%	43%	45%
	実績	31%	45%	42%	47%	
	達成状況	未達成	達成	達成	達成	
イノベーション活動実行企業率※	目標	42%	44%	46%	48%	50%
	実績	60%	54%	54%	58%	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)	目標	40社	60社	70社	75社	80社
	実績	33社	69社	78社	91社	
	達成状況	未達成	達成	達成	達成	
広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数	目標	130人	150人	150人	160人	160人
	実績	589人	707人	1,154人	1,270人	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	

※ 文部科学省において2年に1度実施している「全国イノベーション調査」の数値に加えて、県として独自で調査を実施する

ア 令和6年度実績（イノベーション実現企業率）の算出について

「2020年以降、市場に新しく導入した製品又はサービスがある」と回答した企業が107社であり、本設問に回答した企業の総数が228社であった。（107社÷228社≒46.9%）

イ 令和6年度実績（イノベーション活動実行企業率）の算出について

「2020年以降、自社内に新しく導入、若しくは改善したビジネス・プロセスがある」と回答した企業が134社であり、本設問に回答した企業の総数が230社であった。（134社÷230社≒58.2%）

3 事業の執行状況（令和6年度）

- (1) 令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりであり、関係事業としては以下6件がある。
- ・「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業
 - ・「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」管理・運営事業
 - ・イノベーション・エコシステム形成事業

- ・ひろしま産学共同研究拠点管理事業
- ・ひろしまサンドボックス推進事業
- ・ひろしまサンドボックス実装支援事業

令和6年度				【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】							
事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計画		実績			備考	
		国	県	その他	数量A	予算額B	数量C	率C/A	執行額D		率D/B
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業(現年) (工鉦業振興費)	産学官の連携の下、地域の大学の機能・知見を活用して、地域の中核的な産業の振興と高度かつ専門的な人材育成を行い、当該高度・専門人材の地域での就業を促進することで、地域産業の更なる振興と人材育成の促進の好循環を起し、地域の活力の向上と持続的な発展を図る。	2/3 1/2	1/3 1/2	-	当初	929,927,000			857,462,987	91.4	繰越明許費 72,000千円
					補正	△ 24,440,000					
					転用	32,172,000					
					計	937,659,000					
「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」管理・運営事業 (工鉦業振興費)	イノベーションのメッカとして、多くの情熱ある人材・組織等が新たに出会い、情報交換・交流を行う場の管理・運営を行う。	-	10/10	-	当初	54,360,000			44,268,228	92.5	
					補正	△ 6,500,000					
					計	47,860,000					
イノベーション・エコシステム形成事業 (工鉦業振興費)	企業や大学、金融機関、行政など様々のプレーヤーが相互につながり、絶え間ないイノベーションが創出される生態系システムのような環境・状況(イノベーション・エコシステム)を地域において形成する。	1/2 -	1/2 10/10	-	当初	172,416,000			157,686,428	94.3	
					補正	△ 5,160,000					
					計	167,256,000					
ひろしま産学共同研究拠点管理事業 (工鉦業振興費)	産学官連携による科学技術イノベーションの創出を図るため、ひろしま産学共同研究拠点を設置し、県内の科学技術の振興を促進し、県内産業の発展に資する。	-	10/10	-	当初	68,758,000			62,528,471	90.9	
					補正	0					
					計	68,758,000					

令和6年度				【イノベーション推進チーム(地域産業デジタル化推進担当)】							
事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計画		実績			備考	
		国	県	その他	数量A	予算額B	数量C	率C/A	執行額D		率D/B
ひろしまサンドボックス推進事業 (工鉦業振興費)	AI/IoT等の新しいデジタル技術の活用による課題解決に向けた実証実験を県内外の民間企業等との共創により、広島発の新たなソリューションの創出を目指すとともに、ひろしまサンドボックス推進協議会の支援策を拡充することにより、AI/IoTの人材育成・集積を図る。		10/10		当初	77,000,000			107,852,020	93.8%	9月補正 +40,000,000 2月補正 △2,051,000
					補正	37,949,000					
					計	114,949,000					
ひろしまサンドボックス実装支援事業 (工鉦業振興費)	新型コロナウイルス感染症等の影響から厳しい経営環境に置かれている県内中小企業等におけるニューノーマルへの対応やデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域におけるAI/IoT等のデジタル技術の導入及びデータ活用・連携の推進を目指し、これまでひろしまサンドボックスで実証を行い、地域への波及効果や事業性が検証されたソリューションの実装を支援する。	1/2	1/2		当初	60,000,000			58,688,000	100.0%	
					補正	△1,312,000					
					計	58,688,000					

(2) 補足説明

ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業の執行状況について、大幅な補正及び転用等が確認されたため、内容について県に確認を行ったところ、以下のような回答を得た。

ア 補正△24,440千円の内容及び理由

当事業は令和5年度中に内閣府「地方大学・地域産業創生交付金」の採択を受けて予算計上していたが、令和5年度末に、国の予算上の理由により令和6年度交付申請額について減額の要請があったため、事業内容を見直したことで委託料等の不用が生じたものである。

また、効率的な事務執行等により旅費等の不用が生じたため2月補正で合わせて減額補正を行ったことによるものである。

イ 転用32,172千円の内容及び理由

国の令和6年度補正予算において同交付金が増額計上されたため、事業の加速のため広島大学の機器整備2件を実施することとしたが、同機器整備に充てるのに負補交(負担金、補助金、交付金)の費目が不足したため、同一目内の事業(企業立地促進対策事業)から転用したことによるものである。

ウ 繰越明許費72,000千円の内容及び理由

同機器整備2件のうち1件について、調達手続等の期間を考慮すると令和6年度中の調達(執行)が難しかったことから、当該機器整備の交付対象事業費を繰越明許費としたことによるものである。

4 本ワークに関連する各事業の概要

(1) 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業

ア 事業概要

産学官連携の下、地域の大学の機能・知見を活用して、地域の中核的な産業の振興と高度かつ専門的な人材育成を行い、当該高度・専門人材の地域での就業を促進することで、地域産業の更なる振興と人材育成の促進の好循環を起こし、地域の活力の向上と持続的な発展を図る。

研究・開発・生産・流通といったものづくりのバリューチェーン⁵⁸全体のデジタル化を図るために、大学において、革新的な材料開発や先進的な制御、EVにおけるカーボンニュートラル実現をテーマに、産学官が連携して応用・実践を意識した研究を行うとともに、関連する高度・専門人材の育成を行う。

また、地域を牽引する企業において、高性能計算機やシミュレーション技術の活用を進めるため、ひろしまデジタルイノベーションセンター(HDIC)において利用環境を整備し、併せて、人材育成を行う。

イ 事業目標(「R6主要施策の成果に関する説明書」411頁より)

⁵⁸ バリューチェーンとは、自動車や衣服などの商品を最終的なユーザーに提供するまでの、企画、開発・設計、組立・製造、販売、サービスといった価値創造の工程の連なりをいう。(参考：中小企業庁HP http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2020/chusho/b2_1_3.html)

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
HDIC利用日数	1,119日	600日	801日
課題解決支援件数	47件	40件	40件
人材育成人数	1,058人	1,000人	1,265人
人材育成プログラム受講者における地元就職者数	24人	45人	【R7.9判明】
データサイエンス研修受講者数	206人	240人	386人

産学官連携による研究活動については、地域企業と組成する共創コンソーシアムを中心に活動しており、令和6年度も、国交付金（展開枠）を活用し、「電池パック」や「省エネ空調」に関連する新技術の研究開発プロジェクトで共創活動を実施したことから、モデルベース開発等の導入企業数・研究プロジェクトへの参画者数ともに目標を達成した。

① HDIC利用日数の目標値の設定、日数のカウントについて

策定当時の実績値（令和2年度実績579件）に基づいて設定しており、令和6年度の目標値は600日と設定されている。利用日数については、利用者延べ日数でカウントしている。

② 県と受託先の目標値の差異について

県の令和6年度の目標値は600日と設定されているが、受託先である産振構では1000日以上（開所日利用上限の50%相当として算出）を令和6年度目標としている（第3章第5参照）。

両者の目標値に差異があることについて県に確認したところ、「県で設定している目標600日については県独自で設定したものであり、産振構は独自で1000日を目標として設定している。」との回答を得た。

(2) イノベーション・エコシステム形成事業

ア 事業概要

企業や大学、金融機関、行政など様々なプレーヤーが相互につながり、絶え間ないイノベーションが創出される生態系システムのような環境・状況（イノベーション・エコシステム⁵⁹）を地域において形成する。

⁵⁹ 産学官や県内外の多様なつながりの中で、新たなアイデアや価値が創造され、新しい事業が次々と生まれる事業環境（ひろしまビジョン96頁（参考）策定検討資料）

イノベーション・エコシステムの環境づくりの一環として、今後10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10者創出することを目標にした「ひろしまユニコーン10⁶⁰」プロジェクトを中心に進める事業である（「R6主要施策の成果に関する説明書」407頁）。

イ 事業目標（「R6主要施策の成果に関する説明書」408頁より）

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
イノベーション・ハブ・ひろしまCamps 会員数	3,071 人	3,261 人	3,328 人

県内産業に刺激を与え、新たな価値を生み出す着火剤となるユニコーン企業等の創出により「挑戦することが当たり前」の形成を目指す「ひろしまユニコーン10」プロジェクトや、新たなつながりやイノベーションが次々と生まれる好循環の起点となる「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」の運営等を通じて、イノベーションを志すマインドの醸成や交流の場づくり、将来性・市場性を有し、ユニコーン級の急成長を目指すスタートアップ企業の発掘とその成長に対する伴走支援、海外におけるネットワークの構築や拠点設置等に対する支援等を行った。

この結果、「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」の会員数は順調に増加するなど、新たな挑戦を志す人材・企業のコミュニティは着実に拡大しつつあり、また、これまで支援してきた40社以上のスタートアップのうち15社において、累計約40億円の資金調達につながったほか、事業会社等との協業・連携が実現するなど、各事業で採択したスタートアップは順調に成長しており、昨年度に引き続き目標を上回った（同書409頁）。

事業目標の「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」の会員数（令和6年度は3,261人）の設定基準について県に確認したところ、「令和3年度から令和7年度までの5年間で区切りとして目標設定しており、令和3年度の会員数の増加が想定以上であったことから、令和4年度～令和7年度までの目標値を令和3年度の実績を基準に、直近の会員登録の状況を踏まえて上方修正している。」との回答を得た。

また、令和6年度の成果目標と実績の事業目標が「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps 会員数」のみであり、ユニコーン10に係る目標がないことについて県に確認したところ、「「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を代表して表す指標として「イ

⁶⁰ ひろしまユニコーン10プロジェクト (<https://hiroshima-unicorn10.jp>)

ノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」を選定している（ユニコーンの取組もCamps会員数の増加につながるため）」との回答を得た。

(3) 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

ア 概要（「ひろしまユニコーン10」プロジェクトHPより抜粋）

「広島県では、「広島から、ユニコーン企業を10年間で10社創出する」ことを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに取り組んでいる。本プロジェクトは、世界に羽ばたき大きく成長することを志す有望なスタートアップ企業等の存在が地域の産業に刺激を与え、次なる挑戦への着火剤となるとともに、県内既存産業とも相互に刺激しあうことによって、しなやかな産業構造の形成、さらには広島に「新しいことに挑戦しやすい環境」「挑戦することが当たり前の土壌・文化」が生まれることを目的としている。」

「ひろしまユニコーン10」を中心とするイノベーションエコシステム



ひろしまユニコーン10ウェブサイト（URLは前記）より

イ 同プロジェクトの目標について

同プロジェクトの目標について県に確認したところ、「本プロジェクトは令和14年3月までの10年間に、ユニコーン企業に匹敵する企業を10社創出することを目的（数値目標）としていると同時に、ユニコーン企業のような急成長を志す企業の存在が地域産業に刺激を与え、その刺激がさらなる挑戦者の着火剤となり、イノベーション・エコシステムが

形成され、挑戦することが当たり前の土壌・文化が醸成されることも目的（スローガンの目標）としている。」との回答を得た。

ウ 「ユニコーン企業に匹敵する企業」の定義について

「ユニコーン企業に匹敵する企業」の定義について県に確認したところ、「ユニコーン」の一般的な定義は、「創業10年以内」「未上場」「テック系企業⁶¹」「10億ドル以上の企業価値」であるが、地域経済を刺激することが重要であり、一般的な定義のうち、とりわけ「企業価値」「急成長」に着目し、スタートアップ企業はもちろん、企業内で新事業にチャレンジしてカーブアウト⁶²を目指す人、アトツギベンチャー⁶³など、広島から世界に羽ばたき急成長する人の挑戦を幅広く後押しするため、「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を「ユニコーン企業に匹敵する企業」と位置付けている。」との回答を得た。

エ ユニコーン企業に匹敵する企業になるまでの中間目標について

「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」につき、10年後に目標を達成するための中間目標の設定について県に確認したところ、「中間目標として、短期的には、各事業（アクセラレーションプログラム⁶⁴や海外進出支援）への応募企業数、中期的には、県の取組に関連して資金調達した企業数を設定している。」との回答を得た。

(4) イノベーション・ハブ・ひろしまCamps管理・運営事業（Camps説明資料より）

新たな創業創出を目的とし、イノベーション創造のチャレンジの場づくりを県として提供するものがイノベーション・ハブ・ひろしまCamps⁶⁵である。

⁶¹ テック系企業とは、一般に、テクノロジー（特にIT）を活用してビジネスを展開している企業を指す。

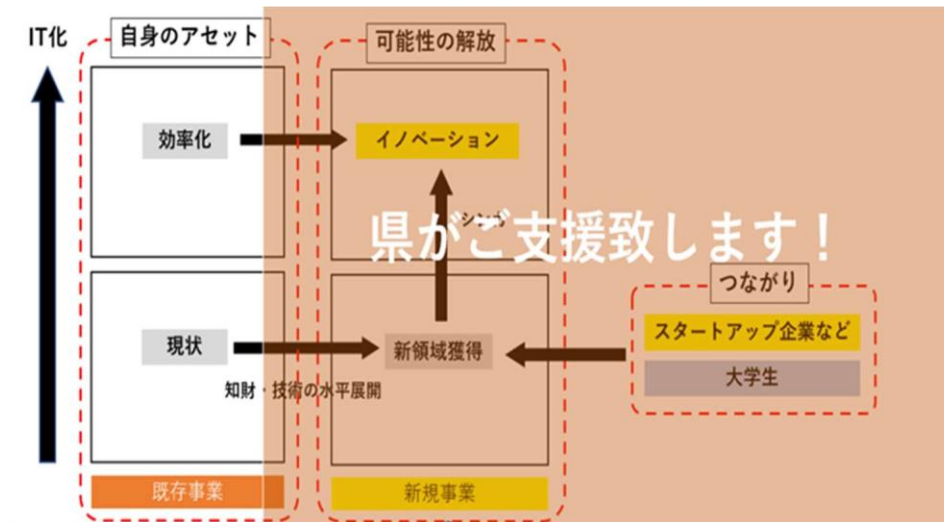
⁶² カーブアウトとは、一般に、企業が自社の事業の一部を切り出し（carve out）、新会社として独立させることを指す。

⁶³ 「アトツギ」とは、先代から受け継いだ有形無形の経営資源や伝統を活かし、新規事業、業態転換、新市場開拓など新たな領域に挑戦する後継者及び後継予定者等を指す（参考：経済産業省九州経済産業局ウェブサイト <https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kinyu/jigyoshokei/atotugi.html>）

⁶⁴ アクセラレーションプログラム（<https://hiroshima-unicorn10.jp/startup-acceleration2025>）より
「本プログラムでは、採択企業の事業成長を支えるため、「ハンズオン支援（各種メンタリング）」「オープンイノベーション等に資するイベントへの参加」「勉強会開催（海外展開、組織戦略）」「VC・事業会社マッチングイベント」「DEMODOY」の支援メニューを提供します。これらの支援メニューを通じて、経営ノウハウの習得やビジネスプランの熟成及び、それらを踏まえた、各種イベントによる機会提供を図ります。」

⁶⁵ <https://www.camps-hiroshima.jp>

「イノベーション」をソーシャルとビジネスの垣根を超えた共創によるシナジー⁶⁶から生み出されるものと捉えた上で、イノベーション立県の実現に貢献する。



(5) ひろしま産学共同研究拠点管理事業

産学官連携による科学技術イノベーションの創出を図るため「ひろしま産学共同研究拠点」を設置し、県内の科学技術の振興を促進し、県内産業の発展に資することを目的とする事業である。

(6) ひろしまサンドボックス事業

ア 事業概要

新たなデジタル技術やビジネスモデルを活用し、産業や地域における課題解決に向けた実証実験を、県内外の民間企業等との共創により行い、県内への実装と横展開を目指すことを通じて、イノベーションを創出する企業や人材の集積を図ることを目的とし、以下のような事業を行っている。（「R6主要施策の成果に関する説明書」413頁）

① 実証プロジェクト

新たな市場の創出に向けて、障壁となる規制対応やルールメイク⁶⁷に挑戦するプロジェクトの実証フィールドの環境整備（国への提案、特区等の制度活用、地元事業者等との関係構築等）

② 開発・実証モデルの実装

⁶⁶ 相乗効果

⁶⁷ 「ルールメイク」とは、①行政の政省令、自治体の条例、行政による法解釈、運用基準を定める通達など、②民間企業による自主規制、標準ルールなどといった、法的拘束力の有無を問わず、規範の形成・変更・維持を目指すような取組み、もしくはそれに類する取組を指すものとする。（参考：サキガケD-EGGS PROJECT HP <https://hiroshima-sandbox.jp/sakigake/>）

マッチング支援（課題を抱える市町や公的機関等とコストパフォーマンスに優れた商品・サービスを提供するスタートアップ企業や中小企業等との協業支援）及び試行的導入に係る経費支援

③ AIを活用したソリューション開発支援

県内外の様々なプレーヤーの参画による、地域課題等に対するAIを活用した新しいソリューション開発支援

④ ひろしまサンドボックス推進協議会運営・支援

会員向けサポートメニューの提供及びイベントやメディアプロモーション等の実施

イ 事業目標（「R6主要施策の成果に関する説明書」414頁）

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
イノベーション・エコシステム・サイト登録会員数	610 者	800 者 (R4～6 累計)	867 者 (R4～6 累計)
AIを活用して解決してみたい課題の掘り起こし件数	—	20 件	143 件

本事業による実証支援により、「県の取組により事業計画を策定又はプロダクトを開発した人・企業の数」が目標値90者を上回る168者となり、平成30年度から累計236件の実証支援を行った結果、「イノベーション・エコシステム・サイト」の登録会員数は事業目標の800者を上回る867者となり、イノベーション活動を行う主体的な企業・人材の広島県への集積が進んでいる。

県内外のスタートアップへのフィールドの提供及び地域DXに向け、市町や公的機関とスタートアップとのマッチングを支援し、デジタル技術を活用したソリューションの導入・実装を支援する「ひろしまサンドボックス実装支援事業」において、参加した14市町が提示した地域課題に対し、ソリューション提案が326件あり、各市町での審査を経て採択した34件の実証を行った。

AIを活用した県内産業や地域の課題解決に向け、県内外のプレーヤーがチャレンジできる環境を提供するため、新たに開始した「ひろしまAIサンドボックス」については、県内企業等に対してAIソリューションを業務において活用する具体的なイメージを持ってもらうための説明会を開催するとともに、県内外のAI開発者に広島市場をアピールする説明会を開催した。

県内企業等からAIを使って解決したい課題を募集する「課題提案型」については、県内4か所で計9回の説明会を実施し230社・351名に参加いただいた結果、143件の課題が提案され、事業目標を大きく上回るものとなった。(同書414～415頁)。

ウ 事業目標の設定及びカウント方法について

2つの事業目標の設定根拠について県に確認したところ、以下の回答を得た。

① 「イノベーション・エコシステム・サイト」の登録会員数について

「コロナ禍で制限されていたリアルでの交流を補い、オンライン上でのつながりの拡大を図る試みとして150人/年の新規会員獲得を目標値としている。イノベーション・エコシステム・サイトへ課題やソリューションを掲載するためには事前に必要情報を登録する仕組みにしており、登録者情報を確認することでカウントしている。」

② 「AIを活用して解決してみたい課題の掘り起こし件数」について

課題起点による実証プロジェクトの補助金採択想定件数が10件、採択に足る内容の申請件数歩留まりが50%と想定し、20件以上の課題が必要として設定している。県並びに事務局受託業者による、説明会・個別訪問により課題の提案を呼びかけ、ブラッシュアップを経てWebサイトでの掲載にまで至った課題の件数をカウントしている。」

5 課題・問題点（委託先との目標値等の差異について）

「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業の事業目標の指標中「HDIC利用日数」の令和6年度目標値（600日）について、委託先の産振構が設定したHDIC利用日数の目標値（1000日）と異なっていた（実績値は801日）。同じ事業の目標であるから、県と委託先との間で協議の上目標設定することができたのではないか。また、600日と1000日では目標値に大きな乖離があるところ、産振構が1000日という目標を設定したのであれば、県側としても目標値をそれに近い数値を設定することができたのではないかと疑問が残る。

6 課題・問題点（イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数の管理について）

イノベーション・エコシステム形成事業の令和6年度事業目標（イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数）の管理について、長期末利用の会員の整理（退会処理など）有無について確認したところ、「未利用を理由に退会処理は行っていない。」との回答を得た。

長期末利用の会員を含めて目標を達成と評価しても、実質的な利用状況と乖離している可能性がある（後述のように、県はメールが届かない利用者を控除し算定しているが、それだけでは十分とは言えない）。本事業の目的である「新たなつながりやイノベーションの醸成」の達成度の評価には結びつかないのではないだろうか。平成29年のオープンから8年ほど経過し

ていることもあり、一定の基準（例えば、最終利用日からの経過期間）を設けた上で一度長期未利用の会員の整理を行うことが望まれる。

7 課題・問題点（ユニコーン10に係る目標について）

令和6年度主要事業「イノベーション・エコシステム形成事業」の事業目標が「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」のみであり、ユニコーン10に係る目標がないことについて、県回答のとおりCamps会員数の増加がユニコーン企業等の創出に関連性がないとは言えないが、会員数の増加がユニコーン企業等創出にどの程度寄与しているかを測定することは困難であるように思われる。

「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」に係る中間目標の設定について、県は、短期的には、各事業（アクセラレーションプログラムや海外進出支援）への応募企業数、中期的には、県の取組に関連して資金調達した企業数を設定しているが、企業価値に着目した目標はない。

「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を県が「ユニコーン企業に匹敵する企業」として位置付けていることから、各年度主要事業の事業目標、あるいは中期的な目標として成長企業の企業価値に着目した目標もあわせて設定することで、10年後の目標であるユニコーンに匹敵する企業の創出へ向け、より明確に計画的な事業の遂行や評価をすることが可能になるのではないかと考える。

8 補助金、負担金

(1) 単独事業

以下の3件（負担金1件、補助金2件）がある。

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】

(令和7年5月末現在)

【負担金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び事業内容	年度	交付先 (交付事業者 数)	対象事業費 (円)	補助率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定)年 月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額(円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備 考
ひろしま産学共同拠点 管理事業(サイエンス パーク協議会) (平成26年度)	サイエンスパーク内の立地研究機関等の相互の交流及び地域の企業等との情報交流及び人的交流を推進し、もって地域産業の活性化に資する。	R6年度	広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会(1)	100,000	定額	100,000 (R6.8.1)	R7.3.31	100,000 (R7.5.29)	100,000 (R6.9.13)	広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会規約	(効果) 地域産業の活性化に資することを目的とし、立地研究機関等の相互の交流等を推進	ソフト事業

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び事業内容	年度	交付先 (交付事業者 数)	対象事業費 (円)	補助率等 (%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定)年 月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額(円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備 考
					県	国							
ひろしまオープン・イノベーション推進事業 (ひろしまものづくり人材育成センター事業) (平成27年度)	ひろしまものづくり人材育成センター事業に要する経費を補助する。	R6年度	(公財)ひろしま産業振興機構 (1)	17,999,000	定額		17,999,000 (R6.4.1)	R7.3.31	15,915,482 (R7.4.10)	15,915,482 (R6.6.28) (R6.9.30) (R6.12.20) (R7.2.28) (R7.5.23)	ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金交付要綱	(効果)県内中小企業等の業務改善や中長期的な成長活動を指導できる人材を育成し、企業の生産性向上や新事業展開等を推進	ソフト事業 概算払
ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業 (ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金) (令和4年度)	国立大学法人広島大学が「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」から生じた研究開発成果等を地域の産業界へ展開するに当たり、その経費の全部又は一部を補助する。	R6年度	国立大学法人 広島大学 (1)	22,000,000	定額		22,000,000 (R6.4.1) (R6.8.30)	R7.3.31	21,924,319 (R7.4.8)	21,924,319 (R7.5.23)	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金交付要綱	(効果)地域産業の活性化・競争力強化・雇用創出等の推進	ソフト事業

(2) 単独事業以外

以下の3件(負担金1件、補助金2件)がある。

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】

【負担金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び事業内容	年度	交付先	対象事業費 (円)	補助率等(%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定)年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額(円) (交付年月日)	根拠法令等	備 考	
					県	国							
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (推進会議運営負担金) (平成30年度)	知事が主宰する事業管理のための会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議 広島県地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会」(地域産学官のトップで構成)を運営し、事業全体の推進を図る。	R6年度	ひろしま自動車産学官連携推進会議 (1)	2,000,000	定額	50	50	2,000,000 (R6.4.1)	R7.3.31	1,493,442 (R7.4.4)	1,493,442 (R6.11.26) (R7.5.1)	ひろしま自動車産学官連携推進会議 広島県地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会規程	ソフト事業 概算払 戻入あり

【補助金】

(令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先	対象 事業費 (円)	補助率等(%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	備 考	
					県	国							
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金) (平成30年度)	産学の連携の下、広島大学(デジタルものづくり研究センター)において行われる、ものづくりのバリューチェーン全体のデジタル化に資する先端的な研究に対し、支援を行う。	R6年度	国立大学法人 広島大学 (1)	643,250,000	定額	33	67	643,250,000 (R6.4.1) (R7.1.31)	R7.3.31	643,131,350 (R7.4.7)	643,131,350 (R7.2.18) (R7.5.28)	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金交付要綱	ソフト事業 概算払 戻入あり
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金) (平成30年度)	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」において、AI・データイノベーション教育研究推進機構が行う、企業の企画・流通機能等の強化に資するAI・データサイエンスに係る人材育成に対し、支援を行う。	R6年度	(一社)AI・データイノベーション教育研究推進機構 (1)	36,910,000	定額	50	50	36,910,000 (R6.4.1) (R7.2.3)	R7.3.31	36,614,324 (R7.4.4)	36,614,324 (R6.8.26) (R7.2.18) (R7.5.8)	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金交付要綱	ソフト事業 概算払 戻入あり

なお、ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金については、第7(ワーク52)で述べることとする。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各負担金・補助金につき、帳票類(負担金:支出調書、負担金の根拠、交付先団体の規約や収支決算書等/補助金:交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等)を確認した。

さらに、以下の事業(令和6年度)については、帳票一式も確認した。

①ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金

9 広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会運営負担金（負担金）

(1) 概要

広島中央サイエンスパーク⁶⁸内の立地研究機関等の相互の交流及び地域の企業等との情報交流及び人的交流を推進し、もって地域産業の活性化に資することを目的とする活動の事業運営費を負担するものである。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会

交付決定額100,000円／交付額100,000円

概算払1回（令和6年9月13日付100,000円）

10 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金（補助金）

(1) 概要

現場や業務の生産性改善にデジタル技術を取り入れる中小企業等を支援することで、企業の経営変革をリードできる人材を育成し、もって地域産業の振興に寄与するため、産振構が行う事業に要する経費に対し、交付する補助金である。（要綱1条）

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：産振構

交付決定額17,999,000円／交付額15,915,482円

概算払4回（令和6年6月28日付1,435,000円／令和6年9月30日付3,302,000円／令和6年12月20日付2,538,000円／令和7年2月28日付6,372,000円）及び精算払1回（令和7年5月23日：2,268,482円）の5回に分けて交付された。

概算払の理由について県に確認したところ、「この事業は県の補助金で賄われており、センタースタッフの人件費や旅費、負担金、塾の運営費（専門家謝金、旅費）等は定期及び随時での支出が想定されるため、四半期に1度補助金を概算払することにより、円滑な事業執行を確保するため。」との回答を得た。

(3) 補助事業の交付要件等

県補助金等交付規則及びひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金交付要綱に基づき交付される。（要綱2条及び別表1）

⁶⁸ 「頭脳立地法」に基づく集積促進地域の承認を受けたことを契機に、その中核的業務団地として整備された。産学共同研究のための広島テクノプラザやひろしま産学共同研究拠点、独立行政法人酒類総合研究所をはじめ、民間の研究施設が建設され、試験・研究機能の集積が進められている。住所は東広島市鏡山3丁目。参考：東広島市ウェブサイト <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/6/8351.html>

事業区分ごとの補助対象経費、補助率は、①現場革新DX人材育成事業に係る補助対象経費（賃金、謝金、旅費、会議費等）につき補助率が10/10以内、②その他知事が認める事業に係る補助対象経費（知事が必要と認める経費）につき補助率は知事が認める率としている⁶⁹。

(4) 事業実績（実績報告書より）

事業実績書

I 総括表

事業名	計画件数等	実績件数等	備考
<p>1 現場革新DX人材育成事業 (育成塾) (1)IoT推進リーダーの育成 ①カリキュラム</p> <p>②受講者(育成者)数</p> <p>(2)経営層コミットによるIoT活用戦略の作成支援 ①カリキュラム</p> <p>②受講者(育成者)数</p> <p>(実証) (3)IoT導入実証支援 ③実証企業数</p>	<p>講義(基礎知識習得、現場実習(任意参加)、体験学習)、実践(自社課題解決活動)を概ね4か月 (初回講座、現場実習、体験学習及び成果発表会は委託実施) ※初回講座、現場実習及び成果発表会は「(2)経営層コミットによるIoT活用戦略の作成支援」と合同実施</p> <p>10名・社</p> <p>講義(基礎知識習得、現場実習)、実践(IoT活用戦略作成)を概ね4か月 (委託実施)</p> <p>10名・社</p> <p>3社程度 (助成限度額150万/件)</p>	<p>講義(基礎知識習得、現場実習(任意参加)、体験学習)、実践(自社課題解決活動)を概ね4か月(8月下旬～12月中旬) (初回講座、現場実習、体験学習及び成果発表会は委託実施) ※初回講座、現場実習及び成果発表会は「(2)経営層コミットによるIoT活用戦略の作成支援」と合同実施</p> <p>25名・10社</p> <p>講義(基礎知識習得、現場実習)、実践(IoT活用戦略作成)を概ね4か月(8月下旬～12月中旬) (委託実施)</p> <p>12名・10社</p> <p>3社採択</p>	
2 その他知事が認める事業			

⁶⁹ 補助率の設定について（県回答）

補助率の設定は、事業の公共性や政策目的、対象者の性質、事業のリスクや波及効果、政策優先度、財源制約、過去の制度実績や類似制度との整合性などを総合的に勘案して自己負担の程度や補助率を定めている。

(5) 補助金による効果測定

ア KPIとの結びつき

本補助金は、4つのKPIのうち「イノベーション実現企業率」と「イノベーション活動実行企業率」と結びつくものである。

イ 目標の達成度

産振構からの実績報告を踏まえて、目標の達成度について県に確認したところ、「人材育成件数や参加企業のDX⁷⁰活用戦略・DX導入プラン策定について目標達成しており、順調に事業が進捗していると評価している。」との回答を得た。

ウ 効果測定

本補助金を交付したことによる経済効果などの効果測定の有無・方法等について県に確認したところ、「効果測定は実施していない。」との回答を得た。

11 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金 (補助金)

(1) 概要

国立大学法人広島大学が「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム⁷¹」から生じた研究開発成果等を地域の産業界へ展開するに当たり、その経費の全部又は一部を補助することにより、地域産業の活性化・競争力強化・雇用創出等の推進に資することを目的とする。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：国立大学法人広島大学

交付決定額：22,000,000円／交付額21,924,319円

精算払1回（令和7年5月28日付：21,924,319円）

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容（事業計画書より）

⁷⁰ Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）。県での定義は、「広島県を構成するあらゆる主体（企業、教育機関、研究機関、金融機関、県民、行政）が、デジタル技術を活用して、絶えず、それぞれの目指す姿の実現に向けて新たな価値を生み出し続けている状態」

（広島県DX推進コミュニティ（<https://hiroshima-dx.jp/>）より）

⁷¹ 研究・開発・生産・消費／サービスといった、ものづくりのバリューチェーン全体のデジタル化を目指して、当地の強みである「モデルベース開発」という先進的な自動車開発・生産手法と、その産学連携の取組をモデルとした「デジタルイノベーションを担う人づくり」と「産学の創発的研究開発」を推進している。

（県ウェブサイト（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/247/monodeji.html>）より）

県補助金等交付規則及びひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金交付要綱に基づき交付される。(補助率は10/10以内)

交付の対象となった補助事業は以下の事業である。

事業化戦略等策定・実施事業(交付決定額22,000,000円/交付額21,924,319円)

ア 事業の目的

広島地域でこれまで培われた先進的な自動車等の開発・生産技術と産学官連携モデルをさらに進化させ、「デジタルイノベーションを担う人づくり」と「産学の創発的研究開発」を推進するための新たな拠点として、平成31年2月に「デジタルモノづくり教育研究センター」を設置。同センターにおけるこれまでの研究開発成果等を踏まえ、その事業化に関する戦略の策定・推進や、そのために必要な調査・分析等を行うとともに、研究開発環境の向上及び研究成果の発信力の強化等に取り組むことにより、研究成果の地域産業界への効果的な展開を図る。

イ 実施内容及び事業実績

①体制の確保、②海外市場動向調査、③イノベーション促進機能の強化、④発信媒体の整備、⑤開所式の開催の各事業を行っている。

(4) 実施効果(実績報告書より)

ア 新たな連携候補企業へのセンター紹介などを通じて、コンソーシアムへの参画企業数を3社増加させることができた。

イ 海外の産学連携研究機関との交流により、今後のセンター運営や研究開発の参考となる情報を得た。

ウ 令和5年度から実施している2つのプロジェクトについて紹介するツールを作成することで、情報発信力を強化することができた。

エ 運営を開始した「デジタルものづくりイノベーション拠点」において、研究開発成果の周知を図る環境が向上した。また、開所式の開催を通じて、広く地域へ発信されたことで、地域企業とのより一層の連携が期待される。

(5) 補助金による効果測定等

ア KPIとの結びつき

本補助金は、4つのKPIのうち、「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)と「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における

研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)と結びつくものである。

イ KPIの達成状況

- ① 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)
- ② 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)

ウ 評価及び効果測定

本補助金の目標達成度及び効果測定等について県に確認したところ、「この補助金は、内閣府から認定を受けている「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」(地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律に基づく計画：期間平成30年～令和9年)に基づくものであり、令和6年度においては、上記2つのKPIともに目標値を上回っていることから、順調に推移していると評価している。また、上記に加え、県内の輸送用機械器具製造業の生産額増加や雇用者数を指標としており(経産省の経済構造実態調査)、直近の実績(R5)がそれぞれ前年度比7,673億円の増、2,271人の増となっている。」との回答を得た。

12 推進会議運営負担金(負担金)

(1) 概要

知事が主催する事業管理のための会議体である「ひろしま自動車産学官連携推進会議広島県地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会」(地域産学金官のトップで構成)を運営し、事業全体の推進を図ることを目的とした負担金である。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額(令和6年度)

交付の対象：ひろ自連

交付決定額2,000,000円／交付額1,493,442円

(3) ひろしま自動車産学官連携推進会議 広島県地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会について

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)(以下「法」という。)10条1項の規定に基づき、広島県の取組を促進することを目的とする。

委員会は、その目的を達成するために、①広島県における法5条1項の大学振興・若者雇用創出のために行われる事業に関する計画の案の作成、②法5条6項の認定を受けた計画の実施に関し必要な事項の協議、③目的を達成するために必要なその他の事項の協議を行うものとされている。(ひろしま自動車産学官連携推進会議 広島県地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会規定より)

(4) 負担金の交付理由、事業運営費の県の負担割合

この負担金は、ひろ自連の地方大学・地域産業創生事業推進特別委員会への負担金であり、特別委員会は県の負担金のみで賄われている。

令和6年度は負担金2,000,000円が令和6年11月26日に概算払され、その後負担金返還金として令和7年5月2日に506,558円が返金された。

概算払時の県の帳票(伺い文)を確認したところ、「この事業に要する経費は、県の負担金を財源とするものであるところ、申請者において年度中途において支出を要するため、広島県補助金等交付規則16条1項の規定により、概算払とする。」と記載されていた。

全額概算払をしていることの必要性及び概算払額を2,000,000円とした理由を県に確認したところ、「特別委員会が県の負担金のみで賄われていることから、円滑な事業執行のため概算払としており、概算払額については、特別委員会から提出された算出資料の内容を審査し、適当と判断している。なお、概算払額には、旅費や消耗品購入などの活動経費も含まれていることから、最終的な実績申請に基づき、一部戻入が生じた。」との回答であった。

また、特別委員会が県の負担金のみで賄われている理由について県に確認したところ、「この特別委員会は内閣府の交付金を有効活用しつつ、「広島県の取組を推進する」ことを目的として、従前の組織である「ひろ自連」本体の中へ平成30年に設置し、設置以降、産学官連携のもと、取組を進めているものである。特別委員会が「広島県の取組を推進する」ことを目的としているため、活動経費は県の負担金のみで賄うこととしている。」との回答を得た。

(5) 負担金による効果測定

ア KPIとの結びつき

本負担金は、4つのKPIのうち、「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)と「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における

研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)と結びつくものである。

イ KPIの達成状況

- ① 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)
- ② 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)

ウ 評価及び効果測定

県に確認したところ、11 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム地域展開促進事業費補助金(補助金)の評価及び効果測定と同内容の回答であった。

13 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金(補助金)

(1) 概要

国立大学法人広島大学が「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」を実施するに当たり、その経費の全部又は一部を補助することにより、デジタルイノベーションを担う人づくりと産学の創発的研究開発の推進に資することを目的とした補助金である。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額(令和6年度)

交付先：国立大学法人広島大学

交付決定額643,250,000円／交付額643,131,350円

精算払1回(令和7年2月28日付：643,250,000円／同日付：118,650円戻入)

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及びひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助金交付要綱に基づき交付される(補助率は県33%、国67%)。

補助事業は、以下の2つの事業で構成されている(事業計画書より)。

ア カーボンニュートラル対応推進事業(交付決定額636,750,000円／交付額636,848,291円)

以下の事業を行う。

- ① これまでの研究開発成果を応用し、今後の自動車産業が必要とする電動化に資するスマートな蓄電池システムと空調システムの研究開発及び実証を行う。

- ② モデルベースリサーチ・モデルベース開発による革新的価値創出により、CNに対応しつつ、顧客価値からバックキャストによる競合力のある高付加価値技術を産学官連携で効率的に社会実装にまで繋げる(スマート蓄電池システム開発プロジェクト)。
 - ③ 熱移動3原則の消費電力に着目して、EV用の空調のエネルギー効率の向上を実現(スマート空調システム開発プロジェクト)。
 - ④ データ駆動型スマートシステムの知見を活用し、人が快適性を感じることのできるパーソナルフィットの空調システムを実現。
- イ 高度デジタルイノベーション人材育成プロジェクト実施事業(交付決定額6,500,000円/交付額6,283,059円)

産学官の連携により企画・実施するデータサイエンス人材育成カリキュラム等により、企業が抱える様々な課題をデータ活用により効率的かつ効果的に解決し、業務の改善・改革を推進できるエキスパートレベルの高度デジタルイノベーション人材を育成することを目的とし、以下の事業を行う。

- ① DX推進のための実践的人材育成トレーニング・プログラム
 - ② 広島大学情報科学部及び社会人向けの産学連携教育の推進への協力
 - ③ DX産業人材育成に関する連携調査等の実施
- (4) 補助金による効果測定

ア KPIとの結びつき

本補助金は、4つのKPIのうち、「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)と「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)と結びつくものである。

イ KPIの達成状況

- ① 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトにかかわるモデルベース開発等の導入企業数(累計)」(令和6年度目標75社、実績91社)
- ② 「広島大学「デジタルものづくり教育研究センター」における研究プロジェクトへの参画者数」(令和6年度目標650人、実績1,270人)

ウ 評価及び効果測定

県に確認したところ、11 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム
地域展開促進事業費補助金（補助金）の評価及び効果測定と同内容の回答であった。

14 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである（令和6年度は35件）。

【イノベーション推進チーム（イノベーション環境整備担当）】
（令和7年5月末現在）

番号	事業事業名	委託目的及び内容	年度	委託先 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計価格 (予定価格 (A)) (円)	契約額 (B) (変更後 (C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法			変更 回数 (回)	変更割合 (C/B)	随意契約理由	完了年月日	備考		
									契約 種別	入札・見 積 人数	入札・見 積 回数							
1	ひろしま産学共同研究拠点管理事業	県内の市町や関係団体（学校・病院等）と革新的な技術を持つスタートアップ等をマッチングすることで、行政サービスをはじめとする住民生活の様々なシーンにデジタル技術の導入を進め、デジタルトランスフォーメーションの実現を目指すとともに、スタートアップ等による地方拠点の進出を促し、デジタル技術を持つ企業・人材の集積を図る。	R6	開センビ (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	22,089,100 (22,089,100)	19,580,000	88.6	一般	1	1	—	—	—	RT.3.31			
2	ひろしま産学共同研究拠点管理事業	ひろしま産学共同研究拠点の機械整備	R6	広島総合整備保障㈱ (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,122,000 (1,122,000)	1,122,000	100.0	随	1	1	—	—	【特殊要件】 本業務は、既設の整備システム（令和4年度に導入）と密接不可分の関係にあり、一般的な整備業務に加え、各整備機器の性能、稼働状態、耐用年数等に対する保証なども複合的に考慮して、一貫して責任を持たせることが必要である。 【実施能力】 当該企業は、現地の近くに支部を設けており、有事の際には短期間で現地に拠点を派遣し、巡回作業を行うことが可能である。また、整備業務においては、既設の整備機器も十分に熟知している必要があるが、当該企業は、現在の整備システム全体の設置者であり、周辺設備の状況や当該設備の設置状況、整備機器相互間の技術的整合性について十分に精通している。このことから、本業務を問題なく遂行する能力があると判断できる。 【非代替性】 上記のとおり、本業務では、一般的な整備業務の可否だけでなく、既設の整備システムを活用することを前提として、これに最も精通した業者により整備の品質を担保していくことが重要である。この点、委託者を変更することになれば、既存の整備システムを全て取り外した上で新たな整備システム導入工事が必要となり、物理的・経済的な損失となる（令和4年度に整備機器を含む整備システムを更新したばかりであり、現時点での機器の更新は適当ではない）。それに加えて、一定期間、拠点の整備機能が全て停止することとなり、入居者の身の安全確保及び施設内の財産の保全の観点から、整備機能を停止させることは望ましくない。これらのことから、現在の整備システムの設置者である当該企業以外に委託させることは適切ではない。 (2号該当)	—	—	RT.3.31	
3	ひろしま産学共同研究拠点管理事業	ひろしま産学共同研究拠点の電気設備保守管理業務	R6	株式会社イマインテック (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	1,442,760 (1,442,760)	1,095,600	75.9	一般	2	1	—	—	—	RT.3.31			
4	ひろしま産学共同研究拠点管理事業	透過電子顕微鏡の整備業務	R6	日本電子㈱広島支店 (R6.12.13)	R6.12.13 ～ R7.3.28	2,438,480 (2,438,480)	2,438,480	100.0	随	1	1	—	—	【特殊要件】 透過電子顕微鏡 (TEM) は、日本電子㈱が製造した装置で、装置の整備調整修理には、専門的な技術と文書化困難なノウハウを持つ技術者が必要である。また、安全保障に係る技術管理の対象である半導体製造及び評価解析プロセスに関連しているため、同社に情報開示を求めることができず、第三者が整備調整修理を行うことができない。 【実施能力】 日本電子㈱は製造メーカーであり、点検整備調整と交換備品の調達を行うことができる。 【非代替性】 日本電子㈱は製造メーカーであり、直接請負証明書の通り、同社が直接作業を行う唯一の会社である。 (2号該当)	—	—	RT.3.28	
5	ひろしま産学共同研究拠点管理事業	X線光電子分光装置スポット点検業務	R6	開ジェイ・サイエンス中国広島支店 (R6.12.23)	R6.12.23 ～ R7.3.28	2,042,260 (2,042,260)	2,042,260	100.0	随	1	1	—	—	【特殊要件】 X線光電子分光装置 (ESCA) は、英国VG社が製造した装置で、平成8年の同社の倒産に伴い、数度の買受を経て、現在、米国 Thermo Fisher Scientificは技術継承し、国内での点検整備は同社の日本人である日本エフイー・アイ (株) が実施している。装置の整備調整修理には、専門的な技術とVG社時代からのノウハウを継承した技術者が必要である。また、安全保障に係る技術管理の対象である半導体製造及び評価解析プロセスに関連しているため、同社に情報開示を求めることができず、第三者が整備調整修理を行うことができない。 【実施能力】 (株) ジェイ・サイエンス中国は、日本エフイー・アイ (株) が指定する代理店であり、点検整備調整と補修備品の調達を行うことができる。 【非代替性】 ESCAはこれまで様々な改修を重ねているため、これらの改修を実施した (株) ジェイ・サイエンス中国以外には点検整備調整と補修を行うことができない。 (2号該当)	—	—	RT.3.28	
6	ひろしま産学共同研究拠点管理事業 (ナノファーム X線CTソフトウェア調整業務)	ひろしま産学共同研究拠点に設置している特殊研究機器の本体調整・部品交換作業	R6	株式会社 リガク 大阪支店 (R6.12.23)	R6.12.23 ～ R7.3.21	1,940,070 (1,940,070)	1,940,070	100.0	随	1	1	—	—	【特殊要件・非代替性】 ナノファーム X線CTは、(株) リガクが製造した特殊な構造を持つ精密機器で、装置制御・撮影・三次元再構成には同社が制作したオリジナルソフトウェアを使用している。装置のソフトウェアアップデートや調整・部品交換を行うには、専門的な技術と文書化困難なノウハウを持つ技術者が必要であり、第三者がアップデート及び調整・部品交換作業を行うことができない。 【実施能力】 (株) リガクが装置の製造及び販売を直接行っており、ソフトウェアと主要部品を自ら製作しており、ソフトウェアアップデート作業と調整・部品交換作業及びアップデート版ソフトウェアと補修備品の調達を行うことができる。 (2号該当)	—	—	RT.3.21	
7	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (WIDS Hiroshima 企画運営業務)	(主に女性を中心とした) データサイエンティストの発掘、育成及び登壇を目的としたシゴダジウム・アイデアソン・ワークショップの開催	R6	(株) Rejou (R6.10.2)	R6.10.2 ～ R7.3.31	7,207,970 (7,207,970)	7,159,570	99.3	随	1	1	—	—	【特殊要件】 本業務は、スタンフォード大学が認定する「WIDS」の開催要件を満たす必要があり、データサイエンスに関する豊富な知識と経験、先端技術への理解、そして英語でのコミュニケーションが必須で、国際的に通用する人物のみが主催することを許されるものである。 【実施能力】 株式会社Rejouは、この分野では数少ない女性データサイエンティストの集団であり、令和元年から同様の業務を受託し、その成果はスタンフォード大学からも高い評価を受けている。 【非代替性】 代表取締役の菅氏はWIDSの公式アンバサダーを務めるほか、データサイエンティスト検定公式リファレンスブックの執筆者の一人でもあり、さらに広島大学の専任教授として本業務を含むプログラム全体の企画・運営にも深く関与しており、これらを代替できる人材は見当たらない。 (2号該当)	—	—	RT.3.31	
8	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」推進事業 (集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡保守点検業務)	ひろしま産学共同研究拠点に設置している特殊研究機器の保守点検	R6	(株) ジェイ・サイエンス中国広島支店 (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	16,903,150 (16,903,150)	15,466,000	91.5	随	1	1	—	—	【特殊要件】 集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡 (FIB-SEM) は、米国Thermo Fisher Scientificが製造した本体に、複数国/複数社にまたがる機器・装置を統合した国内唯一の日本の特殊機器であり、日本人である日本エフイー・アイ (株) が納入した装置である。装置の整備調整修理には、専門的な技術と文書化困難なノウハウを持つ技術者が必要であり、また、安全保障に係る技術管理の対象である半導体製造及び評価解析プロセスに関連しているため、同社に情報開示を求めることができず、第三者が整備調整修理を行うことができない。 【実施能力】 (株) ジェイ・サイエンス中国は、日本エフイー・アイ (株) が指定する代理店であり、点検整備調整と補修備品の調達を行うことができる。 【非代替性】 FIB-SEMはこれまで様々な改修を重ねているため、これらの改修を実施した (株) ジェイ・サイエンス中国以外には点検整備調整と補修を行うことができない。 (2号該当)	—	—	RT.3.31	

9	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 「ナノフォークスX線CT点検業務」	ひろしま産学共同研究拠点に設置している特殊研究機器の保守点検	R6 (株)リガク大阪支店 (R6.11.8)	R6.11.8 ～ R6.12.27	2,000,130 (2,000,130)	2,000,130	100.0	随	1	1	—	—	ナノフォークスX線CTは、(株)リガクが製造した特殊な構造を持つ精密機器である。装置の点検調整には、専門的な技能と文書化豊富なノウハウを持つ技術者が必要であり、第三者が点検整備作業を行うことができない。 (2号該当)	R6.12.27	
10	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (電界放射超高速電子顕微鏡点検調整業務)	ひろしま産学共同研究拠点に設置している特殊研究機器の点検と消耗部品の交換	R6 日本電子株式会社 (R6.12.13)	R6.12.13 ～ R7.3.28	580,943 (580,943)	580,943	100.0	随	1	1	—	—	—	R7.3.28	
11	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業 (透過型電子顕微鏡不具合調査業務)	ひろしま産学共同研究拠点に設置している特殊研究機器の故障原因調査	R6 (株)リガク大阪支店 (R7.2.21)	R7.2.21 ～ R7.3.28	580,800 (580,800)	580,800	100.0	随	1	1	—	—	—	R7.3.28	
12	ひろしまデジタルイノベーション推進事業	ひろしまデジタルイノベーションセンターの設置・運営	R6 (公社)ひろしま産業振興機構 (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	95,127,000 (95,127,000)	95,127,000 (93,051,739)	100.0	随	1	1	1	0.98	【特殊要件】 本業務は、設計領域において高度なシミュレーションを活用することで、コストの削減や品質の向上を図ることを目的としており、幅広いシミュレーションソフトを揃えるとともに高速計算環境を整える必要がある。県内の中小企業においては、価格も高く利用頻度も少ないソフトウェアや大きな投資を必要とする計算環境を整備することが難しく、産業支援機関が中小企業のニーズを集約するような形で、安価で高度な設備を共同利用できる仕組みを構築することが必要である。 【実施能力】 公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下、産振構）は、平成29年度に経済産業省から地域新産業促進補助金の交付を受け、高度計算資源であるHPCやシミュレーション解析を行うCAEシステムを有効に活用できる人材育成等を実施する拠点として「ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC）」を整備し、幅広い専門的ソフトウェアを設置している。 補助事業終了後の平成30年度からは、それらの利用サービスを自ら運営しつつ、人材育成のための研修事業や企業の技術課題解決支援を補助事業として実施しており、実施能力に問題はない。 【代替性】 本業務においては、専用の設備やソフトウェア、並びにシミュレーションのサポートに関するノウハウを保持していることが必須である。これまでそうしたサポートや人材育成を担ってきたHDIC以外に本業務を適切に履行できる産業支援機関はない。 (2号該当)	R7.3.31	事前合議
13	「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」管理・運営事業	イノベーション・ハブ・ひろしま Camps（貸借物件）の機械整備	R6 セコム㈱ (R4.1.1)	R4.1.1 ～ R8.12.31	1,122,000 (1,122,000)	1,122,000	100.0	随	1	1	—	—	本施設に係る建物賃貸借の貸主から指定されている事業者であるため。 (2号該当)	R6.3.31	長期継続契約
14	「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」管理・運営事業 （「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」マネジメント業務）	「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」の運営	R6 株式会社エル・ティ・エス (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	32,890,000 (32,890,000)	32,890,000	100.0	随・P	1	1	—	—	—	R7.3.31	
15	「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」管理・運営事業 （「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」マネジメント業務）	新しいアイデアの創出や事業の拡大を目指す県内企業や個人と、事業計画やプロダクト検証に対する助言等を行う者とのマッチングによる伴走支援	R6 株式会社エル・ティ・エス (R6.8.15)	R6.8.15 ～ R7.3.31	20,999,775 (20,999,775)	20,999,775	100.0	随・P	2	1	—	—	—	R7.3.31	
16	イノベーション・エコシステム形成事業	「ひろしまユニコン10」プロジェクト環境整備業務	R6 Plug and Play Japan株式会社 (R6.4.12)	R6.4.12 ～ R7.3.31	59,290,000 (59,290,000)	59,290,000	100.0	随・P	2	1	—	—	—	R7.3.31	
17	イノベーション・エコシステム形成事業	「ひろしまユニコン10」マーケティング・コミュニケーション業務	R6 株式会社Senjin Holdings (R6.4.12)	R6.4.12 ～ R7.3.31	7,980,000 (7,980,000)	7,979,999	100.0	随・P	1	1	—	—	—	R7.4.10	
18	イノベーション・エコシステム形成事業	「ひろしまユニコン10」海外進出支援業務	R6 株式会社広島銀行 Dres Private Limited (R6.4.12)	R6.4.12 ～ R7.3.31	38,000,000 (38,000,000)	38,000,000	100.0	随・P	3	1	—	—	—	R7.3.31	3者契約
19	イノベーション・エコシステム形成事業	県内企業に係るイノベーションの状況等調査	R6 株式会社帝国データバンク広島店 (R6.12.9)	R6.12.16 ～ R7.3.7	993,300 (993,300)	993,300	100.0	随	1	1	—	—	—	R7.3.5	
20	イノベーション・エコシステム形成事業	「I L S 2 0 2 4」における企業マッチング業務	R6 株式会社プロジェクトニッポン (R6.11.12)	R6.11.20 ～ R6.12.18	836,000 (836,000)	836,000	100.0	随	1	1	—	—	—	R6.12.25	

【イノベーション推進チーム（地域産業デジタル化推進担当）】
（令和7年5月末現在）

番号	事務事業名 【業務名】	委託目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約月日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (予定価格A)	契約額 B (変更契約額 C)	落札率 B/A	契約方法			変更 回数	変更 割合 (C/B)	随意契約理由 (予定価格100万を超えるもの)	完了年月日	備考	
									契約 種別	入札、見 積 人数	入札、見 積 回数						
1	ひろしまサ ンドボックス 実証支援事 業【スタート アップ共同 調達推進事 業管理・運 営業務】	県内の市町や 関係団体(学 校・病院等)と 革新的な技術 を持つスタート アップ等をマッ チングすること で、行政サー ビスを始めとする 住民生活の 様々なニーズに デジタル技術の 導入を進め、デ ジタルトランス フォーメーション の実現を目指 すとともに、ス タートアップ等 による地方拠点 の進出を促し、 デジタル技術を持 つ企業・人材 の集積を図る。	R6	ひろぎんエニア デザイン株式 会社	R6.4.1- R7.3.31	59,944,915	59,858,000	100%	随	1	1				R7.3.31		
2	ひろしまサ ンドボックス 推進事業 【サキガケ プロジェクト PMO(全体 管理)業務】	ひろしまサ ンドボックスで実証 実験を展開した プロジェクト等 の中で、社会実 装や展開を行 う際に障壁とな る規制への対 応や新たな ルールメイ クの試行を行う先 進的な実証実験 が見込まれる 案件を継続的に 支援し、新しい 技術やビジネス モデルの創出 に向けたチャレ ンジが育つ実 証フィールドの 構築を図ってい く。	R6	ReGACY Innovation Group株式会 社	R6.4.1- R7.3.31	24,987,600	24,987,600	100%	随	1	1	1	1.08	(2号該当) 【特殊要件】本業務は、ひろしまサ ンドボックスで実証実験を展開 したプロジェクト等の中で、社会実 装や展開を行う際に障壁とな る規制の見直しや緩和等を伴う先 進的な実証実験が見込まれる 案件を継続的に支援するもので あり、事業趣旨や業務内容を 深く理解した上で、事業開発に 関する知見、スタートアップとの コミュニケーション等を基に、 対象案件のマネージャーとして 適切な助言や支援を行う必要が ある。 【実施能力】契約相手方は、令 和4年度、5年度と業務を適切 に遂行した実績を有しており、 本業務を遂行する体制があると 認められる。 【非代替性】契約相手方は、令 和4年度に本プロジェクトの構 築に携わって以来、2年間にわた って対象案件にメンバーとして 深く参画しており、対象となる スタートアップとの関係や事業 内容への理解を持つ唯一の企 業であることから、本業務を 実施できる事業者は他にない。		R7.3.31	令和4年度に採択 した企業につ いて、県民向け の成果報告冊 子の作成業務 を追加するこ ととしたため。
3	ひろしまサ ンドボックス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (サグリ)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行するこ とが必要となる 新市場の開拓 に取り組むこと を目的とした実 証実験を実施 する。	R6	サグリ株式会社	R6.9.3- R7.3.31	3,999,303	3,999,303	100%	随	1	1			(2号該当) 【特殊要件】本業務は、令和5年度 サキガケプロジェクトで実施 した実証について、継続して、 規制緩和等により新市場を開拓 する先進的な実証実験を実施す る。 【実施能力】令和5年度サキガケ プロジェクトで実証実験を完 了させた実績を有していること。 【非代替性】実証を行える者は ソリューションの開発者である本 相手方以外にない。		R7.3.31	
4	ひろしまサ ンドボックス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (ピーライ ズ)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行するこ とが必要となる 新市場の開拓 に取り組むこと を目的とした実 証実験を実施 する。	R6	株式会社ピー ライズ	R7.1.29- R7.3.31	3,982,000	3,982,000	100%	随	1	1			(2号該当) 【特殊要件】本業務は、令和5年度 サキガケプロジェクトで実施 した実証について、継続して、 規制緩和等により新市場を開拓 する先進的な実証実験を実施す る。 【実施能力】令和5年度サキガケ プロジェクトで実証実験を完 了させた実績を有していること。 【非代替性】実証を行える者は ソリューションの開発者である本 相手方以外にない。		R7.3.31	
5	ひろしまサ ンドボックス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (セレンディ クス)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行するこ とが必要となる 新市場の開拓 に取り組むこと を目的とした実 証実験を実施 する。	R6	セレンディクス 株式会社	R6.5.7- R7.3.31	2,057,000	2,057,000	100%	随	1	1	1		(2号該当) 【特殊要件】本業務は、令和5年度 に引き続き、規制緩和、ルー ルメイクにより先進的な実証 実験の実施を行うものである (令和5年度プロポザル最優秀 提案者) 【実施能力】契約相手方は、令 和5年度業務を適切に遂行した 実績を有しており、本業務を 遂行する体制があると認めら れる。 【非代替性】引き続き実証実験 を行える者はソリューション 開発者である本相手方以外に ない。		R7.3.31	

6	令和6年度 ひろしまAI サンドボックス 事務局業務	「ひろしまAIサンドボックス」(以下「本事業」という。)は、広島県でAIを活用したソリューション開発にチャレンジできる環境を提供することで、AIを活用して新ビジネスにチャレンジする企業や人材を広島に呼び込み、人材と企業の好循環が生まれるイノベーション・エコシステムの形成を目的とする。	株式会社エール・ディー・エス	R6.12.13- R8.3.31	60,000,000	59,999,999		100%	随・P	5	1	1	1.07		(契約中)	・債務負担行為予 算計上 ・AI開発者向け マーケティング施策 は、官報種広報業 務と一体的に実施 することを予定し、 本業務の業務内容 には含まれていな かったが、より効果 的な打ち出しとす るため、事業全体 のスケジュール及 び実施主体を見直 すこととした。
7	令和6年度 イノベーション ・エコシ テム・サイ ト等保守運 用業務	イノベーション・エコシステムの形成に向け、多様な人材が広島に集積し、新たなサービスや付加価値を創出するための分野を超えた連携を実現するための運営しているイノベーション・エコシステムサイト及びCampusサイトの運営保守	株式会社ワクト	R6.4.1- R6.9.30	2,942,500	2,176,430		74.0%	随	1	1				R6.9.30	②号該当 【特殊要件】2つのサイトの保守運用を行うものであり、両サイトのプログラムに対する深い理解が必要となるとともに、その改変等にあたっては、イノベーション・エコシステムサイトにおけるプログラムの知的財産権が必要となる。 【実施能力】契約相手方は、両サイトを構築した者であり、プログラムに対する深い理解を有するとともに、当該知的財産権を保有している。 【非代替性】両サイトに対する深い理解やプログラムの知的財産権または使用権を有する者は他ににおらず、本業務を遂行できる者は当該者を除いていない。
8	令和6年度 ひろしまサ ンドボッ クス公式S NSによる情報 発信	ひろしまサ ンドボッ クス公式S NSによる情報 発信	株式会社広島 リビング新聞社	R6.4.1- R7.3.31	5,940,000	2,494,800		42.0%	一般(総 合)	4	1				R7.3.31	
9	令和6年度 ひろしまサ ンドボッ クス 運営・保守 等業務	ひろしまサ ンドボッ クス サイトの管理・運 営	株式会社PMA	R6.4.1- R7.3.31	955,114	955,114		100%	随	1	1	1				変更契約について は支払い方法の変 更のみで金額の変 更はなし。
10	ひろしまサ ンドボッ クス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (株式会社 Blossom Energy)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行する ことが必要とな る新市場の開 拓に取り組むこ とを目的とした 実証実験を実 施する。	株式会社 Blossom Energy	R6.9.30- R7.3.31	4,985,200	4,985,200		100%	随・P	2	1				R7.3.31	
11	ひろしまサ ンドボッ クス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (株式会社 ユーリア)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行する ことが必要とな る新市場の開 拓に取り組むこ とを目的とした 実証実験を実 施する。	株式会社ユー リア	R6.6.24- R7.3.31	3,992,076	3,992,076		100%	随	1	1				R7.3.31	【特殊要件】本業務は、D-EGGS PROJECT(令和3年度)で実施した実証実験プロジェクトを中心に、特に規制緩和、ルールメイクにより先進的な実証実験の実施が見込まれるものを抽出し、実証内容を検討していくものである。 【実施能力】令和3年度D-EGGS PROJECTで実証実験を完遂させ、令和4年度サキガケプロジェクトにおいても実証実験を実施している。 【非代替性】引き続き実証実験を行える者はソリューション開発者である本相手方以外にいない。
12	ひろしまサ ンドボッ クス 推進事業 【サキガケ プロジェクト 実証業務 (株式会社 エイトノ ット)】	デジタル技術の 活用により社会 課題を解決する アイデアの実現 に向けて、さら なる社会実装 や県内展開に 向けた事業開 発上、障壁とな る規制の緩和 や、ルールメイ クを試行するこ とが必要となる 新市場の開拓 に取り組むこと を目的とした実 証実験を実 施する。	株式会社エイト ノット	R7.2.10- R7.3.31	3,986,998	3,986,998		100%	随	1	1				R7.3.31	②号該当 【特殊要件】本業務は、D-EGGS PROJECT(令和3年度)で実施した実証実験プロジェクトを中心に、特に規制緩和、ルールメイクにより先進的な実証実験の実施が見込まれるものを抽出し、実証内容を検討していくものである。 【実施能力】令和3年度D-EGGS PROJECTで実証実験を完遂させ、令和4年度サキガケプロジェクトにおいても実証実験を実施している。 【非代替性】引き続き実証実験を行える者はソリューション開発者である本相手方以外にいない。

13	ひろしまサンドボックス推進事業【サキガケプロジェクト実証業務 (LOMBY株式会社)】	デジタル技術の活用により社会課題を解決するアイデアの実現に向けて、さらなる社会実装や県内展開に向けた事業開発上、障壁となる規制の緩和や、新たなルールメイックを執行することが必要となる新市場の開拓に取り組むことを目的とした実証実験を実施する。	LOMBY 株式会社	R6	R6.12.19- R7.3.31	(R6.12.19)	3,996,000	3,996,000	(3,996,000)	100%	随	1	1					②号該当) 【特殊条件】本業務は、令和4年度サキガケプロジェクトで実施した実証について、継続して、規制緩和等により新市場を開拓する先進的な実証実験を実施するものである。 【実施能力】令和4年度サキガケプロジェクトで実証実験を完遂させた実績を有している。 【非代替性】実証を行える者はプロユージョンの開発者である本相手方以外他にいない。	R7.3.31
14	ひろしまサンドボックス推進事業【サキガケプロジェクト実証業務 (株式会社 Nocnum)】	デジタル技術の活用により社会課題を解決するアイデアの実現に向けて、さらなる社会実装や県内展開に向けた事業開発上、障壁となる規制の緩和や、新たなルールメイックを執行することが必要となる新市場の開拓に取り組むことを目的とした実証実験を実施する。	株式会社 Nocnum	R6	R6.10.25- R7.3.31	(R6.10.25)	4,985,200	4,985,200	(4,985,200)	100%	随・P	2	2						R7.3.31
15	ひろしまサンドボックス謎解きイベント業務	ひろしまサンドボックスサキガケプロジェクトにおける実証実験として構築した3Dプリンター住宅において、主としてエンターテインメントを好む潜在的な顧客層に対して、「マードームミステリー」の顧客力を生かした県内外からの同遊を促進する導線設計し、県内外からの3Dプリンター住宅の認知度向上を図るとともに、新たな人流と経済波及効果を創出する。	株式会社Sally	R6	R7.2.27- R7.3.31	(R7.2.27)	999,900	999,900	(999,900)	100%	随	1	1						R7.3.31

(2) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

- ① ひろしまデジタルイノベーションセンターの設置・運営業務
- ② 「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」マネジメント業務
- ③ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務
- ④ ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運営業務】

以下、契約に関し県に確認した事項及び監査人が認識した課題・問題点を記載する。

15 令和6年度WiDS HIROSHIMA企画運営業務について

本委託業務の効果測定等について県に確認したところ、「効果測定は実施していない。」との回答を得た。

16 ひろしまデジタルイノベーションセンターの設置・運營業務

(1) 概要（業務委託仕様書より抜粋）

本業務では、県内のものづくり分野の中堅・中小企業等において、コスト削減や品質確保、納期短縮等の激化する市場競争に対応するためバーチャルシミュレーションにより設計・試作を行うモデルベース開発（MBD）及び最適設計のためのシミュレーションを行うCAE（Computer Aided Engineering）の活用が求められている。これらを実現するためのスーパーコンピューターなどの高性能計算資源（ハイパフォーマンスコンピューティング：HPC）及びPC上でシミュレーション解析を行うCAEソフトウェアの利用環境、技術課題に対する相談体制並びに関連技術の人材育成支援等を提供することで地域企業の競争力強化を図る。

主な業務は以下のとおりである。

①ひろしまデジタルイノベーションセンター運営事業、②ひろしまデジタルイノベーション推進人材育成事業、③ひろしまデジタルイノベーション推進事業運営、④事業計画書に基づく業務の実施、⑤実施報告書の作成

(2) 受託者の選定

随意契約により、産振構と契約した。

また、一部の業務について再委託を行っている。

なお再委託については、県から書面により承認を受けている。

随意契約の理由は以下のとおりとなっている。

「本業務は、幅広いシミュレーションソフトを揃えるとともに高速計算環境を整える必要があり、専用の設備やソフトウェア、並びにシミュレーションのサポートに関するノウハウを保持していることが必須である。産振構は、「ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC）」を整備し、幅広い専門的ソフトウェアを設置しており、そうしたサポートや人材育成を担ってきたことから、本業務を適切に履行できる産業機関は産振構以外ない。」

(3) 委託料及び支払方法

委託料95,127,000円／検査額93,051,739円

概算払2回（令和6年5月31日付58,000,000円／令和6年10月31日付28,000,000円）及び精算払1回（令和7年5月23日：7,051,739円）の3回に分けて支払われた。

概算払の理由について、伺い文を確認したところ、「見積書聴取先は公益財団法人であり内部資金が潤沢ではなく、事業の円滑な執行を確保するため概算払とする。」とのことであった。

(4) 目標の達成度等の評価

目標の達成度等の評価について県に確認したところ、「目標は達成しており、順調。」との回答を得た。

(5) 効果測定

本業務による経済効果などの効果測定の有無・方法等について県に確認したところ、「効果測定は実施していない。」との回答を得た。

17 「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」マネジメント業務

(1) 概要（業務委託仕様書より抜粋）

本業務では、コミュニティマネージャー等を筆頭として各役割に応じたスタッフをCampsに配置し、まずは上に示す多様な人材が気軽に訪問できる雰囲気づくり、きっかけづくりに努めるとともに、起業家や創業者等からの相談に随時対応する。

また、広島県が主催するスタートアップ向けプログラムや産業支援機関等と連携し、Camps会員に対して、事業フェーズや支援ニーズに即したサポートプログラムを紹介し、積極的な活用を図るとともに、アフターフォローを行う。

こうした取組の結果、異業種や産学官連携による新規事業開発、ビジネスとソーシャルの領域が融合した社会課題解決といった活動を促進するとともに、挑戦の拡大に向けた機運を醸成し、Campsを核として、人や資金・情報が集まり結びつくイノベーションの好循環（いわゆる「イノベーション・エコシステム」）を形成していく。

Campsの幅広い認知と積極的な活用に向け、「認知」「訪問」「共感」「つながり」「交流」「挑戦」といった一連の行動を促す取組を、適切な施設管理及び人材配置と合わせて一体的にマネジメントするものである。

(2) 受託者の選定

公募型プロポーザルを実施し、申請（1者）につき、評価基準に基づく評価を行い、総合値（委員全体の評価値の合計値）が最も高かった株式会社エル・ティー・エスと契約を締結した。

(3) 委託料及び支払方法

委託料32,890,000円／検査額32,890,000円（精算払）

(4) 目標の達成度等の評価

目標の達成度等の評価について県に確認したところ、「Campsの主要サービスである相談対応やセミナーの開催、マッチングの支援などについて、目標を達成しており、順調に事業が進捗していると評価している。」との回答を得た。

(5) 効果測定

本委託業務の効果測定等について県に確認したところ、「効果測定は実施していない。」との回答を得た。

18 課題・問題点（成果の実績値と委託会社の実績報告の差異について）

イノベーション・エコシステム形成事業の事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」について、令和6年度主要事業の成果の実績値には3,328人とあるが、受託会社の実績報告書には4,199名との記載があった。この差異について県に確認したところ、「会員数については、Campsはシステム登録上の総数を報告しているが、県の実績値は施設の適正な会員数を把握するため、目標管理上は、メールが届いていない会員を除いた数値を用いている。」との回答を得た。

「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、県と受託会社の把握する実績値に差異があるというのは好ましくないと考える。

県と受託会社側での実績値のカウント方法を統一することが望まれる。

19 課題・問題点（会員数の計測ができなくなったことについて）

受託会社の実績報告書に、イノベーション・ハブ・ひろしまCampsの会員数について、「システム変更によって令和6年10月以降の人数を計測できていない。」と記載があった。

システム変更等により人数のカウントができなくなることについての原因及び代替的な方法でのカウントの実施の有無について県に確認したところ、「サイトのリニューアルに伴い、会員登録システムも一新したが、その際の登録項目の再整理及び既存データとの統合に時間を要し、会員登録を休止した。代替的な計測はしていない。」との回答を得た（なお、令和7年度はサイトの更新が完了し計測可能な状態になっているとのこと）。

不測の事態であったと考えられるが、前述のように、「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、会員数の計測は本業務での重要課題であると考えられるため、システムが復旧するまで代替的な方法で会員数を計測すべきであった。

20 課題・問題点（備品の管理について）

イノベーション・ハブ・ひろしまCampsの県有備品の管理について県に確認したところ、「県有備品については、現物を目視にて確認しており、処分等があれば都度更新をしている。」との回答を得た。

Campsには多くの利用者が出入りすることから、紛失・盗難等のリスクが少なからずあると考える。紛失・盗難等の防止の観点から、目視での確認のみでなく、例えば備品にシールを貼付するなど、県有備品であることが一見してわかるような形での管理が望まれる。

21 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト環境整備業務

(1) 概要（業務委託仕様書より抜粋）

主な業務内容は以下のとおりである。

ア 広島からユニコーンのような急成長を志す企業を対象に、個社のニーズや成長段階に沿って効果的に成長支援するプログラムの企画・運営及び支援対象企業へのサポートを行う（アクセラレーションプログラムの運営）。

イ 県内におけるスタートアップ企業等を支援する機関、施設等と連携し、月に1回以上、本プロジェクトの目的に資するイベントを県内各地域で開催すること。

ウ 県内スタートアップ企業等と国内外VC等とのマッチングを目的としたピッチイベント⁷²を、首都圏で年1回以上企画・運営する。

エ スタートアップ企業等の事業成長や資金調達に繋げるためのVC・アクセラレーター⁷³を行う企業等とのネットワークを構築し、つながった企業等を一覧表で取りまとめる。

オ 県内における、本プロジェクトの支援対象となりうるスタートアップ企業等に対して、将来ユニコーン企業候補となりうる素質と志を持つ企業をリスト化し県へ提出する。

カ 本事業の目的を達成するため、本委託業務が遂行できる事務局を構築し、本事業の管理・運営に当たる。

キ スタートアップのソーシング

ク 県内でのイベント実施場所の調整、県内のスタートアップコミュニティへのイベント集客及び周知

ケ エリアコーディネーター業務

⁷² ピッチイベントとは、スタートアップ企業が投資家などにプレゼンテーションを行うイベントをいう。

⁷³ アクセラレーターとは、英語で「加速させるもの」を意味する言葉で、スタートアップ企業や起業家をサポートし、事業成長を支援する事業者を指す。

(2) 受託者の選定

公募型プロポーザルを実施し、申請（2者）につき、評価基準に基づく評価を行い、総合値（委員全体の評価値の合計値）が最も高かったPlug and Play Japan株式会社と契約を締結した。

また、一部の業務について再委託を行っている。

なお再委託については、県から書面により承認を受けている。

(3) 委託料及び支払方法

委託料59,290,000円／検査額58,823,833円（精算払）

(4) 目標未達について

「シード企業以上の支援対象企業の次ラウンド進出10社以上」について未達であったことについて県に確認したところ、「スタートアップ企業の調達のタイミング等、受託者の責任によらない事情等もあるため総合的に判断しやむを得ないとしている。」との回答を得た。

今後目標を達成するための具体的な対応等を確認したところ、「次ラウンドへ進出する企業を増やすために、引き続き、VCからの資金調達や事業会社との協業連携機会を創出する必要があると考えている。加えて、シード期以降において多様化・高度化する個社ごとの課題（海外進出・知的財産権戦略等）に対応するため、成長加速に資する機動的な支援を検討している。」との回答を得た。

22 ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】

(1) 概要（業務委託仕様書より抜粋）

本業務では、県内の市町や関係団体（学校・病院等）（以下、「市町等」という。）と革新的な技術を持つスタートアップ、ベンチャー企業、中小企業等（以下、「スタートアップ等」という。）をマッチングすることで、行政サービスを始めとする住民生活の様々なシーンにデジタル技術の導入を進め、デジタルトランスフォーメーションの実現を目指すとともに、スタートアップ等による地方拠点の進出を促し、デジタル技術を持つ企業・人材の集積を図る。

主な業務内容は以下のとおりである。

①プロジェクト設計、②事務局業務、③市町等の募集、④スタートアップ等の募集及びマッチング、⑤協業プランの策定及び評価支援、⑥活動支援金の支出、⑦フォローアップ、⑧共同調達の機会創出、⑨プロモーション、⑩その他

(2) 受託者の選定

随意契約により、ひろぎんエリアデザイン株式会社と契約した。

随意契約の理由は以下のとおりとなっている。

本業務は、令和4年度及び5年度に実施したスタートアップ共同調達推進事業を継続して実施するものであり、事業趣旨等を深く理解し、実現するためのノウハウ等が不可欠となるが、ひろぎんエリアデザイン株式会社は、令和4年度及び5年度の業務を適切に遂行した実績を有しており、同社は令和4年度に実施した広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会において4者の提案の中から最優秀者として採択され、本業務の提案書を作成した事業者であり、本業務を実施し得る唯一の事業者である。

(3) 委託料及び支払方法

委託料59,858,000円／検査額58,688,000円（概算払：令和7年1月17日28,830,000円、精算払：令和7年4月25日29,858,000円）

概算払の理由について伺い書を確認したところ、「受託者は資力に乏しい中小企業であり、委託料概算払請求書に記載のとおり、資金繰りが円滑な事業執行に支障をきたす可能性が認められるため」とのことである。

(4) 委託契約について

令和4年度にプロポーザルで受託業者を選定した時点で、翌年以降の随意契約を予定していたのかどうかについて県に確認したところ、「令和4年度の公募型プロポーザルにおいて、令和5年度の事業計画も提案・評価対象とした上で審査会を実施しており、令和5年度に関しては、当初予算の成立した場合に限り、令和4年度の公募型プロポーザルの結果を踏まえて随意契約も検討するという想定をしていた。令和6年度以降の随意契約はその時点では検討していなかったが、令和5年度事業の成果発現が令和6年度10月頃の想定だったこともあり、令和6年度は随意契約により事業を継続した。なお、令和7年度においては、一通り成果や手順を確認できたこともあり、公募型プロポーザルにより改めて受託業者の選定を行っている。」との回答を得た。

(5) 価格の適正さ及び判断のプロセスについて

本委託業務の価格の適正さ及び判断のプロセスについて県に確認したところ、「令和6年度事業における契約額としては、予定価格を設定する際に妥当性について確認している。なお、本事業者との契約については令和4年度・5年度の事業者を選定する公募型プロポーザルでの最優秀提案者であり、令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できているものと考えている。」との回答を得た。

23 課題・問題点（価格の適正さ及び判断のプロセスについて）

ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】につき、県より、「令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できていると考えている。」との回答を得たが、過年度からの情勢等変化もあり得るところであり、令和5年度と契約額が同一だから妥当性があると判断することには疑問が残る。過去の実績等を踏まえて必要に応じて価格交渉をするなどし、都度予定価格の妥当性を確認することが望まれる。

24 課題・問題点（効果測定について）

効果測定をしていないとの回答を得た補助金・委託契約が数件あった。

補助金の支出・委託契約の執行により、ワーク51のKPIや、最終目標である付加価値創出額（ひろしまビジョン）の増加にどの程度寄与しているのかを確認することは必要なプロセスであると考えられるため、各事業がKPIの達成にどの程度寄与しているか等につき効果測定をすることが望まれる。

25 指摘及び意見

(1) 【意見】 委託先との目標値等の差異について

「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業の事業目標の指標中「HDIC利用日数」の令和6年度目標値（600日）について、委託先の産振構が設定したHDIC利用日数の目標値（1000日）と異なっていた（実績値は801日）。同じ事業の目標であるから、県と委託先との間で協議の上目標設定すること、委託先がより高い目標を設定していた場合は県もそれに近い目標設定を検討することが望まれる。

(2) 【意見】 イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員の管理について

「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」の算出について、長期未利用の会員の整理（退会処理など）を行わず、長期未利用の会員を含めて算出することは妥当ではない。一定の基準を設けた上で一度長期未利用の会員の整理を行い、実質的な利用状況を踏まえた会員数の算出を行うことが望まれる。

(3) 【意見】 ユニコーン10に係る目標について

ユニコーン10に係る目標について、「イノベーション・エコシステム形成事業」の令和6年度事業目標は「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」のみである。また、「10年間でユニコーン企業に匹敵するような企業を10社創出することを目標」に係る中間目標につ

いて、企業価値に着目したものはない。「10億ドル以上の企業価値」に成長した企業を県が「ユニコーン企業に匹敵する企業」として位置付けていることから、各年度主要事業の事業目標、あるいは中期的な目標として成長企業の企業価値に着目した目標もあわせて設定することが望まれる。

(4) 【意見】 成果の実績値と委託先の実績報告の差異について

イノベーション・エコシステム形成事業の事業目標「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」について、令和6年度主要事業の成果の実績値には3,328人（メールが届いていない会員を控除）とあるが、委託先の実績報告書には4,199名（システム登録上の総数）との記載があった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であり、県と委託先での実績値のカウント方法を統一することが望まれる。

(5) 【指摘】 会員数の計測ができなくなったことについて

「イノベーション・ハブ・Camps」マネジメント業務において、システム変更によって令和6年10月以降の会員数を計測できていなかった。「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps会員数」は、「イノベーション・エコシステム形成事業」全体の進捗を測定する指標であるから、不測の事態が生じた場合も代替的な方法で会員数を計測するなど、効果測定をするために必要な情報を確保すべきである。

(6) 【意見】 備品の管理について

「イノベーション・ハブ・Camps」に設置してある県有備品の管理について、現物を目視にて確認しており、処分等があれば都度更新をしているとの回答を得た。紛失・盗難等防止の観点から、目視の確認のみでなく、県有備品であることが一見してわかるような形での管理が望まれる。

(7) 【意見】 価格の適正さ及び判断のプロセスについて

ひろしまサンドボックス実装支援事業【スタートアップ共同調達推進事業管理・運營業務】の契約額について、「令和5年度・6年度の契約額が同一であることから妥当性について確認できていると考えている。」と回答を得たが、過去の実績等を踏まえて必要に応じて価格交渉をするなど、都度予定価格の妥当性を確認することが望まれる。

(8) 【意見】 効果測定について

効果測定をしていないとの回答を得た補助金・委託契約につき、ワーク51の成果目標（KPI）や、付加価値創出額（ひろしまビジョン）の増加にどの程度寄与しているのかを確認す

るため、各事業がKPIの達成にどの程度寄与しているか等につき何かしらの効果測定をすることが望まれる。

第7 産業DX・イノベーション人材の育成・集積（ワーク 52）

1 取組の方向（ワーク）の概要

産業の基盤として必要な技術・技能に加え、デジタル技術の活用に必要な知識・スキルを習得した技術・技能人材の育成や、副業・兼業等も含めたプロフェッショナル人材の活用の促進など、産業におけるDXを担う人材やイノベーションを創出する人材の育成・集積に取り組むとしている。

2 成果目標及び進捗状況

「データサイエンス人材育成人数」「県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数（累計）」「高度外国人材の県内企業への就職者数（累計）」「プロフェッショナル人材の正規雇用人数（累計）〔参考〕マッチング率（成約数/企業訪問件数）」を、KPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を設定した（アクションプラン60頁）。

また、「県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数（累計）」に関する参考指標として、令和5年度から「〔参考〕奨学金を借り受けて卒業した者における県内就職率」、令和6年度から「〔参考〕プログラム参加者のうちAIなどテクノロジーを活用して課題を解決することができるスキルの基礎を身に付けた生徒の割合」が参考指標として加えられた。

「R6主要施策の成果に関する説明書」によれば、これらの成果目標と、令和6年度までの実績は以下のとおりである（同書122頁、123頁）。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
データサイエンス人材育成人数	目標	36人	36人	36人	45人	54人
	実績	49人	76人	79人	144人	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数(累計)	目標	45人	90人 (R3~4)	135人 (R3~5)	180人 (R3~6)	225人 (R3~7)
	実績	33人	79人	135人	176人	
	達成状況	未達成	未達成	達成	概ね達成	
高度外国人材の県内企業への就職者数(累計)	目標	6人	12人 (R3~4)	18人 (R3~5)	24人 (R3~6)	30人 (R3~7)
	実績	6人	12人	18人	24人	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
プロフェッショナル人材の正規雇用人数(累計)	目標	170人	345人 (R3~4)	525人 (R3~5)	710人 (R3~6)	900人 (R3~7)
	実績	333人	660人	996人	1,385人	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
〔参考〕マッチング率 (成約数/企業訪問件数)	目標	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%
	実績	21.0%	28.6%	28.5%	29.4%	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
〔参考〕奨学金を借り受けて卒業した者における県内就職率	目標	—	—	70.0%	70.0%	70.0%
	実績	—	—	100%	68.2%	
	達成状況	—	—	達成	概ね達成	
〔参考〕プログラム参加者のうちAIなどテクノロジーを活用して課題解決することができるスキルの基礎を身に付けた生徒の割合	目標	—	—	—	70.0%	70%
	実績	—	—	—	74.9%	
	達成状況	—	—	—	達成	

- (1) 「データサイエンス人材育成人数」については、「データサイエンス人材」を、様々な課題をデータ活用により効率的かつ効果的に解決し、業務の改善・改革を推進できる高度なデジタルイノベーション人材と定義した上で、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業（「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業プログラム」）の一環として広島大学AI・データイノベーション教育研究センターが実施する研修等の参加者を「データサイエンス人材」と評価し、その参加者数をもって育成人数としている。

令和3年以降毎年目標を大きく上回る水準で推移しており、令和7年度の目標は54人と設定されている。

- (2) 「県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数」については、県内企業等のイノベーションや新たな分野・事業への展開、競争力強化等に向けて新たな価値を創出することが期待される人材として、企業向け補助金（イノベーション人材等育成事業補助金）及び個人向け貸付金（広島県未来チャレンジ資金）の採択人数をもって育成人数としている。

令和5年度以降は目標を概ね達成しており、令和7年度の目標は225人（R3～R7）と設定されている。

- (3) 「高度外国人材の県内企業への就職者数」については、「高度外国人材」を広島県ものづくりグローバル人材育成事業により受け入れた留学生とした上で、そのうち広島県内に本社・本店を置く企業に就職した者の人数を就職者数としている。なお、「県内企業」は「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」（後述）の会員企業に限られない。

令和3年以降毎年目標は達成されており、令和7年度の目標は30人（R3～R7）と設定されている。

- (4) 「プロフェッショナル人材の正規雇用人数」については、「プロフェッショナル人材」を専門的な技術・資格や高度な知識・技能を有し、直近の就業先が県外本社企業・県内大企業・国のいずれかであり、採用時年収が概ね600万円以上又は業務を行う最小単位の長としての1年以上の経験若しくは企業・官公庁等での10年以上の実務経験を満たす人材と定義した上で、こうした人材が補助金による人材受入コストの支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」（後述）によるマッチング支援を受けて県内の中小・中堅企業又は組合等に正規雇用された人数を正規雇用人数としている。

令和3年以降毎年目標を大きく上回る水準で推移しており、令和7年度の目標は900人（R3～R7）と設定されている。

- (5) 「〔参考〕 マッチング率」は、広島県プロフェッショナル人材戦略拠点が関与した成約件数を同拠点の企業訪問件数で除して算出している。令和3年以降毎年数値目標は達成されており、令和7年度の目標は25%と設定されている。
- (6) 「〔参考〕 奨学金を借り受けて卒業した者における県内就職率」については、「ひろしまDX人材育成奨学金」の借受者で当該年度に就職した者のうち、翌年度に県内企業等で就業を開始した者の割合をもって算定している。100人規模で奨学金事業を実施している鹿児島県の事例を参考に、令和2年度の同県内就職率が約65%であったことを踏まえ、本事業では借受者の県内就職率目標を70%としている。制度を開始した令和5年以降、目標はおおむね達成されており、令和7年度の目標は70%と設定されている。
- (7) 「〔参考〕 プログラム参加者のうちAIなどテクノロジーを活用して課題を解決することができるスキルの基礎を身に付けた生徒の割合」については、「ひろしまAI部」の参加生徒のうち、AIの基本的な仕組みや利用方法、リスクを理解し、データ分析を基に社会課題の解決手段をデータやAIで考え、論理的に説明できる状態に達したと評価できる生徒数（外部有識者の意見に基づき作成したテストに合格した者）を、プログラムに参加した生徒の総数で除して算出している。一般社団法人日本ディープラーニング協会が主催するG検定・E資格⁷⁴の合格率（約70%）を参考に、目標を70%としている。
- (8) 各年度の数値目標は上記表のとおりである。アクションプラン期間中の実績に基づき数値目標を変更（増減）することはしないとのことである。

3 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績

令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

イノベーション推進チーム（イノベーション環境整備担当）及び産業人材課所管の事業としては、以下の2件がある。

- ・「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業（区分：人材育成）
- ・イノベーション人材等育成・確保支援事業

⁷⁴ 日本ディープラーニング協会（JDLA）が主催する、AIに関する知識（G検定）や実装能力（E資格）を証明する資格

令和6年度

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】

事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計 画			実 績		備 考	
		国	県	その他	数量A	予算額B	数量C	率C/A	執行額D		率D/B
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業(現年) (工紙業振興費)	産学官の連携の下、地域の大学の機能・知見を活用して、地域の中核的な産業の振興と高度かつ専門的な人材育成を行い、当該高度・専門人材の地域での就業を促進することで、地域産業の更なる振興と人材育成の促進の好循環を起し、地域の活力の向上と持続的な発展を図る。	2/3 1/2	1/3 1/2	-	当初	929,927,000			857,462,987	91.4	繰越明許費 72,000千円
					補正	△ 24,440,000					
					転用	32,172,000					
					計	937,659,000					

※ 一部、ワーク51と重複している。

令和6年度

【課名等：産業人材課】

事業名 (目 名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備 考	
		国	県	その他	数量 (A)	予算額 (B)	数量 (C)	率(C/A) ×100	執行額 (D)		率(D/B) ×100
イノベーション 人材等育成・確 保支援事業(工 紙業振興費)	○大都市圏を中心に多く存在する経験豊富なプロフェッショナル人材の県内企業への受入を促進するため、県内企業が人材の受入に要する費用の一部を支援する。 ○県内中小・中堅企業が社員を研修等へ派遣する費用や、個人が大学院の課程等での修学に要する費用の一部を支援する。 ○情報学部・学科等の学生の県外流出の防止と県内定着を促進するため、個人が大学等での修学に要する費用の一部を支援する。 ○広島大学に就学する留学生への奨学金支給や留学生募集活動のための経費を支援する。	1/4	1/4 1/2 2/3		当初	323,227,000円			261,156,595円	90.8	債務負担行為額 9,000,000円 理由：副業・兼業人材の支援について年度をまたぐ申請及び翌年度早期申請分として設定している
					補正	▲35,595,000円					債務負担行為額 98,000,000円 理由：海外派遣等年度をまたぐ研修や3年間の修学に係る貸付等に必要なものとして設定している。
					計	287,632,000円					債務負担行為額 960,000,000円 理由：学生の高等教育機関修了年月までの奨学金支給に必要な経費を設定している。
											債務負担行為額 7,200,000円 理由：留学生の大学修了年月までの奨学金支給に必要な経費を設定している。

(1) 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業（区分：人材育成）

ア 本事業は、以下の2つの補助金により「DX推進のための実践的人材育成トレーニング・プログラム」を実施している。

① 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助」のうち「高度デジタルイノベーション人材育成プロジェクト実施事業」

※当該補助事業の詳細については、ワーク51で述べる。

② 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金」

イ 本事業（ただし、一部ワーク51の事業を含む。）の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（R6主要施策の成果に関する説明書）より）。

○ 事業目標：

指標名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
HD I C利用日数	1,119日	600日	801日
課題解決支援件数	47件	40件	40件
人材育成人数	1,058人	1,000人	1,265人
人材育成プログラム受講者における地元就職者数	24人	45人	【R7.9判明】
データサイエンス研修受講者数	206人	240人	386人

データサイエンスに係る高度・専門人材の育成については、経済産業省のAI学習プログラム（マナビDX Quest）をベースに、更にビジネス実務・現場でのデータ解析を盛り込んだ研修が高い関心を集め、多数の企業が参加した結果、実践的な高度デジタル人材の育成につながった（同書412頁）。

(2) イノベーション人材等育成・確保支援事業

ア 本事業は以下の3つの事業で構成されている。

① プロフェッショナル人材マッチング支援事業

「広島県プロフェッショナル人材戦略拠点」を運営し、プロ人材の掘り起こしと、その採用コストを補助金で支援する。

② イノベーション人材等育成事業

イノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を促進するため、下記のとおり、県内中小・中堅企業が社員を研修等へ派遣する費用や、個人の専門職大学院の課程等での修学に要する費用、県内高等教育機関の理工系情報学部で学ぶ学生の修学に要する費用の一部を支援する。また、産学官連携で開始した、高校生向けのAIリテラシー教育プログラムを実施する。

- ・イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）
- ・広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金・社会人枠）
- ・ひろしまDX人材育成奨学金（個人向け貸付金・学生枠）
- ・ひろしまAI部

③ 広島県ものづくりグローバル人材育成事業

産学官連携の広島県ものづくりグローバル人材育成協議会が中心となり、アジア等の優秀な理工系留学生を受け入れ、奨学金支給とカリキュラムを通じて県内企業への就職を図る。

イ 本事業の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（R6主要施策の成果に関する説明書）より）。

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
人材紹介会社への求人取りつなぎ件数	105 件	157 件	213 件
相談対応等件数	183 件	180 件	196 件
学生向け貸付決定数	—	100 人	93 人
奨学金借受者の県内への就職 意向率	—	100%	99.3%
A I 基礎教育プログラム参画 学校数	—	8 校	23 校
高度外国人材の受入人数	6 人	6 人	5 人

① プロフェッショナル人材マッチング支援事業

プロフェッショナル人材の正規雇用人数については、「広島県プロフェッショナル人材戦略拠点」を運営し、地域金融機関等と連携した県内の受入企業の掘り起しや、民間人材紹介会社等と連携した大都市圏等の人材の掘り起しを行うとともに、人材受入コストの支援を行った結果、目標を達成することができた（同書419頁）。

② イノベーション人材等育成事業

県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数については、アフターコロナにおける経済活動の回復に伴う企業の社員育成や高度な知識の習得に対する意欲の高まりに加え、信用調査会社の調査等に基づく補助金・貸付金制度の利用可能性の高い企業や利用実績のある企業への優先的な訪問、SNSやウェブ等を活用した広報等により、制度の積極的な利用促進を図り、目標を概ね達成した。

情報系の学生の転出抑制及び県内企業等への定着促進を図るため、令和5年度から開始した県内就職を返還免除の要件とする奨学金の貸付制度については、奨学金を借り受けて卒業した者における県内就職率の目標は概ね達成しているが、引き続き、本制度

のより一層の活用に向けた周知を図るとともに、情報系の学生と県内企業とのマッチング機会の拡大等さらなる県内定着の促進に向けた取組を実施する必要がある。

生成AIに代表されるデジタル技術の急速な進展に伴い、テクノロジーの活用により社会や企業の課題を解決できる人材の早期段階での育成が急務である中、産学官が連携し、高校生を対象に、AIを理解し、活用する力を身に着ける教育プログラム「ひろしまAI部」を令和6年度から開始し、参加生徒の基礎スキルの習得に係る目標を達成した（同書419頁）。

③ 広島県ものづくりグローバル人材育成事業

留学生の就職先確保のため、人材獲得の可能性の高い企業を抽出し、訪問及びウェブ面談を行い、県内企業へ留学生の特徴や魅力等を積極的に情報発信した結果、目標を達成することができた（同書420頁）。

(3) 本ワークに関連する組織・機関等の補足説明

ア 一般社団法人AI・データイノベーション教育研究推進機構

広島大学AI・データイノベーション教育研究センターと連携・協力し、産学官が一体となってAI（人工知能）、DS（データサイエンス）、ICT（情報技術）の社会実装を推進することにより、地域企業のイノベーションや地域社会のスマート化の実現など、地方創生に寄与することを目的に、令和3年に設立された。

主な事業内容として、地域ニーズに対応したAI・DS・ICT関連分野の人材育成プログラムの開発・実施、関連分野の講演会・セミナー等の開催、学術指導・共同研究等の斡旋、及び広島大学AI・データイノベーション教育研究センターの活動支援を行っている（県からのヒアリング及び県作成文書より）。

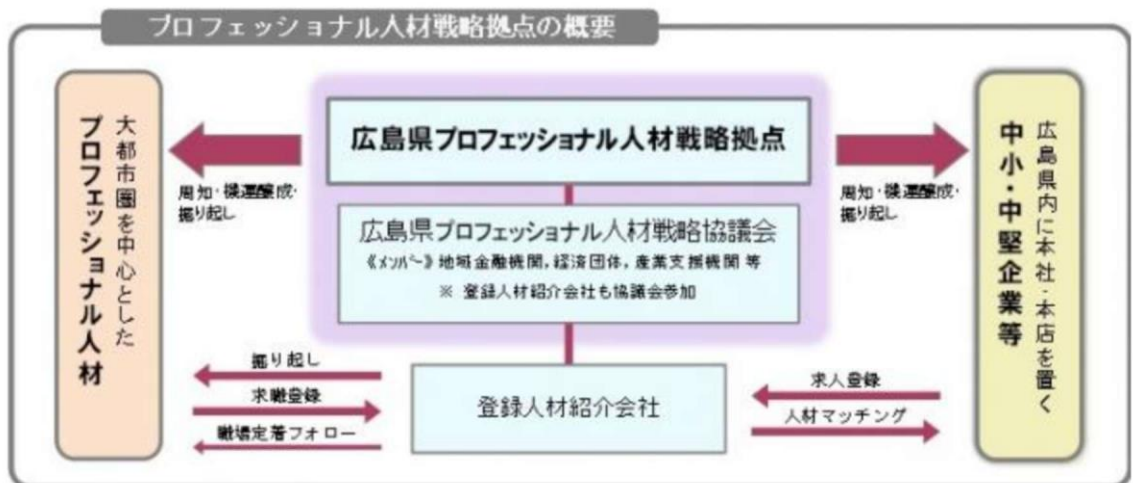
イ 広島県プロフェッショナル人材戦略拠点

本拠点は、国の地方創生事業の一環として、県内中堅・中小企業等（以下「県内企業等」という。）の成長及び地域経済の活性化を図るため、平成27年10月に県が設置した直営機関である。大都市圏に在住する事業企画・運営等の経験豊富な人材（以下「プロ人材」という。）の不足を解消し、地方への還流促進を目指している。

組織体制は、運営経費を県が支出し、職員は県の特別職又は金融機関からの出向者で構成されている。

活動においては、地域金融機関、地元経済団体、民間人材紹介会社等と連携した「産学官・金」の協働体制を構築している。具体的には、県内企業等が求めるプロ人材の情報収

集・掘り起こし、即戦力人材のマッチング支援、経営者・求職者双方へのフォローアップ、事業遂行に必要な情報の収集・発信など、多面的な支援を行っている（県からのヒアリング及び令和6年度大都市圏等プロフェッショナル人材と県内企業等マッチング業務・仕様書より）。



広島県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pro-kyoten/professional-outline.html>)「拠点の概要」より

本拠点については、平成30年度包括外部監査報告書（23頁）において、「拠点メンバーの選定プロセスを明らかにする根拠資料や業務報告書を作成・保管すべき」との意見が示されていたが、これに対する当時（平成30年度）の県の措置状況は、「適切な資料の作成に努める」というものであった。

本監査においてこの点への対応を県に確認したところ、拠点メンバーの選定プロセスに関しては、措置当時から一貫して、候補者の適性評価や条件調整、報酬額の決定、任用の可否を検討する協議など、一連のプロセスにおける意思決定に必要な資料はすべて適切に保管しているとのことである。

また、業務報告については、措置当時は業務日報をエクセルで管理していたが、現在では、企業情報・求人状況・補助金活用等と連携可能な拠点独自のデータベース（kintone）で一元管理が行われており、データベース化により、記録の網羅性と検索性が向上し、週1回のミーティングにおいて情報共有や活動検証に活用されているとのことであった。

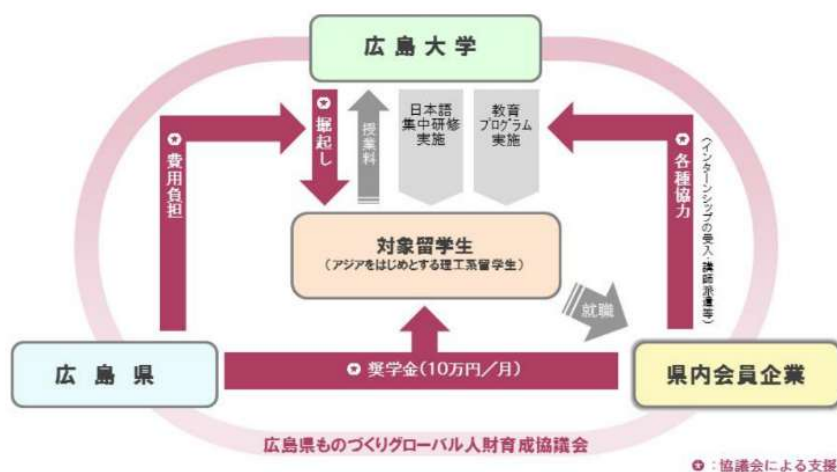
ウ 広島県ものづくりグローバル人材育成協議会

本協議会は、県内企業の海外展開を支える高度産業人材（以下「グローバル人材」という。）の確保と育成を目的に、平成23年7月に設立された産学官連携組織である。アジア等

の優秀な留学生を受け入れ、県内ものづくり企業のノウハウを活かした独自カリキュラムによる教育を行うことで、県内企業への就職促進を図っている。

組織体制は、広島県、広島大学、及び県内に拠点を有する企業（正会員14社、賛助会員1社）等で構成されており、事務局を広島県商工労働局産業人材課に置いている。運営経費は、事業に主体的に参加する正会員からの負担金等により賄われている。

活動においては、留学生の入口から出口までを一貫して支援している。具体的には、優秀な留学生の募集・掘り起こし、受入大学での就学にかかる奨学金の支給、日本型ものづくりや企業経営を理解するための教育プログラムの実施、さらには会員企業によるインターンシップ受入や講師派遣など、県内企業が求める即戦力人材の育成に向けた多面的な支援を行っている（県からのヒアリング及び広島県ものづくりグローバル人材育成協議会規約より）。



県ホームページ（ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/globaljinzaikuseikyougikai.html> ）より

エ ひろしまAI部

本プログラムは、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展を受け、テクノロジーを活用して社会や企業の課題を解決できる人材を早期に育成するため、令和6年度に開始されたものである。

広島県、県内大学、関係企業等が連携した産学官協働の教育プログラムとして、高校生・高等専門学校生がAIの理解・活用力を習得し、将来的に地域の産業振興や社会課題解決を担う人材として成長することを目指している。

具体的な活動として、オンデマンドのオンライン講座・実験やコーチによる指導に加え、AI活用のアイデアを競う「HIROSHIMA AI PITCH」等のイベントを開催し、実践的な学習機会を提供している（広島県『ひろしまAI部の取組について』（CAUAシンポジウム2024 公開資料）⁷⁵より）。

4 補助金、負担金、貸付金等

(1) 補助金、負担金（単独事業）

イノベーション推進チーム（イノベーション環境整備担当）及び産業人材課所管には、以下の2件（補助金1件、負担金1件）がある。

【課名等：産業人材課】

（令和7年5月末現在）

【補助金】

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者数)	対象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
イノベーション 人材等育成 事業補助金 (H23年度)	新事業展開、競争 力強化に意欲的な 中小・中堅企業が 社員を国内外の研 修等へ派遣する費 用等を支援する。	(R6) 年度	総ポテンティ アスクール等 (27)	35,635,064	75.0 又は 66.7 又は 50.0	22,658,000 (R6.4.25)等	R7.3.31	19,547,000 (R7.4.22)等	19,547,000 (R7.5.7)等	イノベーショ ン人材等育成 事業補助金交 付要綱	○イノベーシ ョン人材の一 定の集積	ソフト事 業の更 改あり 前年度交 付決定(債 務負担行 為)分を含 む

【負担金】

（令和7年5月末現在）

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者数)	対象 事業費 (円)	補助 率等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
グローバル人 材育成確保促 進事業 (H23年度) 広島県ものづ くりグローバル 人材育成事業 (H28年度) ※名称変更	広島大学が行う留 学生募集活動等へ の支援及び広島大 学に就学する留学 生への奨学金支給 に係る協議会事業 費を負担する。	(R6) 年度	広島県もの づくりグロ ーバル人財 育成協議会	8,180,000	100 又は 50.0	8,180,000 (R6.6.17)	R7.3.31	5,394,739 (R7.5.2)	5,394,739 (R7.5.21)	広島県補助金 等交付規則	○企業が求 める理工系 留学生の確 保	ソフト事 業 補助率は ・留学生募 集活動等が 100% ・奨学金支 給が50% R7年度につ いては、調 整中のた め、未定。

(2) 補助金、負担金（単独事業以外）

イノベーション推進チーム（イノベーション環境整備担当）及び産業人材課所管には、以下の2件（補助金）がある。

⁷⁵ https://caua.ctc-g.co.jp/events/2024-symposium/pdf/01_document.pdf

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】

【補助金】 (令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先	対象 事業費 (円)	補助率等 (%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	備 考	
					県	国							
「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業(ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金)(平成30年度)	「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」において、AI・データイノベーション教育研究推進機構が行う、企業の企画・流通機能等の強化に資するAI・データサイエンスに係る人材育成に対し、支援を行う。	R6年度	(一社) AI・データイノベーション教育研究推進機構(1)	36,910,000	定額	50	50	36,910,000 (R6.4.1) (R7.2.3)	R7.3.31	36,614,324 (R7.4.4)	36,614,324 (R6.8.26) (R7.2.18) (R7.5.8)	ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金交付要綱	ソフト事業 概算払 戻入あり

【課名等：産業人材課】

【補助金】 (令和7年5月末現在)

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先	対象事業費 (円)	補助率等 (%)		交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交 付 額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	備 考
					県	国						
中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金(27年度)	新事業展開等を行う中小・中堅企業等が高度なプロフェッショナル人材を人材紹介会社を通じて採用する費用等を支援する。	(R6)年度 東邦工業(株)等(57)	東邦工業(株)等(57)	173,348,934	50.0	25.0	25.0	48,850,000 (R6.4.1)等	R7.3.31	48,850,000 (R6.4.15) 等 48,850,000 (R5.5.2)等	中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱	ソフト事業 デジタル田園都市構想交付金 前年度交付決定(債務負担行為)を含む。

(3) 貸付金

イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)及び産業人材課所管には、以下の2件(個人向け貸付金)がある

①対象事業名：広島県未来チャレンジ資金(個人向け貸付金・社会人枠)

目的及び事業内容：広島県の産業発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与すると認められる専門職大学院の課程等での修学に要する費用の支援をする貸付制度

根拠法令等：広島県未来チャレンジ資金貸付規則

②対象事業名：ひろしまDX人材育成奨学金(個人向け貸付金・学生枠)

目的及び事業内容：産業DXを牽引する人材を育成するため、県内高等教育機関の理工系情報学部等で学ぶ学生に就学資金を貸与する制度

根拠法令等：広島県未来チャレンジ資金貸付規則

(4) 本監査での確認方法

ア 令和6年度の各負担金・補助金につき、帳票類(負担金：支出調書、負担金の根拠、交付先団体の規約や収支決算等/補助金：交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等)を確認した。

さらに、以下の事業(令和6年度)については、帳票類一式も確認した。

- ① イノベーション人材等育成事業補助金
- ② 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

イ 令和6年度の貸付金・奨学金については、貸付規則等の制度の根拠資料、貸付条件及び返還免除の要件がわかる資料、募集要項、審査要領（評価マニュアル）、貸金借用書（雛形）、債権管理台帳、貸付金残高の管理状況がわかる資料を確認した。

5 イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）

(1) 概要

県内に本社又は本店を置く中小企業及び中堅企業（補助事業者）が行う、雇用期間の定めのない従業員（社員）を国内外の大学、大学院及び研修機関等へ派遣し、新たな価値の創造に資する知識・技術を習得する事業（補助事業）に要する経費の一部を県が補助するものである。本県産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を図り、県内企業（県内に本社又は本店を置く中小企業及び中堅企業）の新たな分野や事業への展開、競争力強化を促進する効果をねらいとしている（要綱2条）。

本補助金の採択人数は、次項で述べる「広島県未来チャレンジ資金」（個人向け貸付金）の採択人数と合算され、KPIである「高度で多彩な産業人材の育成数」を構成している。

本監査では、令和6年度予算分を検討した。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度（令和5年度繰越））

交付先：株式会社ポテンティアスクール外27件

交付決定額（合計）：22,658,000円／交付額（合計）19,547,000円

(3) 交付の対象（要綱4条）及び補助対象経費の区分・補助率・補助限度額

県補助金等交付規則及びイノベーション人材等育成事業補助金交付要綱に基づき交付される。監査対象年度に適用されていた制度の主な要件等は以下のとおりである。

①交付の対象企業（補助事業者）：県内に本社又は本店を置く中小企業及び中堅企業

②交付の対象事業：新規分野への進出、事業展開、競争力強化、又はイノベーション実現に必要な知識・技術の習得を目的として、研修等修了後5年以上の在職が見込まれる社員を派遣して実施する研修等

③補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額：

- | | | | |
|------------------------|--------------------|----------|-------|
| ・長期滞在型研修 | 12か月以上の派遣滞在 | 3/4又は2/3 | 400万円 |
| ・長期通い型研修 | 12か月（延べ300時間）以上の通い | 3/4又は2/3 | 200万円 |
| ・その他一般研修 | 15日（延べ75時間）以上の研修 | 1/2 | 100万円 |
| ・DX推進に資する知識・技能習得のための研修 | | 2/3 | 100万円 |

④補助対象経費：入学科、受講料、旅費、渡航費、保険料、派遣社員人件費（※）、代替社員賃金（※）など

※いずれも長期滞在型のみ対象

また、補助事業者（会社）が補助金を申請できる上限については、公募要領⁷⁶において、以下の制限が設けられている（公募要領10頁）。

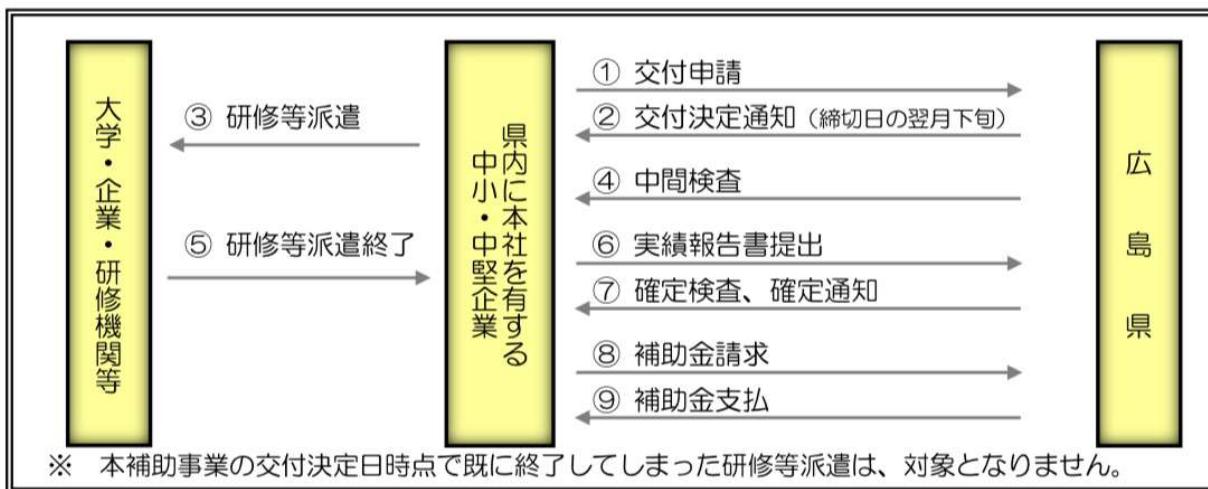
研修等派遣の終了日が同じ年度に属する場合、1社からの申請は、3名分又は補助金交付申請額の累計が600万円に達するまで。

(4) 交付手続

令和6年度「イノベーション人材等育成事業補助金」募集要領に基づき公募された。

公募スケジュール（令和6年度）は、年4回募集（2月、6月、9月、12月）であり、公募要領に記載された申請から交付までの流れは以下の表のとおりである。

【申請から交付までの流れ（標準）】



公募要領（令和6年度）より

補助事業者の選定は、原則として申請書類による書面審査と外部有識者を含む広島県商工労働局補助金等審査会による委員審査の二段階で行い（ただし、継続実施分は書面審査のみ）、これらの評価に基づいて決定される。

(5) 事業実績

アクションプランにて目標設定がなされた令和3年度以降の実績は以下のとおりである（県回答を基に監査人作成）。

⁷⁶ 令和6年度「イノベーション人材等育成事業補助金」公募要領[令和6年2月改訂]

年度	申請件数（件）	採択件数（件）	交付決定額（円）
令和3	18	18	19,422,640
令和4	28	25	31,086,000
令和5	34	32	29,353,000
令和6	27	27	22,658,000
合計	107	102	102,519,640

※予算支出年度ごとの実績であり、変更決定額は反映していない。

※件数と人数は同じ。

(6) 本事業の効果測定

本事業による効果測定は、過年、本補助金の交付先企業に対する継続的な追跡調査により実施されている。

本補助金を含むイノベーション人材等育成事業（当時）については、平成30年度包括外部監査報告書（71頁）において、「研修、講座及び養成塾の受講者が、受講後、企業や広島県に対してどのような効果をもたらしたのか、各種の追跡調査を行い、県民に対する説明責任を果たし、さらには今後の事業を遂行していく上での指標としてそれを活用していただきたい」という意見が示されていた。これに対する県の措置状況は、「引き続き、補助金交付先企業に対して、研修派遣終了後5年間の企業内での活躍状況等の追跡調査を行い、事業の効果検証を実施していく」というものであった。

本監査における県の聴取結果によれば、上記措置に基づき、引き続き企業向け補助金の交付先企業に対する追跡調査が毎年継続して実施されている。この追跡調査の結果、派遣者が大学院で習得した技術を活かした装置開発による「日本設計工学会・武藤栄次賞優秀設計賞の受賞」事例や、MBAで得た知識を活かした新規事業展開による「全体の売上高15%増」達成事例など、各企業において当初の計画に基づく新たな価値の創出に向けた取組が継続されていることを確認しているとのことである。

令和2年10月に策定された「ひろしまビジョン」において設定された目標値について、県は、追跡調査で確認された効果や実績を踏まえ、「改めて目標値を見直した」と説明している。また、デジタル人材の育成が一層推進されるよう、補助率の引き上げを行うなど、経済・社会情勢を踏まえた必要な制度の見直しも実施しているとのことである。

6 広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金・社会人枠）

(1) 概要

県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションを創出する高度で多彩な産業人材の育成を目的として、大学院等の専門課程において当該分野の知識を習得し、修了後に県内企業等への就業を目指す者に対し、修学に必要な資金を無利子で貸し付けるものである。

本貸付金の採択人数は、前項で説明した「イノベーション人材等育成事業補助金」（企業向け補助金）の採択人数と合算され、KPIである「高度で多彩な産業人材の育成数」を構成している。

(2) 貸付要件、償還条件、担保・保証の有無と条件

広島県未来チャレンジ資金貸付規則に基づき貸し付けられる。監査対象年度に適用されていた制度の主な要件、条件等は以下のとおりである。

① 貸付要件（審査基準）

- ・対象者： 大学院等専門課程において、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与する知識を習得する者で、修了後、県内企業等に就業しようとする者。
- ・対象費用： 入学金、授業料、及び通学のための住居の賃借料（光熱水費等は除く）。在学生の場合は、原則として授業料のみが対象。
- ・決定方法： 書類審査及び面接審査により貸付者を決定する。
- ・遵守事項： 大学院在学中及び修了後8年間は、年1回実施する就業状況の確認及び成果等の状況調査に回答することを義務付けている。

② 貸付・償還条件

- ・貸付限度額： 国内 月額10万円を限度（最大360万円）／ 国外 月額20万円を限度（最大720万円）
- ・貸付期間： 修学生に適用される修業年限を上限とする（長期履修制度を利用する場合は、通常の修業年限までの期間）。
- ・資金の返還： 修了等の見込みがなくなった場合など、貸付の目的達成が見込めなくなったときは、貸付を受けた資金の全額を知事の定める日までに返還しなければならない。

③ 担保・保証の有無と条件： 貸付を受けるには、2人以上の連帯保証人を必要とする。

④ 返還免除の要件と措置

- ・返還の免除： 大学院等専門課程を修了後、9年間の内8年間以上、県内企業等に就業した場合は、貸付金の返還を全額免除する。その他、一部免除できる場合がある。

・償還義務の発生：返還免除要件を満たさない場合（県内就業期間が8年未満など）には、貸付金の償還義務が発生する。

※ 「県内企業等」とは、県内に本店を有する会社等、県内に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人、県内に主たる事務所等（事務所、事業所など）を置く個人事業者又は県外に本店を有する会社等、県外に主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人若しくは県外に主たる事務所等を置く個人事業者の県内の支店、事務所若しくは事務所等をいう（規則3条2号）。

(3) 事業実績

本事業開始以降の実績は以下のとおりである（県回答を基に監査人作成）。

年度	採択件数	貸付額	返還免除件数	免除額
平成24	6	6,672,000	0	0
平成25	14	25,420,000	0	0
平成26	13	23,487,000	0	0
平成27	18	25,056,000	0	0
平成28	20	28,284,000	0	0
平成29	16	22,920,000	0	0
平成30	17	25,728,000	0	0
平成31	9	11,304,000	0	0
令和2	1	1,872,000	0	0
令和3	15	27,664,000	2	1,015,600
令和4	9	15,228,000	3	3,456,000
令和5	14	32,484,000	3	3,168,000
令和6	10	24,268,000	7	10,780,000
合計	162	270,387,000	15	18,419,600

※貸倒の発生はない

(4) 効果測定

本事業による効果測定は、貸付期間の終了後、返還免除措置を受けるまでの8年間にわたり、借受者に対する年次の状況調査により実施されている。この調査では、県内産業への貢献額を、売上高の伸長、雇用の創出、及び起業といった具体的な数値によって可視化・分析が行われているとのことである。

本貸付金を含むイノベーション人材等育成事業（当時）については、平成30年度包括外部監査報告書（71頁）において、「概ね10年で数百人単位の規模感が必要という根拠で目標が設定されているが、事業を行うことになった背景とその必要性から考えると、目標の設定に

よってはそれを達成したからといって単純に良好な評価をしても良いものかどうか疑問が残る。」という意見が示されていた。これに対し、県の措置状況は、「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく。その中で、必要に応じて目標設定も見直していく」というものであった。

その措置の履行状況として、今般の監査における県の聴取結果によれば、定量的成果として、令和6年度末時点で、就業中の借受者⁷⁷による「広島県未来チャレンジ資金成果等の状況調査票」における申告⁷⁸ベースの概算で12億7,000万円（前年度比7,000万円増）があったとされており、その主な理由として、製造業における研究開発の成果や、サービス業を通じた新規顧客獲得・売上増加による県内企業の成長支援等が挙げられている。県は、この結果を踏まえ、製造業に限らず多様な業種における個人の成長を促す必要性から、目標人数の設定については現状の水準が適切であるという見解を示している。

また、これらの結果を踏まえ、県は、貸付総額281,715千円に対する費用対効果としては妥当性があると考えており、研究開発分野やサービス業をはじめ、起業する者において成果が発現するまでに相当程度の期間を要することから、免除要件（8年間）の設定についても妥当であるという見解を示している。

さらに、制度設計へのフィードバックとして、近年成果が可視化されつつある製造業、サービス業のほか、制度を利用して起業する者を増やし（令和5年度末現在、およそ18%が修学をきっかけに起業）、県産業により大きなインパクトを与えるべく、例として県外に本部を置く通信制MBA課程等との連携深化を通じ、セミナーの開催等により制度利用者の多様化を図っているとしている。

7 ひろしまDX人材育成奨学金（個人向け貸付金・学生枠）

(1) 概要

本制度は令和5年度から開始された貸付制度であり、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーション創出及び産業DXを担う高度人材を育成するため、県内高等教育機関の理工系・

⁷⁷ 本資金の貸付を受けて大学院を修了した後、貸付金の返還免除要件（8年間の県内企業就業）を満たす過程にあり、その間、返還猶予措置を受けている者を指す。

⁷⁸ 年1回実施される「広島県未来チャレンジ資金成果等の状況調査票」において、借受者が自身の県内企業への貢献について、経済的影響（「10万円未満」から「1億円以上」までの6段階の選択式）を選択し、その理由を自由記述した回答を指す。県はこれらを集計し、自由記述の内容も踏まえた各人の経済貢献額を合計して経済効果を算出している。

情報系学部や大学院等専門課程においてデジタル技術や高度専門知識を修得し、将来県内企業等での就業を志望する者に対し、修学に必要な資金を無利子で貸し付けるものである。

本奨学金（貸付金）の借受者に関する就業状況は、KPIである「〔参考〕奨学金を借り受けて卒業した者における県内就職率」の算定基礎とされている。

(2) 貸付要件、償還条件、担保・保証の有無と条件

広島県未来チャレンジ資金貸付規則に基づき貸し付けられる。監査対象年度に適用されていた制度の主な要件、条件等は以下のとおりである。

①貸付要件（審査基準）

- ・対象者：県内高等教育機関（大学等）の理工系情報学部等において、県内産業の持続的発展に不可欠なDX推進に寄与する知識・技術を習得する学生・大学院生で、卒業後、県内企業等に就業し、DX推進に資する業務に従事しようとする者。
- ・決定方法：書類審査を実施する。
- ・遵守事項：大学等の理工系情報学部等を卒業後8年間は、毎年4月に就業状況報告書と就業先の就業証明書を提出すること。

②貸付・償還条件

- ・貸付金額・利子：月額5万円（無利子）。
- ・貸付期間：修学生に適用される修業年限内。ただし、6年間を上限とする。
- ・資金の返還：修了等の見込みがなくなった場合など、貸付の目的達成が見込めなくなったときは、貸付を受けた資金の全額を知事の定める日までに返還しなければならない。

③担保・保証の有無と条件：貸付を受けるには、2人以上の連帯保証人を必要とする。

④返還免除の要件と措置

- ・返還の免除：大学等の理工系情報学部等を卒業後、9年間のうち8年間、県内企業等に就業しDX推進に資する業務に従事した場合は、貸付金の返還を全額免除する。その他、一部免除できる場合がある。
- ・償還義務の発生：返還免除要件（9年間のうち8年間以上の県内就業及びDX業務従事）を満たさない場合には、貸付金の償還義務が発生する。

※ 「県内企業等」の定義は、「広島県未来チャレンジ資金」と同一である。

(3) 事業実績

本事業開始以降令和6年度までの実績は以下のとおりである（県回答を基に監査人作成）。

年度	申込者数（人）	総貸付件数（件）	総貸付額（円）	県内就業者（人）	割合（％）
令和5	101	100	176,700,000	10	100
令和6	93	93	181,650,000	15	68.2
合計	194	193	358,350,000	25	

(4) 効果測定

本奨学金事業は令和5年度に開始された新規事業であり、検証は今後なされる予定である。一方で、上記実績によれば、既に令和5年度に就職した者のうち10人（割合100%）、令和6年度に就職した者のうち15人（割合68.2%）が県内企業等に就職しており、事業開始後間もない時点での一定の県内定着効果が確認されている。

この初期の成果を将来的に維持・拡大し、産業DXを牽引する人材の確保という目的を達成するため、情報系の学生と県内企業とのマッチング機会の拡大、及び単なる資金貸与に留まらない更なる県内定着の促進に向けた取組を継続的に推進することが期待される。

8 広島県ものづくりグローバル人材育成事業負担金（負担金）

(1) 概要

高度産業人材としてのグローバル人材の育成と、県内企業への就職を進めることを目的に産学官の連携により設立された「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」に対し、広島大学が行う留学生募集活動等への支援及び広島大学に就学する留学生への奨学金支給に係る協議会事業費を負担するものである。

同協議会の実施する事業を通じて受け入れた留学生に関する就業状況は、KPIである「高度外国人材の県内企業への就職者数」の算定基礎とされている。

(2) 交付の対象並びに交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象：広島県ものづくりグローバル人材育成協議会

交付決定額 8,180,000円（変更後 6,130,000円）／交付額 5,394,739円

令和6年度は、受入留学生数の減少や募集活動費の縮減により交付決定額を当初の8,180,000円から6,130,000円へ減額変更された後、実績に基づく額の確定を経て、令和7年5月21日に5,394,739円が支払われた。

(3) 事業内容（令和6年度）

広島大学大学院先進理工系科学研究科と連携し、以下の4つの柱を中心に事業を展開している。

① 募集活動支援事業

優秀な留学生を掘り起こすとともに、プログラム修了後の県内就職意思や適格性を慎重に見極めるため、アジア各国へコーディネーターを派遣して現地説明会や面談を実施する。

② 奨学金支給事業

学習及び生活基盤を経済的に支援し、学業に専念できる環境を整えるため、本プログラムの対象として広島大学に入学した留学生に対し、月額10万円の奨学金を支給する。

③ 教育実施連携事業

日本型ものづくりや企業経営に関する実践的な能力開発を後押しするため、広島大学が実施する課題解決型学習（PBL）や日本語教育等のカリキュラム運営に協力する。

④ 就職支援事業

学生と企業の相互理解を深め、円滑な就職及びその後の定着を促進するため、会員企業との意見交換会や短期インターンシップ、留学生OBとの交流機会を提供する。

(4) 事業運営費の県の負担割合

経費の負担は規約に基づき総会で決定することとされており（10条）、総会で承認された「負担金について（基本方針）」及び収支予算により、県の負担割合は以下のとおりとされている。

・奨学金支給事業に要する経費：

「負担金について（基本方針）」の規定に基づき1/2（残る1/2は会員企業が分担）。

・その他の事業（募集・教育・就職支援等）及び事務局運営に要する経費：

収支予算等に基づき全額（10/10）。

(5) 事業実績

本負担金を活用した令和6年度の事業の実施状況は、以下のとおりである

区分	決算額(円)	内容・内訳	県の負担割合
1. 奨学金支給事業費	4,500,000	14期～16期留学生への奨学金支給総額 (9,000千円)の県負担分	2分の1
2. 募集・教育・就職支援事業費	881,399	教育・就職支援委員会運営委託、講師謝金、日本語研修費等の事業実費	10分の10 (全額)
3. その他運営費	13,340	事務局事務費、振込手数料、会議費等の運営実費	10分の10 (全額)
合計	5,394,739		-

また、アクションプランにおいて目標設定がなされた令和3年度以降の受入留学生の県内就職に関する実績は以下のとおりである（県回答を基に監査人作成）。

受入年度	受入人数（うち卒業者）	県内就職者
令和3	6(6)	6
令和4	6(6)	6
令和5	2(2)	2
令和6	5(R8卒業予定)	就職活動中
合計	19	14

(6) 負担金による効果測定

ア 本事業で受け入れた留学生の県内企業への就職状況は、留学生の教育及び就職活動支援を実施する広島大学からの報告により確認している。

イ 平成30年度包括外部監査報告書（75頁）において、本事業の費用対効果について検討する必要がある旨の意見が示されていた。これは、平成25年度から平成29年度までの留学生の受入状況・県内企業への就職状況の低さ（受入累計27人、就職累計19人）に加え、「多くの企業が入会を見送る理由」として挙げられていた会員獲得に関する危惧や負担金の費用対効果、外国人受入体制の未構築といった課題を背景とするものであった。

これに対し、県の措置状況は「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく」というものであった。

ウ その後の措置の履行状況として、今般の監査における県の聴取結果によれば、修了生の県内企業への就職実績は高い水準で維持されている。

すなわち、平成30年監査意見当時の懸念（就職者数）に対し、令和6年度末時点では計68人の修了生のうち61人（約9割）が県内に就職しており、措置当時から現在に至るまで高いマッチング率を維持し続けている。また、令和3年度卒業生の3年目までの離職率は32.1%であり、日本人新規学卒者（34.9%）と比較しても遜色がない水準である。就職した者の中には、海外子会社に派遣され現地拠点の拡大に寄与している者や、企業内で係長に昇進するなど個別の好事例が確認されており、質的な貢献も認められる。県は、これらの高いマッチング率や定着率の実績を根拠として、本事業の費用対効果については一貫して十分であるという見解を示している。

エ しかしながら、一方で、平成30年度監査意見で指摘された「会員獲得の困難性」という構造的な課題については、依然として解消されていない。実際、負担金（会費）を拠出す

る正会員企業数は、令和3年度以降減少が続いており、当時の18社から令和6年度には14社まで減少している（内訳：R3 18社、R4 15社、R5 15社、R6 14社）。

費用対効果が十分であるという県の評価に対し、会員企業数が減少傾向にあるという事実は、企業側の費用対効果に対する評価や事業への関与意欲に課題があることを示唆する。

オ 県は、DX化をはじめとした産業構造の変化など、新たな人材ニーズに対応のうえ県内企業に高度外国人材の活用を促すべく、令和7年度は留学生の新規受入を停止し、次年度以降の事業見直しを実施中であるとしている。

9 ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金

(1) 概要

デジタルイノベーションを担う人づくりの推進に資することを目的に、一般社団法人AI・データイノベーション教育研究推進機構（以下「機構」という。）が「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業プログラム」（内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業）を実施する経費の全部又は一部を補助すべく、機構に交付するものである。

県によれば、当該プログラムは、採択時の法定計画において、学生のみならず地元企業の社会人の育成や、広島大学以外の識見者の活用も計画していることから、AI・データサイエンス等の産学官連携を効果的・効率的に進めることを目的として設立された機構を交付先としているとのことである。

本補助事業及び「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業費補助」のうち「高度デジタルイノベーション人材育成プロジェクト実施事業」として実施している「DX推進のための実践的人材育成トレーニング・プログラム」の参加者の人数は、「データサイエンス人材育成人数」としてKPIを構成している。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付の対象： 一般社団法人AI・データイノベーション教育研究推進機構

交付決定額 36,910,000円／交付額 36,614,324円

令和6年度は、令和6年9月13日付18,875,000円、令和7年2月28日付18,035,000円が概算払いされ、額の確定による超過交付金として令和7年2月28日295,676円が返金された。

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及びひろしまものづくりデジタルイノベーション創出事業エクステンションプログラム実施事業費補助金交付要綱に基づき交付される。

事業区分	補助対象経費	備考
① 「データサイエンス・エクステンションセンター」プロジェクト実施事業	【直接経費】 人件費、謝金、旅費・交通費、施設整備費、備品購入費、原材料費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、学会参加費、研究成果発表費、広報費、手数料、保険料、委託料、使用料・賃借料、その他知事が必要と認める経費	知事が別に定める金額を超える施設整備費及び備品購入費については、事前の協議の上承認を得るものとする。
② その他知事が必要と認める事業		

(4) 事業実績（実績報告書より）

- ① 広島大学AI・データイノベーション教育研究センター連携社会人リカレント教育⁷⁹講座
 広島大学AI・データイノベーション教育研究センターに配属されている教員を講師とするAI及びデータサイエンスに関する社会人向けのリカレント教育講座、DXエキスパート人材を育成する講座を実施するほか、受講希望者の多いプログラミング言語Python⁸⁰を用いたデータ解析の講座を実施し、計141名が受講した。
- ② DX推進のための実践的人材育成トレーニング・プログラム
 DX推進のために、必要となる優れた人材育成プログラム構築のノウハウを有する民間事業者等と連携して、DX推進のための実践的人材育成トレーニング・プログラムを2講座実施し、計28名が受講した。
- ③ DX産業人材の地域定着・確保のためのメタバース就活⁸¹

⁷⁹ 社会人が職業上の必要に応じて、新しい知識や技能を習得し直すこと。本事業ではAI・DSの専門知識習得を指す。

⁸⁰ AIやデータ分析に広く使われているプログラミング言語。

⁸¹ 仮想空間を活用したマッチングイベント。UIターン希望者が遠隔地からでもリアルに近い感覚で企業と交流できる。

DX産業人材の地域定着・確保を促進するため、UIターン希望学生に対し、地方就職に関するワークショップをリアルとオンラインで実施したところ、関東を中心とした大学生62名が参加した。また、I・Uターン希望学生の働くギャップを埋めるための社会人セミナーを開催し、さらに広島県内の企業とデジタル人材を目指す学生をマッチングするワークショップ型就活イベントをメタバース上で開催したところ、企業17社、学生90名が参加した。

④ 「Tuning the backend Contest 2024 Autumn in 広島大学」の開催

フランスのエンジニア養成機関「42 Tokyo」及び(株)ドリーム・アーツと連携し、学生が2日間で集中的にプログラミングを学ぶ「Tuning the backend Contest 2024 Autumn in 広島大学」を令和5年度に引き続き開催したところ、広島大学の学部生及び大学院生29名が参加した。

⑤ 社会人向けリカレント教育実施に要するオンデマンド教材の作成

AIの教科書や論文の読解、及びPythonを用いたAIプログラミングに必要な基礎知識を学ぶための新規教材「AIの基礎と応用」を作成し、既に作成済みの「エキスパートDX産業人材育成講座」と合わせてオンデマンド教材としての整備を完了した。これにより、次年度からの社会人向けリカレント教育の円滑な運営体制が整った。

(5) 補助金による効果測定

本事業の効果測定に関し、県は、単年度の数値達成にとどまらない継続的な成果検証の仕組みとして、経済産業省が公表する経済構造実態調査において、補助対象産業（輸送用機械器具製造業）の生産額、雇用者数、付加価値額を確認しているとのことである。

10 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

(1) 概要（要綱2条）

県内中小企業等が登録人材紹介会社の職業紹介等を活用し、「プロフェッショナル人材」（専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、直近の就業先が県外に本社若しくは本店を置く法人、県内に本社若しくは本店を置く大企業又は国である者）を採用し、又は副業・兼業人材を活用した場合に要する経費の一部を県が補助するものである。これにより、県内中小企業等のプロフェッショナル人材の確保を支援し、県内中小企業等の新事業展開等の新たな成長を促進して県内産業を活性化する効果をねらいとしている。

KPIの「プロフェッショナル人材の正規雇用人数」は、「広島県プロフェッショナル人材戦略拠点」が関与した雇用、すなわち、本補助金による人材受入コストの支援及び登録人材紹

介会社（60社）を通じた雇用マッチング支援（以下「プロフェッショナル人材マッチング支援事業」という。）によって正規雇用された人数をもって構成されている。人数の集計については、マッチングイベントを受託した登録人材紹介会社（1社）からの成約報告と、補助金の条件に合う成約について企業から提出される補助金申請書を照合することで、人材の採用経路と補助金の利用状況の重複計上が防止される仕組みがとられている。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度（令和5年度繰越））

交付先：東邦工業株式会社外57件

交付決定額：48,850,000円／交付額（合計）48,850,000円

(3) 交付の対象（要綱4条）及び補助対象経費の区分・補助率・補助限度額等

県補助金等交付規則及び中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱に基づき交付される。補助金の交付の対象となる「補助事業者」とは、中小企業、中堅企業、又は組合等のいずれかに該当する、県内に本社、本店、又は主たる事務所を置く者を指す（要綱3条1項～4項）。また、補助事業者（会社）が補助金を申請できる回数については、交付要綱⁸²において、以下の制限が設けられている（要綱5条4項）。

・県の1会計年度を通じて1社につき3回限りとし、平成28年度からの通算では6回を限度とする。

・ただし、採用者を必要とする新事業展開等の内容が補助事業者のIT・デジタル化に資する場合は、この通算回数には含めない。

副業・兼業人材活用事業については、県の1会計年度を通じて1社につき3回限りであり、通算の制限は設けられていない。

補助金の交付の対象となる事業、補助金の対象となる経費、補助額は、以下の表のとおりである。

⁸² 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金交付要綱

事業	プロフェッショナル人材採用事業	副業・兼業人材活用事業
補助金の交付の対象となる事業	<p>補助事業者が新事業展開等のため、登録人材紹介会社の職業紹介等を利用する手法により、プロフェッショナル人材を採用し、補助対象経費を支払う事業</p> <p>※ 次のすべてを満たす事業であること</p> <p>① プロフェッショナル人材の採用は、当該年度に行われること</p> <p>② 補助対象経費の支払いは、当該年度に完了すること</p>	<p>補助事業者が新事業展開等のため、登録人材紹介会社の職業紹介等を利用する手法により、副業・兼業人材を活用し、補助対象経費を支払う事業</p> <p>※ 次のすべてを満たす事業であること</p> <p>① 副業・兼業人材の活用は、当該年度に開始し、当該年度又は翌年度に終了すること</p> <p>② 補助対象経費の支払いは、当該年度又は翌年度に完了すること</p>
補助対象経費	<p>補助事業者が登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料</p>	<p>補助事業者が登録人材紹介会社と締結した業務委託契約[*]に基づいて支払う業務委託料</p> <p>※ 次のすべてを満たす業務委託契約であること</p> <p>① 1名当たりの業務委託料の額が150万円以上であること</p> <p>② 1名当たりの業務委託契約期間が3か月以上であること</p>
補助額	<p>・補助率：補助対象経費の2分の1</p> <p>・補助額：申請1回当たり上限100万円</p>	<p>・補助率：補助対象経費に100分の35(業務委託契約において、人材紹介手数料に相当する率が定められている場合は、その率)を乗じて得た額の2分の1</p> <p>ただし、業務委託契約において、人材紹介手数料に相当する額が定められている場合は、その額の2分の1</p> <p>・補助額：申請1回当たり上限50万円</p>

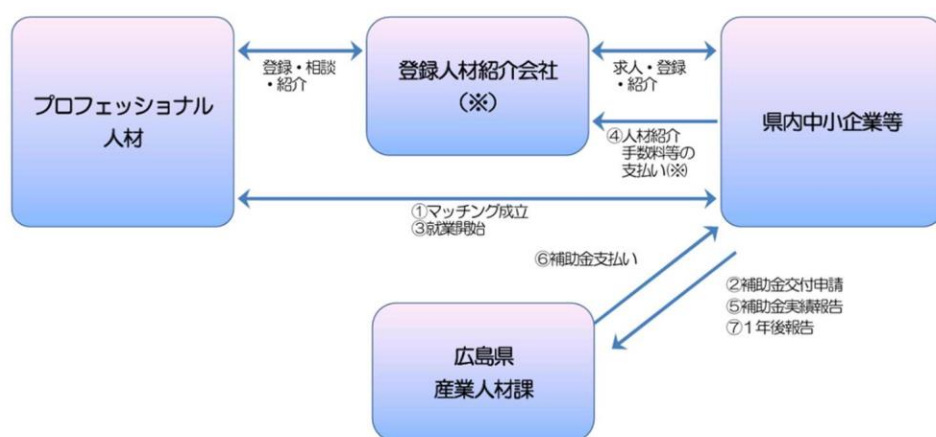
※ 副業・兼業人材活用事業において、補助率が補助対象経費に100分の35を乗じて得た額の2分の1とされている理由について、県は、業務委託契約書に人材紹介手数料相当額が明記されていないケースがほとんどであることから、正規雇用における人材紹介手数料が概ね35%程度であるという実態を根拠に、業務委託料の35%を「手数料相当額」と見なして補助率を設定しているとしている。このため、業務委託契約書に手数料相当額又はその率が明記されている場合には、その額又は率の2分の1を補助する取扱いとされている。

(4) 交付手続

「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」公募要領に基づき公募された。

公募要領に記載された手順の流れは以下のとおりである。

- ① プロフェッショナル人材の採用決定（雇用契約・委任契約締結）又は 副業・兼業人材の活用決定（業務委託契約締結）
- ② 補助金交付申請
- ③ プロフェッショナル人材又は副業・兼業人材の就業開始
- ④ 人材紹介手数料又は業務委託料支払い
- ⑤ 補助金実績報告
- ⑥ 補助金支払い
- ⑦ 就業開始1年経過後報告（プロフェッショナル人材採用事業のみ）



公募要領（令和6年度）より

補助事業者は、交付後以下の義務を負い、これらの規定を遵守しない場合や要件を満たさない場合は、補助金返還の対象となる。

- ① 就業状況の報告（プロフェッショナル人材採用事業のみ）

採用後1年を経過する日など、所定の期日現在の採用者の就業等状況を、期限内に報告しなければならない。

- ② 退職の報告と返還（プロフェッショナル人材採用事業のみ）

採用者が入社後1年以内に退職したときは、速やかにその旨を報告しなければならない。この退職により、補助事業者が人材紹介会社から紹介手数料の返還を受けた場合、その返金額に対する補助金相当額（返金の1/2）の返還を命じられる。

- (5) 事業実績

アクションプランにおいて目標設定がなされた令和3年度以降の実績は以下のとおりである（県回答を基に監査人作成）。

年度	申込者数	採択件数	採択企業数	交付決定額（円）	イノベ補助並行※
令和3	40	40	36	37,170,000	0
令和4	50	50	47	40,590,000	1
令和5	64	64	48	49,390,000	0
令和6	55	55	47	47,850,000	1
合計	209	209	178	175,000,000	2

※イノベーション人材育成事業補助金と並行して本補助金を受けている企業

(6) 本事業による効果測定

ア 本補助金を含むプロフェッショナル人材マッチング支援事業の効果測定に関しては、単年度の数値達成にとどまらない継続的な成果検証の仕組みとして、県内企業への定期的な訪問や人材紹介会社へのヒアリングを通じ、プロフェッショナル人材の活躍状況や今後の採用計画を確認し、産業人材の集積状況を検証しているとのことである。

イ 本補助金を含むプロフェッショナル人材マッチング支援事業（当時）について、平成30年度包括外部監査報告書（53頁）で「高額な予算に比べて費用対効果に疑問が残る」との意見が出されており、措置状況として「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく」とされている。

その後の措置の履行状況として、今般の監査における県の聴取結果によれば、措置当時（過年度）より、費用対効果の検証として、補助金活用企業への採用1年後の就業報告やアフターフォロー訪問によるヒアリングを実施し、補助事業の効果を検証してきた。また、事業全体について、ロジックモデル⁸³と目標管理表を作成し、インプット、アクティビティ、アウトプット、アウトカムの関係性を明らかにした上で、拠点の強みや非予算の活動を含めた効果を検証しており、特に、拠点独自のデータベース（Kintone）で各種情報を一元管理することにより、成果分析の結果を活かした新たなターゲット企業の選定、営業戦略・戦術の選択など、PDCA⁸⁴が回る仕組みにしているとのことである。

11 委託・役務契約

(1) 契約一覧

⁸³ 施策が成果（アウトカム）に繋がるまでの因果関係を、インプット（投入資源）からアウトプット（実績）の流れで可視化した図式のこと。

⁸⁴ 計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)の頭文字。ここでは、県の措置が実効的な改善に繋がっているかを判断する基準として使われている。

イノベーション推進チーム（イノベーション環境整備担当）及び産業人材課所管の契約一覧は以下のとおりである。

（令和7年5月末現在）

番号	事務事業名 【業務名】	契約目的 及び内容	年度	契約相手方 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計金額 (予定価格(A)) (円)	契約額(B) (変更後(C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法		変更回数 (回)	変更割合 (C/B)	随意契約 理由	完了 年月日	備考
									契約種別	入札・見積 人数					
1	大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務	プロ人材獲得可能性の高い企業の選定及び首都圏人材の掘り起こし	(R8)年度	株式会社みらいワークス (R6.7.5)	R6.7.5~ R7.2.28	4,400,000 (4,400,000)	4,400,000	100.0	随・P	1	1	-	-	R7.2.28	
2	イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務	制度周知利用促進のためのWeb広告実施	(R8)年度	株式会社中国新聞社 (R6.8.5)	R6.8.5~ R7.3.14	4,500,000 (4,500,000)	4,483,281	99.9	随・P	1	1	-	-	R7.3.14	
3	「ひろしまDX人材育成奨学金」PR動画制作及びWEB広告運用業務	事業の認知促進を目的としたPR動画の制作及びWEB広告の配信	(R8)年度	株式会社ユニバーサルポスト (R7.2.14)	R7.2.14~ R7.3.31	981,200 (981,200)	981,200	100.0	随	2	1	-	-	R7.3.31	
4	ひろしまAI部成果発表リーフレット作成業務	ひろしまAI部の活動の集大成として行う「HIROSHI MA AI PITCH」開催の周知	(R8)年度	株式会社ユニバーサルポスト (R7.2.12)	R7.2.12~ R7.3.11	841,500 (841,500)	841,500	100.0	随	2	1	-	-	R7.3.11	

(2) 委託契約に係る事業（令和6年度）の概要

ア 大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務（表の番号1）

大都市圏等のプロフェッショナル人材（専門的な技術や免許・資格、知識や技能を有する人材）を求める県内企業等を発掘・選定し、その求人内容の魅力や特徴を効果的に発信することで人材を掘り起こし、マッチングの機会を提供するイベントの実施業務を委託するものである。

イ イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務（表の番号2）

イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）及び広島県未来チャレンジ資金（個人向け貸付金）を周知し利用促進を図るためのWEB広告の実施業務を委託するものである。

ウ 「ひろしまDX人材育成奨学金」PR動画制作及びWEB広告運用業務（表の番号3）

ひろしまDX人材育成奨学金を周知し利用促進を図るためのPR動画及びWEB広告の運用業務を委託するものである。

エ ひろしまAI部成果発表リーフレット作成業務（表の番号4）

県が実施する高校生向けのAIリテラシー教育プログラム「ひろしまAI部」の活動の集大成として行う「HIROSHIMA AI PITCH」開催の周知を図るためのリーフレット作成業務

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

①大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務

12 大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務（委託契約）

(1) 業務委託の趣旨・目的

県は平成27年10月に広島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置し、国の地方創生事業の一環として、大都市圏等の経験豊富な人材の地方流入を促進し、企業の成長や地域活性化を目指している。拠点では、地域金融機関や経済団体等と連携し、県内中堅・中小企業等（以下「県内企業等」という。）が求める大都市圏等のプロフェッショナル人材（専門的な技術や免許・資格、知識や技能を有する人材、以下「プロ人材」という。）の情報収集や掘り起こしを行い、即戦力人材のマッチングを支援している。

本業務は、大都市圏等のプロ人材を求める県内企業等を発掘・選定し、その求人内容の特徴や魅力を伝えることで訴求力を高めるとともに、効果的な情報発信により、県内企業等に関心のある大都市圏等のプロ人材を掘り起こし、マッチングの機会を提供することを目的としている。

本業務によって県内中小・中堅企業や組合等に正規雇用された人数は、中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金による採用支援による正規雇用人数と合わせて、「プロフェッショナル人材の正規雇用人数」としてKPIに計上されている。

(2) 委託業務の内容

大都市圏で2回、県内企業等とプロ人材の転職及び副業・兼業のマッチングイベントを開催する（企業訪問等による求人企業の発掘及び選定、イベントの企画・運営を含む）。

(3) 契約の相手方 株式会社みらいワークス

(4) 受託者選定方法

受託者選定は公募型プロポーザル方式により実施され、公募型プロポーザル選定委員会の審議の結果、受託会社が選定され、契約は、施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約として締結された。

当該公募型プロポーザルへの応募は受託会社1者のみであった。応募者が1者にとどまった理由について、県は受託会社が広島県を含む多くの自治体で特設サイトを運営し、UIJターン⁸⁵に関心をもつ首都圏の転職希望者の登録が多いという特徴と強みを有していることから、他社の応募がなかったのではないかと分析している。

- (5) 委託期間 令和6年7月1日から令和7年2月28日まで
- (6) 契約金額 4,400,000円
- (7) 業務実績（業務実績報告書より）

本事業におけるマッチングイベントは、令和6年9月25日に東京で第1回目が、同年11月13日に大阪で第2回目が実施された。両イベントの参加者数は合計100名、参加企業数は11社であった。また、イベント告知を契機として広島県求人募集特設サイトへの誘導が図られ、その結果、29社33求人に対して正規雇用63名、17社20求人に対して副業・兼業271名の応募が確認された。

応募に対する成約状況は、イベント実施期間中は、正規雇用5件、副業・兼業9件の計14件であったが、委託業務終了後、新たに正規雇用4件、副業・兼業2件の追加成約が確認された。

13 イノベーション人材等育成事業による広告等運用業務

- (1) 業務委託の趣旨・目的

委託契約に係る事業（令和6年度）の概要 11(2)イに記載のとおり

- (2) 委託業務の内容

イノベーション人材等育成事業に関する広告等運用業務（広告作成の企画、デザイン、原稿、編集、校正、運用、分析等の一切の業務及び納品）

- (3) 契約の相手方 株式会社中国新聞社
- (4) 受託者選定方法

公募型プロポーザルが実施され、受託会社を含む2社につき、評価基準に基づく評価が行われ、総合値（選定委員会の委員全員の評価値の合計）が高かった受託会社が選定された。契約は施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約（一者随意契約）として締結された。

- (5) 委託期間 令和6年8月5日から令和7年3月31日まで
- (6) 契約金額 4,493,291円
- (7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

⁸⁵ 都市部から地方へ移住する人の総称。U（出身地へ戻る）、I（出身地以外へ移住）、J（出身地に近い地方都市へ移住）を指す。

14 「ひろしまDX人材育成奨学金」PR動画制作及びWEB広告運用業務

(1) 業務委託の趣旨・目的

委託契約に係る事業（令和6年度）の概要 11(2)ウに記載のとおり

(2) 委託業務の内容

「ひろしまDX人材育成奨学金」に関するPR動画制作及びWEB広告の運用業務

(3) 契約の相手方 株式会社ユニバーサルポスト

(4) 受託者選定方法

2社からの見積もり合わせの結果、価格の低かった受託会社と施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約が締結された。

(5) 委託期間 令和7年2月14日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 981,200円

(7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

15 ひろしまAI部成果発表リーフレット作成業務

(1) 業務委託の趣旨・目的

県では、ひろしまAI部運営コンソーシアムを通じて、高校生を対象に、企業の社員等をコーチとしてAIの基礎等を教えることなどを通じて、産業界と一体となって、社会や企業の課題解決にテクノロジーを活用できる人材育成プログラム「ひろしまAI部」を行っている。

ひろしまAI部の活動の集大成として行う「HIROSHIMA AI PITCH」開催の周知を図るため、リーフレットの作成を委託するものである。なお、リーフレットはひろしまAI部のホームページ等に掲載するほか、今後の周知活動等、様々な機会において活用する。

(2) 委託業務の内容

ひろしまAI部成果発表会リーフレット作成業務に係る企画、デザイン、原稿データの作成、編集、校正、印刷等一切の業務及び納品

(3) 契約の相手方 株式会社ユニバーサルポスト

(4) 受託者選定方法

2社からの見積もり合わせの結果、価格の低かった受託会社と施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約が締結された。

(5) 委託期間 令和7年2月12日から令和7年3月11日まで

(6) 契約金額 841,500円

(7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

16 課題・問題点（包括外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方）

平成30年度包括外部監査では、複数の事業に対し、目的設定の妥当性、費用対効果の検証、根拠資料の整備など、具体的な改善を求める意見が示されたが、県の措置状況は、以下のとおり、いずれも一般的・抽象的な回答にとどまり、実質的な改善内容（着手時期・方法・具体策）が示されていない。

- ① 「適切な資料の作成に努める」（プロフェッショナル人材戦略拠点：拠点メンバー選定の根拠資料の作成・保管に関する意見に対して）
- ② 「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく。その中で、必要に応じて目標設定も見直していく」（イノベーション人材等育成事業：目標設定の妥当性に関する意見に対して）
- ③ 「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく」（ものづくりグローバル人材育成事業・プロ人材マッチング支援事業：費用対効果の検証方法に関する意見に対して）

これらの回答では、監査人が求めた実質的な改善がどのように実行されるのか読み取れず、監査意見への対応が実務改善に結びついたかどうか判断できない。自治法252条の38第6項の趣旨に鑑みれば、措置内容は形式的な回答にとどまるべきではなく、監査対象機関として、当該意見に対してどのような考え方・判断を踏まえて措置に至ったのかを可能な範囲で整理し、報告・公表すべきである。これにより、監査意見への対応状況が具体的に明らかになり、PDCAサイクルの観点からも、実質的な改善につながる措置状況の報告となることが期待される。

17 課題・問題点（成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化）

施策全体の指標が「県の取組による付加価値創出額」とされる一方で、本事業の成果指標は「データサイエンス人材育成人数」「県内企業における高度で多彩な産業人材の育成数(累計)」「高度外国人材の県内企業への就職者数（累計）」「プロフェッショナル人材の正規雇用人数（累計）」のように、いずれも人数で設定されているため、KPIの設定根拠、すなわち参加者数の増加がどのようなプロセスを経て付加価値創出に寄与すると見込まれているのかが明確でない。この点について県に質問したところ、その回答はいずれも人数の増加が付加価値創出に寄与する一般的な流れの説明にとどまり、目標人数の設定の根拠や、育成人数から付加価値創出に至る中間プロセス、想定される効果の規模感など、より具体的な指標・根拠は明示されなかった。

人材育成を目的とした事業においては、参加者数を量的な成果目標として設定せざるを得ない側面がある。しかしながら、人数だけでは最終的な付加価値創出との因果関係が不明確に

なりやすいため、KPIとして用いる場合には、目標人数の設定根拠や想定される効果を可能な範囲で明示することが望まれる。また、付加価値創出に至るまでの状況を段階的に把握できる指標を用いるなど、育成人数と最終的な成果との関係性をより具体的に整理し、事業効果の評価の精度向上につなげることが求められる。加えて、一定期間実施後に育成人数の増加が実際に付加価値創出にどの程度寄与しているかを検証し、KPIと付加価値創出の関係を常に確認しつつ、必要に応じて目標や指標の見直しを行うことが望まれる。

18 課題・問題点（補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性）

「イノベーション人材等育成事業補助金」において、補助事業者が同一年度内に申請できる上限（3名分又は累計600万円まで）に関する制限が、交付の実体的根拠となる「交付要綱」ではなく、下位の事務手続等を定める「公募要領」にのみ記載されている。

本来「要綱」は、補助金の交付要件、補助率、限度額といった受給権の範囲を画定する実体的な基準（審査基準）を定める「準則（内部基準）」として機能するものである。これに対し「要領」は、要綱が定めた実体的枠組みを前提に、書類様式や提出期限などの事務的細部を規定し、円滑な執行を図るための「マニュアル」としての役割を担うべきものである。

行政法上の規範階層性に照らせば、申請上限という事業者の権利利益に直接関わる実体的な制限は、単なる事務手続の域を超えており、その根拠は少なくとも要綱において明示される必要がある。要綱に根拠を欠いたまま、周知用ツールに過ぎない要領のみで制限を創設する運用は、実体的な受給権の範囲が不明確となり、行政処分の予測可能性（法的安定性）を損なう恐れがある。

この点、類似の支援事業である「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」では、同様の回数制限が実体的な要件として要綱（5条4項）に明記されている。県は両補助金について同時期に要綱改正を行っているが、本事業においてのみ制限の根拠を要綱から切り離し、要領への記載に留めた合理的理由は確認できなかった。

同一の行政主体が類似の目的で実施する事業において、権利制限に関する規定形式が不統一である現状は、行政運営の整合性及び審査基準の透明性確保の観点から留意が必要である。周知用ツールとしての性格が強い要領に実体的な制限の根拠を委ねる運用は、行政規定の体系的な整備の観点から適切とは言い難く、他事業との均衡に配慮し、速やかに当該制限を交付要綱へ明記するなどの適正な措置が講じられるべきである。

19 課題・問題点（支援の公平性）

「イノベーション人材等育成事業補助金（企業向け補助金）」及び「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」については、採択企業数が数十社程度（令和6年度実績：それぞれ28社、57社）にとどまる一方、1社当たりの申請上限は、前者が1年度につき3名又は交付額累計600万円まで、後者が1年度につき3回まで（かつ平成28年度からの通算6回まで。ただしIT・デジタル化枠は除外）とされるなど、一定の制限の下で、同一企業による反復的な受給を可能とする設計となっている。

このように限られた採択枠の中で複数回利用を認める制度設計は、少数の特定企業への支援の偏在を招くリスクを内包している。一方で、現状、これらの事業は申請に対する採択率が極めて高い水準にあり、実質的な競争環境が乏しい状況にある。このような状況においては、単に複数回利用を制限するだけでは、予算枠を消化できず施策そのものが停滞する結果になりかねない。したがって、特定企業への支援の偏在・固定化を是正するにあたっては、まず、個別の交付実績データに基づき、経年での「複数回利用企業の割合」や「特定企業への交付累積額」等を精査し、支援の実態を確認・検証することが不可欠である。その上で、偏在や固定化が見られる場合には、申請上限規定の在り方の再検討と併せて、新規申請企業の掘り起こしに一体的に取り組む必要がある。具体的には、例えば、初めて利用する企業を審査で優遇する、初回利用と複数回利用で補助率に差異を設ける、あるいは申請上限回数を見直すなど、より多くの企業が参入しやすい制度設計を検討すべきである。あわせて、新規申請の状況を詳細に分析し、必要に応じて広報の強化や手続の簡素化を図るなど、幅広い企業が活用しやすい環境を整備することが期待される。

20 課題・問題点（受益者負担の適正化）

「広島県ものづくりグローバル人財育成協議会」に対する負担金事業の見直しにあたっては、高いマッチング実績の一方で正会員企業が減少し続けた事実について、事業の持続可能性に関する構造的な問題として捉える必要がある。奨学金を除く事務局運営費及び各事業費の全額を県費により負担する現状において、受益者たる企業側の離脱が継続している事態は、県が提示する成果が、企業側の資金拠出に見合う価値として十分に評価されていないことを示唆している。特に、県費を投じて育成した人材が非会員企業へ就職することを制限なく許容する現行の枠組みは、県内企業全般への就業機会を確保するという公的な性質を持つ一方で、負担金を拠出しない企業が成果を享受しうる「フリーライド問題」のリスクを構造的に内包している。このような、公費投入事業としての広域な受益の追求と、特定の会員企業の負担金拠出に

対する相応のリターン（メリット）との不均衡が、企業側の参画意欲を減退させる要因となっている可能性にも留意すべきである。

したがって、本事業の見直しにあたっては、単なるニーズ調査に留まらず、民間資金を導入する意義を再定義し、公的な事業目的の遂行と、会員企業に対する優先的なマッチング機会等のインセンティブ確保とを両立しうる、新たな負担の在り方を検討することが望まれる。

21 課題・問題点（公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保）

大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の公募型プロポーザルにおいては、応募者が1者のみであった。県は、契約の相手方がUIJターン関連の情報発信基盤を有している点を理由に、他社が応募を控えた可能性を挙げている。しかし、公募型プロポーザルでは応募段階において他の応募者の有無や特徴を把握することは通常できないことから、県の説明は客観的根拠に基づいておらず、応募が1者にとどまった理由は実質的に不明である。

公募型プロポーザルの趣旨に鑑みれば、応募が1者にとどまった要因を把握するため、募集条件、周知方法、募集期間等の設定について検証を行い、競争性の確保に向けた改善策を検討することが望まれる。必要に応じて市場調査の実施や参加見込み事業者への事前周知の強化など、複数の事業者が参加しやすい環境整備を図ることが求められる。

22 課題・問題点（委託事業における費用対効果の検証）

大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務について、前述のとおり、同業務を含むプロフェッショナル人材マッチング支援事業（当時）について、平成30年度包括外部監査報告書（53頁）で「高額な予算に比べて費用対効果に疑問が残る」との意見が出されており、措置状況として「引き続き、事業の費用対効果は常に検証を行っていく」とされている。

本事業における応募誘導効果は応募総数334件に対して成約14件（委託業務終了後の成約を含めても20件・成約率約6.0%）であり、一定程度認められるものの、応募件数に比して成約件数が限定的であることから、事業全体としての費用対効果について、より詳細な検証が必要と考えられる。特に、イベント実施費用や委託料等に対して、正規雇用・副業兼業それぞれにどの程度の成果（成約・企業側の満足度・定着状況等）が得られたかを客観的に評価することは、翌年度以降の事業設計の妥当性を判断する上でも重要である。

また、成約に至らなかった多くの応募について、その理由（スキル不一致、処遇条件の乖離、企業側の受入体制、応募者側の動機の不足等）を把握・分析することにより、マッチングプロセスの精度向上につながる可能性がある。応募者属性や企業ニーズとの適合度、応募後のフォ

ロー体制の実効性など、プロセス面での分析を併せて行うことで、本事業の成果をよりの確に評価でき、今後の改善策の検討にも資するものと考えられる。

23 指摘及び意見

(1) 【指摘】 平成30年度包括外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方

包括外部監査に対する措置状況の報告において、監査対象機関が示す「措置内容」が一般的・抽象的な回答にとどまっていた点について、自治法252条の38第6項の趣旨やPDCAサイクルの観点から、当該意見に対してどのような考え方・判断を踏まえて措置に至ったのかを可能な範囲で整理し、具体的な改善内容と併せて報告・公表すべきである。

(2) 【意見】 成果指標の設定と付加価値創出プロセスの明確化

「データサイエンス人材育成人数」や「高度外国人材の県内企業への就職者数」など、人数を成果指標とする各事業について、人数だけでは付加価値創出との因果関係が不明確になりやすいため、目標人数の設定根拠や想定される効果を明示するとともに、中間プロセスを把握できる指標の導入により評価の精度向上を図ることが望まれる。あわせて、人数目標のみとなる場合には、実施後の検証を通じて付加価値創出への寄与度を確認し、必要に応じて目標や指標の見直しを行うことが望まれる。

(3) 【指摘】 補助金申請上限の規定根拠及び規定形式の妥当性

「イノベーション人材等育成事業補助金」において、補助事業者が同一年度内に申請できる上限に関する制限が、交付要綱ではなく公募要領にのみ記載されている点について、1事業者当たりの年間申請上限という実体的な基準は、類似事業との均衡や法的安定性の観点から、交付の根拠となる要綱に明記されるべきである。

(4) 【意見】 支援の公平性

「イノベーション人材等育成事業補助金」及び「中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業補助金」において、採択数が限定的な中、同一企業による反復的な受給を可能とする設計となっている運用については、支援の偏在を招くリスクがある一方、高い採択率に鑑みれば単なる利用制限が施策の停滞を招く恐れも懸念される。実績データに基づき複数回利用の実態を検証し、偏在が見られる場合には参入しやすい制度設計を検討するとともに、新規申請の状況を分析し、広報の見直しや手続の簡素化を含め、幅広い企業が活用しやすい環境を整備することが望まれる。

(5) 【意見】 受益者負担の適正化

「広島県ものづくりグローバル人材育成協議会」に対する負担金事業において、高いマッチング実績を維持しながらも正会員企業数が減少している点は、これまでの事業成果と民間側の費用対効果に対する評価との間に乖離が生じている可能性を示唆するものである。本事業の見直しにあたっては、支援の公平性の確保と受益者負担の適正化という観点から、民間資金を導入する実体的な意義を再定義し、広域的な産業振興という公的目的と、会員企業に対する受益相応のメリット供与とを両立しうる、新たな負担体系の構築に向けた抜本的な検討が望まれる。

(6) 【意見】 公募型プロポーザルにおける実質的な競争性の確保

大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約に関し、公募型プロポーザルの応募が1者にとどまった点について、その要因を把握するため、募集条件、周知方法、募集期間等の設定について検証を行い、競争性の確保に向けた改善策を検討し、複数の事業者が参加しやすい環境整備を図ることが望まれる。

(7) 【意見】 委託事業における費用対効果の検証

大都市圏等プロ人材と県内企業等マッチング業務の委託契約について、本事業における応募誘導効果は一定程度認められるものの、応募件数に比して成約件数が限定的であることから、事業の費用対効果について、より詳細な検証が必要と考えられる。また、成約に至らなかった多くの応募についてその理由を把握・分析等することにより、今後の改善策を検討することが望まれる。

第8 県経済を牽引する企業の育成・集積（ワーク 54）

1 取組の方向（ワーク）の概要

県産業を牽引する企業の育成・集積、具体的には、創業の裾野拡大や多様な創業の創出とともに、事業承継やM&Aを契機とした企業の成長を支援することにより、県経済を牽引する企業の育成・集積を進めるとしている。

2 成果目標及び進捗状況

(1) 成果目標（KPI）の設定

「地域未来牽引企業数（累計）」「M&A件数（広島県事業承継・引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関⁸⁶）」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標をそれぞれ以下のように設定した（アクションプラン62頁）。

KPI	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
地域未来牽引企業数(累計)	99社 (H29~R2)	30社	60社 (R3~4)	90社 (R3~5)	120社 (R3~6)	150社 (R3~7)
M&A件数 (広島県事業承継・引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関)	95件 (R1)	100件	110件	120件	130件	140件

当初、経済産業省が選定した広島県の地域未来牽引企業⁸⁷数をKPIとしていたが、令和3年度以降、国の追加選定は未実施であることから、以下のように、同年度以降のKPIについては地域未来牽引企業に替えて広島県版地域未来牽引企業数⁸⁸を参考指標としている（「R6主要施策の成果に関する説明書」128頁）。なお、広島県版地域未来牽引企業の選出企業は全て過去にワーク54に係る各事業を受けた先である、とのことである。

指標名	R3	R4	R5	R6	R7
広島県版地域未来牽引企業数 (令和3年度～累計)	1社	4社	11社	26社	50社

県の説明を基に監査人作成

(2) 成果目標の達成状況

これまでに確認された達成状況は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」128頁）。

⁸⁶ M&A件数（広島県事業承継・引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関）にした理由は、国が設置し、事業承継を推進している公的な相談窓口である「広島県事業承継・引継ぎ支援センター」と、M&A業務に携わっている地場の大手金融機関の「M&A件数」とすることで、県内の一定の状況を把握できると考えたため、とのことである。

⁸⁷ 経済産業省により選定された、地域経済の中心的な担い手となりうる事業者である（経済産業省中国経済産業局ウェブサイトより <https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/tiiki/chikimiraiikenin.html>）。

⁸⁸ 平成29年から令和2年に選定された広島県の地域未来牽引企業の選定時のスコア（民間調査会社保有のデータ）を基準に算出。地域選定企業の選定において用いられた評価指標6項目、「①コネクター度」「②ハブ度」「③利益貢献度」「④雇用貢献度」「⑤利益成長性」「⑥雇用成長性」のうち、評価指標③④は企業規模に直結かつ、既選定企業の影響を大きく受ける指標のため採用せず、地域経済の結節点の度合いを図る①②、企業の成長性を図る⑤⑥の評価指標を採用し、既選定先企業の基準スコアを全て充足する企業を採用している。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
地域未来牽引企業数(累計)	目標	30社	60社 (R3~4)	90社 (R3~5)	120社 (R3~6)	150社 (R3~7)
	実績	—※	—※	—※	—※	
	達成状況	—※	—※	—※	—※	
M&A件数 (広島県事業承継・引継ぎ支援 センター及び県内主要2金融機 関)	目標	100件	110件	120件	130件	140件
	実績	95件	104件	113件	95件	
	達成状況	概ね 達成	概ね 達成	概ね 達成	未達成	

※地域未来牽引企業の令和3年度以降の追加選定は、未実施(実施主体:経済産業省)

指標名		R3	R4	R5	R6	R7
広島県版地域未来牽引企業数 (令和3年度～累計)	目標	1社	4社	11社	26社	50社
	実績	10社	18社	21社	— ⁸⁹	
	達成状況	達成	達成	達成	—	

県の説明を基に監査人作成

ア 広島県版地域未来牽引企業数

令和6年度実績は未確定であるが、目標社数を達成する見込みであるとのことである(「R6主要施策の成果に関する説明書」425頁)。

イ M&A件数(広島県事業承継・引継ぎ支援センター及び県内主要2金融機関)

令和6年度目標130件に対して令和6年度実績が95件であり、未達である。

未達の要因は、円安水準に伴う物価高の継続という状況や、「金利のある世界」の到来により、中小企業にとっては利益下押しのリスクとなり得るという状況があり、目標値を達成できなかった、とのことである。

⁸⁹ 令和6年分の実績値については令和8年3月末に確定予定である。

3 課題・問題点（指標「県取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性）

施策領域「産業イノベーション」の指標である「県取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性について確認したところ、

「広島県版地域未来牽引企業は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を牽引する企業であり、広島県版地域未来牽引企業が増加することにより、基幹産業、健康・医療関連分野、環境・エネルギー分野、観光関連産業など、県取組分野も含めた県内企業の付加価値額創出額に寄与します。

M&Aは、実施することにより売上高及び経常利益をより高め、生産設備、技術・ノウハウといった経営資源の共有等を通じたシナジー効果の発揮により、売上高だけでなく経常利益も高める可能性があるため、M&A件数が増加することにより、上記の取組分野も含めた県内企業付加価値創出額に寄与します。」

との回答を得た。

県はM&Aや地域未来牽引企業の増加が付加価値創出に寄与すると説明するが、その定量的・因果的な関係性は必ずしも明確ではない。施策の有効性を客観的に評価するためには、M&A実施企業における生産性や付加価値額の推移を追跡調査するなど、KPIと最上位指標との相関関係を裏付けるデータの収集・分析を行い、将来的にはKPIの整理をすることが望まれる。

4 課題・問題点（成果目標M&Aの達成状況）

成果目標M&Aについて、県は、「広島県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携や、第三者承継を支援するプラットフォーム運営事業者との委託契約による、企業や支援機関を対象としたM&Aの普及啓発に向けたセミナーを実施する⁹⁰ことで、県内企業のM&A推進を図り、成果指標に結びつけています。」と回答した。

しかし、過去4年目標値を下回る状況が続き目標値と実績の乖離が恒常化しており、従来のセミナー等の普及啓発中心のアプローチでは限界があることは明らかである。

外部環境の変化を未達の理由にするだけでなく、マッチング支援の強化や手数料補助など、成約に直結する具体的かつ実効性のある施策への転換、あるいは目標値自体の妥当性の再検証が望まれる。

5 事業の執行状況（令和6年度）及び成果目標と実績

令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

⁹⁰当該事業は契約額が50万円未満であるため、委託・役務契約の監査調書に記載はない。

関係事業としては以下2件がある。

① 創業環境整備促進事業

事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計画		実績			備考
		国	県	その他	数量A	予算額B	数量C	率C/A	執行額D	
創業環境整備促進事業 (中小企業振興費)	起業家精神を持ち、成長性を志向する創業や後継経営者等による第二創業など、幅広い創業を促進する。また、広島での創業に向けた支援ネットワークを構築する。	-	10/10	-	当初	100,286,000			88,276,832	92.0
					補正	△ 4,300,000				
					計	95,986,000				

② 新事業展開等支援事業

事業名 (目名)	負担割合			計画		実績			備考	
	国	県	その他	数量(A)	予算額/円(B)	数量(C)	率(C/A)×100	執行額/円(D)		率(D/B)×100
新事業展開等支援事業 (中小企業振興費)	-	10/10	-	当初	130,576,000	-	-	126,097,537	97.0	【債務負担行為の設定】 ・15,000千円 ・R5年度の中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業の2次公募に係る経費をR6年度に支出する必要があるため。
				補正	▲ 617,000					
				計	129,959,000					

各事業の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（「R6主要施策の成果に関する説明書」425頁）。

指標名	基準値（令和4年度）	目標値（令和6年度）	実績値（令和6年度）
付加価値創出額	—	18億円	【R8.3判明】
事業化・実業化件数（平成30年度～累計）	15件	19件	25件
後継者不在率	59.0%	57.8%以下	57.6%

ア 付加価値創出額

「新商品（製品）開発」等を起点とした付加価値創出額については、地域経済の成長の新たな担い手として期待される企業に対し、売上高の向上を中心とした支援等により、目標額を達成する見込みである（「R6主要施策の成果に関する説明書」426頁）。

イ 事業化・実業化件数（平成30年度～累計）

新事業展開や新事業部門の立ち上げにかかる研究開発費の助成等の支援による事業化・実業化件数については、成長期待案件への開発経費の助成として、企業の成長段階や課題に応じた伴走支援の実施により、目標件数を達成した（「R6主要施策の成果に関する説明書」426頁）。

ウ 後継者不在率

民間調査会社による広島県の後継者不在率については、県のみならず事業承継・引継ぎ支援センターなどの支援機関と連携しながら実施してきたセミナー等の取組により、目標を達成した（「R6主要施策の成果に関する説明書」426頁）。

6 補助金

(1) 単独事業

以下の4件（補助金4件）がある。

対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者数)	対象 事業費 (円)	補助率 等 (%)	交付決定額 (円) (決算年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
新事業展開等支援事業 (中小企業・ベンチャー 総合支援センター事業 費補助金) (平成24年度)	広島県中小企業・ベン チャー総合支援セン ターが実施する専門家 チームによる中小企業 支援及び技術・経営力 評価制度の運営等に要 する経費を補助する。	6	(公財)ひろしま産業振興 機構(1)	49,353,000	100	49,353,000 (R6.4.1)	R7.3.31	46,012,668 (R7.5.8)	46,012,668 (R6.6.28) (R6.7.18) (R6.8.16) (R6.9.18) (R6.10.17) (R6.11.18) (R6.12.18) (R7.1.16) (R7.2.18) (R7.5.30)	広島県中小企業・ベ ンチャー総合支援セ ンター事業費補助金 交付要綱	(効果) 新事業展開等、成長を目標 とする企業の増加等	ソフト事業 概算払
新事業展開等支援事業 (中小企業・ベンチャー 総合支援センター管理 運営費補助金) (平成24年度)	広島県中小企業・ベン チャー総合支援セン ターに係る人件費を補 助する。	6	(公財)ひろしま産業振興 機構(1)	51,658,000	100	51,658,000 (R6.4.1)	R7.3.31	51,658,000 (R7.5.8)	51,658,000 (R6.6.28) (R6.7.18) (R6.8.16) (R6.9.18) (R6.10.17) (R6.11.18) (R6.12.18) (R7.1.16) (R7.2.18) (R7.5.30)	広島県中小企業・ベ ンチャー総合支援セ ンター管理運営費補 助金交付要綱	(効果) 新事業展開等、成長を目標 とする企業の増加等	ソフト事業 概算払
創業・新事業展開等支 援事業(中小企業技術・ 経営力評価制度信用保 証料補助金) (平成25年度)	中小企業技術・経営力 評価制度による評価書 の発行を受けた者に対 し、資金調達の促進及 び当該制度普及を目的 とし、信用保証料の一部 を補助する。	6	計4者(有限会社2、株 式会社2)	165,000 52,600 82,500 55,000	100	165,000 (R6.5.27) 52,600 (R6.6.3) 82,500 (R6.8.21) 55,000 (R6.8.23)	R6.6.21 R6.6.12 R6.9.9 R6.10.10	165,000 (R6.6.21) 52,600 (R6.6.12) 82,500 (R6.9.9) 55,000 (R6.10.10) (R6.11.8)	165,000 (R6.7.19) 52,600 (R6.6.28) 82,500 (R6.10.4) 55,000 (R6.11.8)	広島県中小企業技 術・経営力評価制度 に係る補助金交付要 綱	(効果) 金融の円滑化及び経営の 安定	ソフト事業
新事業展開等支援事業 (中小ベンチャー企業 チャレンジ応援事業費 補助金) (平成30年度)	県内の中小企業による 成長を目指す研究開発 や新事業展開等のチャ レンジと認められるもの に対し、産振構において 助成金及び専門家等 による支援を実施する。	6	(公財)ひろしま産業振興 機構(1)	27,500,000 (うち13,750,000円は 債務負担行為で、R7 に補助金を交付する。)	100	13,750,000 (R6.4.1) 13,750,000 (R6.7.19)	R7.3.31 (R8.3.31)	12,971,487 (R7.5.1)	12,971,487 (R7.5.30)	中小・ベンチャー企 業チャレンジ応援事 業費補助金交付要綱	(効果) 中小企業等の成長支援	ソフト事業

(2) 単独事業以外

0件である。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各補助金につき、帳票類（交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

- ① 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金
- ② 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金
- ③ 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金

7 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金（補助金）

(1) 概要

産振構が、新規創業・経営革新を目指す中小企業等に対し、総合的な支援を行う、広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業に要する経費及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）29条1項の規定により認定を受けた中核的支援

機関として行う技術の開発及び移転、市場等に関する研究開発及び情報提供その他の支援事業に要する経費等について、補助金を交付するものである（要綱1条）。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：産振構

交付決定額49,353,000円／交付額46,012,668円⁹¹

以下のとおり概算払9回、精算払1回の10回に分けて交付された。

概算払 受領年月日	概算払 受領済額	精算額	差引残額
	円	円	円
令和6年6月28日	14,625,000		
令和6年7月18日	4,875,000		
令和6年8月16日	4,875,000		
令和6年9月18日	4,875,000		
令和6年10月17日	8,443,000		
令和6年11月18日	4,875,000		
令和6年12月18日	4,875,000		
令和7年1月16日	4,875,000		
令和7年2月18日	29,875,000		
計	82,193,000	84,108,031	1,915,031

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、①中小・ベンチャー企業成長支援事業、②情報創造提供事業、③チーム型支援事業（オールイン型支援事業、ネクストリーダー創出支援事業）、④中小企業成長プラン策定支援事業、⑤その他知事が認める事業である（要綱2条）。

(4) 事業実績（実績報告書より）

⁹¹③チーム型支援事業（オールイン型支援事業）と④中小企業成長プラン策定支援事業の合計額。①中小・ベンチャー企業成長支援事業、②情報創造提供事業はワケ54の事業ではないため、調書（前記の補助金一覧表）には記載していない、とのことである。

事業名	計画件数等	実績件数等	備考
1 中小・ベンチャー企業成長支援事業・2 情報創造提供事業			
(1) 窓口相談事業	10件	2件	
(2) 専門家派遣事業	6件	件	
(3) 支援体制整備円滑化等事業			
① 広島県産業支援機関等連携推進会議	1回	1回	
② 広島県中小企業等支援センター連絡調整会議	回	1回	
③ その他連携会議等の開催	回	回	
④ その他連携会議等への参加	2人回	1人回	EOY中国地区推薦部会
⑤ その他 Hiwave運営管理 企業情報収集及び情報化支援機関連携			企業情報発信の場の提供 Hiwaveにより発信する情報の整備
(4) 販路拡大促進事業			
① 販売力強化支援事業			
販売戦略塾	社	社	※R6未実施
ブラッシュアップ参加企業	100社	0社	
② 県内外専門見本市出展支援事業			
県外専門見本市	-回 (-社)	-回 (-社)	※R6未実施
県内専門見本市	-回 (-社)	-回 (-社)	
3 チーム型支援事業			
(1) オールイン型支援事業			
① 事業説明会・セミナー	2回 100社	4回 200社	9/13 : 28社、9/20 : 18社、 3/10 : 102社、3/17 : 52社
② 訪問企業	60社	99社	
③ チーム派遣企業(支援企業数)	10社	10社	採択 : 10社 過年度 : 継続中5社、終了7社
(2) ネクストリーダー創出支援事業			
① 支援企業数	5社 5グループ	3社 3グループ	
4 中小企業成長プラン策定支援事業			
① 評価書発行	20件	8件	
② 成長プラン策定	20件	8件	
③ 評価支援委員会	1回	1回	
④ セミナー	2回	1回	金融機関・中小企業向けセミナー (事業性評価研究会)
5 その他知事が認める事業 (事業名)			

8 課題・問題点（計画件数等実績件数等が達しない項目が複数ある点）

計画件数等実績件数等が達しない項目が複数ある（チーム型支援事業（ネクストリーダー創出支援事業）、中小企業成長プラン策定支援事業など）。

この要因について、県は、「事業ごとの計画件数と実績件数の乖離については、内部要因として、企業情報の共有や部署間での連携不足などの事業執行体制上の課題のほか、外部要因として企業ニーズの変遷等が考えられます。今後、企業の成長段階や課題に応じたより効果的な支援を行うため、事業の見直しを検討しています。」とのことであった。

事業の見直し及び適切な計画件数等の設定をすることが望まれる。

9 課題・問題点（中小・ベンチャー企業成長支援事業について）

申請額5,503,000円に対し実績額4,313,453円（実績報告別紙2-2）と約21%減少しているが、補助事業変更承認申請書の提出を受けてはいない（要綱4条1号⁹²）。

その理由について、「執行状況を確認した時点（3月末）では、20%以内の減少⁹³の見込みであったものの、産振構において精査した結果、補助事業実績報告書の提出時に20%を超える減少が判明したため」と説明している。

しかし、定期的な状況報告以外にも、必要に応じて報告書の提出を求めるなどの対応で、早期判明や、少なくとも危険性を把握することは可能であったと考えられる。

産振構との間でより緊密な情報交換を行うことが望まれる。

10 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金（補助金）

(1) 概要

産振構が、県内中小企業支援の拠点として設置する広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営に要する経費に対し、補助金を交付するものである（要綱1条）。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：産振構

交付決定額51,658,000円／交付額51,658,000円

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

⁹² 第4条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による補助事業変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

⁹³ 要綱別表2において、補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合を「軽微な変更」としている。

県補助金等交付規則及び広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、支援センターの運営を行う事業であり、経費は、支援センターの運営を行う職員の人件費（給料、諸手当、共済費等及び退職手当引当金等）である（要綱2条）。

(4) 事業実績（実績報告書より）

(1) 事業内容

広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター業務		配置人員	
<p>➤ 県支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援体制整備円滑化等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県産業支援機関等連携推進会議等運営 ・ 支援センター全体の管理運営 ○ 窓口相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談スケジュール及び実績データ等の管理 ○ 専門家派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣申請の受付、専門家とのマッチング、報酬等の支払い、実績データの管理等 		常務理事 1名 プロパー職員 7名 契約職員 2名	
<p>➤ チーム型支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援体制整備（運営体制） <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件発掘 ・ 支援企業に係る審査会の開催 支援企業の決定 ○ 販売力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売戦略塾の開催、県内外見本市の出展支援 ○ チーム型支援（専門家派遣、セミナー開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業説明会（セミナー）の開催 ・ チームの編成 ・ 専門家派遣の調整等 ・ 支援の進捗管理 ○ ネクストリーダー創出支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コンサル派遣の調整等 ・ 支援の進捗管理 			
<p>➤ 情報創造提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ HiWaveによる各種支援情報の受発信のための情報収集、整理、公開準備作業等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団全体の各種事業情報の提供 ・ 各種データベースの整備・公開企業情報、支援制度、支援人材 等 ・ 関係機関の産業支援情報の提供 ・ 県産業施策情報、景気動向情報 等 ○ 情報化支援機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議出席等による情報交換・調整等 ○ 情報提供システム（HiWave）の運用に係る調整・企画業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ システム委託先との連絡調整 ・ 情報提供システム改善に係る企画 等 			IT 専門員 1名 契約職員 1名

(2) 人員

計画人員	配置人員
12名	12名

11 中小企業技術・経営力評価制度信用保証料補助金（補助金）

(1) 概要

中小企業者の金融の円滑化及び経営の安定と事業の発展を図るため、広島県中小企業技術・経営力評価制度により「評価書」の発行を受けた者であって一定の条件を満たしたもの（以下「補助対象者」という。）に対し、資金調達を促進するため、当該資金調達に係る信用保証料の一部相当額を補助するものである（要綱1条）。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：計4社（有限会社2社、株式会社2社）

交付決定額（合計）：355,100円／交付額（合計）：355,100円

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び広島県中小企業技術・経営力評価制度に係る補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助対象者は、広島県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であって、広島県信用保証協会の信用保証を受け、資金の融資を受けた者である（要綱2条）。

(4) 事業実績（交付先4社の内訳）

交付決定額 （円） （決定年月日）	額の確定額 （円） （確定年月日）	交付額 （円） （交付年月日）
165,000 (R6.5.27)	165,000 (R6.6.21)	165,000 (R6.7.19)
52,600 (R6.6.3)	52,600 (R6.6.12)	52,600 (R6.6.28)
82,500 (R6.8.21)	82,500 (R6.9.9)	82,500 (R6.10.4)
55,000 (R6.8.23)	55,000 (R6.10.10)	55,000 (R6.11.8)

県の説明を基に監査人作成

12 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金（補助金）

(1) 概要

成長意欲が高く新事業展開・第二創業を標榜する中小企業の潜在的な成長力を発現できるよう支援することで企業の活性化を図り、もって地域産業の振興に寄与するため、産振構が行う事業（県内の中小企業による成長を目指す研究開発や新事業展開等のチャレンジと認められるものに対する助成金及び専門家等による支援事業）に要する経費に対し、補助金を交付するものである（要綱1条）。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：産振構

交付決定額：27,500,000円（うち13,750,000円は債務負担行為分で令和7年に補助金を交付する）／交付額：12,971,487円

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金交付要綱に基づき交付される（補助率は10/10以内）。

補助事業は、①助成対象企業の選定、助成対象企業のビジネスプラン修正等のアドバイスを行うサポーター・パートナー会議の管理運営事業、②助成対象企業のビジネスプランに沿った事業に係る助成金事業、③その他知事が認める事業である（要綱2条）。

(4) 事業実績（実績報告書より）

事業名	計画件数等	実績件数等	備考
1 サポーター・パートナー会議管理運営事業			
① サポーター・パートナー会議開催回数及び招聘延べ人数	12回 18人	14回 8人	・審査委員会1回(7人) ・中間報告会1回(1人) ・進捗会議12回(0人)
② 審査対象企業数	10社	6社	
③ 助成希望企業面談数	20社	27社	電話対応含む
2 助成金交付事業			
① 助成実施企業数	3社	4社	
3 その他知事が認める事業	—	—	

13 課題・問題点（助成金交付事業 ①助成実施事業数の誤り）

助成実施企業数の実績件数は3件であるが、4件と誤記がある。県は実績報告書の審査においてこの単純な誤記を見落としており、検査体制の形骸化が懸念される。

実績報告書を正確に検査すべきである。

14 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである。

【イノベーション推進チーム(イノベーション環境整備担当)】
(令和7年5月末現在)

番号	事務事業名	委託目的及び内容	年度	委託先 (契約年月日)	委託期間 (受委託後)	設計価格 (千円価格 (A)) (円)	契約額(B) (変更後(C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法			変更 回数 (回)	変更割合 (C/B)	随意契約理由	完了年月 日	備考
									契約 種別	入札・見 積 人数	入札・見 積 回数					
1	創業環境整備促進事業	広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務	R6	(株)中国四国博覧会 (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	6,366,800 (6,366,800)	6,366,800	100.0	随	1	1	—	—	【特約条件】 当ポータルサイトは、株式会社中国四国博覧会が平成28年度の運用管理システム導入時から、当該システムを開発しており、コンテンツマネジメントシステム「MovableType」をベースに高度にカスタマイズが施され、また検索機能などは専用で開発している。また、外部からの攻撃に対してのセキュリティを確保するため、通常とは異なる構成を行い、MovableTypeを安全なサーバー領域に格納している。本業務は、ポータルサイトの運用・保守を行うものであり、コンテンツ内容やサイト構成、システム・セキュリティ構成等を熟知している必要がある。 【実施能力】 株式会社中国四国博覧会は、平成28年度から運用・保守業務を担っており、コンテンツ内容やサイト構成、システム・セキュリティ構成等を熟知しているため、問い合わせや障害等が発生した場合においても迅速に対応することが可能である。さらに、Webサイトの運営経験も豊富で、また、創業者人材やTV局等メディアとのネットワークも有しており、組織としても安定して経営されており、業務運営を行うための十分な人員配置を行うことができる。 【非代替性】 既存の保守事業者から変更を行う場合は、サーバーおよびドメインの変更が必要となるが、これまでの蓄積データをゼロベースで見直すことは、システム構築費用を要するほか、変更にかかるサイト運用上の空白期間が発生することから受益者の円滑な利用を妨げるため、保守事業者の変更は、継続的な運用が必要となる性質上現実的ではない。 (2号該当)	R7.3.31	
2	創業環境整備促進事業	広島県創業支援ポータルサイトの創業コンテンツ企画制作業務	R6	有限会社トゥービー (R6.9.2)	R6.9.2 ～ R7.3.31	990,000 (990,000)	990,000	100.0	随	2	1	—	—	—	R7.3.26	
3	創業環境整備促進事業	ひろしま創業サポートセンターの設置・運営	R6	公益財団法人ひろしま産業振興機構 (R6.4.1)	R6.4.1 ～ R7.3.31	85,650,000 (85,650,000)	85,650,000 (73,742,402)	100.0	随	1	1	1	0.86	【特約条件】 本業務においては、創業前段階から創業後の事業成長まで継続的かつ総合的な支援を行うこととするが、このことは既に相談者様々に対する専門的知見の教授や支援制度の紹介にとどまらず、「県内の創業促進」という目的に資するように事業を実施しなければならない。すなわち、各市町、経済団体、金融機関等ネットワークホーターとの協力的な連携や円滑な連携を図ることができる体制を有していることが必要不可欠な条件である。 【実施能力】 当該機構は、平成25年度から平成28年度まで「広島県創業環境整備促進事業補助金事業」を実施し、平成29年度から令和4年度にかけて「広島県創業環境整備促進事業」を継続的に受託実施している。これらの事業において、創業希望者に対する相談対応や専門家派遣、創業セミナー開催等の事業を遂行し実施した実績があり、本業務を実施する十分な能力を有している。具体的には、本業務においては、創業するまでの支援に加えて、創業後も安定的に事業経営を実施しているよう継続的に支援を行うことが重要である。この点、当該機構では、「中小企業支援法」に基づく支援拠点として、「広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター」を設置し、よろず支援拠点、広島県中小企業知財支援センター、経営基盤強化支援センターを包括する組織として一体的な運用体制を構築し、県内全域の中小企業の支援を実施しているため、本事業で支援を受けた創業者に対して、創業後も継続して支援を行うことができる体制が整備されている。 【非代替性】 当該機構は、産業競争力強化法に基づく市町の創業支援事業計画において、県内全ての市町の計画の構成機関となっている県内で唯一の機関であり、平成27年度から、県内の支援機関が連携して創業支援事業に取り組む「オール広島創業支援ネットワーク」において、各市町、経済団体、金融機関等の相談窓口を支援する中核的な創業支援機関の役割を担っている。加えて、当該機構は、創業に係る様々な課題を解決する専門家として、中小企業診断士や税理士等を多数擁しているほか、上記関連機関との相互紹介の案件も多く、支援案件に応じたきめ細かな創業支援を効果的に実施できる体制を確立している。これらの理由により、県内での創業支援という目的に鑑み、各支援機関との連携により効果的かつ継続的な支援を実施し、創業後も継続的に支援を実施できるのは当該機構以外にはない。 (2号該当)	R6.3.31	事前合議
4	創業環境整備促進事業	新商品・サービス伴走型支援事業(さんまる会)	R6	株式会社アルファドライブ (R6.11.15)	R6.11.15 ～ R7.3.31	7,149,450 (7,149,450)	7,149,450	100.0	随・P	2	1	—	—	—	R6.3.31	

(2) 委託等契約に係る事業(令和6年度)の概要

いずれも創業環境整備促進事業である。

ア 広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務(表の番号1)

広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」とは、創業に向けた意識を高め、具体的な開業準備に対する知識を身につけるとともに、様々な事例から学ぶことで円滑なスタートを実現させるため、創業希望者(潜在層含む)や県外からのUIJターンによる移住者等を対象に、広島での創業の魅力やお役立ち情報を広く発信するために設置されたサイトである。

「ひろしまスターターズ」のシステムを安定的に運用、適切に保守管理し、コンセプトに基づくコンテンツの充実を図りながら、広く情報を発信する業務を委託するものである（随意契約）。

イ 広島県創業支援ポータルサイトの創業コンテンツ企画制作業務（表の番号2）

「ひろしまスターターズ」のコンテンツを順次更新し、サイトの充実を図るため、創業に関する取材を企画・実施する業務を委託するものである（随意契約）。

ウ ひろしま創業サポートセンターの設置・運営（表の番号3）

多様な創業の促進・誘致を図るため、新規創業や新商品・新サービスの開発・事業化などの第二創業に取り組む事業者に対し、創業前の事業計画段階から創業後の離陸期まで、継続的かつ総合的な支援を実施する業務を産振構に委託するものである（随意契約）。

エ 新商品・サービス伴走型支援事業（さんまる会議）（表の番号4）

県内産業の付加価値拡大や競争力強化に向け、創業まもない企業（個人事業主含む）の成長並びに中小・中堅企業等における新事業展開や第二創業を活性化することで、将来における地域の中核的企業を育成するために、アイデアや技術力を有する県内企業等のうち、新商品・サービスの開発に取り組んでいる、若しくは取組みを考えている事業者を応募企業の中から8社程度選定し、新規事業開発の一連のプロセスが習得できるワークショップや成果発表会を開催する業務を委託するものである（随・P）。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

① 広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務

② ひろしま創業サポートセンターの設置・運営

15 広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」の運営業務(委託契約)

(1) 業務委託の趣旨・目的

創業に向けた意識を高め、具体的な開業準備に対する知識を身につけるとともに、様々な事例から学ぶことで円滑なスタートを実現させるため、創業希望者（潜在層含む）や県外からのUIJターンによる移住者等を対象に、広島での創業の魅力やお役立ち情報を広く発信する「オール広島創業支援ポータルサイト『ひろしまスターターズ』」を平成28年度から運営している。

本業務では、令和6年度も引き続き本サイトのシステムを安定的に運用、適切に保守管理し、コンセプトに基づくコンテンツの充実を図りながら、広く情報を発信していく。

(2) 委託業務の内容

- ①システム保守業務
- ②システム運用管理業務
- ③システム運用保守体制
- ④既存コンテンツの更新
- ⑤コンテンツの作成
- ⑥「イノベーション・ハブ・ひろしまCamps」サイト構築

(3) 契約の相手方 株式会社中国四国博報堂

(4) 受託者選定方法

随意契約（施行令167条の2第1項2号）

(5) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 6,366,800円

(7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

16 課題・問題点（コンテンツ制作・広報の委託）

「ひろしまスターターズ」運営業務におけるコンテンツ制作・広報の委託について、県は、「ポータルサイトに掲載するコンテンツを制作するものであり、ポータルサイトの運用・保守と同一の事業者が実施するのが最も効率的であると考えられることから、運営・保守と一体で随意契約としています」と説明している。

しかし、「コンテンツ制作・広報」の部分は映像コンテンツを作成するものであり、ポータルサイトの運用・保守とは別属性の業務であるから、これらを安易に一括発注することは、参加可能な事業者を限定し、競争性を阻害する要因となる。別途独立の契約として競争入札に付することは可能なように思われる。

コンテンツ制作・広報の委託について業務の属性に応じて分離発注を行い、可能な限り競争入札に付すべきである。

17 課題・問題点（再委託の承認手続漏れ）

「ひろしまスターターズ」運営業務において、委託先が3社に対して業務の再委託を行っているにもかかわらず、事務手続がもれており、契約上必要とされる再委託の承認手続が実施できていなかった。

民法において再委任は委任者の許諾を要するものとされており⁹⁴、コンプライアンス上の問題がある上に、再委託先が問題を起こした場合に責任の所在が確定されていないため、法的責任の追及が困難になるおそれがある。

契約時に再委託先についての承諾書を作成するなど再委託先の承認手続は厳格に行うべきである。

18 広島県創業支援ポータルサイトの創業コンテンツ企画制作業務（委託契約）

(1) 業務委託の趣旨・目的

創業意欲を高め、数多くの創業者を広島県から輩出することを目指し、創業を目指している方だけでなく、これまで創業を意識していなかった層や県外からのUIJターン希望者等に対しても、創業の魅力を訴求し、関心を引き付けるため、オール広島創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」を平成28年度に開設し、セミナー情報等を発信している。

令和6年度も「ひろしまスターターズ」のコンテンツを順次更新し、サイトの充実を図るため、創業に関する取材を企画・実施する。

(2) 委託業務の内容

ポータルサイト「ひろしまスターターズ」(<https://hiroshima-starters.com/index.html>)に関して、テキストコンテンツを制作することとする。

(3) 契約の相手方 有限会社トゥービー

(4) 受託者選定方法

随意契約（施行令167条の2第1項1号）

(5) 委託期間 令和6年9月2日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 990,000円

(7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

19 課題・問題点（契約書への特記事項の添付について）

「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書にて言及されているが、請書に添付されていなかった。

県は、「請書提出前に書面（またはデータ）の形で受託者に交付した」とのことであるが、契約書に添付されていない以上、「契約内容になっていない」旨の主張を受ける危険は残る。

⁹⁴ 民法第644条の2 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

契約内容の明確化のため、「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書に添付するべきである。

20 課題・問題点（契約書における知的財産権の権利処理の不備）

コンテンツ作成者が作成したコンテンツの著作権、著作者人格権を有する⁹⁵。

契約書において著作権等の知的財産権の処理を怠ると、県が自由にコンテンツを利用できなくなる恐れがある。

契約書において著作権の譲渡、著作者人格権の不行使の条項を設けるなど知的財産権利処理を行うべきである。

21 ひろしま創業サポートセンターの設置・運営（委託契約）

(1) 業務委託の趣旨・目的

広島県は、多様な創業の促進・誘致を図るため、県内の各地に根差した創業に加え、起業家精神が高く成長を志向するベンチャー企業や事業承継を契機に新事業展開に取り組む後継経営者等による第二創業など、幅広い創業を対象に支援を行う。

本委託業務は、そうした創業の中核的支援機関として、産振構に「ひろしま創業サポートセンター」を設置・運営する。

(2) 委託業務の内容

- ①創業支援人材設置事業
- ②創業セミナー開催事業
- ③創業サポーター支援事業
- ④その他支援機関連携事業等

(3) 契約の相手方 産振構

(4) 受託者選定方法

随意契約（施行令第167条の2第1項2号）

(5) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 85,650,000円

(7) 業務実績 業務完了報告書記載のとおり実施された。

以下、同書別紙1「I 事業実績書」を掲載する。

⁹⁵ 著作権法17条1項 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

事業名	計画件数等	実施件数等
1 創業相談対応事業		
① センター長の配置	1人	1人
② 創業マネージャーの配置	1人	1人
③ 創業サブマネージャーの配置	5人	～R6.4.30：3人 R6.5.1～：4人
2 創業セミナー開催事業		
① 開催回数	20回	36回
② 参加者数	延べ500人	延べ1,307人
4 創業サポーター支援事業		
① 登録者数	164人	126人
② 支援事業者数	250人	407人
③ 延べ時間数	975時間	706.5時間
④ 創業者数	300人	312人
5 その他支援機関連携事業等		
① 連携支援機関数	119機関	119機関
② 事務局職員数	5人	5人

22 課題・問題点（報告書での「件数」の表記ゆれ）

実績報告書別紙1「I 事業実績書」の「4 創業サポーター支援事業 ② 支援事業者数」は延べ支援事業者数とのことであったが、「2 創業セミナー開催事業 ② 参加者数」との間で表記ゆれがみられる。

延べ数なのか実数なのか数値に大きな影響を与えるため、件数は延べ数、実数を明記し、統一的に表記するのが望まれる。

23 新商品・サービス伴走型支援事業（さんまる会議）（委託契約）

(1) 業務委託の趣旨・目的

県は、県内産業の付加価値拡大や競争力強化に向け、創業まもない企業（個人事業主含む）の成長並びに中小・中堅企業等における新事業展開や第二創業を活性化することで、将来における地域の中核的企業を育成することを目指している。

しかしながら多くの県内企業等においては、自社製品の開発や新規事業への進出に取り組むたくても、時代のニーズを捉えたアイデアを考えて具現化し、商品として磨き上げ、市場に投入するまでに必要な知識や経験、人手が不足し、具体的な活動を進める上ではハードルが高い。

本業務はこうした課題を解決するため、アイデアや技術力を持つ県内企業等を対象に、新たな社会的価値の創造を後押しするプログラムを企画・実施する。

(2) 委託業務の内容

アイデアや技術力を有する県内企業等のうち、新商品・サービスの開発に取り組んでいる、若しくは取組みを考えている事業者を応募企業の中から8社選定し、新規事業開発プログラムの企画・運営、参加企業の伴走支援を実施する。

(3) 契約の相手方 株式会社アルファドライブ

(4) 受託者選定方法

随意契約（施行令167条の2第1項2号）

理 由：本契約に係る相手方の選定については、広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会において書面審査を行った結果、次の者が優れた提案を行った者として選定されたため。

(5) 委託期間 令和6年11月15日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 7,148,450円

(7) 業務実績 実施報告書記載のとおり実施された。

24 課題・問題点（応募が9社しかいない点）

委託業務の内容に係る採用8社に対して応募数は9社とのことであった。

委託業務の実効性及び県内企業への公平な実施を担保するため、幅広く応募を得られるように広報等の方法を工夫することが望まれる。

25 指摘及び意見

(1) 【意見】指標「県の取組による付加価値創出額」と成果目標の関係性

県はM&Aや地域未来牽引企業の増加が付加価値創出に寄与すると説明するが、その定量的・因果的な関係性は必ずしも明確ではない。施策の有効性を客観的に評価するためには、M&A実施企業における生産性や付加価値額の推移を追跡調査するなど、KPIと最上位指標との相関関係を裏付けるデータの収集・分析を行い、将来的にはKPIの整理をすることが望まれる。

(2) 【意見】 成果目標M&Aの達成状況

外部環境の変化を未達の理由にするだけでなく、例えば、マッチング支援の強化や手数料補助など、成約に直結する具体的かつ実効性のある施策への転換、あるいは目標値自体の妥当性の再検証を行うことが望まれる。

(3) 【意見】 計画件数等の実績件数等が達しない項目が複数ある点

計画件数等の実績件数等が達しない項目が複数ある（チーム型支援事業（ネクストリーダー創出支援事業）、中小企業成長プラン策定支援事業など）が、事業の見直し及び適切な計画件数等の設定をすることが望まれる。

(4) 【意見】 中小・ベンチャー企業成長支援事業について

申請額5,503,000円に対し実績額4,313,453円と約21%減少しているが、補助事業変更承認申請書の提出を受けていない事業があった。定期の状況報告以外にも、必要に応じて報告書の提出を求めるなどの対応で、早期判明や、少なくとも危険性を把握することは可能であったと考えられる。事業の執行状況について、産振構との間でより緊密な情報交換を行うことが望まれる。

(5) 【指摘】 助成金交付事業①助成実施事業数の誤り

助成実施企業数の実績件数は3件であるが、4件と誤記がある。実績報告書を正確に検査すべきである。

(6) 【指摘】 コンテンツ制作・広報の委託

コンテンツ制作・広報の委託について業務の属性に応じて分離発注を行い、可能な限り競争入札に付すべきである。

(7) 【指摘】 再委託の承認手続漏れ

再委託の承認手続漏れの契約があった。契約時に再委託先についての承諾書を作成するなど再委託先の承認手続は厳格に行うべきである。

(8) 【指摘】 契約書における知的財産関連条項について

契約書において著作権の譲渡、著作者人格権の不行使の条項を設けるなど知的財産権利処理を行うべきである。

(9) 【指摘】 契約書への特記事項の添付について

契約内容の明確化のため、「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに関する特記事項」について請書に添付すべきである。

(10) 【意見】 報告書での「件数」の表記ゆれ

委託契約の実績報告に関し、延べ数なのか実数なのか数値に大きな影響を与えるため、件数は延べ数、実数を明記し、統一的に表記するのが望まれる。

(11) 【意見】 応募が9社しかない点

委託業務の内容（応募件数）につき、委託業務の実効性及び県内企業への公平な実施を担保するため、幅広く応募を得られるように広報等の方法を工夫することが望まれる。

第9 中小企業・小規模企業の生産性向上・経営改善（ワーク 55）

1 取組の方向（ワーク）の概要

中小企業・小規模企業をはじめとした県内企業の生産性向上・経営改善の持続的な推進に向け、現場改善、データやデジタル技術等の利活用促進、イノベーションを生み出す組織づくり支援、新たな事業活動に向けた計画策定支援や各種の金融支援などに取り組むとしている。

2 成果目標及び進捗状況

「生産性向上の取組実施企業数（累計）」及び「経営革新計画承認件数」をKPIに設定し、アクションプランにおいて5年間の目標を設定した（アクションプラン63頁）。

「R6主要施策の成果に関する説明書」によれば、これらの成果目標と、令和6年度までの実績は以下のとおりである（同報告書130頁）。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
生産性向上の取組実施企業数(累計)	目標	100 社	200 社 (R3~4)	300 社 (R3~5)	400 社 (R3~6)	500 社 (R3~7)
	実績	215 社	325 社	454 社	593 社	
	達成状況	達成	達成	達成	達成	
経営革新計画承認件数	目標	110 件	120 件	130 件	140 件	150 件
	実績	91 件	158 件	79 件	46 件	
	達成状況	未達成	達成	未達成	未達成	

- (1) 「生産性向上の取組実施企業」とは、①イノベーション創出スクール（通称：チームイノベーション道場）及び②広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金を活

用した広島県中小企業団体中央会が実施する生産性向上セミナー、生産性向上ワークショップに参加した企業を指している。県によれば、当該スクール、セミナー、ワークショップ（以下「スクール等」という。）への参加企業数をもって取組実施企業数としている。これらのスクール等は、参加企業が一方的に聞くだけの受け身の講義形式ではなく、他の参加企業とディスカッションを行い、講義内での実践を伴うものであり、また、回次毎に学んだ内容について、自社に持ち帰り、取り組み・実践することに重点を置いた実践形式のものとなっていることから、そこに参加する企業は、生産性向上に向けた取組を実施している企業であると考えているとのことである。

令和3年以降毎年目標を上回る水準で推移しており、令和7年度の目標は500社（R3～R7）と設定されているが、目標数値の設定について、県は、県内企業（約39,000社）で、売上が1億円以上となる本県の実業性向上にインパクトのある企業（約15,000社）のうち、生産性向上に意欲のある企業（約3,000社）の中から、イノベーター・アーリーアダプター⁹⁶（16%）に属する企業500社（5年間で）が生産性向上の取組に着手することにより、他の県内企業の行動変容を促し、生産性を向上させ、付加価値額（施策領域「産業イノベーション」の指標）の創出に貢献するという考えに基づいているとしている。

- (2) 経営革新計画承認件数については、令和3年度以降、令和4年度を除いて目標未達成となっている。その要因について、県は、経営革新計画の承認を受けた事業者を対象とした補助事業が令和5年9月末に終了したことなどから、令和5年度、令和6年度ともに申請件数が減少したと分析している。

なお、中小企業庁において、都道府県の年度別承認件数を集計し公表しているが、広島県の承認件数は、令和6年度単年度では全国（「国（地方局含む）」を除く47都道府県）14位、中国5県で2位、累積（平成11年度から令和6年度）では全国7位、中国5県で1位となっている。

3 事業の執行状況（令和6年度）

令和6年度の事業の執行状況は、以下のとおりである。

関係事業としては以下3件がある。

- ・経営革新支援事業（中小企業振興費）

⁹⁶ 新しい商品やサービスの市場への普及度合いを示す「イノベーター理論」（スタンフォード大学の社会学者、エベレット・M・ロジャース教授が提唱）における消費者の分類。イノベーターは最も早く新製品を採用する層（市場全体の2.5%）、アーリーアダプターはイノベーターに次いで新製品を採用し、他の消費者に大きな影響を与える層（市場全体の13.5%）を指す。

- ・緊急時レジリエンス⁹⁷環境整備事業（中小企業振興費）
- ・生産性向上支援事業（中小企業振興費）

事業名 (目名)	事業概要	負担割合			計 画		実 績			備 考
		国	県	その他	数量 (A)	予算額 (B)	数量 (C)	率(C/A) ×100	執行額 (D)	
経営革新支援事業 (中小企業振興費)	経営革新を計画する中小企業者等に対して、制度の普及啓発、事前相談、承認された企業の進捗状況の調査等経費	-	10/10	-	当初	6,195,000円		-		74.8%
					補正	△ 1,284,000円		-	3,671,515円	-
					計	4,911,000円		-	-	-

事業名 (目名)	負担割合			計 画		実 績			備 考
	国	県	その他	数量 (A)	予算額/円 (B)	数量 (C)	率(C/A) ×100	執行額/円 (D)	
緊急時レジリエンス環境整備事業 (中小企業振興費)	-	10/10	-	当初	24,971,000		-		
				補正	▲ 3,149,500		-	21,257,073	97.4
				計	21,821,500		-	-	-
生産性向上支援事業 (中小企業振興費)	-	10/10	-	当初	43,151,000		-		
				補正	950,000		-	42,880,778	97.2
				計	44,101,000		-	-	-

(1) 経営革新支援事業

本事業は、新たな事業活動の展開や経営の改善・向上を計画的に進める中小企業等の経営革新計画について、計画内容を指導する経営指導員への勉強会等による制度理解の向上、相談会の充実や、支援機関と連携した訪問等によるアフターフォローなどにより、中小企業等の計画的な経営改善の取組を支援する事業である。

令和6年度執行額（3,671,515円）の内訳は、会計年度任用職員にかかる費用（3,196,815円）、旅費（347,700円）、負担金、補助及び交付金（中小企業基盤整備機構支援担当者等研修受講料127,000円）である

(2) 緊急時レジリエンス環境整備事業

本事業は、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、県内企業が非常時においても迅速かつ柔軟に事業を継続できるよう、BCP⁹⁸（事業継続計画）の策定支援、BCM⁹⁹活動の構築・定着などを促し、企業の事業継続力を高めることを目的とする事業である。

(3) 生産性向上支援事業

⁹⁷ 困難な状況（非常時）に直面しても、折れることなく柔軟に適応し、迅速に立ち直る「組織の強靱性」や「復元力」のこと

⁹⁸ 「Business Continuity Plan」の略。企業が自然災害、火災、テロ、パンデミックなどの緊急事態に遭遇した際に、事業資産の損害を最小限に抑え、中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための計画

⁹⁹ 「Business Continuity Management」の略称。大規模災害やテロ、感染症などの緊急事態における、ビジネス上の被害を最小限にするための包括的なマネジメント活動

ア 本事業は、①イノベーション創出スクール（通称：チームイノベーション道場）及び②広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助事業で構成されており、令和6年度執行額(42,880,778円)の内訳は以下のとおりである。

- ・チームイノベーション道場講師委託料 32,191,000円
- ・チームイノベーション道場運営費用（会場借上げ費用、プロモーション動画製作費用、職員旅費等）3,536,902円
- ・広島県中小企業団体中央会に対する補助金 7,152,876円

イ 本事業（ただし、一部ワーク54の事業を含む。）の事業目標の令和6年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（R6主要施策の成果に関する説明書より）。

○ 事業目標：

指 標 名	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)
付加価値創出額	—	18億円	【R8.3判明】
事業化・実業化件数 (平成30年度～累計)	15件	19件	25件
後継者不在率	59.0%	57.8%以下	57.6%
イノベーション創出スクール参加企業数	33社	70社	86社
データ分析・活用に着手し始めた社数	76社	80社	100社
実践型ワークショップ参加事業者数	12社	10社	10社

生産性向上の取組実施企業数については、イノベーション創出スクールやデータ分析・活用支援、実践型ワークショップで、企業のより関心の高いテーマのセミナーや講座等を実施し内容の充実を図るとともに、企業に対する周知活動を強化したことにより、令和3年度から令和6年度までの目標400社に対し、593社の実績となり、目標を達成した(令和6年度の取組企業数目標100社に対し実績139社)（同書426頁）。

4 イノベーション創出スクールに関する補足説明

イノベーション創出スクール（通称「チームイノベーション道場in広島」）は、広島県の実産性向上支援事業を構成する主要な事業の一つである。本事業は、生産性向上に向けてイノベーション創出に挑戦する県内企業に対し、人財育成、組織風土改革、商品・サービス開発、事業デザイン、社会課題解決プロジェクトの創出など、幅広いプログラムを通じて支援を行う取組である。県によれば、本事業を通じてイノベーション創出に向けて取り組む県内企業を増や

す「好循環サイクル・エコシステム」を構築し、県内産業の活性化に繋げることを最終的な目的としている（この「エコシステム」とは、道場で学んだ先行企業が相互にネットワークを形成し、自発的なプロジェクト創出等の成果を波及させることで、他の県内企業の行動変容を促し、付加価値の創出を連鎖的に生み出す仕組みを指している。）。本スクールの参加企業数は、広島県中小企業団体中央会が実施する補助事業の参加企業数と合算され、生産性向上支援事業のKPIである生産性向上取組実施企業数を構成している。県によれば、チームイノベーション道場の参加企業数は、令和6年度までに累計174社となり、目標の100社を上回る達成状況にあるとのことである。

本事業の枠組み及び運用実態に関し、県はヒアリング等に対し以下のとおり説明している。

(1) 運営の枠組みと自走化の目標

プログラムはシーズンⅠからⅢまでの段階的な構成となっており、以下のとおり運営主体や費用負担が区分されている。

ア シーズンⅠ・Ⅱ（学び・実践の場）：既に民間主導の自走化に移行しており、運営費用は参加企業からの受講料により賄われ、県費の直接支出はない。県は参加企業募集や会場設営等の運営補助を継続している。

イ シーズンⅢ（持続化の場）：県の予算により実施される県事業であり、参加企業から受講料は徴収されていない。

ウ 令和8年度に事業全体を民間主体による自走化へ移行させることを目標とし、関係者との調整が進められている。

(2) 成果把握及び自走化に向けた管理体制の現状

ア 成果の把握と検証：参加前後でアンケート調査を実施し、経営状況や組織風土、社員の行動変容等を把握してプログラム開発に反映させている。定期的な追跡調査（フォローアップ）は実施していないが、ヒアリングや道場参加者限定のSNSツール（Slack等）を活用した情報共有を通じ、自律的な取組や新規プロジェクトの創出状況を確認することで検証を行っている。具体的な効果として、KPIである「参加企業数」に加え、複数の参加事業者間でネットワークが形成され、自発的な取組が進んだ結果、新規事業が生まれるなどの成果も確認している。

イ 自走化における運営主体：シーズンⅠ・Ⅱの運営主体は、講師と民間の企業人数名（過去の参加者）であり、このメンバーには、シーズンⅢの教育プログラム開発・実証業務に係る受託者4者のうちの1名が含まれている。

ウ 県の現在の支援内容と評価:民間移行後のシーズンⅠ・Ⅱにおいて、県は「参加企業の募集」や「当日の会場設営等の運営補助」といった支援を行っており、これらの人的支援について、県は、年間0.08人役（職員2名が全10回に従事したと仮定）程度と評価している。

エ 将来の支援方針:令和8年度の自走化実現に向けて、県は将来的な関与を「周知・広告等」のサポートに限定し、運営は講師と民間人が中心となって実施していく予定であるとしている。

オ 収支の把握状況:当該シーズンの具体的な収支内訳について、県は民間運営であることを理由に把握しておらず、「現状において、収支等については運営主体が責任をもって管理をしており、県としては直接的な関与をする必要はない」と判断している。

(3) 完全自走化に向けた計画とリスク管理

ア シーズンⅢの自走化計画とコスト試算:令和8年度のシーズンⅢ自走化に際しては、会場費の抑制と受講料徴収により県費支出をゼロにする計画であり、運営費は1回当たり約38,800円～（講師料及びティーチングアシスタント¹⁰⁰費用等）と想定しているとしている。

イ 民間運営に支障が生じた際の対応:一方で、将来的に民間運営に支障（事業停止等）が生じた際の県の対応については、現時点で具体的な計画はなく、万が一そのような状況になった場合には、発生事象の内容を踏まえ適切に検討・対応するとしている。

（以上「チームイノベーション道場in広島」事業仕様書、随意契約理由書、事業報告書及び県からのヒアリング回答等より）

5 補助金、負担金

(1) 単独事業

以下の2件（負担金1件、補助金1件）がある。

【負担金】											【経営革新課】 (令和7年5月末現在)	
対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年 度	交 付 先 (交付事業者数)	対象事業費 (円)	補助率 等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び効果等	備考
中小企業経営革新支援事業 (H11)	中小企業支援担当者の研修 負担金	(6) 年 度	中小企業基盤整備機構 (1)	144,000	100	143,000 (R6.4.16)	R6.12.18	127,000 (R6.11.11)	127,000 (R6.11.27)	地方自治法 施行令	研修により中小企業 支援担当としての知識 を習得した。	ソフト事業

¹⁰⁰ 講師の指導を補助し、参加者のグループワークにおける議論の促進や、個別の習熟状況に応じたフォローアップを実務面で支援する要員を指す。

【補助金】												
対象事業名 (新設年度)	目的及び 事業内容	年度	交付先 (交付事業者名)	対象 事業費 (円)	補助率 等 (%)	交付決定額 (円) (決定年月日)	事業完了 (予定) 年月日	額の確定額 (円) (確定年月日)	交付額 (円) (交付年月日)	根拠法令等	問題点及び 効果等	備考
生産性向上支援事業 (中小企業団体中央会 生産性向上推進活動事 業費補助金) (令和2年度)	民間主体により、課題解 決の知見や技法を学ぶ ワークショップを開催し 企業のバックオフィス業 務等の現場改善を進め るとともに、県全体への 波及を図る。	6	広島県中小企業団体中 央会(1)	7,349,400	100	7,349,400 (06.4.1)	RT.3.31	7,152,876 (07.5.8)	7,152,876 (06.7.31) (06.10.31) (07.1.31) (07.5.23)	広島県中小企業団体 中央会生産性向上推 進活動事業費補助金 交付要綱	中小企業等の生産性向上	ソフト事業 額の変更あり

(2) 本監査での確認方法

令和6年度の各負担金・補助金につき、帳票類（負担金：支出調書、負担金の根拠や交付先団体の規約や収支決算等／補助金：交付要綱、募集要領、交付申請書、変更申請書、実績報告書、支出調書、検査資料、支出調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

① 生産性向上支援事業（中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金）

6 中小企業支援担当者の研修負担金（負担金）

(1) 概要

県の中小企業支援担当者等に必要な最新の知識を得るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する中小企業大学校の「中小企業支援担当者等研修」を受講するものである。

(2) 受講先機関及び支払先並びに支出額（令和6年度）

受講先機関及び支払先：独立行政法人中小企業基盤整備機構

支出額127,000円

(3) 事業実績

中小企業支援に関する最新の知識を得るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する支援担当者等研修を、県の中小企業支援担当者等が受講し、これに要した負担金を以下のとおり支出した。

- ・5日間コース 24,000円×1人
- ・3日間コース 23,000円×1人
- ・2日間コース 16,000円×5人

7 広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金（補助金）

(1) 概要（要綱1条）

中小企業等の生産性向上を図るべく、県内中小企業団体の育成振興及び中小企業の発展を目的として、広島県中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法74条に基づく団体。以下「中央会」という。）が実施する生産性向上に資する取組に要する経費を中央会に交付するものである。

(2) 交付先、交付決定額及び交付額（令和6年度）

交付先：広島県中小企業団体中央会

交付決定額7,349,400円／交付額7,152,876円

概算払3回（令和6年4～6月分：同年7月31日付2,200,000円／同年7～9月分：同年10月31日付2,200,000円／同年10～12月分：令和7年1月31日付2,200,000円）及び精算払1回（令和7年5月23日：552,876円）の4回に分けて交付された。

(3) 補助事業の交付要件及び事業内容

県補助金等交付規則及び広島県中小企業団体中央会生産性向上推進活動事業費補助金交付要綱に基づき交付される。

補助事業は、以下の3つの事業で構成されている（要綱2条）。

① 生産性向上推進活動事業（交付決定額5,074,490円／交付額4,954,273円）

生産性向上に取り組む企業を対象に業務効率化、生産性向上を考え実践する機会を提供することを目的にワークショップを開催する。また、個別企業の取組効果を高めるため、各社を訪問して支援する個社支援を実施する。

② 県全体への波及事業（交付決定額2,274,910円／交付額2,198,603円）

生産性向上ワークショップへの参加企業の掘り起こし及び県全体への波及のため「生産性向上セミナー」を開催する。さらに、その後「セミナー」の動画配信を視聴希望者に対して配することで、波及効果をより高めていく。その他、各種広報媒体を通じた波及、指導員による展開等における波及を行う。

③ その他知事が認める事業 令和6年度は該当なし

また、補助金交付の対象となる経費及び補助率は以下の表のとおりである。

別表1 経費

事業区分	補助対象経費	補助率
1 生産性向上推進活動事業	謝金（講師等）、旅費（講師、職員等）、会議費、印刷製本費、消耗品費、雑役務費、調査・分析費、通信運搬費、資料購入費、借料・損料、広報費、委託費、その他知事が必要と認める経費	10/10 以内
2 県全体への波及事業	謝金（講師等）、旅費（講師、職員等）、会議費、印刷製本費、消耗品費、雑役務費、調査・分析費、通信運搬費、資料購入費、借料・損料、広報費、委託費、その他知事が必要と認める経費	10/10 以内
3 その他知事が認める事業	知事が必要と認める経費	知事が認める率

(4) 事業実績（実施報告書より）

① 生産性向上推進活動事業

生産性向上ワークショップの開催（1回実施）及び企業への個別伴走支援の実施（延べ22回実施）を行い、中小企業等15社 延べ200人（ワークショップ：10社・23人、個別伴走支援：5社・177人）が参加した。

② 県全体への波及事業

ワークショップ参加企業の掘り起こしと、演習を通じたデータ活用及び業務改善の手法を県全体へ広く波及させることを目的として、生産性向上セミナーの開催（1回 100社、141名参加）、機関誌による波及（生産性向上セミナー開催告知外計4回 延べ2711会員）、メールマガジンによる波及（生産性向上セミナー開催告知外計3回 延べ4389会員）、ホームページによる波及（生産性向上セミナー開催告知外計8回 延べ924件）、ものづくり補助金実施事業者への波及（説明会、取組事例の紹介を随時 延べ78件）、中央会指導員による展開（取組事例紹介、組合員企業への訪問、セミナー・ワークショップの案内を随時 延べ599件）、事例集による波及（1回 延べ29件）、委託事業者による展開（生産性向上セミナー開催告知外計4回 延べ434件）を実施した。

8 委託・役務契約

(1) 契約一覧

本ワークに係る委託・役務契約の一覧は以下のとおりである。

【中小企業支援課】
(令和7年5月末現在)

番号	事務事業名	委託目的及び内容	年度	委託先 (契約年月日)	委託期間 (変更後)	設計価格 (予定価格 (A)) (円)	契約額 (B) (変更後 (C)) (円)	落札率 (B/A) (%)	契約方法		変更回数 (回)	変更割合 (C/B)	随意契約理由	完了年月日	備考
									契約種別	入札、見積回数					
1	「チームイノベーション道場in広島」教育プログラム開発・実証業務	広島県サービス産業生産性向上支援事業としての「チームイノベーション道場in広島」支援スキーム開発・実証に係る業務を外部の専門家等へ委託により実施する。	6	村上 敏也 (R6.7.12)	R6.7.12 ～ R7.3.31	8,325,000 (8,325,000)	8,325,000	100.0	随	1	1	—	—	R7.3.31	
				丸尾 聡 (R6.6.25)	R6.6.25 ～ R7.3.31	6,666,000 (6,666,000)	6,666,000	100.0	随	1	1	—	—	R7.3.31	
				(株)スコラ・コンサルタント (R6.7.1)	R6.7.1 ～ R7.3.31	12,000,000 (12,000,000)	12,000,000	100.0	随	1	1	—	—	R7.3.31	
				Slow Innovation(株) (R6.7.24)	R6.7.24 ～ R7.3.31	5,200,000 (5,200,000)	5,200,000	100.0	随	1	1	—	—	R7.3.31	
<p>〇本件業務の委託契約相手方要件については、本件業務「チームイノベーション道場in広島 シーズンⅢ」は、「シーズンⅠ、Ⅱ」に参加し、そこでの意識変革や組織風土改革を通じて、付加価値の高い新たなサービス・商品の創出や既存ビジネスの改善に取り組んでいる事業者及び「シーズンⅠ、Ⅱ」の参加者等より新たに組成したチームにより、社会的課題解決等の事業化に向けた取組を進めていく事業者を対象として、中長期的プロジェクトの立案や実行、市場化・産業化といったプロジェクトの推進と、その持続化に向けた支援を行うことを目的としている。このため「チームイノベーション道場in広島 シーズンⅠ、Ⅱ」等の実施状況も踏まえ、委託契約の相手方には、次のとおり要件を設けることが適切である。</p> <p>なお、「シーズンⅢ」の実施に特に必要であることから、新たに付加した要件は⑦である。</p> <p>① ビジネスの意思決定におけるプロセスを重視し、チームワーク、データ分析に基づいた意思決定の改善、現在のビジネスの思考法の標準化等がある「デザイン思考」の理解とそれを用いた改善サイクルのスピードアップなどのノウハウ・スキルに関する講義プログラムを開発し、運営する専門的な能力・経験・実績を有すること。</p> <p>② 上記①のノウハウ・スキルを実践に活かすため、「哲学的思考」に基づき、実際に生じうる多様な具体的な経営課題について、参加事業者が自らの課題として受けとめ、自ら思考し、議論し、意思決定を行う取組を、繰り返すことで、実務能力を養う有効な教授法等を熟知していること。</p> <p>③ 上記①のノウハウ・スキルを踏まえながら、参加事業者の現場に実際に参画し、実行錯誤しながら、組織風土を改善するコンサルティングについて専門的な能力・経験・実績を有するとともに、具体的な組織活性化が可能であること。</p> <p>④ 上記①～③の能力を活かした、創業・スタートアップからIPO、新・創業、事業承継、M&A等の企業の様々なステージを支援する経営コンサルティングのスキルを有していること。</p> <p>⑤ 国内外の経営者との他に、経営に必要な専門的な知見を有する人材とのネットワークを有していること。</p> <p>⑥ 支援プログラム開発のための研究（実施・検証）であることから、国内外の経営理論や学術論文に精通し、反論等に対する感受性・受容性（レジリエンス等）、それらの反論等も研究に活かす受容性を有していること。</p> <p>⑦ 上記①～③を活かし、複数の参加事業者による社会課題解決プロジェクトの創出の支援を外部から参加者等を誘引のうえ実施し、かつ事業化・産業化に向けた支援が可能であること。</p>															
<p>〇本件業務の委託契約相手方の選定については、上記7要件のうち、④～⑥の前提となる①～③の要件を満たす実施主体は、単独では存在しないところ、県立広島大学MBAコース准教授であった村上敏也氏を中心に丸尾聡氏、(株)スコラ・コンサルタントの3者一体の取組により①～⑦を満たし、支援・教育プログラムの開発・実施・検証を、平成30年度から実施してきているところである。</p> <p>この支援・教育プログラムの開発は、シーズンⅠからⅢまで一つの体系的なプログラムとしての完成を目指すものであるが、これまでの「シーズンⅠ、Ⅱ」の支援・教育プログラムの開発・実施において、複数の参加事業者によるネットワークの形成とそこでの特強会などの自発的な取組も生まれてきており、また、そのような参加事業者の存在がきっかけとして「シーズンⅢ」の完成を目指すことが可能となるなど、上記の3者一体による業務実施は、所期の目的の達成に向けて、適切に連携しているところである。</p> <p>「シーズンⅢ」の完成を目指す令和4年度においては、複数の参加事業者による社会課題解決プロジェクトの創出・実装まで踏み込んだ支援が必要であり、これを実施するに当たり、以上の3者一体による「シーズンⅠ、Ⅱ」の参加事業者の取組状況を含む実施状況を確認し、これまでの取組との連続性を確保しつつ、⑦の要件である複数の参加事業者による社会課題解決プロジェクトの創出の支援を実施し、かつ事業化・産業化に向けた支援が可能である主体は、次のとおり、Slow Innovation(株)のみであることから、新たにSlow Innovation(株)を加えて、業務を実施するものである。</p> <p>①、⑤：村上敏也氏 県立広島大学MBAコース准教授として在籍時に講義を担当し、教育プログラム実施の実績がある。さらに、三原市と県立広島大学が連携した「浮城塾」では、地域をマネジメントできる人材育成の方法と体制の確立・地域の活性化と持続的な成長に向けた教育プログラムの開発に取り組んだ実績等があり、MBAで実施される教育プログラムを活かし、かつ本県の経済・産業等の実情に応じたプログラムの開発・実施・検証を行うことができる唯一の者であるといえる。</p> <p>②、⑥：村上敏也氏及び丸尾聡氏 ②に対応する教授法として、日本における「ケースメソッド教授法」の原点である慶應義塾大学大学院経営管理研究科での手法を修得しており、村上敏也氏は県立広島大学MBAコースの講義に、丸尾聡氏はコンサルティング現場に導入・実践してきた実績を有している。</p> <p>③、④、⑦：(株)スコラ・コンサルタント ③に対応するコンサルティングとして、「組織風土・体質」に着目し、「立場を離れてまじめな話を気楽にする」という日本語「オフサイトミーティング」を提唱・実践するとともに、論理的、計画的なアプローチのみではなく、「実行錯誤」による仕事の進め方を効果的に行う、組織の人たちが自分の力で答えを見つけ解決していきながら一緒に考えていく「プロセス型」のコンサルティングに長年取り組んできており、多くの改革実績を有している。なお、「オフサイトミーティング」は当社が商標登録をしており、他のコンサルティングでは同手法を用いた支援は不可能である。</p> <p>④、⑤：丸尾聡氏 様々なステージの企業に対するコンサルティング実績を有し、またそのことから、村上敏也氏と(株)スコラ・コンサルタント双方の立場に立った意見調整・擦り合わせの役割を担うことが期待できる。</p> <p>①、③、⑦：Slow Innovation(株) 代表取締役である野村恭彦氏は、企業、NPO、行政など多様な属性の参加者及び「つながり」を深め、相互にフラットな信頼関係を醸成しながら、「外部」を「つなげる」人になることで、ビジネス、経済、社会、環境問題などにおける社会課題を解決するためのプロジェクトを、発想、企画、実装していく、協働イノベーションエコシステムづくり「つなげる30人」の実績を渋谷区、京都市、名古屋市中、気仙沼市などで有しており、⑥に対応する「シーズンⅢ」で実施する多様な集合知を用いた社会課題解決型の「イノベーション」を促すこと支援。さらには事業化・産業化に向けてのプロジェクト支援、組織づくりの支援が可能である。「渋谷でつなげる30人」においては、既に複数の事業者による連携で事業化に至っているプロジェクトもあり、プロジェクトの創出のみでなく、外部とのつながり構築及び事業化まで目指した支援を実施できる事業主体は、当社以外に存在しない。</p> <p>かつ、野村恭彦氏は、村上敏也氏とともに、金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科において「ソーシャルファシリテーター特論」等の講義を担当しており、革新的な協働の場を生み出すために求められる高度な知識と能力を多面的に獲得するための教育プログラムの実施が可能であるとともに、村上敏也氏の支援プロセス、支援方法、検証方法を踏まえての支援が可能である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>															

2	チームイノベーション道場in広島に係る動画制作業務	チームイノベーション道場in広島について、事業の認知度を高め、セミナー参加を促すPRツールとして使用するため、チームイノベーション道場in広島のプロモーション動画及び、令和7年3月25日（火）に開催する成果発表会のダイジェスト動画を制作する。	6	(株) 広告通信社 (R7.2.12)	R7.2.12 ～ R7.3.31	910,800 (910,800)	726,000	79.7%	随	2	1	—	—	R7.3.31
3	広島県BCP策定等支援事業推進業務	平成30年7月豪雨災害での交通遮断等により、事業の停滞等が露見し、災害等の緊急時に強靱かつ柔軟な事業活動ができる環境を整備する必要があると考へ、BCP(事業継続計画)の策定が進んでいない中小事業者等を対象に、災害等の非常事態の中で、通常事業の早期復帰等を目指すためのBCPの策定を支援することで、地域全体の経済活動を維持する環境を整備する。	6	ミネルヴァベリタス(株) (R6.5.27)	R6.5.27 ～ R7.3.31	19,500,000 (19,500,000)	19,500,000	100.0	随	1	1	—	—	R7.3.31

(2) 委託契約に係る事業（令和6年度）の概要

ア 「チームイノベーション道場in広島」教育プログラム開発・実証業務（表の番号1）

県内企業の生産性向上を図り、高い付加価値を生み出すことにより、県内産業の活性化に繋げることを目的として、イノベーション創出に向けて取り組む県内企業を増やす好循環サイクル・エコシステムの構築を目標とした支援プログラムの開発とその実施・検証を委託するものである（4件 いずれも随意契約）。

委託の対象は、シーズンⅢの3つのプログラム（新規事業デザインプログラム、チームビルディング・現地伴走支援コース、フューチャーセッション社会実装作戦会議）である。

イ チームイノベーション道場in広島に係る動画作成業務（表の番号2）

チームイノベーション道場in広島について、事業の認知度を高め、セミナー参加を促すPRツールとして使用するため、チームイノベーション道場in広島のプロモーション動画及び成果発表会のダイジェスト動画の制作を委託するものである（随意契約）。

ウ 広島県BCP策定等支援事業推進業務（表の番号3）

県内企業におけるBCPの策定・検証及びBCM活動の定着を通じて、非常時においても企業が強靱かつ柔軟に事業を継続できる環境を整備するため、BCPの普及啓発、策定支援、効果検証、BCM活動の促進を総合的に実施する業務を委託するものである（随意契約）。

(3) 本監査での確認方法

令和6年度の各契約につき、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

さらに、以下の事業（令和6年度）については、帳票類一式も確認した。

- ① 「チームイノベーション道場in広島」教育プログラム開発・実証業務（㈱スコラ・コンサルト）

9 「チームイノベーション道場in広島」教育プログラム開発実証業務

(1) 委託事業の内容

本業務委託は、県内中小サービス産業等の生産性向上と県内産業の活性化を目的とした、イノベーション創出スクールの運営に関するものである。

令和6年度の委託業務は、県内サービス産業の生産性向上とイノベーションエコシステムの構築を最終目的とする、新たな支援プログラムの開発・実施・検証を包括的に担うものである。

委託内容は、運営が民間主導の自走化に移行したシーズンⅠ・Ⅱを含む、全3ステージを対象としているが、特に最終段階のシーズンⅢに焦点が置かれている。シーズンⅠ・Ⅱでは、組織風土改革やイノベーションスキル修得のためのプログラムの実行と検証が求められる。主要な委託対象であるシーズンⅢでは、新規事業デザインに加え、フューチャーセッション社会実装作戦会議（Ⅲ-c, d）を通じて、外部を巻き込んだ社会課題解決プロジェクトの創出、事業化、及び持続化に向けた支援スキームの開発・実施・検証が中心的な内容である。

本業務は、各シーズンの専門性に応じて、丸尾聡氏（シーズンⅢ-a）、(株)スコラ・コンサルト（シーズンⅢ-b）、村上敏也氏（シーズンⅢの全体フレームワーク整備/プロジェクト立ち上がり）、及びSlow Innovation(株)（村上氏との協働によるプロジェクトの立ち上がり・実行支援/ファシリテーション）の4者が役割を分担して実施されることとされた（以下の表は、契約書添付の仕様書より）。

(1) 道場の実施 太枠が本件該当業務

	参考 シーズンⅠ・Ⅱ		シーズンⅢ			
	ディスカッション	ダイアログ	新規事業 デザインプログラム (Ⅲ-a)	チームビルディング・現 地伴走支援コース (Ⅲ-b)	フューチャーセッション社会実装作戦会議	
					(Ⅲ-c)	(Ⅲ-d)
開催 期日	契約締結日～令和7年3月31日					
	○集合 月1回(6時間)10回程度 ○企業訪問(個社支援) 月1回(2～3時間) 5回程度	○集合 月1.5回(4時間) 16回程度	○集合 月1回(3時間) 6回程度 ○企業訪問(個社支援) 月1回(2～3時間) 6回程度	月1回(4時間) 9回程度		
対象	経営者層及び社員層		経営者層及び新規事業担当者	経営者層及び社員層	シーズンⅠ受講企業及び外部からの参画事業者	
目標	参加事業者 10社	組織づくり5社	10社(Ⅲ-bとの合計)	集合型10社 (Ⅲ-aとの合計) 企業訪問5社程度	50社	
目的	イノベーションに 必要なスキル・ 知見の修得	イノベーションを創出 する組織風土の醸成	新規事業の成功確率を高める ための対話・発想・着想・構 想方法や検証方法の習得	社員創発型サービス商品 の開発を通じた、組織風 土文化の浸透の向上	共創による社会課題解決プロジェクトの創出及 び持続化(市場化・産業化)を通じた、生産性 の向上(付加価値額の増)	
実施 体制	—	—	丸尾氏	スコラ・コンサルト	村上氏	SlowInnovation
支援 概要	ケースからの自社 の経営課題の解決 するイノベーション スキルの修得	ダイアログ(対話)に よる社内コミュニケー ション力の向上と社員 創発型の商品・サービ スの開発	新規事業構想時に求められ る、イノベーションスキル の協働的な対話と習得及び事業 の未来構想・社会課題から自 社事業の在り方の検討	オフサイトミーティング 等を用いた社内の更なる 活性化、オープンイノ ベーションに向けた他社と の連携手法の確立	プロジェクト創出時 の検討手法や外部パ ートナーの巻き込み 方等の習得及び実 践・支援の体験	プロジェクトの創出及 び実現に必要なフ ァシリテーション力、 情報探索力・分析力等 の習得及び実践

(2) 契約の相手方、契約金額

- ① Slow Innovation株式会社 5,200,000円
- ② 株式会社スコラ・コンサルト 12,000,000円
- ③ 丸尾聰氏 6,666,000円
- ④ 村上敏也氏 8,325,000円

(3) 受託者選定方法

施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記4者のそれぞれと随意契約の方式が採られている。県は、本業務の相手方選定に当たり、ビジネスプロセス重視の講義能力、ケースメソッド教授法、組織改善コンサルティング能力など「7つの専門的要件」を設定している。その上で、村上敏也氏を中心とする4者の「コアチーム」がこれらを満たす唯一の主体であるとし、以下の点を主な選定根拠としている。

ア 商標権に基づく唯一性：(株)スコラ・コンサルトについて、同社が商標登録を持つ「オフサイトミーティング」の手法を用いた支援は、他社による代替が不可能であるとしている。

イ 特定の実績に基づく唯一性：Slow Innovation(株)について、国内各地で展開する協働イノベーションエコシステム「つなげる30人」の実績を有し、外部を巻き込んだ事業化支援ができる唯一の主体であるとしている。

ウ 継続性の担保：体系的なプログラム開発において、過去のシーズンから関与する3者(村上氏、丸尾氏、スコラ社)によるノウハウの維持が不可欠であるとしている。

(4) 契約金額の妥当性評価

本業務に係る契約金額の算定根拠について、県は、専門性が高い業務の性質上、県による独自の算出が困難であるため、仕様書に基づく参考見積書を徴取し、これをもとに設計金額を定めているとし、得られた見積額を県の予算単価表等と比較検討し、社会通念上妥当な金額であるかどうかを判断した上で契約を締結している、としている。

(5) 成果物の権利帰属

本業務委託契約には「業務委託契約約款」が適用され、同約款第10条によると、本業務により作成されたテキスト、カリキュラム、マニュアル等の成果物が著作権法上の著作物に該当する場合、当該著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果物の引渡し時に県に無償で譲渡されることとされている。

(6) 業務実績

令和6年度においては、特定の専門性を有する4者（コアチーム）との随意契約に基づき、各シーズンの支援スキームの開発・実施・検証が並行して行われた。

ア 株式会社スコラ・コンサルト（シーズンⅢ-b：チームビルディング）

組織風土改革と「オフサイトミーティング」¹⁰¹手法の習得を目的とし、集合講座6回（各3時間）を実施した。個別伴走支援では2社に対し計14回の訪問・面談を行い、経営者と社員間の対話促進や、心理的安全性の確保、褒める仕組みの構築等の組織風土改革を支援した。

イ 丸尾聰氏（シーズンⅢ-a：新規事業デザインプログラム）

創発的な学びによる新規事業構想の検証を目的とし、集合講座16回に加え、講師とティーチングアシスタントによる毎回の企画・振り返り、及び伴走のための個別相談会を実施した。カリキュラムでは、戦略的な値決め、市場細分化（セグメンテーション¹⁰²）、フィ

¹⁰¹ 株式会社スコラ・コンサルトによる商標登録有。定義につき「チームイノベーション道場in広島」ウェブサイト (<https://ties-hiroshima.jp/>) 参照。

¹⁰² 市場や顧客を、そのニーズや特性などの共通項に基づいて細分化し、自社が狙うべきターゲットを特定することを指す。

ールドリサーチ¹⁰³、財務リテラシー（PL脳からBS脳への転換）¹⁰⁴等の専門的知見の提供と、自社事業への適用支援が行われた。

ウ Slow Innovation株式会社・村上敏也氏（シーズンⅢ-c、d：社会実装作戦会議）

「ローカル・ゼブラ企業¹⁰⁵」が中心となるオープンイノベーション¹⁰⁶のプラットフォーム構築を目指し、全9回のプログラムを実施した。前年度の課題認識に基づき、後半4回分を新規プロジェクトの立ち上げ期間として確保するカリキュラム修正が行われた。支援の結果、端材のアップサイクル¹⁰⁷やVR活用、健康寿命延伸など12の社会課題解決プロジェクトが起案され、うち9件が次年度の実装フェーズへの進出を宣言した。また、Slackを活用したコミュニティ形成により、週次15～20名のアクティブメンバーによる情報共有体制が維持された。

10 チームイノベーション道場in広島動画制作業務

(1) 業務委託の趣旨・目的

委託契約に係る事業（令和6年度）の概要 8(2)イに記載のとおり

(2) 委託業務の内容

チームイノベーション道場in広島に係るプロモーション動画等の制作業務（企画・構成、撮影、編集、成果物の納品）

(3) 契約の相手方 株式会社広告通信社

(4) 受託者選定方法

2社からの見積もり合わせの結果、価格の低かった受託会社と施行令167条の2第1項1号に基づき随意契約が締結された。

(5) 委託期間 令和7年2月12日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 726,000円

(7) 再委託

¹⁰³ 立てた仮説を検証するために、実際の現場（市場）において顧客の行動観察やヒアリングを行う実地調査の手法を指す。

¹⁰⁴ 単年度の損益（PL）のみに注目する経営から脱却し、資産・負債のバランスや投資効率などの財務状況を把握し、戦略的な経営判断を行う能力を指す。

¹⁰⁵ 短期的な急成長を目指す「ユニコーン企業」とは異なり、地域社会の課題解決という社会的価値と、持続的な利益成長の双方を重視する地域密着型の企業形態を指す。

¹⁰⁶ 自社のリソースに限定せず、他企業、大学、地方自治体などの外部の知識や技術を積極的に取り入れ、協働して革新的な製品・サービスや社会課題の解決策を生み出す手法を指す。

¹⁰⁷ 廃棄物や不要になった素材に、デザインやアイデアによって新たな付加価値を与え、元の製品よりも次元の高い別の製品に生まれ変わらせることを指す。

再委託金額（税込530,000円）が委託料（税込726,000円）の約73%を占めていることからその妥当性を確認したところ、県によれば、広告通信社はディレクションや企画を担当し、撮影・動画制作を専門とする再委託業者が業務の大部分を占める撮影・動画制作を実施したことから、再委託は必要かつ妥当であり、この業務量の多さが再委託金額の大きさにつながったとのことであった。

(8) 業務実績（実績報告書より）

令和7年2月12日から同年3月31日にかけて、チームイノベーション道場 in 広島のプロモーション動画と成果発表会ダイジェスト動画、及びそれぞれのYouTube用サムネイル画像が納品され、これらダイジェスト動画の素材確保を目的とした成果共有会の撮影も実施された。

11 広島県BCP策定等支援事業推進業務

(1) 業務委託の趣旨・目的

委託契約に係る事業（令和6年度）の概要 8(2)ウに記載のとおり

(2) 委託業務の内容

- ① BCPの策定・BCMの活動指針（ガイドライン）やマニュアル等の作成
- ② BCP策定推進フォーラム（2回程度）・BCP啓発セミナー（8回程度）の開催
- ③ BCP策定講座・BCP検証演習（机上・実動）の開催
- ④ 共助体制の推進
- ⑤ 事業継続力強化計画に関する支援
- ⑥ BCP策定・BCM活動等に係る相談・問合わせ窓口の設置
- ⑦ サプライチェーン・グループに着目した、県内企業へのBCP普及及びBCM体制構築

(3) 契約の相手方 ミネルヴァベリタス株式会社

(4) 受託者選定方法

施行令167条の2第1項2号に基づき、随意契約の方式が採られている。

県は、随意契約の理由について、本業務が県内事業者のレジリエンス力強化を図り、PDC Aシステムである事業継続マネジメント（BCM）の構築を目指すという極めて専門的かつ広範な内容であることから、以下の専門性と唯一性を主要な根拠としている。

業務範囲の特殊性：本業務は、自然災害以外の脅威にも柔軟に対応することに加え、BCP策定ノウハウの県内全域への普及や、事業者間での共助体制の構築といった広域的な取組

を含んでおり、国内全域で事業者をサポートできる高度なノウハウが必要とされていること。

実施主体の唯一性：上記の業務内容に対し、本県はもとより国内においても事業者をサポートでき、本県の趣旨に理解を示し協力を得られる唯一の実施主体が受託会社であること

(5) 委託期間 令和6年5月27日から令和7年3月31日まで

(6) 契約金額 19,500,000円

(7) 業務実績（事業報告書による）

令和6年5月27日から令和7年3月31日にかけて、広島県下の企業のレジリエンス構築支援として、以下のとおり事業が実施された。

①開催実績：委託業務に含まれる各事業の開催数及び参加実績は以下のとおりである。

・BCP策定推進フォーラム・啓発セミナー（委託内容②）：計22回（うち出張型12回）開催、537名が参加した。

・BCP策定講座（委託内容③）：計24回（うち出張型4回）開催、223事業者が参加した。

・BCP検証演習（机上・実動）（委託内容③）：計13回（うち出張型1回）開催、105事業者が参加した。

・全体実績：集合型の実績として740名（435社）、出張型の実績として470名（351社）が参加した。

②主な実施内容

・フォーラム・セミナー（委託内容②）：経営者層向けにBCPの必要性の訴求、BCP策定済み企業（青山商事(株)）によるパネルディスカッション等が実施された。

・策定講座・演習（委託内容①・③・⑤）：ISO22301¹⁰⁸や事業継続力強化計画の認定に対応した「1日受講コース」と、小規模事業者向けの「半日受講コース」が実施され、事業継続計画書や感染症対応マニュアル等の成果物策定の支援が行われた。また、実効性を高めるための検証演習（机上・実動）のほか、策定済BCP診断講座、BCM事務局研修、リスクマネジメント研修等が実施された。

・企業・団体への普及（委託内容⑦）：呉同友会、（一社）日本塗装工業会広島県支部、各種協同組合等の企業・団体に対し、出張型によるセミナーや策定講座が実施された。

¹⁰⁸ 事業継続マネジメントシステム（BCMS）に関する国際規格

12 課題・問題点（自走化段階の運営体制と県の関与）

「チームイノベーション道場」については、シーズンⅠからⅢまでの段階的なプログラム構成をとっており、全3ステージが一体の支援スキームとして設計・運用されている。既に民間主導による自走化に移行したとされるシーズンⅠ・Ⅱにおいても、県は参加企業の募集や会場設営等の運営補助に人的リソースを投入し、講座の整備・実施に向けて直接的な協力を行っている。このような実働面での支援は、県の関与により民間教育事業において極めて重要な「行政ブランドによる外部からの信頼」をシーズン全体に付与する側面を有しており、事業の信用形成や集客を実質的に支えるリソースとなっている。

現在、県は民間運営であることを理由に、当該シーズンの具体的な収支内訳を把握していないが、上述のとおり①県がこれまで予算を投じてプログラムを整備し、現在も職員による運営支援を行っていること、②県費が投入されるシーズンⅢと一体で講座が構成されていること、及び③県の支援により外部からの信頼が担保されている実態に鑑みれば、民間主体が健全かつ持続可能な運営を行っているか、また行政支援に対する受益の均衡が適正な範囲にあるか（県による協力の内容とそれによって民間側が得ている利益が適正な範囲でつり合っているか）を確認し、支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。

さらに、公金支出の効果を最大化し、事業の成果を広く県内産業へ波及させるためには、シーズンⅠ・Ⅱの実施過程で得られた企業の行動変容や組織改革等の成果に係る情報を県が的確に収集することが不可欠である。これらの情報をフィードバックする仕組みが構築され、今後の県施策の立案や改善に有効に生かされることが望まれる。

13 課題・問題点（県事業の成果の活用）

「チームイノベーション道場」に関し、県事業として実施されているシーズンⅢのプログラム開発及び実施・検証業務には、令和6年度講師委託料として約3,200万円の予算が執行されている。このように多額の予算を投入して構築した支援体制が、将来的に県の手を離れて自走化するにあたっては、その投資によって得られた成果が長期にわたって県民の利益として最大化される仕組みを整えておく必要がある。

具体的には、自走化後においても、県が本事業を通じて得られる成果目標（KPI）や企業の成長状況に関する情報を継続的に受領し、施策が意図した効果を上げているかを事後的に検証できる体制を維持すべきである。また、本業務委託により作成されたテキスト等の成果物の著作権は、業務委託契約約款に基づき県に帰属すると考えられる。この権利関係を整理し、受託

者の独自の知的財産権を侵害しない範囲において、蓄積された知見のうち県が別途利用可能なものについては、他の県施策等において有効に活用することも検討されるべきである。

これらの取組を通じて、これまでに蓄積されたノウハウを県内の多様な担い手へ承継可能な「公共財」として形式知化を図ることは、公金による投資成果を広く県民全体の利益として還元する観点から極めて重要である。したがって、県において、これらを実現するための実効性のある管理体制を構築することが望まれる。

14 課題・問題点（成果目標の妥当性）

成果目標（KPI）である「生産性向上の取組実施企業数」は、イノベーション創出スクールのほか、広島県中小企業団体中央会が実施するセミナー等の参加実績を合算して構成されており、令和6年度までの実績は目標を上回る水準で推移している。

しかし、当該指標は単なる参加企業数というアウトプット（活動実績）の集計に留まり、事業本来の目的である「企業の生産性向上」という実益、すなわち「県の取組による付加価値創出額」の増加や新規事業の成否といった成果を十分に測定できているとは言い難い。

県によれば、参加前後のアンケートや断続的なヒアリング、SNSによる状況確認等は行っているものの、定期的な追跡調査（フォローアップ）は実施されていないとのことである。公金投入の効果を客観的に示すためには、参加後の企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングし、その成果を可視化することが不可欠である。単なる活動実績の集計のみならず、実効性のある成果把握のための定量的な調査手法の確立が望まれる。

15 課題・問題点（再委託の妥当性）

チームイノベーション道場in広島動画制作業務においては、再委託金額が契約額の約73%に達し、実質的な制作作業の大部分が第三者に委ねられている。

県は受託者によるディレクションや企画の役割を妥当としているが、業務の核心部分である撮影や編集が再委託先に集中している現状に鑑みれば、発注形態としての経済性に再考の余地がある。本契約は100万円以下のいわゆる1号随意契約ではあるものの、こうした実態に対しては、企画と実作業を切り分けて直接契約を選択肢に加えるなど、中間経費によるコスト増を回避すべきである。地方自治法が求める「最少の経費で最大の効果」を達成するためにも、制作会社等との直接契約を含めた経済的合理性を追求し、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。

16 意見

(1) 【意見】 自走化段階の運営体制と県の関与

「チームイノベーション道場」に関し、民間自走化段階にある区分（シーズンⅠ・Ⅱ）においても、県が講座の整備に予算を投じてきた経緯や、現在も職員による実働面での協力及び県関与による信頼の供与を継続している実態に鑑みれば、提供リソースと民間側の受益が適正な範囲で釣り合っているか、収支実態に基づき支援の相当性を説明できる管理体制を整える必要がある。あわせて、実施過程で得られた成果情報を的確に収集し、県政施策の立案・改善に繋げるフィードバックの仕組みが構築され、有効に生かされることが望まれる。

(2) 【意見】 県事業の成果の活用

令和6年度に約3200万円の講師委託料が投じられた「チームイノベーション道場」シーズンⅢに関し、将来の自走化後も投資成果が県民利益として最大化されるよう、成果目標（KPI）や成長状況を継続的に受領し、施策の有効性を検証できる体制を維持すべきである。また、県に帰属する著作権等の成果物を「公共財」として他施策へ有効活用できる実効性のある管理体制を構築することが望まれる。

(3) 【意見】 成果目標の妥当性

成果指標（KPI）が単なる参加企業数という活動実績（アウトプット）の集計に留まっている点について、現在の評価体制では付加価値額の増加等の実効的な成果を十分に測定・検証できていない。公金投入の効果を客観的に示すため、実施後の定期的な追跡調査（フォローアップ）の手法を確立し、参加企業における経営改善の推移を継続的にモニタリングするなど、定量的な成果把握体制を構築することが望まれる。

(4) 【意見】 再委託の妥当性

動画制作等の付随的業務において、契約額の大部分を占める再委託先に実質的な制作作業を委ねている点について、発注形態としての経済性に再考の余地がある。一括発注に依存することによる中間経費の発生を回避するため、企画と実作業を切り分けた直接契約の検討など、より効率的な公金執行に努めることが望まれる。

第3章 公益財団法人ひろしま産業振興機構について

第1 組織概要（産振構）

1 概要

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、1981年（昭和56年）4月に設立された財団法人広島県産業振興公社外2団体を前身とし、2010年（平成22年）からは公益財団法人に移行した。県内産業の発展のため、県内企業等の様々な取組を総合的にバックアップし、産学官連携による新技術・新製品開発や、創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際ビジネスの支援などを行っている。

産振構の概要、沿革は以下のとおりである¹⁰⁹。

【概要】（令和7年8月時点）

名称	公益財団法人 ひろしま産業振興機構
所在地	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ
基本財産等の額	126,200千円（うち県出資額66,000千円／県出資比率52.3%）
代表者	池田 晃治（理事長）
設立目的	産業界、大学、行政・産業支援機関と密接に連携して、県内企業の産学連携による新技術・新製品開発や創業・新事業展開、経営革新、経営基盤の強化、国際化等の取り組みを、総合的かつ一元的に支援する。
支援機能	取引先開拓支援、設備導入支援、中小商業の活性化、ベンチャー企業への資金支援、産業支援施設の運営、産学官連携支援、創業・新事業創出支援、技術・経営交流支援、情報化支援、海外情報の収集提供、企業相互交流支援、国際的人材育成支援など

【沿革】

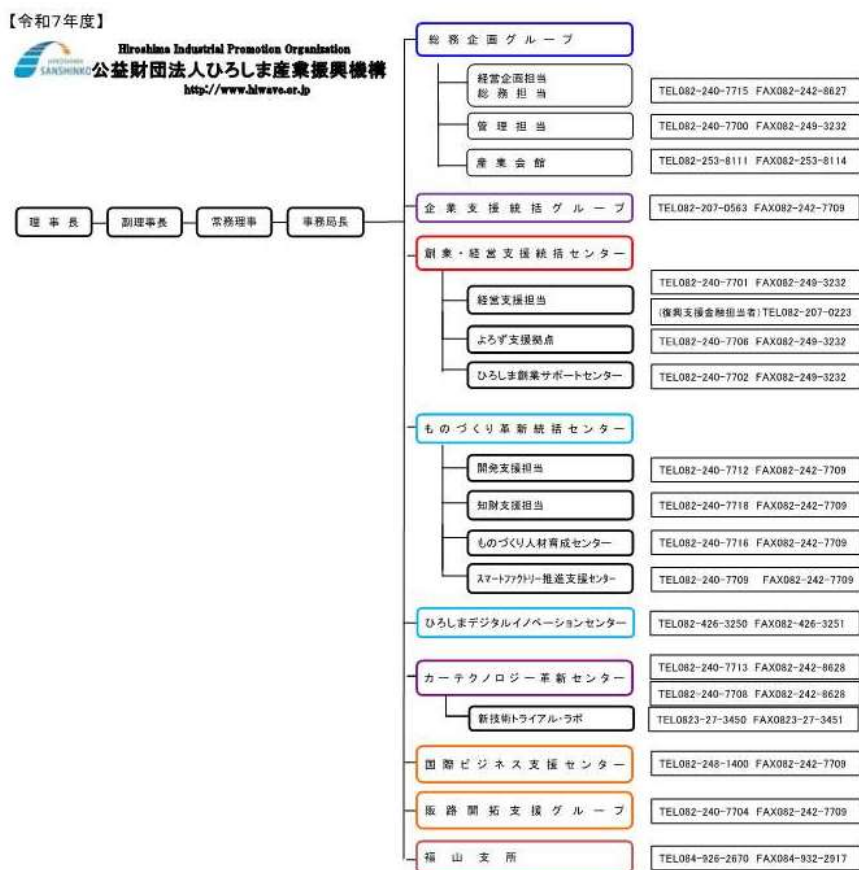
1981年4月	財団法人 広島県産業振興公社 統合・設立
1983年11月	財団法人 広島県産業技術振興機構 設立
1993年4月	広島県国際経済交流協会 設立
2002年4月	（財）広島県産業技術振興機構を母体とし、（財）広島県産業振興公社、広島県国際経済交流協会を2002年4月に統合し、「（財）ひろしま産業振興機構」として発足
2010年4月	公益財団法人 ひろしま産業振興機構へ名称変更

¹⁰⁹ 産振構ウェブサイト (<https://www.hiwave.or.jp/outline/>)（令和7年8月閲覧）及び広島県「出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）」より

2 組織、拠点、役職員

(1) 組織の概要

組織の概要（令和7年度）は以下のとおりである。



産振構提供資料より

(2) 本部及び事業拠点

① 本部

広島市中区千田町3-7-47（広島県情報プラザ内）

② ひろしまデジタルイノベーションセンター

東広島市鏡山3-10-32（ひろしま産学共同研究拠点内）

③ 新技術トライアル・ラボ

呉市阿賀南2-10-1（広島県西部工業技術センター内）

④ 福山支所

福山市三吉町1-1-1（広島県福山庁舎内）

⑤ 広島県立広島産業会館（指定管理）

広島市南区比治山本町12-18

⑥ [海外事務所] 広島上海事務所（～令和6年9月末）

上海市長寧区延安西路1088号 長峰中心705・706室 200052 中華人民共和国

(3) 役職員等

役職員93名（※）：常勤役員7名、職員86名（令和7年7月11日現在）

【内訳】

出身別：プロパー11名、プロパーOB3名、出資元・民間から派遣28名（うち県10名）、
出資元・民間OB27名（うち県13名）、その他24名

雇用形態別：無期雇用13名（プロパー11名、無期転換1名、職務等限定1名）、有期派遣28
名（うち県10名）、有期雇用52名（うち非常勤7名）

※上記役職員と別に非常勤役員16名（令和7年6月23日現在）

3 令和6年度事業概要

令和6年度の事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表の内容及び前年度との増減状況は以下の表のとおりである（出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）より）。

3 令和6年度事業報告

(1) 事業報告

(単位：千円)

事業名	事業内容	令和6年度	令和5年度	増減
1 経営・創業等の支援	創業、新事業展開等を支援するため、ワンストップサービスの推進などの支援体制を構築し、企業の成長段階に応じた一貫した支援を行う。	307,694	277,556	30,138
2 ものづくりの革新	ものづくりのバリューチェーン(企画開発、生産製造、営業販売、経営管理、財務労務、人材育成)について横断的に支援するとともに、AI/IoT技術の利活用を支援し、ものづくり企業の成長力を強化する。	226,402	323,440	▲ 97,038
3 デジタルイノベーションの推進	高性能計算機能(スパコン)と最新の解析ソフトの利用環境の提供と、活用できる人材育成を行い、地域企業のデジタル技術の高度化を支援する。	104,743	123,352	▲ 18,609
4 カーテクノロジーの革新	自動車産業関連の県内サプライヤーの競争力を高めるため、産学官で連携して研究開発力の強化と人材育成の支援を行う。	150,428	157,628	▲ 7,200
5 国際ビジネスの支援	県内企業の海外進出、海外販路開拓などを総合的に支援し、県内産業のグローバル化を促進する。	45,749	42,738	3,011
6 施設利用等の提供	指定管理者として、広島産業会館及び広島県産業技術交流センターの管理運営を行う。	463,267	471,330	▲ 8,063
7 一般管理費等	財団の内部管理費等	68,720	61,884	6,836
合計		1,367,003	1,457,930	▲ 90,925

【特記事項】

増減の主な理由

- 経営・創業等の支援～経営企画支援事業の増(23,971千円)
- ものづくりの革新～中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
成長型中小企業等研究開発支援事業の減(▲22,882千円)
- デジタルイノベーションの推進～ひろしまデジタルイノベーション推進事業の減(▲18,609千円)

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減	主な増減理由	
経常収益	基本財産運用益	1,065	987	78	【利用料金収入】 ひろしまデジタルイノベーションセンターの使用料金収入の減 (▲14,028千円) 【その他収益】 中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
	受託収入	344,366	327,817	16,549	
	利用料金収入	339,797	365,731	▲ 25,934	
	施設収入・商品売上	17,727	16,636	1,091	
	その他収益	633,331	727,337	▲ 94,006	
計 ①	1,336,286	1,438,508	▲ 102,222		
経常費用	事業費	1,361,541	1,452,161	▲ 90,620	【事業費】 中小企業付加価値創出環境整備事業の減(▲75,387千円)
	管理費	5,462	5,769	▲ 307	
	その他費用	0	0	0	
計 ②	1,367,003	1,457,930	▲ 90,927		
当期経常増減額 ③=①-②	▲ 30,718	▲ 19,422	▲ 11,296		
経常外収益	経常外収益 ④	23,331	15,563	7,768	
	経常外費用 ⑤	73	0	73	
当期経常外増減額 ⑥=④-⑤	23,258	15,563	7,695		
法人税等 ⑦	0	0	0		
当期一般正味財産増減額 ⑧=③+⑥-⑦	▲ 7,460	▲ 3,859	▲ 3,601		
当期指定正味財産増減額 ⑨	3,791	4,595	▲ 804		
当期正味財産増減額合計 ⑩=⑧+⑨	▲ 3,669	736	▲ 4,405		

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

区 分		令和6年度末	令和5年度末	増 減	主な増減理由
資産	流動資産	537,593	639,617	▲ 102,024	【流動資産】 普通預金の減(▲59,853千円) 貸付金の減(▲21,474千円)
	固定資産	8,996,671	8,979,251	17,420	
	資産計	9,534,263	9,618,868	▲ 84,605	
負債	流動負債	251,775	301,301	▲ 49,526	【流動負債】1年以内返済予定長期借入金の減(▲20,267千円)
	固定負債	7,174,728	7,206,136	▲ 31,408	【固定負債】長期借入金の減(▲53,892千円)
	負債計 ①	7,426,503	7,507,438	▲ 80,935	
正味財産	指定正味財産	1,154,466	1,150,675	3,791	
	うち、基本財産充当額	126,200	126,200	0	
	一般正味財産	953,295	960,755	▲ 7,460	
	うち、基本財産充当額	0	0	0	
	正味財産計 ②	2,107,761	2,111,430	▲ 3,669	
負債・正味財産 合計 ③=①+②		9,534,263	9,618,868	▲ 84,605	

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

4 基本理念、ビジョン、計画等

(1) 基本理念

産振構は、平成29年度に職員の提案や意見をもとに、ミッション・行動理念・行動指針で構成する基本理念を策定した。

【ミッション】

◇ひろしま産業振興機構は、社会経済情勢の変化を踏まえ、産業界や行政、大学等との緊密な連携を図りながら、地域企業の皆様の新たな事業活動への取組み、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援することにより、新たな価値を創造し、もって広島県経済の持続的発展に貢献します。

【行動理念】

◇追求します新たな価値創造!! 産振構は皆様のビジネス・パートナー

【行動指針】

- ◇私たちは、地域企業の皆様から、なんでも相談いただける「頼れる産振構」を目指します。
- ◇私たちは、地域企業の皆様、関係機関の皆様との活発なコミュニケーションを図り、連携を深めます。
- ◇私たちは、チャレンジ精神をもって、潜在的なニーズにも応え得る事業実施を目指します。
- ◇私たちは、チームワークを最大限に発揮しつつ、取組みの成果を追求します。
- ◇私たちは、法令等を遵守し、高い倫理観をもって誠実に行動します。

産振構提供資料より

(2) ビジョン

基本理念を受けて、平成30年9月にビジョンを策定した。

【目指す姿】

企業の成長力の強化やバリューチェーンの改善と最適化のために、
 企業の一つひとつの課題に対応し満足されるソリューション型の支援を追求し、
 財団自身も成長しながら、地域企業から「頼られるビジネスパートナー」を目指す。

◇企業が成長（創業→拡大→安定→変革→発展）を遂げていくためには、社会経済情勢に対応し、

- ①企業が保有するリソースを効率的・効果的に活用する「基盤力」
- ②顧客が価値を認める製品やサービスを提供し競合優位を得る「競争力」
- ③潜在的なニーズ等に応える新たな価値を創造する「革新力」

といった「成長力」を強化していくことが必要です。

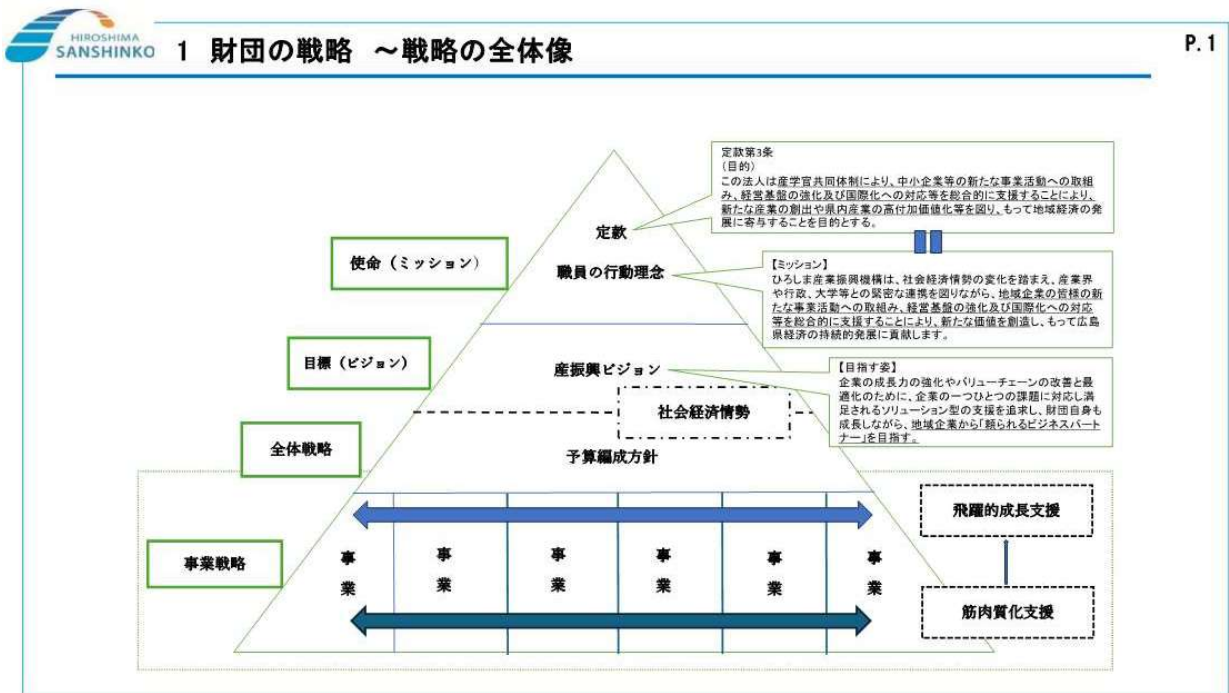
◇また、企業の顧客に価値を提供するためには、企画開発、生産製造、営業販売、経営管理、財務労務・人材育成といった活動（バリューチェーン）の改善と最適化が欠かせません。

◇本財団は企業が抱える様々な課題について、産学官と連携を図りながら、企業への助言、情報提供・研修、マッチング、助成などの支援を行い、企業の一つひとつの課題に対応し満足されるソリューション型の支援を追求し、財団自身も成長しながら、地域企業から「頼られるビジネス・パートナー」を目指します。

産振構提供資料より

(3) 経営等戦略、企業への支援

産振構における戦略の全体像は以下のとおりである。



産振構提供資料より

支援対象企業との関係について、企業売上によるターゲット別の支援の他、今後の成長支援事業構想として成長ステップに向けた4つの支援パッケージ（事業群）での支援を検討しているとしている。

《ターゲット：飛躍的な成長志向のある企業》

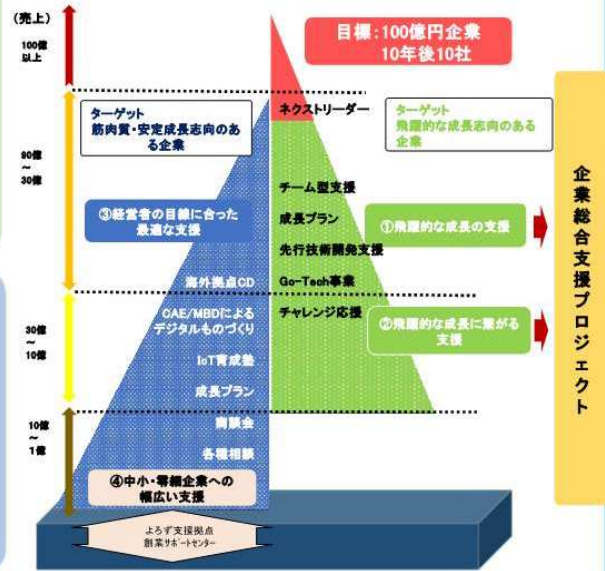
- ① 飛躍的な成長の支援：売上30～90億円
 - ・売上100億円超をめざす成長企業
 - ・候補選定型
 - ・総合コンサルや外部支援機関の活用による戦略策定から実行支援
- ② 飛躍的な成長に繋がる支援：売上10～30億円
 - ・売上30億円超をめざす成長企業
 - ・候補選定型
 - ・専門家の活用による戦略策定から実行支援

《ターゲット：筋肉質・安定成長志向のある企業》

- ③ 経営者の目線に合った最適な支援：売上5～90億円
 - ・事業安定化・利益最適化、新たな市場への挑戦
 - ・募集型
 - ・財団事業による経営課題解決支援

《ターゲット：中小・零細企業》

- ④ 中小・零細企業への幅広い支援：売上1億円以下
 - ・経営改善・販路拡大、創業
 - ・相談対応型
 - ・よろず支援拠点、創業サポートセンターによる支援



産振構提供資料より

(4) 中長期の事業計画について

策定状況を産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

- ① 県事業のうちビジネスプランに対応していない事業は中期目標を設定している（例：国際ビジネス支援事業のKPI：輸出に取り組む企業（食品製造・加工業）の令和5年と令和8年の海外売上高、産業会館管理運営事業のKPI：指定管理期間中の面積稼働率）
- ② 県のビジネスプランに基づき実施している事業については、県が目標を定めているため産振構独自の中長期目標は設定していない。
- ③ 国の事業についてはいずれも中期目標を定めていない。理由は、例えば、よろず支援拠点事業は単年度の受託事業である、成長型中小企業等研究開発支援事業は支援対象や件数が国の採択により決定（左右）されるものであることによる。

5 企業統治（コーポレートガバナンス）、財産管理、内部統制

(1) 評議員会・理事会（令和5年度、令和6年度開催状況）

ア 評議員会

評議員会は、評議員の選任及び解任、理事・監事及び会計監査人の選任解任、常任理事の報酬の額の決定、定款の変更等の権限を有する（定款19条）。理事長は、毎事業年度¹¹⁰終了後、①事業報告書及びその附属明細書、②計算書類及びその附属明細書、③財産目録及び④キャッシュフロー計算書を作成し、監事の監査、会計監査人の監査（②～④のみ）、理事会の決議を経て、定時評議員会に報告することとなっている（定款11条1項）。

評議員は10人以上15人以上を置く（定款14条1項）とされ、11名が選任されている（令和6年8月1日時点）。

評議員の選任及び解任は評議員会の決議により行われる（定款15条1項）。評議員の人選を産振構に確認したところ、産振構の定款の目的（産学官協同体制により、中小企業等の新たな事業活動への取組、経営基盤の強化及び国際化への対応等を総合的に支援）に関連する知見を有する民間企業、学識経験者、地方公共団体、商工団体及び県議会の要職経験者が選任されているとのことである。

評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する（定款20条）。令和5年度、令和6年度共に各4回（うち書面開催各3回）が開催された。

令和6年6月28日定時評議員会が、急遽書面開催に変更されている。産振構に経緯を確認したところ、当初の評議員会の出席予定者6名で開催予定であったが、評議員会当日に急遽出席できなくなった評議員が1名おり、開催要件¹¹¹を満たさなくなったためとのことである。書面決議の手続について、定款24条及び25条¹¹²に基づき、令和6年6月28日付で書面による議案の提案及び事業報告書等の通知が評議員に送付され、同日付同意書を評議員から受領する形で書面決議を成立させている。

イ 理事及び理事会

¹¹⁰ 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるとされている（定款9条）。

¹¹¹ 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとされている（定款23条1項）。

¹¹² 定款24条（決議の省略）

理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったこととみなす。

定款25条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

理事長は法人を代表し業務を執行する、副理事長は理事長を補佐する（常勤の副理事長は理事長が欠けたとき等に理事長の職務を代行する）、理事は理事会を構成し法令で定めるところにより法人の業務の執行の決定に参画するとされている（定款29条）。書面等による方法も認められている（定款42条、43条¹¹³）

理事会は、令和5年度、令和6年度共に各5回（うち書面開催各2回）が開催された。

(2) 財産管理

内部規程（財産管理規程）の中で財産管理に関し必要な基本的事項を定めている。

資金（現預金及び有価証券）の管理にあたっては、安全性及び流動性を確保した上で、効率性を追求するため、適正なリスク管理のもとで運用益の拡大や調達コストの削減を行うことを原則とするとしている（財産管理規程3、4条）。

資金運用及び資金調達は、代表理事副理事長の統括のもと、事務局長が管理するとしている（同規程8条1項）。

効率的な資金管理のあり方等を協議するための機関として、資金管理会議（代表理事副理事長及び常務理事を構成員とするほか、外部の金融専門家を参画）を設置している（同規程9条1項）。令和6年度の資金管理会議は2回開催されている。

(3) 内部統制システム

ア 関係規程

内規として、倫理規程、職員からの公益通報に関する規程、倫理要綱、ハラスメント防止要綱、内部統制システム構築の基本方針等が定められている。

イ 公益通報保護制度

前記公益通報に関する規程により、一般社団及び一般財団法人に関する法律76条で規定する「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」の一環として、公益通報保護制度が整備されている。

¹¹³ 定款42条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったこととみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

定款43条（報告の省略）

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(2 略)

職員の公益通報窓口として、内部窓口（事務局長）と外部窓口（公益通報について、公平で中立な立場で適正に職務を遂行できる者のうちから代表理事理事長又は代表理事副理事長が指名したもの）を置くこととされている（同規程3条）。

外部窓口（平成30年度～）には、県商工労働局商工労働総務課の参事を指定しているとのことである。同人を窓口指定した理由を確認したところ、「商工労働総務課は県庁において財団（産振構）を所管する担当課であり、機構（産振構）の業務執行の適正性について把握する立場にあること。また機構の業務内容や執行体制について理解があること。以上のことから外部窓口として適切である。」との回答であった。

6 広島県との関係

(1) 出資、認定

産振構は、県出資法人（県出資額66,000千円（出資割合52.3%））であることその他、県より公益財団法人としての認定を受けている（平成22年4月1日広島県知事公益認定）。

(2) 事業の委託金・補助金・負担金の額（令和6年度）

以下のとおり合計697,508,534円（うち共通管理費53,745,000円）である。

広島県からの委託料・補助金・負担金（R6年度）の総額及び内訳

（金額単位：円）

事業名	実績確定額	うち、共通管理費	県予算書上項目名
委託料	280,020,425	18,715,000	
1 広島県創業環境整備促進業務	73,742,402	8,871,000	共通管理費
2 自動車関連産業集積支援（人材育成）業務	7,947,245	933,000	一般管理費
3 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	93,051,739	8,911,000	管理費
4 指定管理施設の管理費用額（広島県立広島産業会館）	9,252,000		-
5 指定管理施設の管理費用額（広島県立産業技術交流センター）	96,027,039		-
補助金	398,574,109	35,030,000	
1 地域共同研究プロジェクト推進事業補助金	27,696,000	2,967,000	事業管理費
2 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	15,915,482	1,672,000	管理費
3 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	84,108,031	10,530,000	共通管理費、共通管理経費
4 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	58,511,000	0	-
5 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	27,120,678	0	-
6 広島県中小企業知財支援センター事業費補助金	7,331,459	800,000	一般管理費
7 広島県下請企業振興事業費補助金	41,310,394	4,191,000	共通管理費
8 自動車関連産業集積支援事業費補助金	40,504,740	4,435,000	一般管理費
9 新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金	89,640,325	10,435,000	一般管理費
10 新たな価値づくり研究開発支援補助金	6,436,000		-
負担金	18,914,000	0	
1 国際経済交流推進事業負担金	18,914,000		-
合計	697,508,534	53,745,000	

産振構提供資料を基に監査人作成

(3) その他財政負担（債務保証、損失補償）

ア 債務保証（令和6年度）

該当なし（令和6年度末残高なし）

イ 損失補償（令和6年度残高）

損失補償金は、産振構が回収できなかった設備資金貸付金及び設備貸与代金について、県がその2分の1相当額を補償するもので、債務者等から貸付金等を回収した場合にその2分の1相当額を県に返還することとなっている。残高（県から交付を受けた損失補償金の合計額から、県に返還した累計金額を差し引いた残額）は、令和6年度末時点で48,911,738円である。内訳は以下の表のとおりである。

広島県の損失補償の総額及び内訳

（金額単位：円）

損失補償の名称	損失補償の内容	令和6年度末 損失補償残高
広島県設備資金貸付事業損失補償	平成15年度貸付金に係る損失補償	4,908,200
	平成16年度貸付金に係る損失補償	2,432,609
	小計	7,340,809
広島県設備貸与事業損失補償	平成14年度貸与の貸与料に係る損失補償	14,567,164
	平成18年度貸与の貸与料に係る損失補償	10,854,846
	平成19年度貸与の貸与料に係る損失補償	2,870,653
	平成20年度貸与の貸与料に係る損失補償	6,367,750
	平成21年度貸与の貸与料に係る損失補償	4,310,863
	平成23年度貸与の貸与料に係る損失補償	2,599,653
	小計	41,570,929
	合計	48,911,738

産振構提供資料

7 その他（災害時対応）

BCP（事業継続計画）などの災害時対応の定めにつき確認したところ、BCPは策定していないが、①「災害時の連絡体制の確保」のための「緊急連絡網と公用携帯の整備」、②「災害時に事業継続できる体制の確保」のための「個人パソコンでテレワークができる環境の整備」「文書管理システムの導入や企業支援における生成AIの活用など、財団内DXを推進」を行っているとの回答を得た。

災害時の対応マニュアル（施設からの避難マニュアル、発災後対応（職員安否確認等）、その他産振構の事業継続のためのマニュアル等）の整備状況を確認したところ、産振構としては作成していないが、産振構本部の入居建物（広島県立産業技術交流センター（指定管理者は産振構））で「緊急時対応マニュアル」が作成されているとの回答であった。

8 課題・問題点（令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期について）

開催要件（定足数である過半数の出席）を満たさないため、令和6年6月28日付定時評議員会が、急遽書面決議等に変更された。令和6年6月28日付同意書を評議員が提出する形で書面決議への評議員全員の了解は得られているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月19～22日頃と考えられるとの回答であった。

上記経緯から、定款24条及び25条に基づく書面決議・報告をすることに係る評議員の同意の意思表示が産振構に到達した時期は、同年7月に入ってからであることは明らかである。

「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）194条1項の解釈上、評議員の同意書面が揃った日¹¹⁴である。そうすると、令和6年6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できない。

定款20条により、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内（令和5年度（事業年度）の場合、令和6年6月30日まで）に開催しなければならないが、同期限までに開催できなかったものと評価せざるを得ない。

その原因としては、①開催準備段階で、かろうじて定足数を満たす数の出席予定評議員しか確保できていなかったこと、②定時評議員会開催日が定款上の開催期限間際に設定されたことにあると考えられる。

9 課題・問題点（評議員会及び理事会の書面決議の同意日付について）

前述の令和6年度定時評議員会以外にも、評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛の書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある（令和5年度第1回評議員会、令和6年度第1回評議員会）。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある（令和5年度4月1日理事会、令和6年度4月1日理事会）。

みなし決議の法的効力発生時期は、最後の評議員ないし理事の同意が法人に到達した日（同意書面等が揃った日）¹¹⁵であり、それより前に決議の成立日を遡及させて記録することは、事実に基づかない不適切な処理であると言わざるを得ない。

評議員会議事録は、一般法人法193条に基づき作成が義務付けられた法定書類であり、同条及び法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を正確に記録しなけれ

¹¹⁴ 熊谷則一『【第2版】逐条解説 一般社団・財団法人法』（全国公益法人協会、2024年）602頁

¹¹⁵ 熊谷則一『【第2版】逐条解説 一般社団・財団法人法』（全国公益法人協会、2024年）602頁（評議員会につき）、298頁（理事会につき）

ばならない（一般法人法施行規則60条3項2号）。理事会議事録も同様である（同法95条3項）。同意書に記載した日をもって同意した旨取り扱うことも含めた同意を評議員ないし理事から得たとしても、同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかである。それにもかかわらず、受領した日より前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題である。

なお、この問題について、（時期から推測するに）年度初めであること等による事情があったとしても、それを理由に問題がないとは言えないし、直前（前年度である3月）に評議員会を開催していることから、そこで併せて手続を取る、あるいは書面決議の成立日を4月1日より後の日に設定し対応できたものと思料する。

10 課題・問題点（公益通報制度の外部窓口について）

公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者（県職員）であるものの、産振構は県による出資が過半数を占め、役職員に県出身者が多数在籍しているほか事業委託、補助等を通じた関係がある。県は産振構の監督官庁である一方、両者の事業等を通じた密接な関連性から、事案によっては県も利害関係人になる場合がありうる。

公益通報制度の趣旨は、通報者の保護と法令遵守の確保にある（公益通報者保護法1条）。外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨からすると、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことを検討してもよいのではないかと。

11 課題・問題点（災害時対応）

産振構における災害時対応の整備状況を確認したところ、緊急連絡網の整備やテレワーク環境の構築といった個別的な対策は講じられているものの、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。また、避難手順や職員の安否確認方法を体系化した災害時対応マニュアルについても未整備の状態にある。

国においては「災害対策基本法」等に基づき、公共的機関のみならず民間企業（事業者）のBCP策定を推進している。広島県においても、広島県防災対策基本条例5条において、事業者は来所者・従業員等の安全確保とともに「事業を継続することができる体制を整備するよう努めるもの」とされている。産振構は県内産業支援の中核を担う組織であり、大規模災害時こそ企

業への迅速な支援が期待される立場にあることから、包括的な防災計画の欠如は組織のリスク管理上の課題といえる。すなわち、災害時に産振構が担う経営支援等に関連する事業が停止した場合、支援を受けている多くの県内企業の事業活動に直接的な支障を及ぼす恐れがある。また、産振構が被災企業向けの支援事業の重要な担い手となることが期待される。そのため、重要な業務を中断させない体制構築が求められる。

また、産振構の拠点は県内各地に分散しており、本部（広島市）や福山支所のほか、周辺地域が土砂災害警戒区域等に含まれる可能性のある「ひろしまデジタルイノベーションセンター」（東広島市）¹¹⁶や、沿岸部にあり津波のリスクが想定される「新技術トライアル・ラボ」（呉市）¹¹⁷など、拠点ごとに異なる災害リスクを抱えている。

このように、産振構には公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、及び多様な災害に直面しうる拠点が県内に点在している現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 令和6年度定時評議員会の開催手続及び開催時期

令和6年6月28日付定時評議員会が急遽同日付書面決議に変更されているが、同意書を産振構が受領した時期は、同年7月に入ってからである。「決議の省略（みなし決議）」の法的効力発生時期は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条1項の解釈上、最後の評議員の同意が法人に到達した時であるから、実際には、令和6年6月28日に定時評議員会を開催したとは評価できず、定款20条の定め（定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない）に違反したものと評価せざるを得ない。

今後、定款20条の期間内に定時評議員会が開催されるよう留意すべきである。

(2) 【指摘】 評議員会及び理事会の書面決議の日付

評議員会の書面決議を取る際に同意日が同意書返送期限よりも前の日（産振構から評議員会宛書面決議通知日と同一の日）に設定されているものがある（令和5年度第1回評議員会、令和6年度第1回評議員会及び令和6年度定時評議員会）。理事会の書面決議についても、同様に、同意日が同意書返送期限よりも前の日に設定されているものがある（令和5年度4月1日

¹¹⁶ 「ひろしまデジタルイノベーションセンター」が所在する東広島市鏡山周辺は、県の「土砂災害ポータルひろしま」において、土砂災害のリスクが客観的に示されている区域内又はその周辺に位置している。

¹¹⁷ 「新技術トライアル・ラボ」が所在する呉市阿賀南周辺は、呉市が公表している津波ハザードマップ等において、津波による浸水リスクが客観的に示されている区域内又はその周辺に位置している。

理事会、令和6年度4月1日理事会)。同意書の返送により現実に同意の意思表示が産振構に到達したのは同意書記載日より後の日であったことは明らかであるにもかかわらず、受領した日より前に同意があったものとして、同意書記載日に決議等が成立したと取り扱っている点は実態と齟齬しており問題であるから、今後は決議日を同意書の送付等により同意の意思表示が産振構に到達した後にすることを徹底すべきである。

(3) 【意見】 公益通報制度の外部窓口について

産振構の公益通報制度の外部通報窓口には県商工労働局職員が指定されている。同職員は産振構の外部の者であるが、通報事案によっては県が利害関係人となる場合もありうる。

外部窓口を前記県職員にすること自体が不合理とまではいえないが、公益通報制度の趣旨（通報者の保護と法令遵守の確保）及び産振構が内部窓口と別に外部窓口を設置した趣旨から、より独立性の高い第三者を外部窓口とする（外部窓口を変更、あるいは前記県職員の外部窓口に追加する形で別途独立した第三者の外部窓口を設置する）ことを検討することが望まれる。

(4) 【意見】 BCP（又はそれに準じた計画）の策定

産振構における災害時対応の整備状況について、発災時の事業復旧の優先順位等を定めたBCP（事業継続計画）は策定されていない。産振構には県内産業支援の中核を担う公的機関としての役割を安定的に果たす責任があること、拠点が県内に点在し、多様な災害に直面するリスクがある現状に鑑みれば、これら各拠点の特性に応じた避難・復旧手順を明確化し、役職員の安全確保と事業継続を確実なものとするBCP及び対応マニュアル（又はBCPに準じた計画）を策定することが望まれる。

第2 事業の概要（産振構）

1 事業の概要

令和6年度の事業の体系は以下に掲載の「令和6年度事業の体系」のとおりである（令和6年度事業報告書4頁より）。「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」「国際ビジネスの支援」「施設利用等の提供」の6分野で構成されている。

各分野の事業には、主要事業（特に注力する事業として産振構の事業体系ごとに選定したもの／事業の体系：◎印）と一般事業（主要事業以外のもの／同：○印）がある。

事業の財源は、①国の補助金・委託料等、②県の補助金・委託料等、③市町・経済団体等の負担金等、④自主財源等に分類される（令和6年度事業報告より）。

2 事業の検討方法

以下の方法で検討した。内容は第3～第6で報告する。

(1) 事業全体に対する調査

産振構の事業は多岐にわたることから、本監査では、県（商工労働局）で検討した産業イノベーションのワーク49～52、54、55との関連性が比較的強いものとして、「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」の4分野に着目した。これら4分野に係る産振構主要事業（15事業、概要は下記の15事業の表を参照）につき、県との関連がある事業（商工労働局で検討した事業（ワーク）に関連する事業など）を中心に監査することとした。

(2) 抽出調査

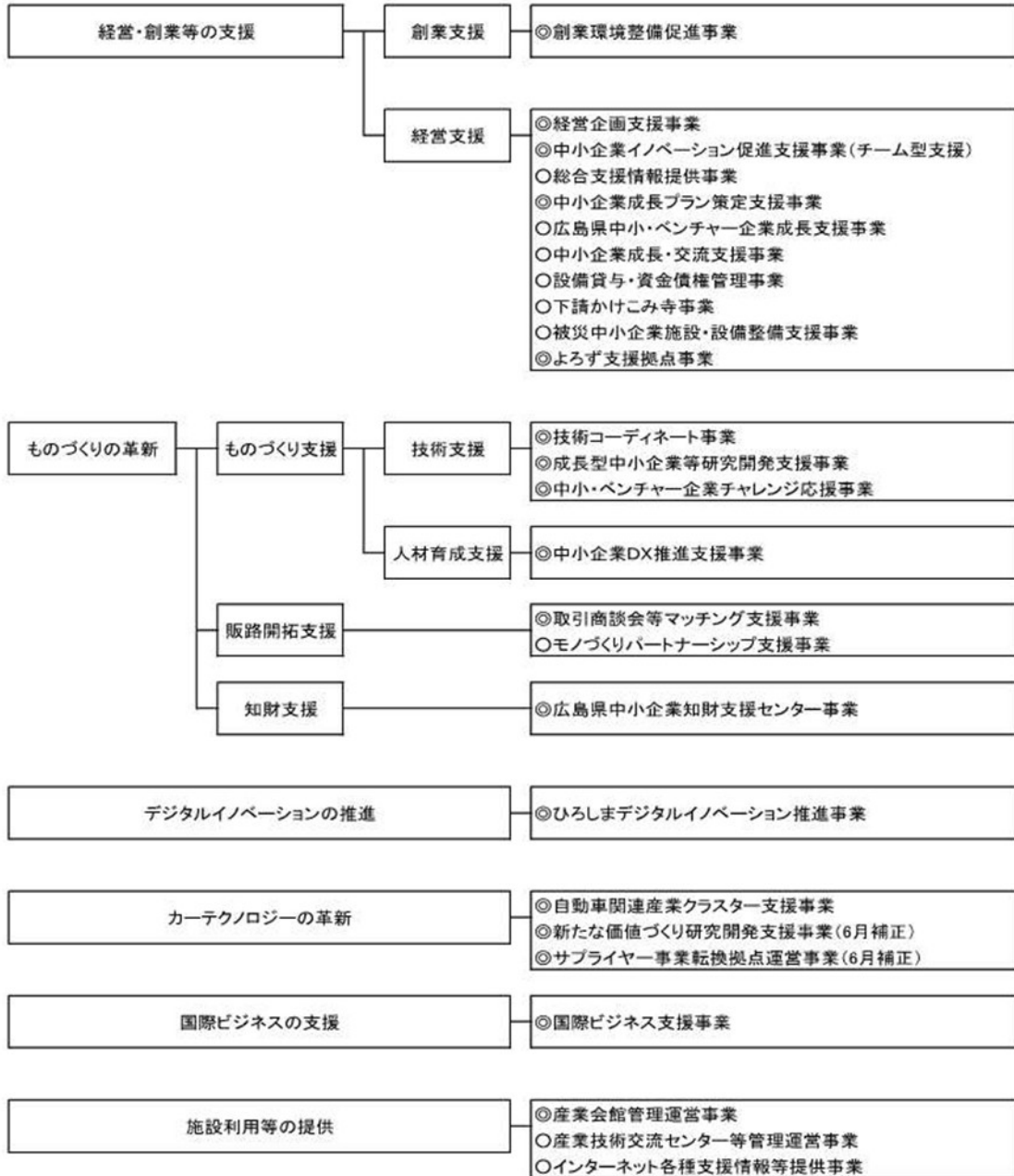
県からの受託事業、補助事業のうち以下の5件を抽出し、帳票類を確認し検討した。

- ① 自動車関連産業集積支援事業費補助金（補助、ワーク49関連）
- ② ひろしまデジタルイノベーション推進事業（委託、ワーク51関連）
- ③ ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金（補助、ワーク51関連）
- ④ 創業環境整備促進事業（委託、ワーク54関連）
- ⑤ 中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金（補助、ワーク54関連）

なお、抽出案件以外を含む県ワーク関連事業については、商工労働局のワーク49、51及び54の報告部分（第2章第4、第2章第6及び第2章第8）も参照されたい。

令和6年度事業の体系

公益財団法人ひろしま産業振興機構



- ◎ 主要事業
- 一般事業

事業名	①事業概要	細事業
1 創業環境整備促進事業	創業マネージャー等による窓口相談とともに、専門家(創業サポーター)を派遣したアドバイスや指導等きめ細かなサポートを実施する。 また、地域の支援機関と連携して、創業サポーター派遣など支援ツールの活用やセミナー開催等による支援を行う。	
2 経営企画支援事業	財団の成長企業基準を基に発掘/選定した企業に対し、企業経営の戦略立案、およびそこから経営課題を抽出/設定し、ほかの課題解決事業につなげる。課題解決の実行により、支援先企業の付加価値生産能力の飛躍的向上を目指す。	ネクストリーダー創出支援 データベース活用支援 企業データベースの運用
3 中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）	新たな成長を目指している企業を対象に、複合的で高度な経営課題を解決するため、専門家（マーケティング・セールス・ブランディング・生産管理等）で構成された支援チームを企業に派遣し、伴走型による集中支援を行う。	
4 中小企業成長プラン策定支援事業	中小企業が持つ技術力やノウハウ、経営力について強みや課題を可視化し、現状認識の深掘りを促すとともに、課題の設定や解決提案、成長へ向けたプラン策定を行い、企業の成長を後押しする。	
5 よろず支援拠点事業	中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談に対応するため、コーディネーターや登録専門家を中心とする専門スタッフが傾聴と対話により適切な解決方法を提案する。	
6 技術コーディネート事業	年間を通じて企業訪問によるコーディネート活動を中心に行っていく他、大学研究室のシーズを公開し企業との共同研究のきっかけづくりを実施。 その他、マッチングのきっかけとなる座談会等を開催し、産業界のニーズ情報や学シーズ情報を提供していく。	
7 成長型中小企業等研究開発支援事業	中小企業、小規模事業者が大学、公設試等の研究機関と連携して行う、市場価値の優れたビジネスにつながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓につながる活動に対し経済産業省の助成制度の活用を支援する。	
8 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業	中小企業等の製品開発において、事前検証を終えた『試作開発から試験評価』のステージに対する資金助成を行う。 その中で、事業計画の相談という入口から、事業化という出口までを一気通貫にした「伴走型支援」を目指し、助成事業者に対し、専門的アドバイス、連携コーディネート等により事業を支援する。	
9 中小企業DX推進支援事業	ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾（以下、「IoTリーダー塾」という。）で、将来的なDX推進のコアとなる「IoT推進リーダーの育成」と、「経営層コミットによるIoT活用戦略の作成」を並行して行い、その後、IoT推進リーダーがIoT活用戦略に基づいて自社の課題に即した「IoT導入プラン」を作成する。 ものづくり中小企業のIoT導入を後押しするため、取組に係る経費の一部を助成金で支援する。また、その取組成果を地域企業や県内大学等へ展開し、一連の事業のPDCAを回す。	
10 取引商談会等マッチング支援事業	①下請取引あっせん 県内製造業の受注ニーズに対応した個別あっせんを実施 ②受発注情報の収集・提供等 販路開拓プロジェクトリーダー・コーディネーター、企業総合支援マネージャーを配置し、新規発注情報や受注企業の基盤力などの収集・提供 ③広域取引商談会等の開催 ・広域取引商談会…複数の受発注企業が一堂に会するビジネスマッチング（県単独・中国ブロック・その他） ・個別商談会…発注企業1社に対して複数の受注企業とのマッチング	
11 広島県中小企業知財支援センター事業	・知財人材育成支援は、受講者の知財活動レベルに応じてレベルアップを図るため複数のコースを設定する。 ・知財総合相談では、アイデア段階～販売まで幅広い事業段階の知財相談に対応し、中小企業の経営課題達成を知財面から支援する。 ・外国出願支援では、事業戦略としての外国への特許出願等を促進するため、国の補助事業を活用して県内中小企業の外国特許出願等に要する経費の一部を助成する。申請企業には、適宜知財総合相談を行い、外国出願に関する知財戦略についてもサポートする。	
12 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	・デジタル活用ステージをより高度な状態へのステップアップを促す技術課題解決支援 ・デジタル技術を活用し、モノづくりプロセスの変革を実行できる人材を育成するための、容易に受講できる研修プログラムの企画と実施 ・デジタルものづくりに必要な高性能計算機及びソフトウェアの安価な利用環境の提供	
13 自動車関連産業クラスター支援事業	自動車産業の100年に一度の変革期「CASE（特にEV）」に向けて、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」という目標に至るために、対象企業に対して「1. 経営戦略」「2. 基盤強化」「3. 企業力強化」「4. 価値創造」の4つのステージに応じた適切な支援を行う。 特に「EV対応人材の育成と技術力強化」を加速するために、R4年度9月から3年計画でスタートした地域企業共同の「EV研究プロジェクト」の活動を活性化させ、自動車OEMや公設試とも連携して、地域のEV対応を加速する。	人材育成事業 新技術トライアル・ラボ事業
14 新たな価値づくり研究開発支援事業	県内ものづくり企業が、単独又は開発グループを構成して実施する、広島県の助成制度を活用した応用・実用化開発を支援。 当機構が企業からの指名を受け、事業管理機関として応用・実用化開発の進行管理等の支援を実施。	
15 サプライヤー事業転換拠点運営事業	経済産業省の「(通称)ミカタプロジェクト」の地域支援拠点として、自動車部品サプライヤー企業の「攻めの業態転換・事業再構築」を支援していくために、ミカタプロジェクトのスキームに則った ①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣、の事業を行う。	

産振構提供資料を基に監査人作成

3 事業の達成度評価について

令和6年度事業計画及び収支予算は、令和6年3月定時理事会で承認された後、同月開催の令和5年度第4回評議員会で報告されている。

産振構に目標の決定プロセスを確認したところ、県の目標や支援実績等に基づき、関係役員間で協議の上で案を作成し、年度末（3月）の理事会で審議決議、その後同月の評議員会に報告するとの回答であった。

令和6年度事業報告は、令和7年6月理事会で承認された後、令和7年度定時評議員会で報告されている。令和6年度の事業の達成度について、令和6年度事業報告の各事業の説明に「令和6年度目標と実績」の項を設けて説明している。目標と実績値を記載し、達成度を「目標を達成／概ね目標を達成／未達」の3段階で評価している。

達成度の判断基準を確認したところ、客観的な判断基準はないが、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているとの回答であった。達成度判断に至るまでの記録は特にないとのことである。

4 産振構事業と県事業との関係

第1（組織概要）で述べたように、産振構は、県の産業イノベーションに係る事業の受託事業者、補助事業者等の関係にある。

本監査で着目した産振構の主要事業（前記15事業）につき、県（ワークや関係事業）との関係を確認した。その内容は以下の表のとおりである。表に記載した以外にも、負担金を通じた関係もある（例えば、県が負担金を交付する「ひろ自連」の常任団体・事務局を産振構（カーテクノロジー革新センター）が務めている（ワーク49、第2章第4参照））。

令和6年度主要事業・県担当課・関係ビジネスプラン等一覧表

関係BP(ワーク番号)		広島県		産振構		広島県 担当課
関係事業		関係事業		15年度第一種補助 の番号	事業	担当センター
基幹産業である ものづくり産業の 更なる進化(49)	次世代ものづくり基盤形成事業	R6産振構補助・委託事業		13	自動車関連産業クラスター支援事業	カーテックノロジー革新C
		自動車関連産業集積支援事業費補助金	新技術トライアル・ラボ事業費補助金			
イノベーション環境 の整備(51)	新たな価値づくり研究開発支援事業	自動車関連産業集積支援事業費補助金(委託)		14	新たな価値づくり研究開発支援事業	デジタルイノベーションC
		新たな価値づくり研究開発支援補助金	ひろしまデジタルイノベーション推進事業(委託)			
県経済を牽引する 企業の育成・集積(54)	創業環境整備促進事業	R6産振構補助・委託事業		9	中小企業DX推進支援事業	ものづくり人材育成C
		ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	創業環境整備促進事業			
ワーク外事業	創業環境整備促進事業	R6産振構補助・委託事業		1	創業環境整備促進事業	創業サポートC
		中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	中小企業イノベーション促進支援事業(チーム型)			
ワーク外事業	新事業展開等支援事業	R6産振構補助・委託事業		3	中小企業成長プラン策定支援事業	企業支援統括G 経営支援担当
		中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	中小企業成長プラン策定支援事業			
ワーク外事業	ネットリーダー創出支援事業	R6産振構補助・委託事業		8	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	開発支援担当
		ネットリーダー創出支援事業(中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金)	中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業			
ワーク外事業	知財活用ビジネス総合支援事業	R6産振構補助・委託事業		2	経営企画支援事業	企業支援統括G
		知財活用ビジネス総合支援事業	経営企画支援事業			
ワーク外事業	販路開拓支援事業費補助金	R6産振構補助・委託事業		11	広島県中小企業知財支援センター事業	知財支援担当
		販路開拓支援事業費補助金	販路開拓支援事業			
ワーク外事業	地域共同研究プロジェクト推進事業	R6産振構補助・委託事業		10	取引商談会等マッチング支援事業	販路開拓支援担当
		地域共同研究プロジェクト推進事業	取引商談会等マッチング支援事業			
ワーク外事業	国事業	R6産振構補助・委託事業		6	技術コーディネート事業	開発支援担当
		国事業	技術コーディネート事業			
ワーク外事業	国事業	R6産振構補助・委託事業		5	よろず支援拠点事業	よろず支援拠点
		国事業	よろず支援拠点事業			
ワーク外事業	国事業	R6産振構補助・委託事業		7	成長型中小企業等研究開発支援事業	開発支援担当
		国事業	成長型中小企業等研究開発支援事業			
ワーク外事業	国事業	R6産振構補助・委託事業		15	サブライヤー事業転換拠点運営事業	カーテックノロジー革新C
		国事業	サブライヤー事業転換拠点運営事業			

産振構・県提供資料を基に監査人作成

5 県の共通管理費負担

(1) 経緯及び概要

産振構は、その管理費（総務人件費、施設諸経費等）に充てるため、県から共通管理費を受領している。平成28年度までは産振構の独自財源（基金運用益）で賄われていたが、財源不足のため、平成29年度以降、県が管理費を負担することとなった（参考：平成30年度包括外部監査結果報告書139頁）。

令和6年度分の共通管理費（53,745,000円）の県事業への振り分けの明細は以下のとおりである（第1掲載の表を再掲）。

広島県からの委託料・補助金・負担金（R6年度）の総額及び内訳

（金額単位：円）

事業名	実績確定額	うち、共通管理費	県予算書上項目名
委託料	280,020,425	18,715,000	
1 広島県創業環境整備促進業務	73,742,402	8,871,000	共通管理費
2 自動車関連産業集積支援（人材育成）業務	7,947,245	933,000	一般管理費
3 ひろしまデジタルイノベーション推進事業	93,051,739	8,911,000	管理費
4 指定管理施設の管理費用額（広島県立広島産業会館）	9,252,000		-
5 指定管理施設の管理費用額（広島県立産業技術交流センター）	96,027,039		-
補助金	398,574,109	35,030,000	
1 地域共同研究プロジェクト推進事業補助金	27,696,000	2,967,000	事業管理費
2 ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金	15,915,482	1,672,000	管理費
3 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金	84,108,031	10,530,000	共通管理費、共通管理経費
4 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金	58,511,000	0	-
5 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金	27,120,678	0	-
6 広島県中小企業知財支援センター事業費補助金	7,331,459	800,000	一般管理費
7 広島県下請企業振興事業費補助金	41,310,394	4,191,000	共通管理費
8 自動車関連産業集積支援事業費補助金	40,504,740	4,435,000	一般管理費
9 新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金	89,640,325	10,435,000	一般管理費
10 新たな価値づくり研究開発支援補助金	6,436,000		-
負担金	18,914,000	0	
1 国際経済交流推進事業負担金	18,914,000		-
合計	697,508,534	53,745,000	

(2) 共通管理費の算定

県に確認したところ、概ね以下の流れとのことである。

- ① 前年度に産振構から共通管理事業費、管理費の内訳表の提供を受ける。
- ② 商工労働総務課で、前記内訳表の「共通管理費事業費（県負担分）」欄の金額（令和6年度の場合52,903千円）を負担する方針を確認する。内訳をみて過年度との変更があれば産振構に照会するが、基本的には上記金額を尊重している。
- ③ 共通管理費事業費（県負担分）を、産振構に関連する補助・委託事業に、事業の金額に応じて割り付けることとし、割付案を局内の各担当課に提示する。

- ④ 担当課の意見を聞いて必要があれば修正し、商工労働総務課が事業ごとの割付額を確定させる。
- ⑤ 上記割付額を産振構に伝え、委託契約や補助事業の契約や申請の際に各事業分の管理費を請求等してもらおう。

(3) 決算段階での確認

県に確認したところ、県事業分の共通管理費総額の決算額については、出資法人経営状況説明書の作成を通して産振構から報告を受けており、過去実績や予算額と比較して妥当な規模感であることを確認している。「経常費用」側の各項目（費用）は県事業以外の支出額も含めた全体額であり、県事業分のみでの支出内訳までは把握できないが、過去実績や予算額と大きく変動している場合は事情を確認するとのことである。

(4) 共通管理費の総額の公表

県が産振構に支出している令和6年度の共通管理費の「総額」の公表状況について県に確認したところ、予算額については公表資料にはなく、決算額（53,745千円）については、県が公表している「出資法人経営状況説明書」¹¹⁸により確認できる（ただし、合計する必要があるので一目で把握できるものではない）との回答であった。

6 平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況（共通管理費）

(1) 外部監査での指摘・意見及びそれに対する措置状況の公表内容

平成30年度包括外部監査（監査対象機関は商工労働局のみ）において、共通管理費の支払につき、指摘1件と意見2件が出されている。それに対する当時の措置状況（令和2年5月25日公表）は、以下のとおりである。

- ① 県が産振構の共通管理費を負担する以上、県は、産振構の管理費自体が適切であるのか否か、その具体的内容をチェックすべきである。（指摘）

（措置状況）県で産振構への全体の管理費が適切かどうかの確認を行う。

- ② 当該管理費が適切であるとしても、そのうちどの程度を県が負担すべきであるのか、産振構自身が負担すべきものが含まれていないか、県以外からの補助金や委託料において支払いを受けられるものがないのか否かについての確認も行った上で、県の負担額を決定すべきである。（意見）

¹¹⁸ 出資法人経営状況説明書の「(1 1) 正味財産増減計算書（公益事業・共通：事業管理費）」の県受託事業収益18,715千円及び県受取補助金33,240千円並びに「(1 4) 正味財産増減計算書（法人会計：一般管理費）」の県受取補助金1,790千円の合計額

(措置状況) 産振構が管理費に計上しているものの中身について、県で確認を行う。

- ③ 産振構のように、県から複数の補助金や委託を受けている団体に対する共通管理費の負担のあり方としては、それが共通管理費であることが明確になるような方法（例えば、費用の性質や内容をふまえて管理費を配分する基準を策定し、これに基づいて配分したり、共通管理費として直接補助する）を検討されたい。（意見）

(措置状況) 共通管理費であることが明確になるような方法について検討する。

(2) 具体的な措置状況の確認

上記につき、監査人より措置当時の対応状況及び現在の対応状況について県商工労働局に改めて確認したところ、以下の回答を得た。

ア ①の指摘及び②の意見について

指摘及び意見を踏まえて対応方法を検討し、令和3年度当初予算以降については、予算の節別の所要額及び県費以外の自主財源からの充当額を確認のうえ、県の負担額を決定している（節別額を確認することでどのような経費に必要なかチェックしている。また自主財源充当額を確認することで県費負担額が適正かチェックしている。）。

もっとも、産振構が予算段階で作成提出した共通管理事業費、管理費の内訳表に記載された個別の費目（例：各人の人件費の額、旅費、需用費等）の内容のチェックについて確認したところ、人件費の額については別資料で確認しているが、その他の費目については、増減などがない場合は毎年の詳細確認までは県側はしていないとのことであった。

イ ③の意見について

配分基準の策定等についても検討を行ったが、毎年の各事業の状況等により共通管理費にも変動が生じることが想定されるため、一律の基準は策定せず、毎年の協議で決定している。

ウ 措置状況公表当時の措置内容に係る資料について

共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとのことである。

7 課題・問題点（事業の達成度評価の基準について）

令和6年度各事業の目標の達成度につき、産振構は、令和6年度事業報告において「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準（例えば、数値基準を満たしたか否かによるのか、定性面や実質面も考慮するのか）が事業全般につき明確にされていない

ない。さらに、「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したか基準が明らかではない。

各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であり、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。

一例として、県の「R6主要施策の成果に関する説明書」では、ひろしまビジョンに係る成果目標（KPI）の達成度判断につき、「達成」「未達」「実績未確定」に分類した上で、「達成指標数には概ね達成（令和5年度実績と令和6年度目標の増減値に対して9割以上到達）したものを含む」との基準を設定しているが（第2章第3）、産振構においても一定の基準を設定すべきである。

8 課題・問題点（事業の達成度評価の手続について）

令和6年度各事業の目標の達成度の評価手続につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているとのことであるが、達成度判断に至るまでの記録はない。

事業の公益性の高さ（前述）を踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手続を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。

9 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容）

措置状況に係る当時の公表内容を見ると、「県で産振構への全体の管理費が適切かどうかの確認を行う。」「産振構が管理費に計上しているものの中身について、県で確認を行う。」「共通管理費であることが明確になるような方法について検討する。」との記載はいずれも抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。

監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置内容を取ったのかが公表されなければ、監査により県の対応が改善したのか否かを判別できないから、自治法252条の38第6項の趣旨を踏まえ、県は措置状況をより具体的に説明すべきであった。

10 課題・問題点（平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の対応内容の保存について）

県に確認したところ、共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況（当時どのように検討、対応したか）を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。監査の結果を県がどのように検討し対応したかの記録が保管されていなければ、措置状況の適否を後日検証することができない。措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。

11 課題・問題点（共通管理費算定時の県側での内容審査について）

令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、令和3年度当初予算以降、予算の節別の所要額及び県費以外の自主財源からの充当額を確認のうえ、県の負担額を決定しているとしつつ、産振構が予算段階で作成提出した共通管理事業費、管理費の内訳表に記載された個別の費目について、人件費以外の費目については、増減などがない場合は毎年の詳細確認までは県側はしていない。また、決算時においても、出資法人経営状況説明書の作成を通じた産振構からの報告時に過去実績や予算額と大きく変動している場合は事情を確認するが、経常費用側の各項目（費用）のうち県事業分のみでの支出内訳までは把握していない。

かかる対応は、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年度多額の共通管理費を支出（令和6年度決算額：53,745千円）している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細な確認をすることが望まれる。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 事業の達成度評価の基準について

令和6年度各事業の目標の達成度を「達成」「概ね達成」「未達」の3段階で評価しているが、達成したか否かの基準が事業全般につき明確にされていない。特に「概ね達成」につき、どの程度をもって「概ね」達成したかの基準が明らかではない。各事業が県や国などの事業の一翼を担い、公益性が高いことを踏まえると、事業の達成度を客観的に評価することが重要であるから、産振構としての統一的な評価基準を定めるべきである。

(2) 【指摘】 事業の達成度評価の手法について

令和6年度各事業の目標の達成度の評価手法につき、関係役員が事業毎に、達成度合や事業環境、プロセス等を総合的に勘案し判断しているが、達成度判断に至るまでの記録は特になく、産振構事業の公益性の高さを踏まえ、評価の客観性を高めるため、産振構としての統一的な達成度評価手法を定めるべきである。また、評価当時の判断プロセスを将来確認できるようにする観点から、達成度判断に至るまでの記録を残すべきである。

(3) 【指摘】 平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の公表内容（県商工労働局へ）

措置状況当時の公表内容の記載内容は抽象的であり、具体的にどのような措置を取ったのかが明確ではない。監査の結果を当時の県がどのように受け止め、具体的にどのような措置を取ったのかが通知・公表されなければ、監査により県の対応が改善したのかが否かを判別することができないから、県は、措置状況をより具体的に説明すべきであった。

(4) 【指摘】 平成30年度包括外部監査の結果に係る措置状況の保存について（県商工労働局へ）

共通管理費に係る平成30年度包括外部監査の措置状況(当時どのように検討、対応したか)を整理した資料は商工労働局に残っていないとの回答であった。措置状況の適否を後日検証できるようにするため、措置当時の検討内容等を記録化し保管をしておくべきであった。

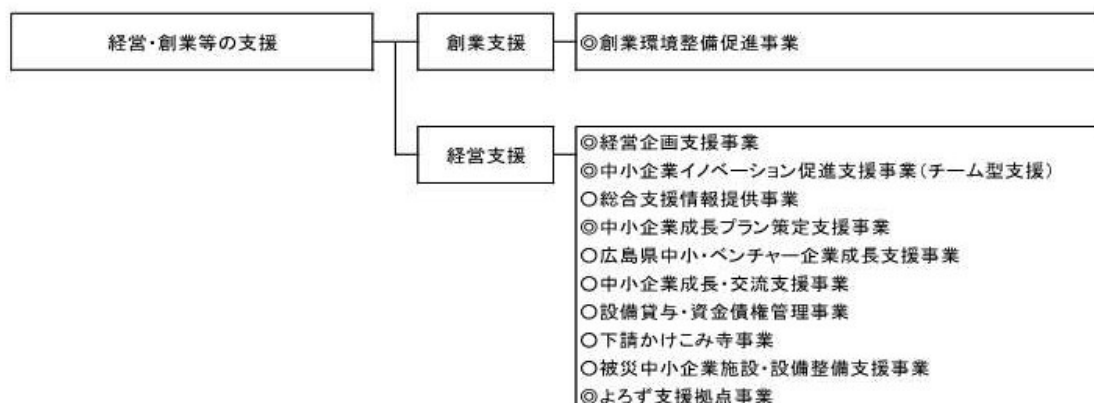
(5) 【意見】 共通管理費算定時の県側での内容審査について (県商工労働局へ)

令和6年度の共通管理費算定時の県側での内容審査について、予算・決算ともに一部の費目(人件費)を除き、各項目(費用)内訳までは確認しておらず、産振構側の費用計上が基本的に妥当であることを前提にした審査となっている。毎年多額の共通管理費を支出(令和6年度決算額:53,745千円)している現状を踏まえれば、県側で個別の費目の明細を確認するなど、より詳細に確認することが望まれる。

第3 「経営・創業等の支援」関連事業(産振構)

1 概要

「経営・創業等の支援」分野の事業は、以下の主要事業・一般事業により構成されている。主要事業(◎)につき以下説明する。なお、一般事業「設備貸与・資金債権管理事業」「被災中小企業施設・設備整備支援事業(無利子貸付)」については、第8 債権管理(産振構)で説明する。



2 創業環境整備促進事業

(1) 事業概要 (令和6年度事業報告2頁)

「オール広島創業支援ネットワーク」¹¹⁹の中核機関として、県内の創業支援機関と連携し、創業前から創業後にわたって総合的な支援を行うことで多様な創業の創出を図る。

¹¹⁹ 参考: ひろしまスターターズウェブサイト (<https://hiroshima-starters.com/concept.html>)

創業マネージャー等による窓口相談とともに、専門家(創業サポーター)を派遣したアドバイスや指導等きめ細かなサポートを実施する。また、地域の支援機関と連携して、創業サポーター派遣など支援ツールの活用やセミナー開催等による支援を行う。

事業実施に際しては、積極的にオンラインを活用し、利用者の利便性向上を図る。

	概要
創業マネージャー等の設置	○創業に関する悩みや疑問等に対して助言を行うとともに専門知識が必要な場合は創業サポーターの派遣等を提案。
創業サポーターの派遣	○幅広い分野の専門家を創業サポーターとして登録し、支援対象者の相談ニーズに応じて派遣して、専門的なアドバイスを実施。
創業セミナーの開催	○創業知識のノウハウの習得、気運醸成、及び業種別の独立開業を後押しするための(オンラインを活用した)セミナーを企画・開催。

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告2頁)

概ね目標を達成¹²⁰

指 標	令和6年度目標	実 績
○年間創業件数	300 件	312 件
○創業マネージャー等による相談件数	1,000 件	1,176 件
○創業サポーターの派遣回数	年間延べ 650 回程度	508 回
○創業セミナーの開催回数	20 回以上	36 回

創業サポーターの派遣回数実績が目標より下回った件について産振構に確認したところ、「ネット等での情報が充実するなか、相談内容がある程度絞られてきていること、センターや創業サポーターのノウハウ蓄積が進み、サポートが効率的になったこと、特定創業支援等事業については、オンラインセミナーの受講を促していることなど」を原因と考えており、「今後は事業計画のブラッシュアップなどについて創業サポーターの一層の活躍を図るよう対応していく」との回答を得た。

創業セミナー開催による効果の測定方法について、アンケートによりセミナーの満足度を測定したり、特定創業支援等事業の証明申請等により創業実績を把握している。

3 課題・問題点 (県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係)

創業環境整備促進事業(県委託事業)について、令和6年度事業報告上の指標にはないが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値(創業セミナー開催事業の参加者数、創業サポーター支援事業の登録者数、支援事業者数、延べ時間数など)があり、逆に、

¹²⁰ 各指標の測定方法は以下のとおり。

年間創業件数：相談者、セミナー受講者、地域中小企業支援センターの創業件数の合計により測定。

創業マネージャー等による相談件数：創業マネージャー・サブマネージャーの業務記録より測定。

創業サポーターの派遣回数：サポートの実施回数により測定。

セミナー開催回数：セミナーの開催回数(オンラインセミナーは科目ごとに計上)により測定。

令和6年度事業報告書の指標にはあるが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられていない数値（創業マネージャー等による相談件数）がある。

産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県からの委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値について、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望ましい。

4 経営企画支援事業

(1) 事業概要¹²¹（令和6年度事業報告4頁）

	概要
①市場分析/競合分析支援 (データベース活用支援)	○各センターの企業支援等、既存情報や外部からの入手データ活用を念頭に、財団内企業選定や選定企業のモニタリングに活用する。
②企業戦略設定支援 (ネクストリーダー創出支援)	○財団の成長企業基準を基に発掘/選定した企業に対し、企業経営の戦略立案、およびそこから経営課題を抽出/設定し、ほかの課題解決事業につなげる。課題解決の実行により、支援先企業の付加価値生産能力の飛躍的向上を目指す。
③企業データベースの運用	○各センターの企業支援等、既存情報の活用を念頭に、財団内の企業情報データベースを運用し、センター間で情報共有することにより、財団内シナジーを創出する。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告5頁）

概ね目標を達成¹²²

¹²¹ 「付加価値生産能力」の定義（県と同基準）

①付加価値：年商×20%で算出、②生産能力向上：①で算出した付加価値額の前年対比増加利率で算出

¹²² 支援候補企業 51社（産振構で保有する企業データベースのうち以下の抽出基準を満たす）

①地域未来牽引企業に認定されていない、県内に本社がある中小企業、②関連会社を有していること、③みなし大企業でないこと

指標	目標	実績
①市場分析/競合分析支援 (データベース活用支援) ②企業戦略設定支援 (ネクストリーダー創出支援)	<p>○県内の主要な産業分野(自動車/半導体/食品製造/造船/繊維)を対象に成長期待のある企業を選定 (3~5社/年、支援期間は1社あたり3~6か月)</p> <p>○成果指標は以下指標とし、主に成長性を評価する 1)高い付加価値創出(利益/雇用貢献) 2)成長性(利益面/雇用面) 3)地域経済牽引力度(コネクタ一度/ハブ度)</p>	<p><概ね目標を達成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業スキーム、支援候補先の選定基準及び考え方等について、県と協議しコミットした。 ・外部データおよび当財団企業データベースをもとに、売上規模、成長性、グループ企業を持つ企業を抽出。 ・これをもとに、地域コンサル(株広島銀行を選定)と連携して、候補企業の経営者や役員を訪問し、意向をヒアリング(電話案内51社、18社訪問)。 ・県内の主要産業分野を対象に成長期待のある企業を選定。 (目標3-5社/年⇒実績3社)
③企業データベースの運用	<p>○共通データベースの運用による企業情報の蓄積、各センター間における情報共有の徹底・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団内での新DBの共有化により、より質の高い企業支援を目指す。 	<p><概ね目標を達成></p> <p>○財団内ワーキンググループを通じて、改良・機能アップ・定着・シナジー創出の基盤強化を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業DB内に、東京商工リサーチのデータ取り込みや外部機関のDBとリンクさせ、情報量拡充。 ・企業DB内に、各センター要望をもとに、新たにアプリを開発。 ・コーディネーター会議を通じて、情報共有の基盤に企業DBを利用している。

5 中小企業イノベーション促進支援事業(チーム型支援事業)

(1) 事業概要(令和6年度事業報告6頁)

概要							
チーム型 支援	○新たな成長を目指している企業を対象に、複合的で高度な経営課題を解決するため、専門家(マーケティング・セールス・ブランディング・生産管理等)で構成された支援チームを企業に派遣し、伴走型による集中支援を行う。						
	<table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業</td> </tr> <tr> <td>事業の特徴</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 </td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・最大24回まで専門家謝金の9割を産振構が負担(企業負担1割) ・フォローアップ支援については、最大3回まで専門家謝金の5割を産振構が負担(企業負担5割) </td> </tr> </table>	対象	代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業	事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・最大24回まで専門家謝金の9割を産振構が負担(企業負担1割) ・フォローアップ支援については、最大3回まで専門家謝金の5割を産振構が負担(企業負担5割)
	対象	代表者のほか、開発、営業等担当者も事業に参画できる体制が構築できる県内中小企業					
	事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の設定や経営戦略の策定を始め、製品・技術・サービスの企画段階からマーケティング・セールスまで、一気通貫型による支援を実施 ・様々な分野の専門家による柔軟な支援体制 ～幅広い支援領域に対応していくため、他の産業支援機関等とも連携し、専門家人材を発掘 ・支援開始前にあたり、プロジェクトマネージャーによる企業課題のヒアリングを実施 ・最長1年間の支援(複数年度にわたることも可能) ～支援終了後(2年間)も、企業からの要望をもとに、専門家によるフォローアップ支援を実施 ・随時受付け、申込から約1か月で調査・採否決定 ・各種支援内容に応じて、パッケージ型による支援を実施 					
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・最大24回まで専門家謝金の9割を産振構が負担(企業負担1割) ・フォローアップ支援については、最大3回まで専門家謝金の5割を産振構が負担(企業負担5割) 						
○企業の経営改善や販路開拓、生産性改善等の分野に係る専門家によるセミナーの開催 対象:県内に事業所を有する製造業を中心とした中小企業 セミナー:チーム型支援専門家等による販路開拓支援、生産性向上セミナー等(仮称)							

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告7頁)

目標を達成¹²³

¹²³ 採択企業の選定基準:6つの審査項目(現状分析、実現性、計画性、意欲・熱意、健全性、持続性・発展性)で評価し、評価点(満点120点)合計点数が満点の6割以上を採択

指標	目標	実績
チーム型支援	<p>① 支援企業における売上等が前年度から向上した企業の割合 80% ※順調に推移している割合 参考: R5 調査 75.0%(12社/16社) 【前年調査 60.0%】</p> <p>② 採択企業数: 10社以上</p> <p>③ 専門家人材(生産管理、DX、EC分野、カーボンニュートラル等)の確保</p> <p>④ 企業の経営改善や販路開拓、生産性改善等の分野に係る専門家等によるセミナーの開催、成果事例集の発行や事例発表会などの場づくり</p>	<p>① R6実績: 58.8%(10社/17社) <概ね達成> ・価格転嫁が原材料や燃料費等の高騰に追いつかず企業活動に大きく影響するなど、昨年度(R5実績: 75.0%(12社/16社))以上に厳しい調査結果となった。</p> <p>② 採択企業数: 10社 <達成> ・食品2社、機械系ものづくり5社、その他3社</p> <p>③ 新たな専門家人材: 5名確保 <概ね達成> (DX推進2名、Webマーケティング1名、生産管理2名)</p> <p>④ セミナー開催3回 <達成> ○現場効率化セミナー 広島・福山の2会場で開催 ・広島会場: 9/13開催、参加者数: 42者/28社 ・福山会場: 9/20開催、参加者数: 31者/18社 ・セミナー満足度: 満足86.2%(うち、高満足31%) ・参加者のフォローアップとして、14社訪問 ○販路拡大セミナー ・広島市3/10開催、参加者数: 136者/102社 ・セミナー満足度: 満足98.12%(うち、高満足53.4%) ・アバンセ(株)ユアーズ個別商談会: 52社がエントリー(個別商談会開催: 4/25) ○年商100億円を目指す企業のための成長戦略セミナー ・広島市3/17開催、参加者数: 97者/59社 ・セミナー満足度: 満足95.9%(うち、高満足49.0%) ・成長意欲ある企業に対して、今後、企業訪問等のフォローアップ予定</p> <p>⑤ チーム型支援のパンフレットに支援事例4社を追加</p>

6 課題・問題点（県提出の事業計画書の件数と令和6年度事業報告上の指標の関係）

中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援事業）（県の補助事業）について、令和6年度事業報告上の指標にはないが、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値（事業説明会・セミナーの開催件数・参加企業数、訪問企業数）がある。

その理由について、産振構は、『事業説明会・セミナー』の目的は、開催件数や参加社数ではなく、セミナー等を通じて、チーム型支援等の制度の普及、利用促進及びターゲットとなる案件発掘に主眼をおいているため、開催件数や参加社数の数を目標にしているわけではない。また、県に提出した事業計画書は、『事業説明会・セミナー』の計画件数と予算をリンクするよう、計画件数等を記載している。令和6年度からネクストリーダー創出支援事業を新事業として開始することから、財団（産振構）の職員・予算リソースを考慮して、県と協議の上「訪

問企業60社」としたものである。なお、この60社にはネクストリーダー創出支援事業の候補企業発掘に係る訪問件数は含まれていない。」旨回答した。

産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望ましい。

7 中小企業成長プラン策定支援事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告9頁）

中小企業が持つ技術力やノウハウ、経営力について強みや課題を可視化し、現状認識の深掘りを促すとともに、課題の設定や解決提案、成長へ向けたプラン策定を行い、企業の成長を後押しするものである。

	概要
○評価書発行、成長プラン策定	○従来の評価制度において発行していた評価書により、財務諸表だけでは分からない技術力やノウハウ等を含め現状の可視化を行う。改善や成長までの道筋を描く成長プランを策定し、課題解決へ向けた提案や成長支援を行う。
○制度の周知・活用セミナー	○金融機関等との共催により、知的資産や本制度の周知・活用を目的としたセミナーを行う。 また、中国財務局との共催により、金融機関向けに本業支援や伴走支援について等のセミナーを行う。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告9頁）

目標を概ね達成

指標	令和6年度目標	実績
○評価書発行、成長プラン策定	○評価書・成長プラン作成件数20件 (参考：R5年度の評価書申込実績：26件)	○評価書、成長プランの発行：8件 ＜概ね達成＞ 上記以外の申込件数6件(R7年度で対応)
○制度の周知・活用セミナー	○セミナー開催回数：2回／年 (R5年度実績：1回／年)	○事業性評価研究会の実施(中国財務局との共催)＜概ね達成＞ ・広島市1/9開催、参加者数：61者/22機関 (金融機関及び商工会議所等の支援機関が参加)

令和6年度の評価書発行・成長プラン策定件数は8件であり、令和5年度（26件）より減少している。その理由について、「中小企業技術・経営力評価活用促進事業から成長を後押しするための事業とし、令和6年度に中小企業成長プラン策定支援事業に制度を変更した。大半が金融機関経由の申し込みであるが、事業対象を業況が堅調で成長支援意欲旺盛な企業に変え、従来の資金繰り支援目的の企業は対象外とした結果、信用組合・信用金庫からの紹介案件中心に極端に減少したため、発行件数は前年度比大幅に少なくなった。」としている。

8 課題・問題点（目標の達成度評価について）

目標を達成と評価した理由を確認したところ、「目標を20件として取り組んだが、年度末までに発行できたのは8件で、6件は止む無く翌年度発行へ繰り越しとなった。また、相談は受けたもののほかの資金繰り支援機関等を紹介した企業が9件あり、総相談件数は23件であったため、概ね達成と評価した。」とのことである。

全体としてみれば、目標を達成したと評価する余地がないとはいえないが、第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

9 よろず支援拠点事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告10頁）

中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる相談に対応するため、コーディネーターや登録専門家を中心とする専門スタッフが傾聴と対話により適切な解決方法を提案する。

	概要
よろず支援拠点	○専門性の高い経営支援（経営相談の専門医） 売上拡大や経営改善などの経営課題の解決に向け、専門性の高い高度な提案を行う。 ○地域の総合的な経営支援（経営相談の総合医） 自らが専門医として高度な経営課題に関する相談対応を行うだけでなく、地域の支援機関との連携により、高水準の経営支援を行う。 ○きめ細かなフォローアップ 相談対応後のフォローアップに取り組むとともに、相談者との信頼関係を構築する。
中小企業 119	○地域プラットフォームの連携促進 地域の中小企業支援機関等が連携した地域プラットフォーム「ひろしま中小企業支援ネット」の代表機関として、連携促進会議の開催等により、構成機関の情報共有や連携を推進する。 R2 年度から「広島県産業支援機関等連携推進会議」と共同実施。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告10頁）

目標を達成

指標	目標	実績
よろず 支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○名寄せ後の全相談者数 1,200 者 ○成果確認件数 270 件 ○経営全般にわたって中長期的な視点で課題解決に努める伴走型支援により経営基盤の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○名寄せ後の全相談者数 1,573 者<達成> ○成果確認件数 313 件<達成> ○地域産業・経済の活性化を担う成長志向中小企業の伴走支援 4 社 経営改善に特化したチーム支援 3 社<達成>
中小企業 119	<ul style="list-style-type: none"> ○「広島県産業支援機関等連携推進会議」と合同での連携促進会議: 1 回 (支援情報・支援施策の共有・利用促進、構成機関の支援機能の把握等) 連携機関数 50 機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域プラットフォームの連携会議開催「広島県産業支援機関等連携推進会議」と合同での開催: 1 回<達成> (支援情報・支援施策の共有・利用促進及びよろず支援事業事例紹介)

10 課題・問題点（委託契約について）

「経営・創業等の支援」関連事業に係る委託契約（ネクストリーダー創出支援事業コンサルティング業務、技術・経営力評価報告書及び成長プラン作成等業務委託）の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

11 意見

(1) 【意見】 県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係

創業環境整備促進事業につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の委託事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。

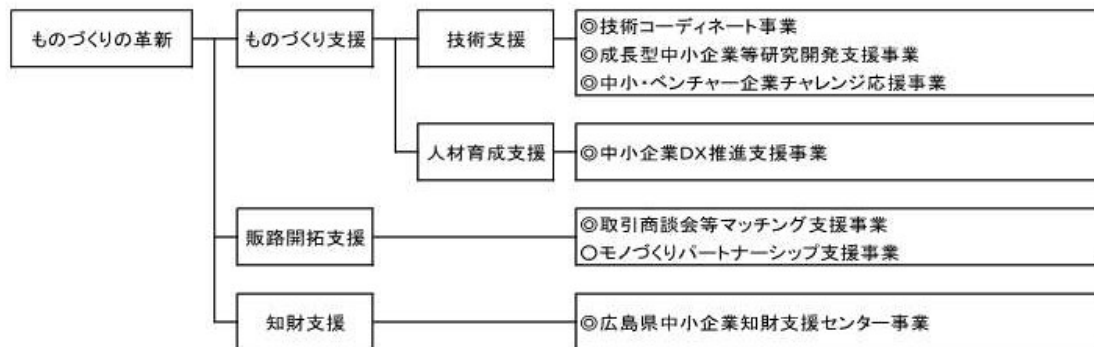
(2) 【意見】 県提出の事業計画書の計画件数と令和6年度事業報告上の指標の関係

中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）につき、産振構独自の指標を設けることを否定する趣旨ではないが、本事業が県の補助事業であることから、県に提出した事業計画書上の計画件数にあげられている数値については、少なくとも令和6年度事業報告上の指標との関係を事業報告書上に記載することが望まれる。

第4 「ものづくりの革新」関連事業（産振構）

1 概要

「ものづくりの革新」分野の事業は、以下の主要事業・一般事業により構成されている。主要事業（◎）につき以下説明する。



2 技術コーディネート事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告12頁）

年間を通じて企業訪問によるコーディネート活動を中心に行っていく他、大学研究室のシーズを公開し企業との共同研究のきっかけづくりを実施。

その他、マッチングのきっかけとなる座談会等を開催し、産業界のニーズ情報や学のシーズ情報を提供していく。

	概要
技術 コーディネート 活動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、大学等への訪問及びWEB等で情報収集を行い、共同研究、技術指導に結びつける。 ○開発資金補助事業獲得を支援し、企業の技術競争力を強化することに繋げる。 ○財団DBによる開発型企業の抽出及びアプローチ等、能動型発掘を引き続き実施。
マッチングフォー ラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○【座談会形式】：チャレンジ応援事業やその他補助事業で財団が収集可能なニーズ情報を起点とし、少人数形式でマッチング先や課題解決方法の情報交換を行う。 【大学等シーズ発表形式】：企業ニーズに結び付く可能性のあるテーマを選択し、シーズ発表や意見交換を行う。 【既存技術の用途展開模索】：Go-Tech等補助金で確率された技術について、新たな用途展開を検討する場を設定。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告12頁）

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
① 技術コーディネート活動	① 技術コーディネート活動 ○大学、企業、公設試等による共同研究、企業に対して大学からの技術指導、企業からの大学、公設試に対する委託研究に繋げる橋渡し件数年間10件 ○企業に対してニーズに見合った専門家の紹介、課題に応じた適切な機関の紹介や国等補助事業の獲得支援20件	① 技術コーディネート活動 ○産学官による共同研究、大学からの技術指導、企業から委託研究に繋げる橋渡し件数 目標10件／実績10件 ⇒ 達成 ○企業ニーズや課題に合った専門家／機関の紹介、国等補助事業の獲得支援 目標20件／実績24件 ⇒ 達成
② マッチングフォーラム	② マッチングフォーラムの開催 ○開催回数年間5回開催とし、その後のフォロー活動によるマッチング(橋渡し)※実績を5件に設定 マッチング件数内訳(共同研究1件、その他技術指導、専門家(専門機関)紹介)	② マッチングフォーラムの開催 ○専門家／機関へ橋渡し 目標5件／実績6件 ⇒ 達成 ○開催回数 目標5回／実績6回 ⇒ 達成

3 成長型中小企業等研究開発支援事業

(1) 事業概要 (令和6年度事業報告13頁～14頁)

川下企業が求める技術や加工法を研究課題として取り組む中小企業を核とし、それに共同して協力する公設試等を共同体メンバーと課題解決力や競争力強化を行うものである。

	概要
採択テーマ共同研究推進業務	○主な研究体メンバーが行うのは、研究開始時点で上げたいいくつかの技術的な課題をクリアーにしていくことである。その動きと並行する形で、本財団は研究の進捗管理を行い、研究期間の節目で推進委員会の開催を主催する。 ○また、この研究開発助成金は国庫事業ということもあり、会計検査の対象にもなっていることから、検査に耐えられる程の経理証拠書類の整理や物品の取扱いが求められており、それに関する共同研究体に対しての指導なども行っている。
Go-Tech 補助事業採択に向けた活動	○Go-Tech 事業等補助金制度採択に向けた発掘活動及び提案書ブラッシュアップ制度周知活動の実施(補助金獲得セミナー開催及び相談窓口の常設、周知、運営)
開発期間終了事業の現状把握	○終了事業のフォローアップ調査により事業化の現状把握を実施(フォローアップ調査)

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告14頁)

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
①ゴーテック/サポイン補助事業採択に向けた活動	①事業提案3件提案のうち1件採択	①3件提案1件採択 ⇒ 達成
②中間評価ヒアリングの評価値	②中間評価Bランク(ある程度評価できる、継続可能)以上の評価取得を目指すため、進捗管理を確実に実施	②継続案件2件中、2件ともB評価以上の評価取得 ⇒ 達成

4 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告14頁～15頁）

中小企業等の製品開発において、事前検証を終えた『試作開発から試験評価』のステージに対する資金助成を行う。その中で、事業計画の相談という入口から、事業化という出口までを一気通貫にした“伴走型支援”を目指し、助成事業者に対し、専門的アドバイス、連携コーディネート等により事業を支援する。不採択事業者に対しても採択に向けての支援を行う。

○助成額：上限 500 万円 ○助成率：2/3 以内

○評価・アドバイス：外部専門家や金融機関等によるアドバイス・評価等

	概要
1次公募	○前年度3月上旬から公募(締切4月下旬)を開始する。6月上旬から2月末を目途に、概ね9か月を助成事業期間とする。 ○採択者へ助成期間内に専門家を2回程度投入し、事業の加速を図る。
2次公募(債務負担)	○債務負担による予算の公募を8月中旬(締切10月中旬)より開始する。12月上旬から翌年度9月末を目途に、概ね10か月を助成期間とする。 ○助成期間内に専門家を2回程度投入し、事業の加速を図る。

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告15頁）

目標達成

指標	令和6年度目標	実績
①採択件数	①年間採択数5件程度	①年間採択数 7件 ⇒ 達成
②採択案件の事業化・実用化	②事業化のための国・県等の競争的資金獲得支援や当機構での連携コーディネート、支援策等の協調支援への展開による事業化・実用化を2件以上目指す。	②事業化達成 2件 ⇒ 達成

5 中小企業DX推進支援事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告16頁）

- ◇ものづくり現場IoT推進リーダー育成塾（以下、「IoTリーダー塾」という。）で、将来的なDX推進のコアとなる「IoT推進リーダーの育成」と、「経営層コミットによるIoT活用戦略の作成」を並行して行い、その後、IoT推進リーダーがIoT活用戦略に基づいて自社の課題に即した「IoT導入プラン」を作成する。
- ◇ものづくり中小企業のIoT導入を後押しするため、取組に係る経費の一部を助成金で支援する。また、その取組成果を地域企業や県内大学等へ展開し、一連の事業のPDCAを回す。

概要	
IoTリーダー塾	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT推進リーダー育成…現場改善にフォーカスし、座学・実習・IoT導入プラン作成（約4か月、定員10名・社/年程度、ハイブリッド開催）、オープンセミナーで中小企業に適したIoT展示会等実施 ○経営層コミットによるIoT活用戦略作成…座学・戦略作成及び戦略のIoT推進リーダーへ共有（IoT推進リーダーの育成と同時並行、IoT推進リーダーの所属企業の経営層10名/年程度、ハイブリッド開催）
応用コース	<ul style="list-style-type: none"> ○ものづくり中小企業が地元ベンダー・SIerと連携してデジタル技術導入の実証に取り組む場合、費用の一部を助成。（助成限度額約150万円/件、補助率1/2以内、助成件数3件/年程度） ○県内大学（情報・工学系学部等）での成果発表会（12月予定）、ものづくり中小企業を対象とした成果発表会（3月予定）

「一連の事業のPDCAを回す」との点について、具体的な展開等について確認したところ、以下のように実施しているとの回答を得た。

- ア 広島工業大学で事例発表会の実施（令和6年10月23日）
- イ 成果発表会の実施（令和7年3月7日）
- ウ 成果発表会の様子をYouTubeへ掲載

(2) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標達成」としている（令和6年度事業報告より）。

【令和6年度事業目標と実績】

「目標達成」

指標	令和6年度目標	実績
育成・支援企業数 （アウトプット）	延べ13社 （IoT推進リーダーの育成…10名・社、 応用コース…3社）	下記を合計して13社 → 達成
IoT活用戦略及び IoT導入プランの 作成支援企業数 （アウトプット）	10社（IoT推進リーダーの育成と同数）	カイゼン・DX講座での参加企業数 10社 → 達成
ものづくり中小企業の IoT実装件数	R6年度を取組を通じて、3件の実装を 目指す。（応用コース…3社）	3件の助成事業を採択・完了 [1]田口鑄造所 2)船越鉄工 3)モルテン] → 達成

(3) KPIの設定値及び達成状況について

以下の表の活動実績等に記載のKPIの設定につき、産振構に確認したところ、以下の回答を得た（令和6年度事業報告より）。

【活動実績等】

① 事業全体

- アンケートの調査結果を分析して県内ものづくり中小企業のDXに対する現状レベルを把握するとともに、その結果とカイゼン・DX講座受講企業の受講前、受講後のレベルを比較検討することにより、カイゼン・DX講座で目指すレベルの上昇値(KPI)を設定した。
- オープンセミナーをこれまでの2回から5回に拡大して実施した。(新たにAI、ロボット、DX(IoT)事例紹介セミナーを実施) また、より企業ニーズに基づいたオープンセミナーとするため、参加者アンケート等の分析を行った。

② カイゼン・DX講座(旧:IoTリーダー塾)

- 受託事業者、ITサポーターを含めた関係者による定例会議を開催し、各講義の振り返りと次回講義に向けた打ち合わせを重ねた結果、講座を円滑に運営することができた。
- 各受講企業の工場視察を実施し、経営層と推進リーダー同席による経営課題分析・個別アドバイザーを行うなど、きめ細かな支援を実施した結果、全受講企業(10社)がDX活用戦略とDX導入プランを完成させ、成果報告会で発表を行った。(2024/12)
また、受講後の取組継続の後押しと来期の導入実証助成金申請企業発掘に向け、課題共有会を開催。(3月中旬)
- 次年度事業のレベルアップに向けた振り返りと対応策を検討する会議を、県とともに開催(2月以降週1回程度開催)

③ 導入実証助成金(旧:応用コース)

- 助成事業の成果拡大のため、地元ベンダー・Sierをアドバイザーとして選定し、事業計画作成段階から継続したアドバイスを実施することにより、3件の助成事業を採択・完了することができた。[1)田口鋳造所 2)船越鉄工 3)モルテン]得られた成果については、活動成果報告会で発表。
- 過年度助成企業等による「ものづくり中小企業のIoT導入事例紹介」を、広島工業大学情報学部情報コミュニケーション学科の3年生の講義「専門ゼミナールB」において発表した。(10月23日)。広島県と同学の包括的連携協定による事業の一環として実施)講義後にアンケートを実施し、学生のIoT等に対する関心を調査した。

ア 設定値について

受講企業10社に対し、受講前後でそれぞれデジタル化の取組状況(未着手→準備→学習→見える化→効果確認→拡大展開→高度化)をヒアリングし、各企業が少なくとも1段階以上ステップを進めることを目標としている。

イ 令和6年度の達成状況について

令和6年度の達成状況は、10社中3社が目標を達成している。

達成状況について確認したところ、「このKPIは、カイゼン・DX人材育成講座の受講前後の達成状況を示している。受講期間は4ヶ月と短いため、この間だけでデジタル化の取組レベルを大きく向上させるのは難しいと考えられる。しかし、将来の計画(半年~1年以内)については、10社中7社が「取組レベルを上げる予定」と回答しており、一定の成果があったと評価できる。」との回答を得た。

6 取引商談会等マッチング支援事業

- (1) 事業概要(令和6年度事業報告18頁)

①下請取引あっせん

県内製造業の受注ニーズに対応した個別あっせんを実施

②受発注情報の収集・提供等

販路開拓プロジェクトリーダー・コーディネーター、企業総合支援マネージャーを配置し、新規発注情報や受注企業の基盤力などの収集・提供

③広域取引商談会等の開催

- ・広域取引商談会…複数の受発注企業が一堂に会するビジネスマッチング
(県単独・中国ブロック・その他)
- ・個別商談会…発注企業1社に対して複数の受注企業とのマッチング
(一般開示不可・急を要する場合等に対応)

	概要
下請け取引 あっせん	○本県基幹産業である機械系製造業等の県内中小企業に対して、ニーズに沿った取引あっせんを実施(随時)
受発注情報の 収集・提供	○広域的にタイムリーかつ効果的な受発注情報の収集・提供を行うとともに、県内企業のニーズにマッチする案件を提案するなど、その他課題を含めた相談対応及びサポートを実施(通年)
広域取引商 談会等の 開催	○広域取引商談会 対面形式:年2回程度を予定(県内・他県との合同商談会など) オンライン形式:対面との併催もしくは、対面開催の間に年1~2回程度を予定 ○中国ブロック5県合同開催(年1回:R6 広島幹事開催) ○個別商談会(発注企業ニーズに基づき随時開催)

(2) 目標と実績 (令和6年度事業報告18頁~19頁)

概ね目標を達成

指標	令和6年度目標	実績
◎マッチング数	800件	810件
◎成立件数/当初成立金額	110件/240,000千円	128件/407,138千円
◎企業訪問・相談対応件数	400件	364件
◎新規発注案件の獲得(個別 あっせん分)	100件	103件
◎広域取引商談会等の開催	○中国・九州地区5県合同広域取引商談会 (広島・山口・福岡・熊本・鹿児島)9/20in 山口維新ホール 発注企業61社、受注企業60社、マッチング件数119件 ○中国ブロック合同広域取引商談会 10/29in ホテルグランヴィア広島 発注企業78社、受注企業87社、マッチング件数267件	

◎BtoC 製品等支援	○JR 西日本公式オンラインショップ DISCOVER WEST モール説明会 7/18inJR 西日本広島支社 食品・雑貨関係 33 社が JR 西日本と口座開設、EC サイト販売開始 ○ショップチャンネル連携企画 TV 生放送『日本を見つけよう～広島～』 10/10in 広島市内 参加者：選考による食品関係企業9社、販売額合計：75,600 千円
-------------	---

7 広島県中小企業知財支援センター事業

(1) 事業概要（令和6年度事業報告20頁）

本事業では3つの知財支援策として、知財人材育成支援（講座開催等）、知財総合相談、外国出願支援（補助金）を継続して実施する。

知財人材育成支援は、受講者の知財活動レベルに応じてレベルアップを図るため複数のコースを設定する。

知財総合相談では、アイデア段階～販売まで幅広い事業段階の知財相談に対応し、中小企業の経営課題達成を知財面から支援する。

外国出願支援では、事業戦略としての外国への特許出願等を促進するため、国の補助事業を活用して県内中小企業の外国特許出願等に要する経費の一部を助成する。申請企業には、適宜知財総合相談を行い、外国出願に関する知財戦略についてもサポートする。

	概要
知財人材育成	○知財経営の必要性や基本的活動を知り、企業で知財活動を行う人を支援対象とする。 ひろしま知財経営講座として、下記講座を開催する。 基礎理解コース：知財マインド醸成を目的とし、オンデマンド配信で常時開催とする。 基礎実践コース：知財行動促進を目的とし、ワークショップ形式の講座を開催する。 出張講座：受講企業のニーズに合わせてカスタマイズした講座を出張して開催する。
知財総合相談	○知財部のない中小企業に対して、知財マインド醸成や社内に知財活動が定着するための助言や提案を行う。 ○知財部がある企業に対しては、知財経営（経営課題を達成する知財活動）の定着のための助言や提案を行う。 ○財団の他部署と連携し、潜在的な知財支援ニーズの発掘に努める。 ○専門家（弁理士等）の利用や知財実務（出願手続き等）の教示が必要な場合は INPIT とシームレスに連携する。
外国出願支援	○海外事業展開を推進していくために外国出願を行う企業を、支援対象とする。 ○外国出願に要する経費の 1/2 を助成（出願料、代理人費用、翻訳費用等）する。 ○年 2 回公募予定。（第 1 回公募により予算を消化した場合には第 2 回公募は実施しない）

(2) 目標と実績（令和6年度事業報告20頁）

目標を達成（外国出願支援ではやや目標数値に届かなかったが、下記理由（*）によりほぼ達成と考える。また、知財人材育成、知財総合相談では大きく目標値を上回った。）としている。

指標	令和6年度目標	実績
知財人材育成	<基礎理解コース> 教育コンテンツ改定(コンパクト化) 受講者 50 名、 <基礎実践コース> 受講対象者別(例:経営者向け、技術者向け、販売担当者向け)として実施。 各講座を1回開催、満足度 7.0 以上(10段階評価) <出張講座> 2回開催	<基礎理解コース> 達成 教育コンテンツ改定(30分に短縮) 受講者 148名 <基礎実践コース> 達成 技術者向けを実施 満足度 9.1(10段階評価) <出張講座> 達成 5回開催
知財総合相談	相談件数 200 件 他部署との連携 80 件(4割) 知財戦略提案 20 件	相談件数 279 件 達成 他部署との連携 121 件(4.3割) 達成 知財戦略提案 31 件 達成
外国出願支援	補助金交付決定額 予算の 85%	補助金交付決定額 予算の 71%ほぼ達成 * 申請予定の 2 社が昨年度の業績が好調であり応募基準から外れた。この 2 社が予定通り申請で出来ていれば、ほぼ予算 100%の交付決定となっていた。

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア 知財人材育成<基礎実践コース>の受講者数は9名、「外国出願支援」の補助金交付決定件数は23件である。

イ 前年度目標 (R5事業報告記載) と比較すると、①<基礎理解コース>受講者数目標を令和5年 (100名) から令和6年 (50名) に減少させた理由は、出張講座開催へ一部をシフトさせたことと、教育コンテンツの改定を上期に行い、受講期間が通年でなかったためである。②<基礎実践コース>に令和5年度に設定された受講者数目標 (24名) を令和6年度は設定していない理由は、前記の出張講座への一部シフトの他、運営方法の変更 (主な変更点はWEB開催から対面開催への変更、4講座/1回から1講座/1回の変更、技術者向けに開催) があり、目標設定時には受講対象者が決定しておらず、人数目標の設定が困難であったためである。

ウ 外国出願支援の申請予定2社は、要領の「間接補助金申請時において、確定している (申告済みの) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等」に該当するため、交付の対象から外れた。

8 課題・問題点 (目標の達成度評価について)

広島県中小企業知財支援センター事業につき目標を達成と評価した理由を確認したところ、「外国出願支援は目標数値 (%) を下回ったが*欄の記載 (2社が外れた) を踏まえ「ほぼ達

成」と評価したこと、知財人材育成及び知財総合相談では大きく目標値を上回ったことを総合的に判断したとのことである。

全体としてみれば、目標を達成したと評価する余地がないとはいえないが、第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

9 課題・問題点（委託契約について）

「ものづくりの革新」関連事業に係る委託契約（カイゼン・DX人材育成講座実施業務（IoT等活用戦略及びIoT等デジタル技術導入プランの作成））の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

第5 「デジタルイノベーションの推進」関連事業（産振構）

1 概要

「デジタルイノベーションの推進」分野の事業は、以下の主要事業（◎）により構成されている。ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC）を運営している。



2 ひろしまデジタルイノベーション推進事業

ひろしまデジタルイノベーションセンター¹²⁴が本事業を担っている。

(1) 事業概要（令和6年度事業報告22～23頁）

¹²⁴ ひろしまデジタルイノベーションセンターHP (<https://www.hiwave.or.jp/hdic/>)

◇地域企業の抱える課題、デジタル技術の活用ステージ、企業規模に応じて、以下の3つの事業を柔軟にカスタマイズしてステップアップを支援する。

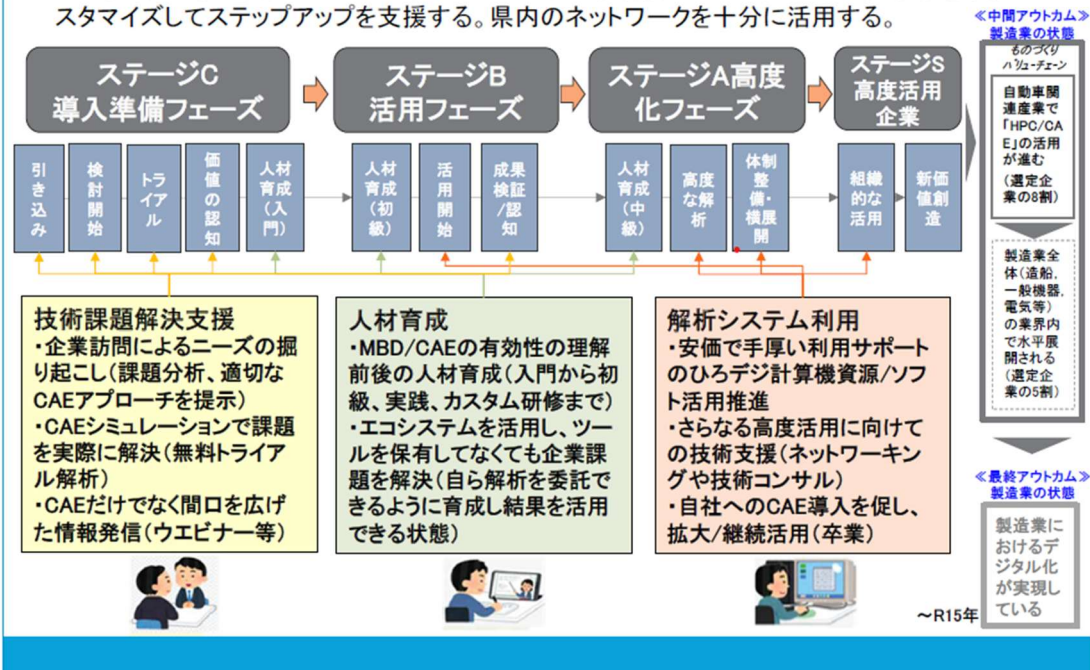
- (1) デジタル活用のステージをより高度な状態へのステップアップを促す技術課題解決支援
 - ・デジタル技術に係る拠点として地域のモノづくり企業の技術課題を広く拾い上げ、デジタル技術による解決を支援し、活用を促進する。
- (2) デジタル技術を活用し、モノづくりプロセスの変革を実行できる人材を育成するための、容易に受講できる研修プログラムの企画と実施
 - ・MBDの基本的な考え方を理解し、開発プロセスを俯瞰し改善につなげられるきっかけを与える研修
 - ・CAEの価値と限界を理解し、モデルによるエンジニアリングにより効率的なモノづくりプロセスに貢献できる人材を創出する研修
 - ・デジタル技術活用のきっかけと基礎体力をつけていただくための研修(啓発セミナー、マンスリーウェビナー、DXリテラシー教育等)
 - ・リモート利用、オンライン/オンデマンドなどを積極的に活用した研修
- (3) デジタルものづくりに必要な高性能計算機及びソフトウェアの安価な利用環境の提供

	概要
(1)技術課題解決支援(デジタルものづくり技術の活用レベルのステップアップ支援)	<p>○地域企業の課題に対して、デジタル技術を活用した解決を支援する。(通年で実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設試、産業支援機関及び大学等と連携して支援を行う <p>○企業ごとの MBD/CAE 活用レベルに応じた支援メニューを提供し、活用レベルをステップアップさせる。</p>

(2)人材育成研修	○デジタル活用によるモノづくりの変革に必要な研修等を体系的に実施(広島県内企業、一部全国展開)
①MBD関連研修	①MBDプロセス研修、MBDアドバンスド研修、MBDエキスパート研修等(通年でそれぞれ1~3回実施)
②CAE研修	②解析技術毎のソフト操作の基礎・応用技術を習得する研修及び現象理解を深める理論研修(地域企業の個別のニーズに対応できる研修の実施等)(通年でそれぞれ1~2回実施)
③デジタルものづくり塾 CAE塾	③長期間の実践型グループ研修(解析技術を用い、基礎力の強化から実際の技術課題の解決も含む実践研修) <ul style="list-style-type: none"> ・生産領域から設計領域へ対象を拡大して人材を育成(第1四半期開講~第4四半期まで) ・技術領域も地域企業のニーズに応じて拡大
④デジタル技術利用促進	④啓発セミナー、マンスリーウェビナー、DXリテラシー教育等(通年で様々なテーマで随時開催)
(3)デジタル技術を活用する環境の提供(高性能計算機能・ソフトウェア)	<p>○広島県の企業・研究機関向けに安価で利用できる高性能計算機能の提供(スパコン及び高性能WSの利用サービス)</p> <p>○シミュレーションの目的に応じたソフトウェアを複数整備</p> <p>○利用システムや計算機解析の技術的なサポート(すべて通年で実施)</p>

ひろしまデジタルイノベーション推進事業 ～目標の達成の方法

企業の困り事内容、MBD/CAE活用ステージ、企業規模に応じて、3つの主要事業を柔軟にカスタマイズしてステップアップを支援する。県内のネットワークを十分に活用する。



産振構提供資料より

(2) ひろしまデジタルイノベーションセンター（HDIC/ひろデジ）について

ア 概要

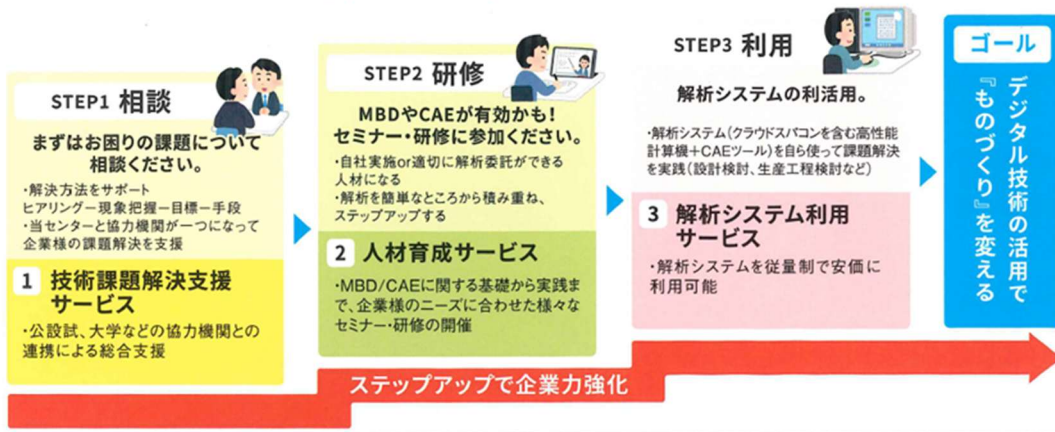
- ① 所在地 東広島市鏡山3-10-32 広島産学共同研究拠点2F
- ② サービス（下記リーフレット図参照）
- ③ 収入の構成

県からの受託料等、利用者からの解析システム等の利用料及び研修等の受講料で構成されている。

④ 解析システム等の利用について

ライセンスサーバーに保管されているライセンスが分配されているPCが設置されている部屋が7室あり、そこから解析システム等や（公財）計算科学振興財団（神戸市）内にあるスーパーコンピュータにアクセスし、1日単位で利用することが可能である。また、遠隔で利用することも可能となっている。

ひろしまデジタルイノベーションセンターでは
 地域企業・教育研究機関へのMBD／CAEの定着を推進し
 デジタルものづくりへのステップアップをサポートするため
 3つのサービスを提供します。



MBD (Model Based Development)

製品や工程の設計開発活動において、コンピュータ上で再現した「モデル」の活用で、部品試作やテストにかかる時間と手間を削減し、効率的に進める開発手法

CAE (Computer Aided Engineering)

製品にまつわる様々な物理現象をコンピュータ上でシミュレーションし、工業製品の設計、製造や工程設計を効率的に行う工学的な手法

ひろしまデジタルイノベーションセンター リーフレットより

イ 上記に関連し産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

① 部屋の使用状況について確認したところ、遠隔で利用することが可能であるため、現在は大部分の利用者が現地に来ず、遠隔で利用しており未使用の部屋があるとの回答を得た。

未使用の部屋について、別の利用を検討しているかにつき産振構に確認したところ、「一定程度、来所での利用ニーズがあるため、オンライン、来所、いずれの申請にも対応できる体制を整えておく必要があると考えている。今後も来所利用の増を目指すのではなく、リモート又は来所のそれぞれの利用希望に対応していく予定である。」との回答を得た。

② 現状、解析ソフトウェア等の提供について、将来的には当該企業が自社でソフト等を購入するまでの繋ぎとの位置付けか、あるいは、必要があればセンター利用を継続しても差支えないとの位置付けなのかを産振構に確認したところ、「当センターでの利用を経て、自社でソフトを導入してもらうのが理想形だが、主に中小企業では自社調達が困難な事情もあるため、ベンダーの理解を得ながら継続的な利用も受け付けている。」との回答を得た。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「概ね目標を達成」としている（令和6年度事業報告23頁）。

【令和6年度目標と実績】

令和6年度の事業の総合評価：概ね目標を達成

指標	令和6年度目標	実績
○技術課題解決支援(件数) ○デジタル技術活用ステージ(ステップアップ企業数)	○技術課題解決支援 30件以上 うちセンター利用開始案件 6件以上 ○各ステージからのステップアップ目標数 未導入→活用 自:3社、非自:9社 活用→高度化 自:3社、非自:3社 高度化→高度活用企業 自:0社、非自:1社 ※自:自動車関連企業、非自:それ以外	○技術課題支援は34件で目標達成。そのうちセンター利用につながったものは6件と課題解説と利用につながった。 ○ステップアップした会社数 未導入→活用 自:3社、非自:5社 活用→高度化 自:2社、非自:1社 高度化→高度活用企業 自:0社、非自:0社 活用以上へのステップアップ数は目標未達
○人材育成(実施研修テーマ数、参加者数) デジタル技術利用促進のためのセミナー数、参加者数含む	○実施テーマトータル 57テーマ以上 参加者数1,025名以上 ① MBD関連研修 ・実施テーマ17以上 ・参加者数 250名以上 ② CAE研修 ・実施テーマ18以上 ・参加者数 380名以上 ③ デジもの塾・CAE塾 ・実施テーマ12以上 ・参加者数 95名以上 ④ マンスリーウェビナー等 ・実施テーマ 10テーマ以上 ・参加者数 250名以上	○実施テーマトータル 目標達成 68テーマ 参加者数 1,332名 ① BD関連研修 ・実施テーマ 21 ・参加者数 187名 ② CAE研修 ・実施テーマ 21 ・参加者数 800名 ③ デジもの塾・CAE塾 ・実施テーマ12 ・参加者数 95名 ④ マンスリーウェビナー等 ・実施テーマ 14 ・参加者数 250名
○デジタル技術活用環境の提供(利用日数(稼働率)、技術解析テーマ数)	○利用日数 1000日以上(企業が各ワークション等を利用する日数) 【開所日利用上限の50%相当:1000日 ÷ 250日 × 8台 × 50%】 ○新規プロジェクト(技術テーマ) 15件以上	○利用日数 801日 目標未達(稼働率41%) ○新規プロジェクト(技術テーマ) 16件 目標達成

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア デジタル技術活用ステージについて

活用以上へのステップアップ数は目標未達となった。途中でのドロップ、活用スタンバイ状態の企業が滞留等していることが目標未達の要因である考えられるとのこと。

なお、ステップアップの基準については、ツール保有状況、利用状況、推進体制などを基準として、センター内ステップアップ関連メンバーで適合するかを判断しているとのことである。

活用以上へのステップアップ数が目標未達だったことを受け、以下の取組を令和7年度にて実施するとのことである。

- ①候補企業に対する継続的なアプローチ、支援強化
- ②県担当課との県ビジネスプラン・目標設定等の協議
- ③企業へのヒアリング実施
- ④産振構内での企業支援情報の共有

イ デジタル技術活用環境の提供について

解析ソフト環境の提供サービスは、目標日数1,000日以上であったが利用日数801日と目標未達となった。令和6年度は一部の研修プログラムの学習利用のソフトウェア提供形態がひろデジからではなくベンダーからの直接ライセンス提供になったため利用日数に含めていない。令和7年度は学習利用のソフトウェア利用も利用日数としてカウントするとのことである。

3 課題・問題点（目標設定時の県との連携）

HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定した上で、実績801日をもって目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている（第2章第6）。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくない。産振構が県と別の目標を設定することを否定するものではないが、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる（第2章第6での県への意見も参照）。

4 課題・問題点（事業の達成度評価について）

令和6年度事業目標の達成度評価につき、一部未達の項目がある中で、総合評価として「概ね目標を達成」とした点について、基準が不明確である。第2 事業の概要（産振構）で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

5 課題・問題点（委託契約について）

「デジタルイノベーションの推進」関連事業に係る委託契約（ソフトウェア保守業務）の契約の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

6 意見

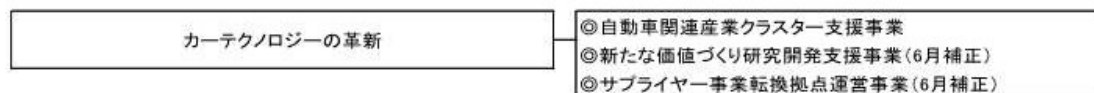
- (1)【意見】 目標設定時の県との連携

HDIC利用日数（目標1000日、実績801日）について、県は令和6年度主要事業「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出事業で「HDIC利用日数」の令和6年度目標値を600日と設定の上目的達成と評価し、目標未達とした産振構と逆の評価をしている。同じ事業の委託者と受託者との間で、目標の設定及び評価が異なることは好ましくなく、県と連携・調整の上で目標設定することが望まれる。

第6 「カーテクノロジーの革新」関連事業（産振構）

1 概要

「カーテクノロジーの革新」分野の事業は、以下の主要事業（◎）により構成されている。産振構内に「カーテクノロジー革新センター¹²⁵」を設立・運営している。



2 自動車関連産業クラスター支援事業

(1) 事業概要

自動車産業の100年に一度の変革期「CASE¹²⁶（特にEV）」に向けて、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」という目標に至るために、対象企業に対して「1. 経営戦略」「2. 基盤強化」「3. 企業力強化」「4. 価値創造」の4つのステージに応じた適切な支援を行う。特に「EV対応人材の育成と技術力強化」を加速するために、R4年度9月から3年計画でスタートした地域企業共同の「EV研究プロジェクト」の活動を活性化させ、自動車OEMや公設試とも連携して地域のEV対応を加速する。

本事業では、上記ステージ2の「基盤強化」を支援する「人材育成事業」、ステージ3&4の「企業力強化」と「価値創造」を支援する「新技術トライアル・ラボ事業」の2事業を中心に、「ひろしま自動車産学官連携推進会議」との連携や行政支援「ものづくり価値創出支援事業」「自動車産業ミカタプロジェクト」の活用を行って、全体でシナジーの最大化を狙いな

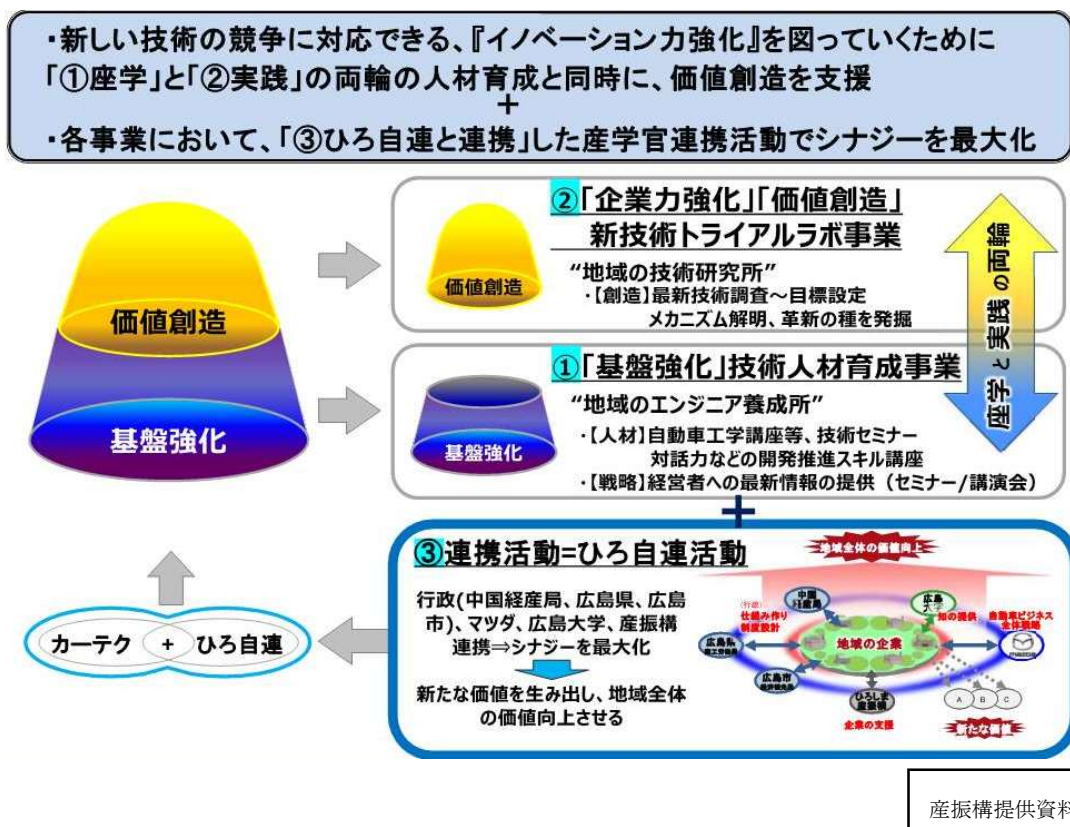
¹²⁵ <https://www.hiwave.or.jp/atic/index.php>

¹²⁶ Connected（コネクティッド、つながり）、Autonomous（自動運転）、Shared&Services（シェアリング（共用）とサービス）、Electric（電動化）の頭文字をつなげた造語

から「企業の研究開発力の強化」と「CASE（特にEV）への対応」を支援する（以上、令和6年度事業報告25頁）。

広島地域の特徴として、自動車会社はマツダ株式会社のみ、サプライヤーの企業規模は大手Tier-1でも資本金54億円規模にとどまり、技術人材育成、研究開発領域への投資が限られる反面、企業間の連携を取りやすい環境にあり、例えば、産学官連携、企業合同での集合教育、実車合同計測評価会の実施などを行っている。「研究開発拠点がある」「地域企業の連携が取れる」との強みを生かし、企業のイノベーション力を強化するとしている。

なお、前述した、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標の内容につき産振構に確認したところ、①具体的な数値目標は無く、支援活動、研修の成果により、各支援メンバーの判断で目標を達成したかを判定し、センター長が判断する。②2025年（令和7年度）で達成有無の評価を予定しているとの回答を得た。



(2) 個別事業

以下の事業により構成されている（各事業説明：令和6年度事業報告より）。県との関係では、ワーク49に係る負担金、補助事業、委託事業がこれに対応する。

ア 人材育成事業

前記のステージ2「基盤強化」に対応する。県からの「自動車関連産業集積支援事業費補助金」及び「自動車関連産業集積支援人材育成業務（委託）」を利用し運営している。

① 地域の自動車産業サプライヤーの研究開発をリードする人材の育成支援

CASEに対応できる「総合技術エンジニア」を育てる研修として、「自動車専門技術」「開発推進スキル」「ビジネススキル」の3つを柱とする研修を強化継続するとともに、CASE技術に対応するための新たな研修メニューを追加する。新技術トライアル・ラボの研究活動と同期させ、座学と実践により、スキルを早期に、効率的に習得できる支援を進める。

② デジタル人材／制御ソフトウェア人材／AI・IoT人材の地産地活を支援

デジタル人材を育てる研修として、「DX教育カリキュラム」を定常的に運営するとともに、内容の強化を図り、対象企業を広げて展開する。

イ 新技術トライアル・ラボ事業

前記のステージ3「企業力強化」及び同4「価値創造」に対応する。県からの「新技術トライアル・ラボ事業費補助金」を利用し運営している。

地域企業合同の「EV研究プロジェクト」（令和4年度～）の3年目活動として、地域サプライヤーのファンダメンタル領域の研究開発力の強化を、次の段階へと支援していく。地域サプライヤーと共に、R5年度活動で見出した「EV方式へ対応していくための技術課題」（従来車とEVで異なる機能／性能への対応）の解決策の具体化に注力する。

具体的には、技術的に先行しているEVについて「構造と性能の因果関係」を更に詳しく調査／分析する事で、より効果的な解決策を見出す。活動においては、初年度の「EV車両全体の調査／分析」だけでなく、「構成ユニットやシステム単位での機能の調査／分析」も平行して進め、EV技術の研究（Research）と開発（Development）が推進できる人材の育成を目指す。

ウ ひろ自連活動等

広島県内の産学官6団体で組織するひろしま自動車産学官連携推進会議（ひろ自連）の、「地域企業活性化①専門部会」を担当し、当センターの事業と連携して、戦略技術領域の共創活動を実施する。地域の自動車部品サプライヤー企業の「カーボンニュートラル対応」「EV化への対応」「技術人材の育成／デジタル人材の地産地活」等の技術領域がこの活動内容となる。

県との関係では、県や産振構が上記6団体の構成員となっており、県も負担金を支出している（詳細はワーク49の報告（第2章第4）参照）。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告26～28頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
①人材育成事業	<p>(a)技術人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づき、R6年度人材育成事業を完遂する。 ・人材育成5か年計画をベースに、R6年度事業成果と課題の明確化とR7年度の事業構想化を策定する。 <p>(b)デジタル人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5か年計画に基づいて基礎研修(L0.5-2)下期計画分を実施する。年間目標企業数20社(受講者100名)。 ・デジタル技術実践道場第2期全コースの完了。年間目標企業数10社(修了者20名)。 	<p>【目標を達成】</p> <p>(a)技術人材の育成</p> <p>期初の計画通り推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンダメンタル分野/CASE分野/開発スキル分野に分け、計画通り研修を推進した。 ⇒Eラーニング研修23講座実施 「デザインシンキング基礎講座」、「環境経営・カーボンニュートラル学習プログラム導入編」の2講座を新規開設。 ⇒「論理的文章を書くためのメソッド」研修(1/22)を実施した。 ⇒「自動車関連企業における知財マネジメント」(12/11)を新設、実施した。 ⇒「実践型ビジョンマネジメント」(1/29,30)を新設、実施した。 ・「自動車工学基礎講座2024」(11/4～12/6)をマツダとの共催で実施した。 ・環境対応車(EV等)、CASE分野の講座として、「自動車の熱マネジメント」の更新を来期初めの公開予定で準備中。 ・年間受講実績(51.9人/年/講座) 年間受講目標(50人/年/講座) ・自動車専門技術セミナーの継続開催を準備中。 ⇒3/6にEV関連の技術セミナー「EV化に向けてサプライヤーが把握しておくべき戦略と技術2025」実施。 <p>(b)デジタル人材育成</p> <p>デジタル人材育成の新規講座として以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MBDリアルタイムテスト研修 ・USDmによる要求仕様設計研修

		<p>(a)「制御領域参入の導入セミナー」 … 2回/17社</p> <p>(b)「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」 …2回/12社</p> <p>(c)「実務を模した実践道場各コース(開発プロセス、MBD、AI、DX)」 … 18回/9社</p>
②新技術 トライア ルラボ事 業	<p>(1)「EV 研究プロジェクト」 各テーマの実用性を明確にする。 ・R6-24(車内 NVH)→本解析法(BBA)による、実車検証法を地域企業へ提案。 ・R6-25(バッテリー筐体)→ 検証実験で、軽量化効果の高い新しい構造を導出。 ・R6-27(車内音質)→”音質”の改善方向を絞り込む。 ・R6-29(ゴムブッシュ)→EV 車と CE 車の入力寄与の違いから、EV 車用ゴムブッシュ仕様を絞り込む。 ・R6-30(断熱)→アンダーカバーの断熱効果を高める仕様を絞り込む。</p> <p>(2) 企業の研究開発力の向上 各テーマの実用性を検証し、参加企業での活用を進める。 ・R6- 4(多重壁パネル)→特許取得を完了し、地域企業へ応用を提案する。 ・R6-32(流動/脈動)→パイプ脈動の基本モデルを完成させ、関連企業へ提案する。 ・R6-33(市場分析)→市場情報分析結果から最適仕様を絞り込む。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>(1)「EV 研究プロジェクト」 各テーマごとに、関連企業とともに見出した知見の具体化が進んだ。 とくに R6-24(EV 車 NVH…)、R6-30(EV 車断熱…)では、講習会、共同実験等に、のべ10社の参加があった。 ・R6-24(EV 車 NVH…)→振動講習会を開催し、実車検証法(BBA 法)を地域企業へ提案できた。 ・R6-25(バッテリー筐体…)→これまでの知見から軽量多機能化のテストパネル製作、一部検証。 ・R6-27(車内音質…)→”音質”改善に有用な「NVH シミュレーター」の動作確認を完了した。 ・R6-29(ゴムブッシュ…)→EV車ゴムブッシュの開発法(入力寄与解析法)をカーメーカーへ提案。 ・R6-30(EV 車断熱…)→実走中の風の影響が解明でき、多くの企業で断熱開発が必要と分かった。</p> <p>(2) 企業の研究開発力の向上 各テーマともに、関連企業の部品に適用しながら、技術獲得が進んだ。 ・R6- 4(多重壁パネル…)→技術データの追加で、地域企業に有用な特許申請が可能と分かった。 ・R6-32(流動/脈動…)→パイプ脈動の基本モデルを完成し、関連企業へ提案した。 ・R6-33(市場分析…)→カップホルダーを対象に市場情報分析法の有効性を関連企業と共有した。</p>
③ひろ自 連活動等	<p>上記①、②の目標に対し、産学官連携の仕組みを活用した下記の活動を行う。</p> <p>・地域企業へのニーズに沿った人材育成機会の提供 目標:ひろ自連での討議、企業訪問等の中でニーズをとらえ、地域企業への提供項目を設定する。</p> <p>・EV化への対応 目標:上記EV研究プロジェクトと同じ。</p> <p>・デジタル人材の地産地活 目標:上記デジタル人材地産地活と同じ。</p> <p>○その他: ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、各部会共通の取り組むべき課題として設定された。</p> <p>「地域企業の人材確保」活動に同期した活動に引き続き参画する。 ・ひろ自連事務局長をカーテクノロジー革新センターメンバーが受け持ち、事務局メンバーと協力して引き続き運営にあたる。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>○上記人材育成、新技術トライアルラボ事業に対し、産学官連携の仕組みを活用した下記活動を行った。</p> <p>・地域企業へのニーズに沿った人材育成機会の提供 ひろ自連活動、企業訪問により人材育成ニーズ把握し、地域企業が必要とする機会を提供した。</p> <p>・EV化への対応:上記EV研究プロジェクトと同じ。</p> <p>・デジタル人材の地産地活:上記デジタル人材地産地活と同じ。</p> <p>○その他: ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、市立大への出張講義を実施した。 ・ひろ自連地域企業活性化①専門部会として、各部会共通の取り組むべき課題として設定された 「地域企業の人材確保」活動に同期した、大学訪問等の活動に参画した。 ・ひろ自連事務局長をカーテクノロジー革新センターメンバーが受け持ち、事務局メンバーと協力して運営を行った。</p>

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア 人材育成事業（b）デジタル人材の育成の基礎研修・実践道場各々の年間目標企業数、受講者数の達成状況につき、基礎研修の達成状況は企業数21社（目標20社）、受講者数は277人（目標100人）／実践道場の達成状況は企業数15社（目標10社）、受講者数は21人（目標20人）であった。

イ 新技術トライアル・ラボ事業の目標の達成有無の判定につき、「EV研究プロジェクト」を推進し、最新EV（日産アリア）のNVH性能等の分析、調査を関連企業と共同で進め、多くの参加企業がEV対応の新たな開発課題を獲得できたこと、また本プロジェクト以外でも研究開発力が向上したみられる企業が多いことから、本事業の目標は達成と判断・判定した。

ウ ひろ自連活動の目標の達成有無の判定につき、カーテクノロジーセンター内で、令和6年は目標通りの活動が出来ていることを確認し、その後、令和7年1月31日の地域活性化①専門部会委員長会議（以下「①部会」という）、同年2月25日の①部会全体会議で、令和6年の活動内容の共有と今後の活動の合意を得た。その後、同年5月28日のひろ自連代表者会議にて報告し、活動の目標達成が承認された。

3 課題・問題点（目標設定について）

自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。支援活動、研修の成果により各支援メンバーの判断で目標を達成したかを判定しセンター長が判断するとしているが、目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度の判断も客観性に欠け、目標設定の内容として不十分ではないかと考える。

4 新たな価値づくり研究開発支援事業

(1) 事業概要

県内ものづくり企業が単独又は開発グループを構成して実施する、広島県の助成制度を活用した応用・実用化開発を支援した。当機構が企業からの指名を受け、事業管理機関として応用・実用化開発の進行管理等の支援を実施した（以上、令和6年度事業報告より）。

県の「新たな価値づくり研究開発支援補助金」（ワーク49、第2章第4参照）における「事業管理機関」としての役割を果たすもので、①事業期間内における、代表事業者又は開発グループの開発目標達成に向けた、補助事業遂行の進捗管理、② ①の補助事業に係る経理処

理の指導及び証拠書類等の調整、収集、保管、③事業期間内及び終了後における、県への報告並びに県による検査への対応及び現地調査の際の協力を行う。

(2) 事業管理機関としての支援内容及び効果

採択企業（県からの補助事業者）の具体的な支援方法を産振構に確認したところ、①につき「開発計画書に基づき、各ステップの成果物（アウトプット）を確認し、進捗状況を管理している。適時メールで進捗状況を確認すると共に、月1回は対面で詳細な進捗状況を確認し、技術的な課題の有無や開発の達成状況等を把握している。」、②につき「開発経験から得た知見/知識を活用し、開発結果に対する考察や開発状況の改善に向けた対策などを助言している。報告内容の構成（シナリオ）や、開発遅延時のリカバリー策等についても提案し、円滑に報告／開発ができるよう支援している。」、③につき「開発に伴い発生する経費処理が、補助事業の要綱・要領に準拠した対応になるようサポートしている。」との回答を得た。

さらに、産振構が事業管理機関を担うことによる採択企業のメリット等を確認したところ、「本事業の事業管理機関であるカーテクノロジー革新センターでは、技術者として開発経験豊富なプロジェクトマネージャーが企業への技術的支援を実施している。そのため、助成対象の県内企業の必要とする開発の状況に沿った対応が可能であり、開発及び改善対応等の助言から次のステップにつなげることで企業側のさらなる成長が期待できる。加えて、企業側が苦手とする補助事業に係る経費管理や県への報告、検査対応等においても、産学官連携による支援を実施する当センターで随時進捗状況を管理できるため、企業が開発を効率よく進めることができる。」との回答であった。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告30頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
①テーマ毎の企業支援と進捗管理	<p>・R5年度採択案件(3件採択済)について、事業期間中の進捗管理等の企業支援と、中間検査(10月)／確定検査／清算／最終報告(3月)の支援を行って完遂する。</p> <p>※制度上2025年2月末でプロジェクトマネージャーは雇用が切れるため、3月の最終報告に向けて企業及び広島県に対し迷惑をかけないスムーズな引継ぎと完遂が必要となる。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>・計画通り、R5年度採択案件(3件)について、事業期間中の進捗管理等の企業支援を行い、全件計画通りの研究開発を完了。</p> <p>・確実な事業進捗管理の他、10月の中間検査や2～3月の完了検査に向けた支援を実施。</p>
②事業管理機関としての業務整備	<p>・ひろしま産業振興機構が事業管理機関を担う場合の、「役割責任」「提供価値」「機能」「業務手順」「必要スキル」について『手順書』を完成させる。</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>・事業開始後すぐに2名の支援担当者を雇用して体制作りを行い、企業における研究開発立ち上げ支援を速やかに実施。</p> <p>・支援担当者であるプロジェクトマネージャーを中心にカーテック職員の実務メンバーに対し、定例検討会等を適宜実施し、企業支援へカーテック職員一丸となり取り組んだ。</p>

5 サプライヤー事業転換拠点運営事業

(1) 事業概要

経済産業省の「カーボンニュートラルに向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業（通称：ミカタプロジェクト）」¹²⁷の地域支援拠点として、自動車部品サプライヤー企業の「攻めの業態転換・事業再構築」を支援していくために、ミカタプロジェクトのスキームに則った①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣、の事業を行う。

自動車産業においては、カーボンニュートラルの実現手段として「CASE」が加速し、その技術は日々進化しているが、広島地域はCASE系の企業が少なくプレス／成形／加工といった素形材企業が多いため、CASEに対応できず生き残りが難しい可能性がある。広島地域のファンダメンタル企業が、CASE（特にEV）に向けた業態転換・事業再構築に取り組んで行く必要がある（以上、令和6年度事業報告30頁）。

国関連事業であり、県との財政的關係（補助金や事業委託等）はない。

(2) 事業の内容

①相談窓口の運営、②実地研修、セミナーの運営、③専門家派遣である。

③で派遣される専門家につき確認したところ、「企業の課題に応じて、登録専門家（EV化、研究開発、経営戦略等、幅広い分野の専門家）の中から最適な人材を選定し、派遣を行っている。令和6年度に広島拠点で実施したケースでは、ハイブリッド用モーターの構造から組立に関するスキルをもった専門家を派遣している。また、専門家は全国の拠点から登録され

¹²⁷ ミカタプロジェクトポータルサイト (<https://auto-supplier-mikata.go.jp/>)

ており、広島拠点からは自動車の軽量化、熱マネジメント等の専門領域の知見を持った8名が登録されている。」との回答であった。

(3) 令和6年度目標とその達成状況

以下の表のとおり「目標を達成」としている（令和6年度事業報告31頁）。

【令和6年度目標と実績】

「目標を達成」

指標	令和6年度目標	実績
(1) 相談窓口の運営	<p>(1) 相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 当センターの稼働日の8:30～17:15に相談窓口を設置して、相談を受け付ける。 相談件数、相談内容(問合せ・回答日、問合せ者、問合せ内容、回答内容など)を全て記録する。 <p>【目標(年間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ: 10件/10社 個別相談: 30件/30社 	<p>【目標を達成】</p> <p>(1) 相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応者を1名配置し、サプライヤーからの相談・質問・問い合わせに対応した。 1月末時点での累計件数、問合せ: 7件、個別相談: 11件について対応済。またすべて記録済み。
(2) 実地研修、セミナーの実施	<p>(2) 実地研修、セミナーの実施</p> <p>① 実地研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術トライアルラボ事業の「EV研究プロジェクト」活動と連動して、「NVHの解決策探索活動」の共同実験を実施する。 参加企業は、素形材系の開発及び生産サプライヤー10社以上を目標とする。 <p>② セミナー</p> <p>デジタル人材育成の新規講座として以下のセミナーを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術実践道場(上期からの継続) 状態遷移モデル設計 部品モデル設計 <p>【目標(年間)】</p> <p>(a) 「制御領域参入の導入セミナー」 … 4回/20社</p> <p>(b) 「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」 … 2回/10社</p> <p>(c) 「実務を模した実践道場」 … 10回/5社</p>	<p>【目標を達成】</p> <p>(2) 実地研修、セミナーの実施</p> <p>① 実地研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 「振動モード計測技術講習会 ～BBA Trialに向けて～」(9/25) 主催: トライアルラボ 「簡易テストフレームの剛性計測方の講習会」(1/20) 主催: トライアルラボ <p>② デジタル人材育成の新規講座(セミナー)</p> <p>支援企業のニーズを適宜把握しながら、各セミナーの内容、回数等を更新し、以下の通り実施した。</p> <p>(a) 「制御領域参入の導入セミナー」… (当初目標)4回/20社…(実)1回/7社(1月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 9/25「MBDセミナー」7社 ※今年度は1回のみ実施とした。 <p>(b) 「制御初級人材のIoT/AI系基礎研修」…(当初目標)2回/10社…(実)2回/12社</p> <ul style="list-style-type: none"> Python入門研修(2/21～2/27)10社 AI実装プログラミング研修(2/28～3/3)11社 <p>(c) 「実務を模した実践道場」 …(当初目標)10回/5社 …(実)7回/9社(年間、1月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術実践道場/D推進者養成コース (9/2、9/17、10/1、10/15、10/28、11/12、11/26、12/10、1/7、1/28、2/25、3/25) 12回/3社 デジタル技術実践道場/開発プロセス体験コース (9/2、9/17、10/1、10/16、10/31、11/14、11/28、12/11、12/26、1/9、1/23、2/5、2/18、2/25、3/4、3/12、3/19、3/25) 18回/5社 デジタル技術実践道場/MBD体験コース (9/9、9/24、10/8、10/23、11/7、11/21、12/5、12/26、1/31、2/20、3/18) 11回/5社 デジタル技術実践道場/AI体験コース (9/9、9/24、10/8、10/21、11/5、11/19、12/3、12/24、1/14、2/20、3/12) 11回/4社 <p>・1月末時点でセミナー・実地研修のトータル実施回数は77回、受講企業数はのべ202社 加えて、実施内容、回数は各支援企業のニーズをとらえたものになっており、総合評価としては「達成」と判断する。</p>

(3) 専門 家派遣	<p>(3) 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣した実績(日数、日程、サプライヤーの課題、支援内容等)を記録する。 <p>【目標(年間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣: 8件/4社 	<p>【目標を達成】</p> <p>(3) 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談に移行したS社について、1回の専門家派遣を実施。(11/1) ・個別相談に移行したH社について、5回の専門家派遣を実施。(10/31、11/26、1/21、2/21、3/4) ・上記派遣実績の記録を行い、事務局へ提出済。 <p>※1月末時点で専門家派遣のトータル実施回数は6件/2社</p>
---------------	---	--

上記評価の内容につき産振構に確認したところ、以下の回答を得た。

ア (2) (実地研修、セミナーの運営) の①実地研修 (2回) の参加企業数を確認したところ、9/25が11社、1/20が6社との回答を得た。

イ (1) 相談窓口の運営と(3) 専門家派遣につき実績が目標を下回っているように見受けられるが「目標を達成」と評価された理由を確認したところ、以下の理由から達成と評価したとの回答であった。

- ① 問い合わせ・相談件数については、1社から複数の内容が含まれているケースもあり、単純な件数以上に実質的な支援が行われている。
- ② 相談窓口で対応した相談は、件数は少ないものの内容が深く、支援の質が高かった。
- ③ 専門家派遣についても、件数は目標に届いていないが、派遣先の事業者に対して的確な支援が行われた。
- ④ 専門家派遣の結果、課題解決や事業の改善に寄与する成果が確認されている。

6 課題・問題点 (目標の達成度評価について)

サプライヤー事業転換拠点運営事業の目標達成度評価について、形式的に数値を比較すると、以下のように目標を下回っている。

「(1) 相談窓口の運営」(目標) 問い合わせ: 10件/10社、個別相談: 30件/30社に対し (実績) 1月末時点の累計件数で問い合わせ7件、個別相談11件

「(3) 専門家派遣」(目標) 8件/4社に対し (実績) 1月末時点で6件/2社

前記説明から、実質を踏まえて総合的に判断したとのことであるが、第2で触れたように、そもそも達成か否かの判断基準が、形式的な件数によるのか、内容を踏まえた総合判断になるのか (後者の場合はどのような考慮要素から判断するのか) が目標設定時に明確ではない (少なくとも事業計画の中で明確に示されていない) ため、客観性に欠けると言わざるを得ない。

第2 事業の概要 (産振構) で述べたように、目標を達成したか否かの産振構としての判断基準が不明確である点が問題である。この点に関する意見は、第2を参照されたい。

7 課題・問題点（委託契約について）

「カーテクノロジーの革新」関連事業に係る委託契約（共同開発契約）の課題・問題点については、第9 委託契約（産振構）を参照されたい。

8 意見

(1) 【意見】自動車関連産業クラスター支援事業に係る目標設定

自動車関連産業クラスター支援事業における、地域の自動車部品サプライヤー企業が2025年までに「戦略領域でBigPlayerに勝る提案ができる」「デジタル人材の地産地活による社会実装が実現できる」との目標につき、具体的な数値目標はない。目標達成の判断基準の明示や数値目標等の設定がなければ、設定目標の達成度判断も客観性に欠け、目標設定として不十分ではないか。今後の目標設定に際し、数値目標等を設定するなどの対応が望まれる。

第7 財産・税務会計（産振構）

1 監査の概要

貸借対照表、正味財産増減計算書については、第1 組織概要（産振構）記載のとおりである。

本監査では、上記資料、財産目録、固定資産台帳、各種財産規定、仕訳帳等の帳簿を確認したほか、税務関係の経理処理（消費税の経理処理等）について検討し、必要に応じて産振構に照会した。また、監査の参考に、過年度包括外部監査の結果も確認した。

主な検討事項及び抽出した課題・問題点は、以下のとおりである。

2 主な検討事項

本監査での財産・税務会計に関する主な検討事項は以下のとおりである（後述の課題・問題点に記載する事項を除く）。

(1) 固定資産の経理処理

令和7年3月期の帳簿を確認したところ、以下の資産について取得価格が20万円以上であるが固定資産として処理されていなかったため、確認を行った。

- ① 令和6年6月14日 AI行動解析アプリ 1,496,000円（税込）
- ② 令和6年6月28日 西館デジタルサイネージ 682,000円（税込）

産振構に確認したところ、①については「自動車関連産業クラスター支援事業において、研究用として購入されたものであるため資産として計上していない（地方税法348条2項12号¹²⁸に該当する）」との回答を得た。

②については「産業会館管理運営事業は施設指定管理者としての管理運営事業であり、購入した備品は県有財産となることから財団では資産計上していない。」との回答を得た。

②のデジタルサイネージについて、県と産振構の間での精算が行われているかについて産振構に確認したところ、「産業会館管理運営事業において実績報告段階で「収入>支出」となった場合、その差額（剰余金）については県へ納付し収支同額としている。そのため、購入代金の精算を行ったとしても、県へ再度納付するか納付金額が増えることになるため、精算は行っていない。」との回答を得た。

上記回答に関連し、当該資産について県有財産として計上しているかについて県に確認したところ、「指定管理者から購入した旨報告を受けた後、県有財産として計上している。」との回答を得た。

(2) 割賦設備未収金について

「割賦設備未収金」の内容について産振構に確認したところ、「平成21年度に1者と契約した「設備貸与制度による機械設備の割賦販売」の購入価格相当額の未収金であり、債権者である金融機関等によるバンクミーティングにおいて債務者と合意の上、毎月の償還額を決めているものである。」との回答を得た。回収状況について確認したところ、「直近3期については、毎月計画どおりの入金がある」との回答を得た。令和7年3月期現在の残高は5,470,455円となっている（財産目録より）。

(3) 割賦損料未収金について

「割賦損料未収金」の内容及び直近3期の残高に変動がないことについて産振構に確認したところ、「平成21年度に1者と契約した「設備貸与制度による機械設備の割賦販売」の割賦損料（利息相当）の未収金である。平成26年7月以降、債務者からの償還金は全て割賦設備未収金（割賦代金の償還）に充てており、割賦設備未収金の回収完了後は、償還金を割賦損

¹²⁸ 地方税法348条2項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

同項12号 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

料未収金に充てていく予定であるため、毎期の残高に変動がない。」との回答を得た。なお令和7年3月期現在の残高は274,940円となっている（財産目録より）。

利息相当額についての計算根拠（利息発生期間、利率等）について確認したところ、「年利率1.80%で契約において設定した弁済期日に応じて算定している。」との回答を得た。

併せて、違約金及び遅延損害金について確認したところ、「契約書により、支払期日の遅延については年利率10.75%の違約金を支払うこととなっているが、償還金（元本）の徴収を優先しており現状では違約金は計上していない。遅延損害金については、契約解除後の損害賠償金の支払いを怠った場合に生じるもので、現状では遅延損害金は発生していない。（契約書より）」との回答を得た。

(4) 貸倒引当金について

「貸倒引当金」の計算根拠について産振構に確認したところ、「設備貸与事業に係る貸倒引当金繰入基準により、割賦販売未収金5,745,395円（割賦設備未収金5,470,455円+割賦損料未収金274,940円）－割賦設備預り保証金990,000円＝4,755,395円の70/100の3,328,776円から県損失補償金残高（回収額の1/2を返還）1,755,978円を控除した1,572,798円を引き当てている。」との回答を得た。

3 課題・問題点（固定資産台帳における償却年数の記載誤りについて）

固定資産台帳を確認したところ、以下の記載誤りを確認した。

- (1) ひろしまデジタルイノベーションセンターで使用されている「プレス成型シミュレーション教育用ライセンス 3,168,000円 令和3年3月15日取得」及び「数値解析ソフトウェア研修用追加ライセンス 4,998,400円 令和3年3月16日取得」について、「定額法・5年」と記載があるが、令和4年3月期において取得価額全額が減価償却されていた。内容について産振構に確認したところ、「1年間のライセンス使用料であるため、台帳内の「定額法・5年」が記載誤りである。」との回答を得た。

記載誤りという軽微な誤りではあるが、事情を理解していない担当者が記載のまま減価償却を行った場合、実績等に少なからず影響を及ぼすため、固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

- (2) 産業会館管理運営事業特別会計で使用されている「LED照明設備 17,496,000円 平成28年3月1日取得」について、「定額法・15年」と記載があるが、償却予定（台帳に記載）が定額法・10年となっていた。内容について産振構に確認したところ、「リース料返済期間10年に合わせて計上しており、台帳内の「定額法・15年」が記載誤りである。」との回答を得た。

償却予定は定額法・10年で計算されているため、減価償却費の計上金額を間違えることはないが、償却年数の記載と償却予定の年数に相違があると混乱を招いてしまう可能性が考えられるため、固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

4 課題・問題点（固定資産の管理について）

固定資産の管理について産振構に確認したところ、「固定資産全体の棚卸は実施していないが、産振構本部など職員が常駐しているところでは、使用する際に目視で確認を行っている。常駐していない場所等については定期点検等で訪問した際に確認している。」との回答を得た。

また、棚卸の頻度についても確認したところ「令和6年度決算において一部資産を廃棄し除却処理を行っている。それ以前に棚卸（一部除却）を行ったのは令和2年度である。」との回答を得た。

産振構では、自らの備品に加え、指定管理等で県有備品も管理していることから、固定資産管理をする上でのルールを作成することが望まれる。毎年すべての場所の確認を行うのは現実的に困難であるのであれば、一定の周期を決めて定期的に確認することをルール化すること等が考えられる。

5 課題・問題点（消費税について（助成金の経理処理））

令和7年3月期の帳簿を確認したところ、「カイゼン・DX導入実証事業助成金」を支出した際の消費税の経理処理が、課税仕入として処理されていた。

支出の件数は3件であり、支出金額は824,000円、1,500,000円、198,000円の合計2,522,000円となっている。

経理処理の内容について産振構に確認したところ、「当該助成金については対価性が無いため、課税仕入ではなく、不課税仕入が正しい処理であり、課税区分を誤って処理している。」との回答を得た。なお令和5年3月期及び令和6年3月期については不課税仕入として処理しているとのことである。

国内において事業者が事業として対価を得て行う¹²⁹資産の譲渡や貸付け、役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）は、消費税の課税の対象となるが、当該助成金是对価性がないため、消費税の課税の対象とはならず、不課税仕入に該当する。

¹²⁹ 「対価を得て行う」とは、物品の販売などをして反対給付を受けることをいう。すなわち反対給付として対価を受け取る取引をいう。（参考：国税庁タックスアンサーNo. 6157 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm>）

課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）ため、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。

なお、消費税については、平成18年度包括外部監査においても、「平成17年度の消費税の確定申告において、課税・非課税の区分等の計算誤りがあり、416万円の消費税等が納めすぎとなっている」（平成18年度包括外部監査結果報告書96頁）等の指摘を受けている。課税区分の誤りは消費税等の計算に大きな影響を及ぼすため、誤りのないよう経理処理をすべきである。

6 課題・問題点（グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金）

グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する引当金について産振構に確認したところ、「会計監査人から、グループ補助金無利子貸付事業貸付金に係る債務者に対する貸倒引当金の計上を検討するよう意見をもらっている」との回答を得た。

会計監査人からの意見を受け、令和7年度から当該貸付金の貸倒引当に係る規定の整備や計上を行えるよう会計監査人に相談しながら準備を進めているとのことである。

令和7年3月期末現在で、568,226,000円の残高となっている。返済期限が10年を超えるものもあり、昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。

7 指摘及び意見

(1) 【意見】 固定資産台帳における償却年数の記載誤りについて

固定資産台帳の償却年数について3件の記載誤りがあった。

固定資産台帳に登録される際には償却方法・償却年数に誤りがないように記載し、再度の確認をすることが望まれる。

(2) 【意見】 固定資産の管理について

固定資産（県有備品を含む）の管理のルールを作成すること、確認頻度について一定の周期を決めて定期的に確認するようにし、その周期をルール化することが望まれる。

(3) 【指摘】 消費税について（助成金の経理処理）

課税区分の誤りは消費税等の納税金額に影響を与える（今回のケースでは納税金額が過少となっている）ため、課税の対象の要件を確認し適切に処理を行うべきである。

(4) 【意見】 グループ補助金無利子貸付事業貸付金に対する貸倒引当金について

令和6年度現在同引当金が計上されていない。昨今の激しい社会経済情勢の変化を鑑みると、今後返済が滞る債務者が発生する可能性が十分に考えられるため、貸倒引当金を計上することが望まれる。

第8 債権管理（産振構）

1 貸付事業概要

「経営・創業等の支援」分野の一般事業として以下の2事業がある（令和6年度事業報告39頁）。

(1) 設備貸与・資金債権管理事業

設備貸与・資金債権管理事業 (自 15,201 千円)

◇設備貸与事業・設備資金貸付に係る債権回収、設備資産管理、設備貸与会計処理業務

○未収債権の回収(設備貸与) 未収債権残高 5,471 千円 R7.3 月末現在

○未収債権の回収(設備資金) 未収債権残高 4,909 千円 R7.3 月末現在（貸倒償却済）

【活動実績等】

○債務者に督促を行うなど債権回収に努めた。

(2) 被災中小企業施設・設備整備支援事業（無利子貸付）

被災中小企業施設・設備整備支援事業(無利子貸付) (自 28,508 千円)

◇平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業等に対して、グループ補助金制度が適用された。これに伴い、グループ補助金決定者に対して、自己負担分の軽減を目的とした被災中小企業施設・設備整備支援事業(グループ補助金無利子貸付)制度が適用され、産振構が無利子融資の実施機関として貸付を実施した。この貸付金の償還指導と償還管理を行う。

グループ補助金無利子貸付

○広島県のグループ補助金交付決定事業者に対し、審査のうえ無利子貸付を実施。

貸付業務は R3 年度末をもって終了。

○貸付実行後は、最大 20 年にわたり貸付金の償還を管理。

○貸付実績累計

貸付申込:18 件(929 百万円)

貸付決定:15 件(853 百万円)

貸付実行:14 件(834 百万円)

○償還済額

12 件:266 百万円 (R7.3 月末現在) 2 件は償還終了

【活動実績等】

○貸付企業へのフォローアップ(延滞・未納発生の未然防止)

-定期償還は11件において正常に償還、1件においてR6年12月から償還猶予(償還月額を半減)

(3) 債権回収等に関する内部規程

内部規程として、債権管理事務処理要領（平成14年4月1日制定）、債権管理要領（令和2年4月1日施行）が定められ、これらに基づき債権の回収、時効の管理等が行われているとのことである。

2 未収金、貸倒引当金の状況等

未収金及び貸倒引当金の状況並びに貸倒引当金についての課題・問題点は、第7 財産・税務会計（産振構）に記載のとおりである。

3 現在の管理・回収状況

(1) 設備貸与・資金債権管理事業

令和7年3月31日現在の未収債権額は約575万円（1件）、これと別に償却済債権が8件とのことである。令和4～6年度に貸倒処理、償却したものはないとのことである。

債権回収について、令和6年度事業報告において「債務者に督促を行うなど債権回収に努めた。」と報告されている。具体的には、毎月の償還を確認し、入金がないものについて電話による督促を行うとともに、債務者（連帯保証人）の現状確認などを行ったとのことである。

(2) 被災中小企業施設・設備整備支援事業（無利子貸付）

現在の貸付残高・償還状況を確認したところ、貸付残高は12件合計約568百万円（償還額累計約266百万円）とのことであった。令和4～6年度に貸倒処理、償却したものはないとのことである。

債権回収について、令和6年度事業報告において「貸付企業へのフォローアップ（延滞・未納発生の未然防止）」と報告されている。具体的には、全ての貸付先企業について、決算書類を徴収して経営内容を確認の上、現地を訪問し、経営状況のヒアリングなどを行っている。また、償還猶予の申請があった1者につき、資金繰りなどを審査し、県に協議した上で償還猶予を行っている、とのことである。

(3) 時効の管理

時効の管理について確認したところ、償還が滞っている者については、定期的に債務確認書を提出させ、時効の更新（中断）を行っているとのことである。

4 課題・問題点（未収債権の回収について（設備貸与・資金債権管理事業））

未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。

債務者の経済的状況等を踏まえると、現在の回収対応に問題があるとは言えないが、目下、9債権中8債権が償却済債権とされていることもあり、今後、債務者の状況変化などにより回収が困難になった場合等は、解除¹³⁰、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。

5 意見

(1) 【意見】 未収債権の回収について

未収債権1件につき、期限経過後回収が継続している状態にある。現在の回収対応に問題があるとは言えないが、今後、債務者の状況変化などにより回収が困難になった場合等は、解除、一括請求、法的手続による回収等の他の取りうる手段も検討することが望まれる。

¹³⁰ 債権管理事務処理要領第4において、「(前略) 何らの進展もみられないときは、契約書の定めに基づき契約解除の措置をとる」と定められている。

第9 委託契約（産振構）

1 契約に関する内部規程

(1) 内部規程

契約・調達に関する内部規程として、以下が定められている。

- ① 財務規程
- ② 契約規則
- ③ 指名競争入札事務処理要領
- ④ 一般競争入札事務処理要領
- ⑤ 長期継続契約事務処理要領
- ⑥ 随意契約事務処理要領
- ⑦ 指名型プロポーザル事務処理要領
- ⑧ 公募型プロポーザル事務処理要領

(2) 契約の方法

ア 一般競争入札の原則

契約の方法は一般競争入札を原則とし（契約規則8条）、条件を満たす場合に例外的に指名競争入札（同9条）、随意契約（同10条）、その他の契約締結方法（同11条、プロポーザルや総合評価競争入札）が例外的に認められる形式となっている。自治法による地方公共団体の契約の定めと概ね同様である。

イ 随意契約

随意契約理由として、以下の9つの場合が定められている（契約規則10条1～9号、丸数字と号数が対応）。

- ① 予定価格が次の表（省略）における契約の種類ごとに定める額以下であるとき
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ④ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑤ 競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑥ 落札者が契約を締結しないとき
- ⑦ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑧ 設備支援事業における割賦設備及び機械、リース設備を買入れるとき

⑨ 「広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱」に基づき認定を受けた新事業分野開拓事業者が生産する新商品の買入れ及び借入れの契約又は提供する新役務を受ける契約をしようとするとき

また、随意契約の際の見積書はなるべく2者以上から徴取し選定理由を明確にすること、1社のみ見積書を徴取する場合は合理的な理由を明らかにすることとしている（随意契約事務処理要領4条2項）。

ウ プロポーザル契約

「契約の内容が専門的な知識や技術が要求されるため、業務の実施方法などを提案させそれを基に仕様書を作成する必要がある業務や、業務の実施方法などを提案させそれを基に仕様書を作成した方が優れた効果が期待できる業務については、プロポーザルを採用することができる。」とされている（契約規則11条1項）。

(3) 規則改正（令和7年4月1日施行）

契約規則、随意契約事務処理要領は令和7年4月に改正されている。主な改正として、随意契約理由（契約規則10条1号）につき、随意契約とできる金額の上限が以下のとおり変更された。

本監査の対象とした令和6年度契約は引き上げ前（改正前）の額が適用となる。

【改正前】

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負	2,500,000円
財産の買入れ	1,600,000円
物件の借入れ	800,000円
財産の売払い	500,000円
物件の貸付け	300,000円
業務の委託	1,000,000円
上記以外のもの	1,000,000円

【改正後】

契約の種類	予定価格
ア 工事又は製造の請負	4,000,000 円
イ 財産の買入れ	3,000,000 円
ウ 物件の借入れ	1,500,000 円
エ 財産の売払い	1,000,000 円
オ 物件の貸付け	500,000 円
カ 前各項に掲げる以外のもの	2,000,000 円

2 調査の方法

委託契約につき、以下2つの方法により調査を実施した。

(1) 委託契約全体に対する調査

契約額が100万円以上の委託契約について、①事務事業名、②委託目的及び内容、③委託期間、④委託先、⑤設計金額及び予定価格、⑥契約額、⑦落札率（⑥／⑤）、⑧契約方法（契約種別（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）、入札・見積人数、入札・見積回数）を確認した（令和6年度の契約件数：計50件）。

加えて、契約種別が随意契約の場合は⑨随意契約理由を確認した。また、⑩契約の変更の有無も確認した。

(2) 抽出調査

前記令和6年度契約（50件）の中から以下の表に記載された7件の契約（番号1～7）を抽出し、帳票類（予定価格調書、契約書、随意契約理由書（随意契約の場合）、契約書、変更契約書、再委託関係資料、完了報告書、検査調書等）を確認した。

番号	事業名	委託目的 及び内容	年度	委託 期間	設計 金額	予定 価格 A	契約額B(変更契 約額C)	落札率(B/A ×100)	契約方法			変更回数	変更割 合 (C/B)	任意契約理由	完了 年月日	支払方法 (前払 等)	県受託	備考	
									契約種 別	入札・ 見積人 数	入札・ 見積回 数								
1	レイアウト変更に伴う 件書、書類等の移動及 び廃棄対象機密文書の 箱詰め運搬業務	レイアウト変 更に伴う件 書、書類等の 移動及び廃 棄対象機密 文書の箱詰 め運搬	6	R7.2.18 ～ R7.3.31	1,507,000	1,507,000		100	随	1	1			R7.3.31	完了払				
2	ネクストリーダー創出 支援事業コンサルティ ング業務	飛躍的な成長 を目指す県内 中小企業に対 する経営計画 策定や経営議 議の抽出・設 定等に係るコ ンサルティン グ業務の実施	6	R6.6.1 ～ R7.3.31	24,970,000	24,970,000	24,860,000	100	随	-	1			R7.2.28	精算払	○			
3	技術・経営力評価報告 書及び成長プラン作成 等業務委託	中小企業成長 プラン策定支 援事業の的確 な運用のため 、評価業務 及び業務解決 提案に精通し た専門家の派 遣（企業ヒア リング及びフ ィードバック） 及び評価報 告書及び成長 プラン(案)の作 成を委託	6	R6.7.29 ～ R7.3.31	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給	評価書作成 125,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 検討会出席 30,000円/件 ※旅費交通費は別 途実費支給 成長プラン作成 50,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給 フィードバック 30,000円/件※旅 費交通費は別途 実費支給 (4件1,269,130円)	100	随	1	1			R7.3.31	完了払				
4	設備貸与権管理業務に 係る管理ツールの開 発及びデータ移行委託 業務	オフコン内の 貸与権管理 データを移行 して管理する ため、業務を 委託	6	R6.11.20 ～ R7.2.28	2,462,350	2,462,350	2,420,000	98.2	随	1	1			R7.2.27	完了払				
5	カイゼン・DX人材育 成講座実施業務（IoT 等活用戦略及びIoT等 デジタル技術導入プラ ンの作成）	R5まで実施し ていた「もの づくり現場IoT 推進リーダー 育成塾」の名 称をR6から変 更。ものづく り中小企業が IoT等を活用し て現場改善等 に取り組める よう、経営層 がコミットす る中長期的IoT 等活用戦略の 作成とIoT等デ ジタル技術導 入プランの作 成を支援す る。	6	R6.6.21 ～ R7.1.31	5,343,800	5,340,940	5,340,940	100	随・ P	1	1			R7.1.31	精算払				
6	ソフトウェア保守業務	シミュレー ションソフト ウェアライセ ンスの保守	6	R6.4.1 ～ R7.3.31	12,520,200	12,520,200	12,520,200	100	随	1	1	-	-	R7.3.31	前払	○			
7	「R6-32パイプ内流動 振動を考慮した吸排気 音モデルの開発」に係 る共同研究の実施及び 業務委託	当該共同研究 は、パイプ構 造内のガス流 動(振動)と騒 音の関係を解 明することによ り、エンジ ンの吸排気音 を低減するた めのモデルを 開発する。こ れにより近年 の車外騒音規 制でさらなる 騒音低減が 求められる。 エンジン吸排 気系の部品の 開発に活用す るため。	6	R6.7.8 ～ R7.2.28	2,250,000	2,250,000	2,250,000	100	随	1	1			R7.2.28	①②前払金 ③完了後の 請求書払い			委託先は3 者	

抽出に際しては、今回の監査で着目する「経営・創業等の支援」「ものづくりの革新」「デジタルイノベーションの推進」「カーテクノロジーの革新」に係る事業を所管する課の契約の中から、契約額の多寡、入札見積人数、落札率、契約種別といった、視点から抽出した（ただし、契約種別について、上記事業所管課において令和6年度の一般競争入札はなかったため抽出案件に含まれない）。

3 課題・問題点（1者入札への対応）

一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。令和6年度契約では、以下3件があった（長期継続契約を除く）。

- ① 産業技術交流センター管理運営事業（総務企画G（産業技術交流センター））
一般競争入札 株式会社広島東報工事 契約額2,365,000円（落札率91.8%）
- ② カイゼン・DX人材育成講座実施業務（IoT等活用戦略及びIoT等デジタル技術導入プランの作成）（ものづくり革新統括センター）
プロポーザル 株式会社ウフル 契約額5,340,940円（落札率100%）
- ③ カイゼン・DX人材育成講座実施業務（現場実習及び体験学習）（ものづくり革新統括センター）
プロポーザル i Smart Technologies株式会社 契約額2,050,829円（落札率100%）

この点を産振構に確認したところ、①について、「令和6年度から仕様書を見直し、詳細に具体的な点検内容としたが、応札する者が当館内を熟知する1社しかいなかった。」、②③について、「新たに参入しようとする場合、一からカリキュラムを検討作成しなければならないため対応できる業者が限られるのに対し、公告から参加資格申請期限及び提案書提出期限までの期間が十分でなく、周知広報が進まなかったものと思われる。候補者となりうる業者（2社）に対して打診（仕様説明含む）を行ったが、リソース不足など業者都合で入札への参加にはつながらなかった。」との回答を得た。また、①について、「次年度からは、多くの入札参加者があるよう、一般競争入札の公示の際、複数社に募集が始まったことを周知し、問い合わせに対しては丁寧に説明することにより、参加者の増加を図る。」とのことであった。

複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。

4 課題・問題点（反社条項がない契約）

契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（いわゆる反社条項）がないものがみられた（抽出番号6、7番）。この点について、産振構によると「反社会的勢力の排除に関する誓約書」を、契約前の段階で相手方から徴求したとのことである。

しかし、契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。広島県暴力団排除条例は、事業者が契約書に反社条項を入れることを努力義務としている（13条3項）¹³¹ところ、県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。

5 課題・問題点（支援対象中小企業の秘密保持に係る条項）

契約書において、受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されていないと思われるものがあつた（抽出番号3番）。

この点、産振構によると、契約書（産振構を甲、受託者を乙とする）内の秘密保持条項（第7条）において、乙（受託者）に対し「本契約に基づく業務上知り得た相手方の秘密を、相手方の同意を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない」旨定め、その「相手方」は対象中小企業（申請のあつた県内中小企業者）を指しているため、受託者に支援対象中小企業の秘密保持義務を課している、また、受託者が本契約に違反し又は業務の遂行に当たって第三者に損害を与えた場合の損害賠償義務も定めている（第11条）とのことである。

しかし、契約において乙（受託者）の「相手方」の通常の文言解釈としては契約相手方である産振構（甲）を指すと解するのが一般的である。本契約の中で「相手方」の定義の定めもない。そのため、秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理がある。

契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課することが明確になるようにすべきである。

¹³¹ 広島県暴力団排除条例13条（契約時における措置等）

(1,2項省略)

3 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

4 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

6 課題・問題点（再委託の承諾手続の不備）

契約に、受託者以外のプロジェクトメンバー3社が関与しているが、契約約款に基づくこれら3社との再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた（抽出番号5番）。

この点、産振構は、プロポーザルの提案資料の段階で、契約書添付の仕様書に実施体制についての記載がされており、審査会では、この内容を確認した上で採択を決定しているため、採択決定通知をもって、この体制（再委託）について書面で承認したものと考えている、とのことである。

契約書をみると、特約事項の(5)で、受注者は仕様書に基づいて業務を履行するとされ、当該仕様書には、前記3社がプロジェクトメンバーとして記載されている。しかし、仕様書では前記3社は「連携予定の企業」として紹介され、連携が確定したとの記載にはなっていない。また、契約約款12条は再委託の「書面による承諾」を求めており、再委託に関する明確な記載がない採択決定通知で足りるとするのは無理がある。

委託契約では原則として受託者が義務を履行し、委託者の書面承諾をもって再委託を容認する形となっている。本契約の現状では、再委託の承諾手続がとられているとは評価できない。再委託先が問題を起こした場合に責任の所在が不明確となり、法的責任の追及が困難になるおそれもある。

契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。

7 課題・問題点（契約更新時の決裁手続）

契約書上の契約更新の期限（令和6年1月31日）を経過後に契約継続の決裁（同年3月18日）を行っているものがあつた（抽出番号6番）。

この点、産振構によると、例年、産振構の予算編成時期に合わせて、1月にベンダーと次年度の契約に関する協議を実施しており、協議を踏まえて、センター内で契約継続・予算化の判断を行った場合は契約解除の手続は行わず、1月の時点で更新の方針が事実上固まっている状況であった。具体的な契約手続は、理事会で次年度の予算について承認が得られてから、契約決裁、注文書の送付等を実施している、とのことである。

令和6年度事業契約及び収支予算は、令和6年3月18日理事会で承認されている。上記対応によると、仮に3月理事会において予算内容に異議が出され、契約更新が不相当という判断が下されたとしても契約解除できない、という状況を招く危険がある。また、本契約は、県からの

委託契約（ひろしまデジタルイノベーション推進事業）の受託を受けることを前提とする内容であるところ（本章第5及び第2章第6参照）、令和6年度の県との委託契約締結日（同年4月1日）より前に本契約の契約更新期限が経過するとの時系列にもなっている。

理事会権限の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。

8 課題・問題点（特許権の持分比率に係る契約上の定め）

共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有とし、その持分比率は別途協議により定める、との条項がある（抽出番号7番）。

この持分比率について産振構に確認したところ、合意書等の締結はしていないが、一般的な貢献度合い、成果物ごとでの配分を想定している、とのことである。しかし、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。

特許権の持分比率について、持分比率を決定することが困難だけでなく、その判断方法について紛争になる場合もある。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる¹³²。

9 課題・問題点（随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管）

随意契約を行う際、起案書類（伺い書）に記載された随意契約理由の中に「機密文書の箱詰め作業を一体的に実施できる事業者は聞取りの結果当該事業者のみである」と記載があったことから、聞取りの内容に係る証憑の存否を産振構に確認したところ、「実際に事業者へ電話聞取りを行ったが、聞取り内容を手書きした資料は廃棄され、保存されていなかった。」との回答があった（抽出番号1番）。

また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由を確認したところ「事業の仕様書や予算積算についてはコンサルティング事業者へヒアリングを行ったが、複数社支援の条件に難色を示し、事業対応出来ないと回答があったため、最終的に1者のみから見積書徴取となったものである。」との回答がされたが、かかる理由が起案書類において明記

¹³² 特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」(<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)内の「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書 ver2.2）」参照

されていないものがあつた（抽出番号2番）。随意契約をする場合、随意契約において複数見積を徴取しない場合には合理的な理由が必要とされる（随意契約事務処理要領4条2項）、根拠資料が存在しない場合、後日その判断の妥当性を検証することができない。

随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。

10 指摘及び意見

(1) 【意見】 1者入札への対応

一般競争入札やプロポーザル契約において、入札見積人数が1者のみの契約が幾つかみられる。複数の入札参加者が参加しないと、実質的に競争性を働かせることが困難となる。産振構が一般競争入札の原則を採用していることを踏まえ、契約における競争性を確保するため、例えば、周知方法の変更や、公告から申請期限・書類提出期限までの期間を長めに設定するなどの工夫により、参加者を増やす取組を実施することが望まれる。

(2) 【意見】 反社条項がない契約

契約書において、契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（反社条項）がないものがみられた。契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に相手方が反社会的勢力に該当する事情が新たに生じた場合、契約書に反社条項がなければ契約解除等の対応が困難となる。県出資法人であり、県の財政的援助を受け公共的な事業を担う産振構として、広島県暴力団排除条例の要請を踏まえ、契約書の中に反社条項を入れることが望まれる。

(3) 【指摘】 支援対象中小企業の秘密保持に係る条項

受託業務での支援対象中小企業の秘密保持が契約書の秘密保持条項の中で明記されておらず、契約書内の秘密保持条項の「相手方」に支援対象中小企業を含めるのは解釈上無理があるものがあつた。契約書において、秘密保持条項の対象となる「相手方の秘密」に支援対象企業の秘密が含まれることを明記し、受託者に対して支援対象中小企業の秘密情報についても秘密保持義務を課すことが明確になるようにすべきである。

(4) 【指摘】 再委託の承諾手続の不備

契約に、受託者以外のプロジェクトメンバーが関与しているが、契約約款に基づく再委託の書面による承認手続が取られていないものがみられた。プロポーザルの採択決定や契約書に添付された仕様書の記載をもって再委託の承認があつたと解するのは困難である。契約書の特記事項に再委託の事業者を明記するなどの方法で、契約書の中で再委託の存在を

明確にする、あるいは契約約款に基づく再委託の書面承諾手続をとる形で、再委託の承諾手続を明確に行うべきである。

(5) 【指摘】 契約更新時の決裁手続

契約書上の契約更新の期限経過後に契約継続の決裁を行っているものがあつた。理事会権限（予算承認）の尊重、不測の損害発生防止の観点からは、契約書の契約更新の期限を産振構の意思決定手続に合わせて設定すべきである。契約相手方との関係でそれが困難な場合は、更新時に、産振構の内部決裁手続での承認を条件とした留保付き承諾などの手続を行うべきである。

(6) 【意見】 特許権の持分比率に係る契約上の定め

共同研究契約書において、共同研究実施により得られた特許権等を原則として契約当事者の共有としその持分比率は別途協議により定めるとの条項について、当該条項には、持分比率を定める際の考慮要素は何ら示されていない。貢献度等によって判断することを想定しているのであれば、持分比率を定める際の考慮要素が貢献度等であることを契約書の当該条項に明記することが望まれる。

(7) 【意見】 随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合の根拠資料の保管

随意契約を行う際、随意契約理由の中に記載された聞取りの内容に係る証憑が保存されていないものがあつた。また、随意契約の際に1社のみから見積書を徴取した事案につき、その理由が起案書類において明記されていないものがあつた。随意契約や1社のみ見積徴取を採る場合、その理由の根拠資料（ヒアリング結果など）は書類で残し、決裁書類に理由を明記するよう留意することが望まれる。

第4章 株式会社ひろしまイノベーション推進機構について

第1 組織概要（推進機構）

1 概要

株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）は、2011年（平成23年）5月、ファンドによる資金供給とハンズオン社外役員を派遣するなどして投資先企業の経営に直接参加して企業の成長を支援する投資手法での経営支援を通じた地元企業の成長支援と地域経済活性化を目的として、県の100%出資（1億円／資本金5000万円及び資本準備金5000万円）で設立された。

推進機構の概要、沿革は以下のとおりである¹³³。

【概要】（令和7年8月時点）

名称	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
所在地	広島市中区袋町3番17号 シンヨービル10F
基本財産等の額	100,000千円（うち県出資額100,000千円／県出資比率100%）
代表者	熊谷賢一（代表取締役社長）
事業内容	投資事業有限責任組合の運営

【沿革】

2011年5月	株式会社ひろしまイノベーション推進機構設立
2011年6月	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合（1号ファンド）組成
2012年1月	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合（2号ファンド）組成
2020年1月	ふるさと連携応援ファンド投資事業有限責任組合（3号ファンド）組成

推進機構は、県の「イノベーション立県」実現のための施策の一環として設立された。当時の県計画の中でも、例えば、チャレンジビジョン（改定前）の中で「広島版「産業革新機構」（仮称）設立による資金・技術・人材・マーケティング等の面から企業活動の支援」が取組の方向の一つとして挙げられていた（チャレンジビジョン（改定前）33頁）。

広島版「産業革新機構」（監査人注：推進機構）設立の目的は、企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、

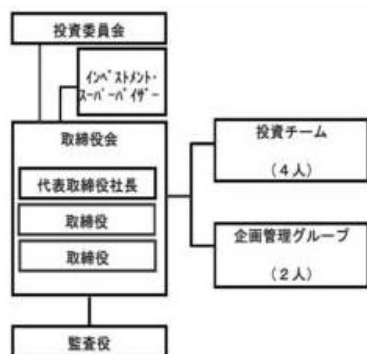
¹³³ 推進機構ウェブサイト（<https://www.hinet.co.jp/company/>）（令和7年8月閲覧）及び広島県「出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）」より

企業の成長を支援し、新たな雇用の創出や所得の拡大等を図ることとされた。企業が新しい事業を興し、成長をしようとしても、資金や、技術・営業・マーケティング等のソフト面の能力が不足する場合に、これをどう補っていくかが重要なポイントとなるが、広島版「産業革新機構」は、これまでにない仕組みとして、出資による投資資金を提供するとともに、ソフト面の能力についても、ハンズオン（経営参加型）方式で多面的に支援を行うことにより、新しい成長支援システムを構築するものであるとしていた（平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」1頁）。

2 役員数、職員数、組織

組織の概要は以下のとおりである。

なお、令和7年7月時点の人員体制を確認したところ、取締役3名（うち代表取締役1名）、従業員は投資チーム4名及び企画管理グループ2名のほか、投資チームに業務委託2名が在籍しているとのことであった。



出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）より

3 主な事業

投資事業有限責任組合（以下「ファンド」という。）の運営である。

広島県の出資を中心とする1号ファンドと民間企業の出資を中心とする2号ファンドでは、7社に約50億円の投資を行った。3号ファンド（ふるさと連携応援ファンド）では、投資対象地域を「広島県」から「広島を中心とする経済圏¹³⁴」に拡大するとともに、広く地域経済を支える地場企業の事業承継やイノベーションを支援し、地域経済の発展に寄与することを目指して、投資活動を行っている¹³⁵。ファンドの状況は、1号組合が清算期間中、2号組合が清算完了、3号組合が存続期間中である。監査時点で、左記以外の組合は未組成である。

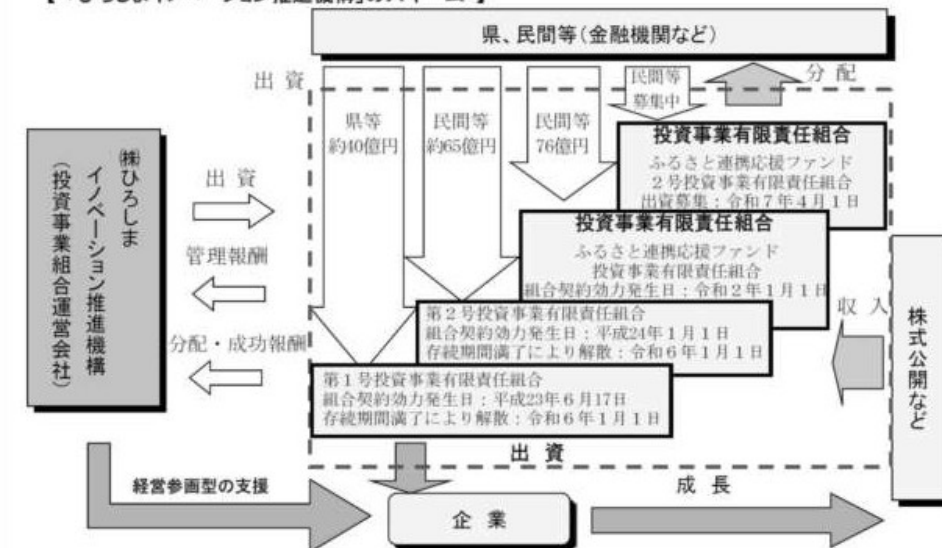
¹³⁴ 投資対象を「広島を中心とする経済圏において事業活動を行っている企業、今後行う企業及び当該経済圏の企業と提携するなど広島を中心とする地域経済の発展への寄与が期待できる企業」としている。

¹³⁵ 推進機構ウェブサイトの会社概要（<https://www.hinet.co.jp/company/>）（令和7年8月閲覧）より

詳細は第4で後述する。

1号組合は存続期間が満了し清算期間中。2号組合は令和6年12月25日に清算完了。
 「ふるさと連携応援ファンド」は投資期間中（ファンド規模は76億円）。
 また、令和7年4月1日には、「ふるさと連携応援ファンド2号」を組成するため、出資募集を開始。

【「ひろしまイノベーション推進機構」のスキーム】



出資法人経営状況説明書（令和7年6月23日現在）よりりよ

4 経営計画、事業実績

過去3年間（令和4～6年度）の財務状況（損益計算書等／貸借対照表／キャッシュフロー計算書）は以下のとおりである（令和7年6月18日商工労働局「ひろしまイノベーション推進機構の概要及び投資先企業の状況について」より）。

その他の財務、中期計画等については、第2 財務会計（推進機構）で詳述する。

[損益計算書等]

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	240,454	225,047	163,802
売上原価	5,697	8,932	0
販売費・一般管理費	215,145	213,834	182,637
営業損益	19,612	2,280	▲18,834
営業外収益	249	58	201
営業外費用	4,126	27	77
経常損益	15,734	2,311	▲18,710
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	674
税金等調整前当期純損益	15,734	2,311	▲19,385
法人税等	3,450	456	▲10
法人税等調整額	1,079	269	▲220
当期純損益	11,205	1,585	▲19,155
役員員数(人)	12	13	10

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

[貸借対照表]

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産の部	流動資産	371,768	351,349	272,263
	固定資産	37,186	49,491	50,541
	繰延資産	0	0	0
	合計	408,955	400,841	322,804
負債及び純資産の部	流動負債	82,172	73,143	11,947
	固定負債	2,100	1,429	3,744
	資本金	50,000	50,000	50,000
	剰余金等	274,681	276,267	257,112
	評価・換算差額等	0	0	0
	合計	408,955	400,841	322,804

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

[キャッシュフロー計算書]

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業活動によるキャッシュフロー	▲2,951	▲9,754	▲135,538
投資活動によるキャッシュフロー	▲422	35	▲150
財務活動によるキャッシュフロー	▲801	▲815	▲463
現金及び現金同等物の期末残高	363,306	352,771	216,619

5 企業統治（コーポレートガバナンス）、内部統制、人事労務

(1) 株主総会・取締役会（令和5年度、令和6年度開催状況）

株主総会は、定時株主総会が各年度1回ずつ開催された。

取締役会は、令和5年度が7回、令和6年度が8回開催された。

(2) 内部統制

コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアルが定められている。

投資・取引関連では、本人確認及び疑わしい取引の届出等に関する規程、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク評価書、法人関係情報管理規程が定められている。

(3) 人事労務

就業規則、給与規程、賞与規程、退職金規定等が定められている。

年間の労働時間管理関係（36協定の提出等）、有給休暇の消化状況等も確認した。

6 広島県との関係

(1) 出資金（株式）

1億円（資本金5000万円及び資本準備金5000万円）を出資している（財源は後述）。

出資（設立）後、これまでに株式配当の実績はないとのことである。

(2) ファンドへの県出資

1号ファンドに対し、平成23年6月30日に一括して40億円を出資した。ファンド出資及び出資金（株式、1億円）の合計（41億円）の財源は、中小企業支援資金特別会計からの繰入金16億3千万円と大規模事業基金24億7千万円である。

監査時点での回収額は3,434,610,237円である（県一般会計の歳入へ¹³⁶）。出資金との差額の回収の有無及び金額は、1号ファンド清算完了後に確定する予定である（後述）。

2号、3号ファンドへの県の出資はない。

ファンドへの県出資については、第4 ファンド事業について（推進機構）で後述する。

(3) その他財政負担

上記以外に、令和6年度の広島県の財政負担（委託、補助金、負担金、債務保証、損失補償等）の有無を照会したが、該当はないとのことであった。

(4) 設立時に示されていた推進機構及びファンドへの県の監督・監視方法

前記の平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」では、「県の監督・監視方法」につき以下の言及がある（同書10～11頁）。

① 投資事業有限責任組合の運営会社（監査人注：推進機構）については、地方自治法上、50%以上の県出資法人となることから、知事は、当該法人の収入、支出の実績あるいは見

¹³⁶ 歳入の受け入れ科目は、一般会計の（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑収とのこと。

込みについて報告を徴収するとともに、予算執行状態を調査し、その結果についての必要な措置を講ずることができることから、この権限を適切に実行する（自治法221条3項）。

- ② 投資事業有限責任組合（同：1号ファンド）については、県は、出資者として、個別投資の結果を継続的にモニタリングし、投資事業の成果に基づく評価指標や投資先企業の売上増加・雇用拡大といった投資効果に係る指標について、適時適切に、厳格に検証を行い、業績の実績評価について公表する。

7 ファンド事業の県事業との関連性、これまでの取組の評価

(1) 県事業との関連性

県事業との関連性（ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」上の位置付け等）を県（商工労働局）に確認したところ、ひろしまビジョンの施策領域上の位置付けはないとの回答であった。

(2) 推進機構設立後、これまでの取組の評価

推進機構による取組が、広島県のイノベーションの推進にどのように寄与したと評価しているのかを県に確認したところ、（県が）イノベーション立県を掲げ、推進機構の設立をしたことや、様々な施策（ひろしまサンドボックス、ユニコーン10プロジェクトなど）に取り組んできたことで、県内におけるイノベーションの機運を高めることに寄与したものと考えている旨の回答であった。

ファンド事業（特に1号ファンド）の県による検証、評価については、第4で後述する。

8 課題・問題点（推進機構及びファンド事業の県計画上の位置付けの明確化）

推進機構の投資活動（ファンド事業）について、ひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」上の位置付けは設定されていない。

しかし、推進機構の活動は、前述のように、県の特別会計等を財源に平成23年に開始され、現に事業が継続中である。県は、推進機構による投資活動は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とする（第4で後述）ことから、「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）にも寄与すると考えられる。例えば、投資活動の中でM&Aがなされる場合があることに着目すれば、取組の方向⑥（県経済を牽引する企業の育成・集積／ワーク54）との関連性もあると考えられる。

県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。

9 課題・問題点（県の資本金等出資について）

推進機構は平成23年5月の設立以降、14年以上が経過した。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利用状況にも変化が見られる。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、1号ファンドと並行して運用された2号ファンドは清算が完了した。民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行している。推進機構の設立及び1号ファンドへの県の出資は、県内でのファンド利用を促進する効果をもたらしたと評価されている。

推進機構は、県の出資（株式）及び1号ファンド出資を除き、事業に関し、県からの財政的支援（補助金等）は受けていない。推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。

現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等を出資する意義（今後も引き続き県出資100%を維持する必要性、その場合の将来の配当可能性を含む）を改めて確認・再定義してもよいのではないかと考えられる。

10 意見

(1) 【意見】 県計画における推進機構の位置付けの明確化（県商工労働局へ）

推進機構の投資活動（ファンド事業）は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素とすることから「産業イノベーション」の指標（県の取組による付加価値創出額）に寄与し、取組の方向⑥「県経済を牽引する企業の育成・集積」（ワーク54）との関連性もあると考えられる。県が推進機構や1号ファンドに多額の出資をしてきたことを適時適切に評価する観点から、推進機構による投資活動をひろしまビジョンの施策領域「産業イノベーション」の中で明確に位置付けることが望まれる。

(2) 【意見】 県の推進機構に対する出資について（県商工労働局へ）

推進機構は平成23年の設立以降、14年以上が経過した。県が出資した1号ファンドは清算手続に入り、民間出資による3号ファンドや、次のファンド組成に向けた動きも進行するなど、推進機構のファンド事業は、推進機構設立時とは異なる段階に移行したとも考えられる。

これまでの推進機構の取組の評価、現時点での1号ファンドの検証（後述）と併せて、県が推進機構に資本金等を出資する意義を、県側で改めて確認・再定義することが望まれる。

(3) 【意見】 出資等を通じた県との関係について

平成23年の推進機構設立以降14年以上が経過し、推進機構のファンド事業も、民間出資によるファンドに移行している。この間に県内企業等への投資ファンドの認知度が高まり、利

用状況にも変化が見られる。このような変化を踏まえ、推進機構においても、県出資法人であることの意義を、県との間で協議の上改めて確認・再定義することが望まれる。

第2 財務会計（推進機構）

1 経理業務体制の概要

推進機構の管理部門（役員を除く）は2名で構成されており、ファンドを含めた経理業務その他の管理業務を行っている。また、法人税申告書等の作成は顧問税理士に委託している。

2 損益の状況

推進機構の直近3期の損益の状況は、以下のとおりである（「その他」欄は監査人が集約した科目である）。

(単位：千円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
受入手数料	240,423	225,046	163,752	-61,294
投資有価証券売上高	30	0	49	49
売上高	240,454	225,047	163,802	-61,245
投資有価証券売上原価	30	2,358	0	-2,358
投資償却損	5,666	6,574		-6,574
売上原価	5,697	8,932	0	-8,932
売上総利益	234,757	216,114	163,802	-52,312
交際費	1,085	1,543	862	-681
役員報酬	36,603	28,009	25,584	-2,425
給与手当	68,950	81,936	68,281	-13,655
賞与	9,640	12,841	8,574	-4,267
退職給付費用	136	159		-159
賞与引当金繰入額	4,072	2,918	3,104	186
法定福利費	12,110	15,912	12,011	-3,901
福利厚生費	1,120	996	1,037	41
旅費交通費	6,769	6,544	7,225	681
通信費	1,774	1,917	1,581	-336
保険料	2,990	2,754	1,936	-818
地代家賃	16,712	17,012	16,638	-374
支払手数料	2,853	2,468	2,499	31
諸会費	1,056	815	744	-71
寄付金		3,287	10	-3,277
減価償却費	1,020	903	728	-175
調査管理費	9,546	8,260	7,056	-1,204
委託手数料	31,370	19,005	19,162	157
支払リース料	1,754	1,750	1,327	-423
組合管理費	2,610	2,557	2,500	-57
その他	2,965	2,238	1,770	-468
販売費及び一般管理費	215,145	213,834	182,637	-31,197
営業利益	19,612	2,280	-18,834	-21,114
受取利息	5	4	169	165
雑収益	244	54	32	-22
営業外収益	249	58	201	143
支払利息	42	27	70	43
雑損失	4,084		6	6
営業外費用	4,126	27	77	50
経常利益	15,734	2,311	-18,710	-21,021
固定資産除却損			674	674
特別損失	0	0	674	674
税引前当期純利益	15,734	2,311	-19,385	-21,696
法人税、住民税及び事業税	3,450	456	182	-274
法人税等還付税額			-192	-192
法人税等調整額	1,079	269	-220	-489
当期純利益	11,205	1,585	-19,155	-20,740

第4に記載のとおり、令和5年度（令和6年3月期）において、1号、2号ファンドが解散し、令和6年度（令和7年3月期）では、1号ファンドについては引き続き清算手続を進めるとともに、2号ファンドについては、令和6年12月25日に清算手続を結了している。

令和6年度において、1、2号ファンドからの管理報酬がなくなったことに伴い受入手数料が前期比で61,294千円減少したことにより、売上高は163,802千円となった。一方、前期は3号ファンドでEXIT及び評価減があったことから売上原価は8,932千円を計上したが、当期は投資有価証券売上原価として1円を計上したのみであったため、売上総利益は52,312千円減少の163,802千円となった。

また、役員報酬が取締役の退任に伴い2,425千円減少、給与手当が職員の退職に伴い13,655千円減少したこと等により、販売費及び一般管理費は31,197千円減少の182,637千円となった。これにより、営業損益は21,114千円減少の18,834千円の損失、経常損益は18,710千円の損失、当期純損益は19,155千円の損失となった。

3 財産の状況

推進機構の財産の状況は以下のとおりである（「その他」欄は監査人が集約した科目である）。

（単位：千円）

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
現金及び預金	356,592	339,377	216,004	-123,372
売掛金	0	0	23,378	23,378
前払費用	1,714	2,971	3,278	306
未収入金	2,799	1,299	241	-1,057
未収消費税等	308	0	1,986	1,986
立替金	10,353	7,701	27,262	19,561
その他	0	0	112	112
流動資産	371,768	351,349	272,263	-79,086
建物	611	473	335	-137
器具及び備品	454	286	161	-124
リース資産	1,394	796	2,469	1,672
有形固定資産	2,459	1,556	2,966	1,410
投資有価証券	32,472	45,984	45,364	-620
繰延税金資産	1,699	1,430	1,650	220
その他	555	520	560	40
投資その他の資産	34,726	47,934	47,575	-359
固定資産	37,186	49,491	50,541	1,050
資産合計	408,955	400,841	322,804	-78,036

リース債務	815	830	635	-195
未払金	5,489	6,996	3,958	-3,038
未払費用	3,067	2,992	2,223	-769
未払法人税等	7	31	182	151
未払消費税等	0	4,127	0	-4,127
前受金	65,100	52,250	0	-52,250
預り金	3,619	2,996	1,843	-1,153
賞与引当金	4,072	2,918	3,104	185
流動負債	82,172	73,143	11,947	-61,196
リース債務	1,110	280	2,119	1,839
退職給付引当金	989	1,149	1,149	0
その他	0	0	476	476
固定負債	2,100	1,429	3,744	2,315
負債合計	84,273	74,573	15,692	-58,881
資本金	50,000	50,000	50,000	0
資本準備金	50,000	50,000	50,000	0
資本剰余金	50,000	50,000	50,000	0
繰越利益剰余金	224,681	226,267	207,112	-19,155
利益剰余金	224,681	226,267	207,112	-19,155
株主資本	324,681	326,267	307,112	-19,155
純資産合計	324,681	326,267	307,112	-19,155

令和6年度は、当期純損失19,155千円の計上等により現金及び預金が123,372千円減少したほか、3号ファンドに係る売掛金が23,378千円増加、3号ファンドの業務委託報酬に係る立替金が19,561千円増加したこと等により、流動資産が79,086千円の減少となった。また、リース資産の増加1,672千円等により、固定資産は1,050千円の増加となった。結果、資産合計は78,036千円の減少となった。

前受金の減少52,250千円、未払消費税等の減少4,127千円、未払金の減少3,038千円等により流動負債は61,196千円の減少となった。また、リース債務1,839千円の増加等により固定負債は2,315千円の増加となった。

純資産は、当期純損失の計上により19,155千円の減少となった。

4 キャッシュ・フローの状況

推進機構のキャッシュ・フロー¹³⁷の状況は、以下のとおりである（キャッシュ・フロー計算書の記載から漏れていた有形固定資産除却損674千円については網掛部分として反映済み）。

（単位：千円）

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	前期比較
税引前当期純損益	15,734	2,311	-19,385	-21,697
減価償却費	1,020	903	728	-174
有形固定資産除却損	0	0	674	0
賞与引当金の増減額	778	-1,154	185	1,340
退職給付引当金の増減額	136	159	0	-159
受取利息及び受取配当金	-5	-4	-6	-1
支払利息	42	27	0	-27
前受金の増減額	-1,354	-12,850	-52,250	-39,399
売上債権の増減額	0	0	-23,378	-23,378
仕入債務の増減額	-266	1,433	-3,807	-5,240
前払費用の増減額	-38	-1,257	-306	950
未払又は未消費税等の増減額	-3,822	4,127	-4,127	-8,254
その他	3,585	-4,494	-35,068	-30,573
小計	15,810	-10,798	-136,740	-125,942
利息及び配当金の受取額	5	4	6	1
利息の支払額	-42	-27	0	27
法人税等の支払額又は還付額	-18,725	1,066	1,195	129
営業活動によるキャッシュ・フロー	-2,951	-9,754	-135,538	-125,783
有形固定資産の取得による支出	-244	0	0	0
その他による支出	-178	35	-150	-185
投資活動によるキャッシュ・フロー	-422	35	-150	-185
リース債務の返済による支出	-801	-815	-463	352
財務活動によるキャッシュ・フロー	-801	-815	-463	352
現金及び現金同等物の増減額	-4,174	-10,535	-136,151	-125,616
現金及び現金同等物の期首残高	367,481	363,306	352,771	-10,535
現金及び現金同等物の期末残高	363,306	352,771	216,619	-136,151

令和6年度のキャッシュ・フローの状況は、1号、2号ファンドからの管理報酬がなくなったこと等に伴う税引前当期純損失計上による19,385千円の減少、前受金の減少による52,250千円の減少、売掛金の増加による23,378千円の減少、その他に含まれる立替金の増加による19,561千円の減少等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、135,538千円の減少となった。

¹³⁷ 推進機構のキャッシュ・フロー計算書は、完全認識方式を採用しているため、損益帰属方式で表示している貸借対照表と異なり、現金及び現金同等物には、現金及び預金（令和6年度 216,004千円）のほか、出資先ファンドの現預金のうち持分相当（同 615千円）が含まれている。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の増加により150千円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済により463千円の減少となったため、現金及び現金同等物は136,151千円の減少となり、現金及び現金同等物の期末残高は216,619千円となった。

5 中期計画の概要

推進機構は通常の中期計画（4号ファンドが予定とおり組成できたケース）と最も悲観的な場合を想定した中期計画（4号ファンドは組成できず、かつ経費削減策等を実施しないケース）を策定していた。

このうち、「通常の中期計画」の概要を以下紹介する（ただし、監査期間中である進行期においては、4号ファンドの組成は延期されており、当該中期計画とおりには進んでいない部分がある。その他は監査人が集約した科目である。）。

(単位：千円)

	令和8年3月期	令和9年3月期	令和10年3月期	令和11年3月期	令和12年3月期
受入手数料（3号ファンド）	96,006	120,940	94,275	81,700	50,025
受入手数料（4号ファンド）	86,781	175,000	175,000	175,000	175,000
投資有価証券売上高	0	25,693	10,184	32,447	84,566
成功報酬	0	0	0	0	803,938
売上高	182,786	321,633	279,459	289,147	1,113,529
投資有価証券売上原価	0	16,940	5,316	10,526	35,105
投資償却損	0	0	0	0	0
売上原価	0	16,940	5,316	10,526	35,105
売上総利益	182,786	304,693	274,144	278,621	1,078,423
役員報酬	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
給与手当	70,005	80,445	82,859	85,345	87,905
賞与（引当金含む）	13,301	15,285	15,743	16,215	418,671
法定福利費	14,028	15,643	16,016	16,401	69,053
福利厚生費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地代家賃	16,541	16,541	16,541	16,541	16,541
委託手数料	19,002	16,634	14,420	14,420	14,480
支払リース料	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
旅費交通費	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
通信費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
保険料	1,900	2,280	2,280	2,280	2,280
支払手数料	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
調査管理費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
組合管理費	2,503	4,091	3,740	3,575	3,158
その他	4,008	3,665	3,413	3,413	3,413
販売費及び一般管理費	188,137	201,434	201,862	205,040	662,351
営業利益	-5,351	103,258	72,281	73,581	416,073
受取利息	315	350	415	460	620
雑収益	0	0	0	0	0
営業外収益	315	350	415	460	620
支払利息	40	30	20	10	0
雑損失	0	0	0	0	0
営業外費用	40	30	20	10	0
経常利益	-5,076	103,578	72,676	74,031	416,693
税引前当期純利益	-5,076	103,578	72,676	74,031	416,693
法人税等	-1,726	27,254	24,710	25,171	141,676
当期純利益	-3,350	76,325	47,966	48,861	275,017

令和7年度以降、4号ファンドの管理報酬等が発生することにより、売上高は当期の163百万円から増加、令和7年度は182百万円、令和8年度以降は通年で4号ファンドの管理報酬が発生すること等により、3億円程度で推移する見込みである。令和11年度には成功報酬803百万円を見込んでいる。

人件費の増加等は見込まれているものの、販売費及び一般管理費は2億円程度で推移する見込みであり、令和8年度以降は、営業利益ベースから当期純利益ベースまで黒字となる見通しである。また、令和6年度に計上している当期純損失19,155千円については、令和8年度には回収できる見込みである。

6 課題・問題点（貴重品等の実査）

令和7年11月13日（木）に現場視察を行った際に、貴重品等の管理状況等の実査を行った。金庫内は整理されており、小口現金等は保有しておらず、印鑑等の貴重品や郵便切手等その他の現金同等物についても、下記タクシーチケットを除き、適切に管理・保管されていた。

担当者が現場に訪問する際にタクシーを利用することがあり、その際に利用できるよう、タクシーチケットを保有しており、担当者毎にタクシーチケットを冊子で渡している。当該タクシーチケットについて、会社は冊子ごとに渡した担当者名等を帳簿に記載、管理し、使用実績等も請求書等を基に確認していた。

しかしながら、下記のとおり、退職者等から回収したタクシーチケットの残（端数分）について、推進機構が保有しているメモと残数が一致しなかった（都市タクシーチケットのうちの東分（端数となっているチケット以外）及びタクシー協同チケットについては、差異は生じていなかった。）。

都市タクシーチケット（端数分）

No.	メモ残	実残	差異
1	—	1	1
4	1	1	※ 0
6	7	6	△1
13	8	8	0

※ 残No.が異なっていた。

また、過去に利用者が外出時にタクシーチケットを紛失していた事例もあった。

7 課題・問題点（消費税等の処理）

令和6年度の仕訳データをレビューし、交際費に含まれている取引について、抽出して検討した結果、下記のとおり不課税仕入とすべきものを課税仕入として処理していた。

- ① 11/29 広島経済同友会 創業支援・事業承継委員会会費 7,000円
- ② 2/28 PHP広島松下幸之助経営研 10,000円
- ③ 3/28 全国経済同友会広島大会会費 50,000円

消費税の『課税の対象』は、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れ（国内取引）並びに保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）である（消費税法4条1、2項）。したがって、国外で行われた取引や、国内における取引であっても事業者以外の者が行った取引などは課税の対象にならない（これらの取引をいわゆる「不課税取引」という。）（税務大学講本消費税法（令和7年度版））。

また、国税庁のウェブサイトでも以下の記載がある。

「同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。

対価性があるかどうかの判定が困難なものについては、その会費などを受ける同業者団体や組合などとその会費などを支払う事業者の双方が、その会費などを役務の提供や資産の譲渡等の対価や課税仕入れに当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。なお、この場合には、同業者団体や組合などは、その旨をその構成員に通知するものとされています。

また、その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとなりません。」（タックスアンサーNo. 6467 会費や入会金の仕入税額控除）¹³⁸

なお、推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年3月期：7,100円）、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。

8 税効果会計の適用

推進機構が税効果会計を適用していることから、税効果会計につき紹介する。

¹³⁸ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6467.htm>

「税効果会計」とは、会計上の資産負債の金額と税務上の資産負債の金額との間に差異¹³⁹がある場合に適用されるもので、これらの差異から生じる将来の税金の増減効果を差異の発生時点に、繰延税金資産負債として認識し、損益計算書における当期純利益と法人税等を期間的に対応させるための手続である。

繰延税金資産は、将来の課税所得の発生に伴う法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものである。将来減算一時差異¹⁴⁰について繰延税金資産を計上できるか否かは、当該繰延税金資産が将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かの判断にかかっている。この判断を適切に行うためには、将来の課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等が必要である。繰延税金資産の回収可能性は、将来年度の会社の収益力にもとづく課税所得によって判断することになる。しかし、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することが実務上困難な場合も多いため、会社の過去の業績等にもとづいて将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する指針として、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従い、以下のような会社分類（①～⑤）に基づいて判断している。

① 十分な課税所得がある会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている会社等で、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない場合には、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

② 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じており、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない会社等で、過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない場合には、一

¹³⁹ これらの差異の大部分は、会計上の収益費用と税務上の益金損金の計上タイミング相違から生じている。

¹⁴⁰ 「一時差異」とは、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。なお、一時差異及び税務上の繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という。税務上の繰越欠損金等には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等が含まれる。「将来減算一時差異」とは、一時差異のうち、当該一時差異が解消する時にその期の課税所得を減額する効果を持つものをいう。（企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」）

時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

③ 業績が不安定な会社

過去（3年）及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていないが、過去（3年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している会社等は、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

④ 税務上の繰越欠損金が存在する会社

過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている会社等や、過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある会社等、当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社等で、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる場合には、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

ただし、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類3）に該当するものとして取り扱うものとする。

⑤ 債務超過の会社

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている会社等で、翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる場合は、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

9 課題・問題点（税効果会計の適用）

推進機構は下表の将来減算一時差異に対して、繰延税金資産を計上している。

繰延税金資産の内訳

(単位：円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
賞与引当金	1,395,338	999,900	1,063,560
社会保険料	191,237	133,092	136,031
未払事業税	△270,071	△120,184	—
退職給付引当金	339,098	393,878	403,650
一括償却資産	43,624	23,525	47,515
繰越欠損金	—	—	—
合計	1,699,226	1,430,211	1,650,756

(Source : 43. 税効果会計の計算シートより)

推進機構としては前述の「分類③」に該当すると判断し、具体的なスケジューリングを行っていない。これは、当期（令和7年3月期）に18百万円の欠損金が生じているものの、4号組合の組成により安定した管理報酬を受領することができれば回収可能であり、3号組合組成時期に当たる令和元年3月期の欠損金104百万円及び令和2年3月期の欠損金42百万円と比較しても重要な欠損金とまではいえない水準と判断したためとしている。推進機構は、4号組合組成やファンド規模が決まる令和8年3月期末頃には4号組合の募集状況が明らかになると見込まれるため、その時点で改めてスケジューリングを行う予定であるとのことであった。

また一方で、繰越欠損金17,325千円に対する繰延税金資産を計上していない理由については、下記検討を実施したとしている。①4号組合の組成により安定した管理報酬を受領することができれば、繰延税金資産の回収は可能であること。②一方で、決算時点において、4号組合の組成は確定したのではなく、中期経営計画上における悲観ケースとなった場合には、繰延税金資産の回収可能性に疑問が生じる恐れがあること。③その他、当該欠損金は、3号組合組成時期に当たる平成30年度の欠損金104百万円、令和元年度の欠損金42百万円と比較しても金額的に重要な欠損金とまでは言えないこと。以上の3点を踏まえて検討した結果、繰越欠損金17,325千円に対する繰延税金資産の計上は見送るという判断を行ったとしている。

会社は、上記に記載のとおり、分類③の「業績が不安定な会社」に該当すると判断し、スケジューリングを行うことなく、将来減算一時差異の全額について、繰延税金資産を計上している。しかしながら、一方で17,325千円の繰越欠損金を計上しており、重要な税務上の欠損金が生じていないものとして分類③とした判断が妥当か否かについては若干の疑問も残る。また、分類③の会社に該当するとしても、上記のとおりスケジューリング自体は必要であり、将来の

合理的な見積可能期間（おおむね5年）の範囲内に回収可能であることを確認の上、計上するという手続を行う必要がある。

これについて、不確実性は残り、また、事後的ではあるが、監査時点における状況を踏まえたスケジューリング（保守的に3号組合の2/3程度となる50億円のファンドを令和8年4月に組成した場合）を作成、検討してもらったところ、上記繰延税金資産はすべて回収可能であるとのことであった。

加えて、分類③と判断している以上、繰越欠損金についても他の一時差異とあわせてスケジューリングを実施した上で、繰延税金資産の計上適否を検討する必要がある。しかしながら、会社は繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上せず、税効果を認識していない。例年計上している繰延税金資産は1百万円程度であるのに対し、当期の繰越欠損金17百万円に対する繰延税金資産は5百万円と多額であり、損益に及ぼす影響も僅少であるとは考えにくい。

10 課題・問題点（キャッシュ・フロー計算書の集計誤り）

営業キャッシュ・フローの小計が適切に集計されていなかった。上記に記載の有形固定資産除却損674千円について、計算書類の附属明細書に添付されているキャッシュ・フロー計算書において記載が漏れており、営業キャッシュ・フローの小計を集計しても、合計金額と一致していなかった。差異の発生原因はエクセルで作成したあと、PDF化する際に誤操作で行を非表示にしていたことによるものであった。

推進機構によると、監査役監査においては、事業報告、計算書類、法人税・消費税申告書を監査することになっており、計算書類の附属明細書に添付されているキャッシュ・フロー計算書は本来対象外となっていたため、縦計の確認まではしていなかったとのことである。

11 課題・問題点（法人税申告書の記載誤り）

法人税申告書のレビューを行った結果、玉串料30,000円について、寄附金の損金算入限度額の計算を行う法人税申告書の別表14(2)に記載が漏れていた。

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をいう。金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与であっても、法人の事業遂行と直接関係のあると認められる広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるものは、寄附金から除かれる。法人税法上の寄附金に該当するかは個々の実態により判断するが、例えば、社会事業団体、政治団体に対する拠金や神社の祭礼等の寄贈金など

のように、事業に直接関係ない者に対する金銭でした贈与は、原則として寄附金として取り扱う（国税庁ウェブサイト／タックスアンサーNo. 5281 寄附金の範囲と損金不算入額の計算¹⁴¹）。

法人の支出した費用が法人税法上の損金となるためには、その法人の事業活動に必要なものでなければならない。しかし、寄附金はその性質上、直接には反対給付がない支出であるため、事業活動に必要なものであるかどうかの判定が極めて困難である。このような寄附金を無制限に損金として認めた場合、本来課税されるべきはずの所得並びに税金の減少を招き、結果的に国が法人に代わって寄附をしたのと同じことになり、課税の公平を欠くこととなる。

しかしながら、法人として事業を円滑に実施し、規模を拡大するためには、地域への貢献や福祉活動も必要であり、損金性が認められるとする考え方もある。そのようなところで、ある種の損金性を擬制して、行政的便宜と課税の公平の観点から、統一的な限度額を設けて、それを超える金額については損金の額に算入しないこととしている（税務大学講本法人税法（令和7年度版）、法人税法37条、法人税法施行令73、75条）。

このため、当該玉串料は一般寄附金¹⁴²に当たり、本来寄附金の損金算入限度額の計算に含めるべきものであるが、申告書において漏れが生じていた。ただし、当該玉串料は、損金算入限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。

12 指摘及び意見

(1) 【指摘】 タクシーチケットの処理

タクシーチケットについては、使用期限があり、限度額も設定されているため、重要な資金流出を招く恐れは少ない。また、会社としては現在のところ不正利用された形跡はないとのことであった。しかしながら、タクシーチケットの管理が不十分であると、不正に利用されるリスクは残される。このようなリスクに対処するためには、端数となったチケットについても適切に管理をする必要がある。

¹⁴¹ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5281.htm>

¹⁴² 普通法人が一般寄附金（次の①～⑥以外の寄附金）を支出したときは、下記の計算した金額（損金算入限度額）の範囲内で損金の額に算入される。

〔(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を12で割った数 × 1,000分の2.5 + 所得の金額 × 100分の2.5〕 × 4分の1 = 〔損金算入限度額〕

① 完全支配関係がある他の法人に対する寄附金

② 国または地方公共団体に対する寄附金

③ 指定寄附金（公益法人等に対する寄附金で、一定の要件を備えるものとして財務大臣が指定したもの）

④ 特定公益増進法人に対する寄附金

⑤ 国外関連者に対する寄附金

⑥ 特定公益信託に対する支出金

(2) 【指摘】 消費税等の処理

消費税等について誤った処理を行っていた。消費税等の処理については、不明点等について顧問税理士等とのコミュニケーションをより行い、誤りがないように処理をする必要がある。推進機構としては、インボイス等について仕訳伝票の裏面に貼付のうえ、すべて適切に保管されているとともに、監査時の監査人からの指摘を踏まえ、令和7年4月以降の証票を再確認の上、適切に対応しているとのことであった。また、過年度分について、顧問税理士も交えて確認を行い、令和6年3月期と令和7年3月期の消費税について修正申告と納付（令和6年3月期：1,000円、令和7年3月期：7,100円）、これに伴う法人税の更正の請求等も行ったとのことである。

(3) 【意見】 税効果会計の適用

税効果の適用について適切な判断が行われておらず、繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上漏れしていると仮定すると、当期純利益が5百万円過少となってしまう。税効果会計については、繰越欠損金を含めたスケジューリングを実施した上で、回収可能見込額を計上するという基準等に従った適切な処理を行うことが望まれる。

(4) 【指摘】 キャッシュ・フロー計算書の集計誤り

計算書類に含めて開示しているキャッシュ・フロー計算書において、営業キャッシュ・フローの内訳に『固定資産除却損 674千円』の記載が漏れていた。当該漏れは、エクセルで作成している精算表において、該当する行が非表示となっていたことに起因するものであった。

極めて単純な誤りではあるが、単純な誤りであるからこそ、適切に計算突合を行っていれば発見できた誤りである。通常、事業報告や計算書類等については、記載している数値の突合及び縦計の計算突合を実施するものである。今回の誤りは、外部委託先への過信及び会社側での最終チェックが漏れていたため生じた誤りである。最終的には会社として開示書類の適正性を確保するため、最低限の確認は行う必要があると考えられる。

(5) 【指摘】 法人税申告書の記載誤り

法人税申告書の別表14(2)において、寄附金に含めるべき玉串料30,000円の記載が漏れていた。一般寄附金の損金算入限度額62,500円に対して、記載すべき一般寄附金の額は上記30,000円を含めた40,000円であり、限度額の範囲内のため、今回の誤り自体は税額に影響するものではない。ただし、当該誤りは当年度だけのものではなく、歴年に渡り同様の誤りが継続されていた。

今回の誤りは、経理担当者からの伝達ができなかったこと及び税理士によるチェックが漏れたことにより生じたものと考えられる。

経理担当者も法人税法等の処理を把握するとともに、税理士等とも適切にコミュニケーションを行うべきである。また、税理士もすべての仕訳等のチェック等を行っていない可能性もあるから、完全に委託先の税理士任せにはせず、完成した申告書等の妥当性を確認する必要があると考えられる。

(6) 【意見】 経理全般

上記の処理誤り等について、誤り自体は極めて単純なものが多く、損益に及ぼす影響も極めて僅少であると考えられる。しかしながら、これらの些細なミスは、ヒヤリハットの一部であり、氷山の一角となる可能性もある。これらの誤り等を放置していると、後々大きな問題を引き起こすおそれもある。

現在、管理部門の人員は2名のみであり、両名で経理業務のみならず管理業務を全面的に行っており、一定の業務負荷があると推察される。相互チェック等の牽制が利かなくなると、誤謬や不正を招くおそれもある。

推進機構の経理は、一般の株式会社と異なり、ファンドの処理等専門的な業務を多く扱っている点、県出資法人としての公益性を有していることを考慮すると、適切な管理運営が望まれる。管理部門の体制の確認・強化とあわせて監査役や顧問税理士等との連携を一層強化する必要があると考えられる。

第3 契約（推進機構）

1 契約に関する内部規程

(1) 内部規程

契約・調達に関する内部規程として、以下が定められている。

- ① 経理規程
- ② 契約規程

(2) 契約の方法

ア 競争契約の原則

契約の方法は競争契約によるものとし（契約規程4条）、条件を満たす場合に例外的に随意契約（同4条ただし書）や、手続の簡略化（同9条）が認められる形式となっている。

イ 随意契約

随意契約理由として、以下の4つの場合が定められている（契約規程4条1号～4号）。

- ① 契約の性質又は目的が競争に適しない場合
- ② 緊急の必要により競争に付することができない場合
- ③ 競争に付することが不利と認められる場合
- ④ その他業務の運営上特に必要がある場合

なお、随意契約による場合は、原則として複数の同種事業者から見積書を徴収しなければならない（同5条）。

ウ 手続の簡略化

「内容が軽易で、かつ日常的に反復継続する取引については、契約責任者が別に定める方法で契約を締結することができる。」とされている（契約規程9条）。

2 調査の方法

以下の方法により調査を実施した。

推進機構が契約当事者となっている契約額（年間合計額）100万円以上の契約（令和6年度が契約期間であるもの）について、①事務事業名、②契約の目的及び内容、③契約期間、④契約相手方、⑤契約額、契約方法（契約種別（競争契約、随意契約等）、見積人数、見積回数）の各項目の記載状況及び内容を確認した（令和6年度の契約件数：計15件）。

加えて、契約種別が随意契約の場合は⑨随意契約理由を確認した。また、⑩契約の変更の有無も確認した。

また、令和6年度に係る委託関係の契約書の内容についても確認した。

3 調査の結果（概要）

(1) 契約方式の適用状況

調査対象とした令和6年度の契約（計15件）について、その契約方式はいずれも随意契約であった。委託契約の随意契約理由について、主として、契約規程第4条第1号に定める「契約の性質又は目的が競争に適しない場合」に該当するとの回答であった。

(2) 随意契約理由の妥当性（個別事例検討）

上記適用の妥当性を検証するため、主要な委託契約の一つである「会計業務及び税務業務に関する業務委託」について、随意契約により契約相手方を選定した具体的理由を聴取したところ、以下の回答があった。

ア 当該受託者は、広島市内における他社のファンド運営会社の会計業務を20年以上にわたり受託しており、ファンドGPの会計業務に関する実務上の留意点や税務署の調査の視点について、具体的かつ適切な知見を有していること。

イ 会社の設立以来、一貫して会計業務を受託しているため、過去の経理処理や投資スキームに関する背景事情を熟知しており、税務調査や監査対応において的確かつ迅速な対応が可能であること。また、受託者を変更した場合には、これらの情報の引き継ぎ等に多大なコスト（スイッチング・コスト）が生じ、かえって不経済となるおそれがあること。

ウ 契約金額（年額）については、業務の規模や内容（決算業務に加え、社会保険手続等の付帯サービスを含む）に照らし、一般的な相場と比較しても安価または同等の水準であると判断していること。

上記調査の結果によれば、当該契約については、単なる価格競争になじまない「高度な専門的知見」や「業務の継続性による信頼関係」が契約の目的達成に不可欠な要素となっていると認められる。したがって、本件契約において、契約の性質上競争に適さないとして契約規程4条1号を適用し随意契約としていることについて、手続上の問題は認められなかった。

(3) 上記の他、確認した契約書の内容についても、指摘等をすべき問題は認められなかった。

第4 ファンド事業について（推進機構）

1 投資事業有限責任組合の概要

第1 組織概要（推進機構）でも述べたように、推進機構の主たる事業は投資事業有限責任組合¹⁴³（以下「有責組合」という。）の運営である。

有責組合は、投資事業有限責任組合契約という契約によって成立し、①業務を執行する無限責任組合員（以下「GP¹⁴⁴」という。）と②一般に業務執行を行わない有限責任組合員（以下、「LP¹⁴⁵」という。）からなる組合をいう（投資事業有限責任組合法2条2項）。

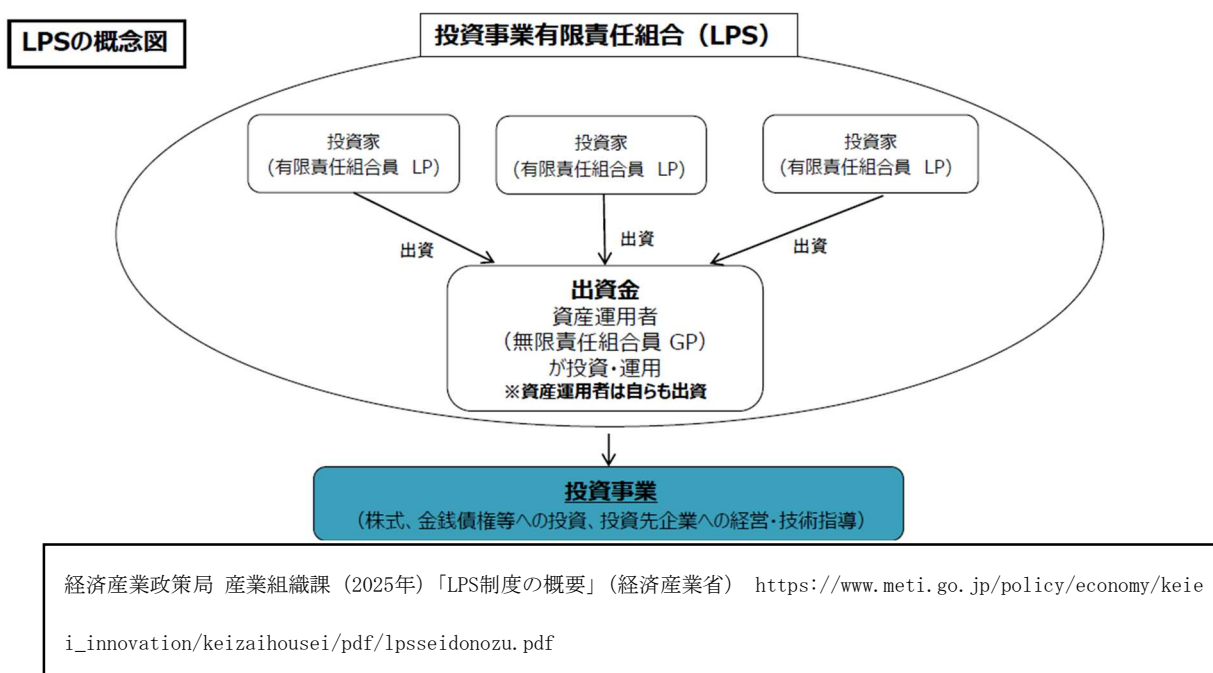
¹⁴³ 一般にLPS (Limited Partnership) とも略される。ファンドのスキームは、主に税制上のメリット（二重課税の回避）、投資家保護を目的として、現在では有責組合によるものが多く用いられている。従来、日本における投資事業組合は、主として民法上の組合形式を利用して組成されてきたが、原則として業務執行を行わない投資家まで出資額以上の無限責任を負うこととなるため（民法674, 675条）、出資が敬遠されてきた。このため、平成10年に「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が制定され、有限責任での出資が認められるようになり、平成16年には「投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下、「投資事業有限責任組合法」という。）」へと改正されることで、幅広い投資家から出資を受けられるようになった。

¹⁴⁴ General Partnerの略

¹⁴⁵ Limited Partnerの略

GP (当該ファンド事業においては推進機構が該当する) は、集めた資金を投資・資産運用し、有責組合を管理運営する組合員であり、自己の出資金の範囲にとどまらず、事業から生じた組合の債務全体について責任を負うこととなる。一方で、GPは業務執行の対価として、管理報酬や成功報酬などの役務提供に係る報酬を、有責組合から受領することとなる。

これに対し、LP (1号ファンドでは県ほか、2号ファンド以降は主に金融機関等の民間) は、自己の投資額の範囲内で責任を負い、有責組合の投資・資産運用の成果を、契約に基づいて分配を受けることで投資回収を行うこととなる。有責組合は、GPのもと企業に投資、ハンズオン支援 (下記参照) 等を行い、投資先の企業価値を高めていくこととなる。



有責組合は、出資者が拠出した金銭等をもとに投資事業を行い、生じた収益の配当や財産の分配を受けることができるスキームである。このため、有責組合の持分はいわゆる集団投資スキームの持分として、通常、金融商品取引法上の有価証券とみなされる¹⁴⁶。組合財産は組合契約の定めにより、組合員の共有となり、民法上の組合と同様に、その持分及び持分から生じる損益は直接的に組合員に帰属することとなる¹⁴⁷。

¹⁴⁶ いわゆる、みなし有価証券 (金融商品取引法2条2項5号) に該当する。

¹⁴⁷ 投資事業有限責任組合法16条、民法667条以下 (組合)

有責組合は、投資事業有限責任組会计規則¹⁴⁸及び日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」に準拠した財務諸表等の作成が義務付けられており、有責組会计規則における有責組合の投資資産の評価に当たっては、組合契約に定める評価方法（例えば1号ファンドでは、平成10年5月に通商産業省（当時）が公表した「投資事業有限責任組合における有価証券の評価基準モデル」に準拠した形で契約に規定している「投資資産時価評価準則」）に沿って評価を行うこととなる¹⁴⁹。有責組合への出資については、組合等の財産の持分相当額を出資金又は有価証券として計上し、組合が獲得した純損益の持分相当額を組合員の純損益として計上することとなる。

組合員が当該組合の持分や損益を取り込む方法は主に下記の3通りがあり、GPである推進機構では②折衷法（中間法）がとられている（推進機構 個別注記表における重要な会計方針より）。また、税務上は、組合自体に課税は行われず、組合の構成員である組合員に対し、所得税又は法人税が直接課税されることとなる（パススルー課税¹⁵⁰）。

①純額法…P/L・B/Sともに組合員帰属額を1つの勘定科目（純額）で計上する方法

②折衷法（中間法）…B/Sのみ集約した勘定科目（純額）で計上し、P/Lは各勘定科目の組合員帰属額（総額）を計上する方法

③総額法…P/L・B/Sの各勘定科目の組合員帰属額（総額）を計上する方法

2 ファンド事業の概要

一般にファンドは、投資先の事業ライフサイクル（創業期／成長期／成熟期／衰退期）ごとに、スタートアップ等を対象とするベンチャーキャピタルから、事業の建て直しを行う事業再生ファンドまで様々だが、推進機構におけるファンドの投資先は主に、さらなる成長を促すグロースキャピタルと事業承継等を目的としたバイアウトをターゲットとしている。

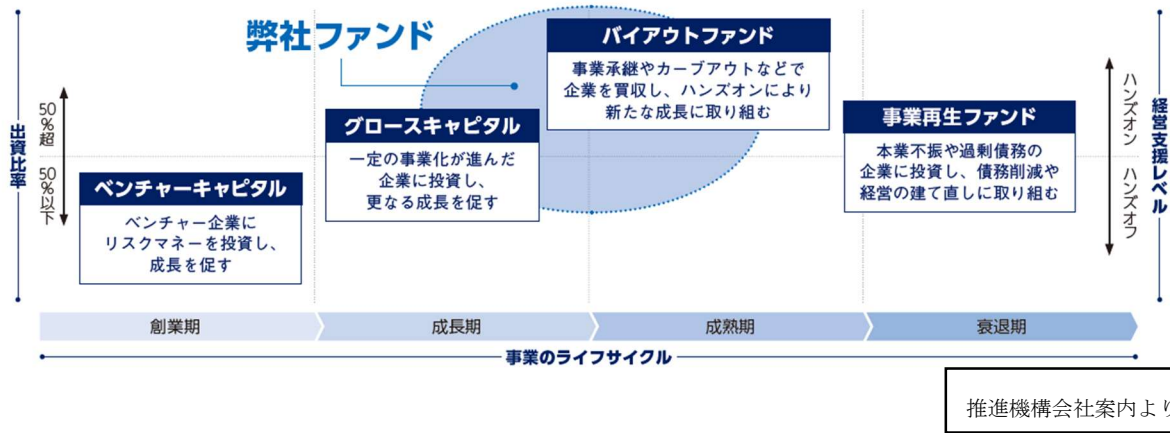
¹⁴⁸ 「投資事業有限責任組会计規則について」（20231102 経局第1号、令和5年12月5日、経済産業省経済産業政策局産業組織課） 2025年2月25日に「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」（令和六年経済産業省令第五十六号、以下「有責組合法施行規則」という。）が改正され、原則として2025年4月1日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等には、有責組会计規則の内容が規定された有責組合法施行規則の規定が適用されることとなっている。

¹⁴⁹ 法令や投資家の要請によっては、金融商品取引法に基づく財務諸表等の作成が求められることがある。金融商品取引法に基づく財務諸表等では、組合契約によらず金融商品会計基準等に従った投資評価が行われることとなる。有責組会计規則では、投資の評価基準のほか、評価損益や減損損失等の会計処理について、一般的な金融商品取引法に基づく会計処理とは異なる考え方がとられているが、後述のとおり、ファンド自体は監査対象外のため、詳細については割愛する。

¹⁵⁰ 法人税法基本通達14-1-1、所得税法基本通達36・37共-19

また、消費税についても、出資者が持分割合等に対応する部分について、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったものとして取り扱われる（消費税法基本通達1-3-1）。

事業のライフサイクルと出資比率・経営支援レベルで見たファンドの分類



推進機構では、下表のとおり経営の意思決定や管理・ファンナンスの支援、経営戦略実行の支援、外部リソース活用に係る支援等、ファンドを通じて投資先にハンズオン支援を行い、企業価値向上に向けた取組を行っている。



地方ファンドでは数少ない投資ファンドの形

弊社の「ハンズオン支援」

- ▶ 投資ファンドから対象会社に、役員やスタッフを派遣。対象会社の経営に直接参加することで、企業の成長を支援する投資方法。
- ▶ 弊社の知見や外部ネットワークを活用。投資先の良きパートナーとして、共に経営課題解決を行う。
- ▶ 企業価値を向上させるため、経営陣と一体となって経営戦略や事業戦略を策定し、その実現を目指す。
- ▶ 経営の意思決定プロセスを確立する。
- ▶ 地元に拠点を置いているため、日常から緊急時対応まできめ細かいコミュニケーションが可能。

同じ目標に向かって共同経営を行う



3～5年後のIPOまたはM&Aを目指す

投資後は、課題とゴールを共有し、スピード感を持って企業価値向上を目指します



推進機構会社案内より

推進機構は「資本の受け皿」としてオーナーから責任をもって会社を譲り受け、「経営のつなぎ役」としてオーナー経営から組織経営への転換を図っている。具体的には、経営の意思決定プロセスを確立し、計数に基づく経営や暗黙知の形式知化などを推進、経営力の強化に努めている。さらに「成長の伴走者」として、M&A戦略など成長戦略の立案実行を支援する。ハンズオン支援による企業価値向上で、広がった選択肢の中からベストなEXIT¹⁵¹方法やパートナーを見つけられるだけでなく、EXIT後も独自性を保持した経営ができることを目指している（推進機構会社案内より）。

1号ファンドは主に県の出資によるが、2号ファンド以降のファンドについて県から直接の出資はなく、あくまで推進機構を通じて間接的に出資しているのみであるため、推進機構自体の出資割合も低く、県の監査対象とならないと解される。

そこで、本監査では、ファンド事業全般については、監査対象機関である推進機構の財務・経理との関係での確認までに止める一方、県が推進機構を出資・設立したことの効果、1号ファンドへの県出資の回収状況や効果については、県の財務事務であること、県の出資に基づくものであることを踏まえ、監査の対象とした。

¹⁵¹ EXIT(イグジット)とは、出資者(株主)が保有する株式を売却し、投資した資金を回収することである。EXITの手法には、M&AやIPO(Initial Public Offering 非上場会社が証券取引所に上場する新規上場のこと)などがある。

3 ファンドの組成状況

(1) 概要

第1 組織概要（推進機構）にも記載したように、これまでに3つのファンドが組成された（1号組合が清算期間中、2号組合が清算完了、3号組合が存続期間中）。監査時点で、これ以外の組合は未組成（4号組合を募集中）である。

ファンドの対象となる地域（投資対象）は、1号・2号ファンドは「広島県の企業（及び広島県に関連する事業を行う企業）」であったが、3号ファンド以降、「広島を中心とする経済圏の企業（及び当該地域に関連する事業を行う企業）」に拡大されている。

(2) 1、2号ファンド

1、2号ファンドは、地元企業の成長と、新たな雇用の創出や所得の拡大等広島県経済の発展を目的とした投資ファンドである。1号ファンドは広島県の出資を中心に組成、2号ファンドは県内金融機関や事業会社及び在京金融機関等民間からの出資を中心に組成された。

平成23年度に組成した1、2号ファンドでは、平成24年度から平成29年度にかけて、総額105億7,500万円を並行して投資・運用し、リーマンショックの影響でリスクマネーの供給が極度に委縮していた当時、広島県の出資を呼び水にファンドを組成、7社の企業に投資を行ってきた。投資先の売上高や利益額、雇用者数が大きく増加するなど、地域経済へ一定の貢献を果たしている。

▶ 1号ファンド概要

▶ 2号ファンド概要

名称	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合
運営会社	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	同左
設立日	2011年6月17日	2012年1月1日
出資総額	40億5,500万円	65億2,000万円
ファンド期間 (投資期間)	2023年12月末まで（12年） (2017年12月末まで)	同左
LP出資者	広島県、フェニックス・キャピタル	広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、マツダ、中国電力、中電工、みずほ銀行、三井住友銀行、フェニックス・キャピタル、NECキャピタルソリューション、中小企業基盤整備機構
投資対象	広島県の企業（及び広島県に関連する事業を行う企業）	同左
想定ニーズ	成長投資、大企業のカーブアウト、非公開化、事業承継など ※本業不振企業などへの事業再生投資は原則行わない	同左

推進機構会社案内より

(3) 3号ファンド（ふるさと連携応援ファンド）

令和元年度に組成した3号ファンドでは投資対象を拡大し、令和7年度にかけて広島を中心とする地域経済の発展に資する企業又は事業体への投資を行うとともにハンズオン（経営参加型）で経営支援を行い、地域の経済発展に貢献しつつ、投資成果の実現（キャピタル

ゲイン)を追求している。広島を中心とする経済圏において事業活動を行っている企業、今後行う企業、当該経済圏の企業と提携するなど地域経済の発展への寄与が期待できる企業に投資している。

▶ 概要

名 称	ふるさと連携応援ファンド投資事業有限責任組合
運営会社	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
設立日	2020年1月1日
出資総額	76億円
ファンド期間 (投資期間)	2029年12月末まで ※但し最長2年延長可(10年+2年) (2025年12月末まで ※但し最長1年延長可)
LP出資者	広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合、呉信用金庫、広島県信用組合、山陰合同銀行、中国銀行、中国電力、中電工、広島ガス、マツダ、リョービ、田中電機工業、おりづるタワー、広島県信用保証協会、SBI新生銀行、ゆうちょ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、中小企業基盤整備機構
投資対象	広島を中心とする経済圏の企業 (及び当該地域に関連する事業を行う企業)
想定ニーズ	事業承継、成長投資、大企業のカーブアウト、非公開化など ※本業不振企業などへの事業再生投資は原則行わない

推進機構会社案内より

(4) 今後の組成予定

現在、推進機構では新たなファンドである4号ファンド(ふるさと連携応援ファンド2号)の組成に向けた募集を行っている。4号ファンドの概要は、以下のとおりである。

名 称	ふるさと連携応援ファンド2号投資事業有限責任組合
無限責任組合員	株式会社ひろしまイノベーション推進機構
有限責任組合員	地元金融機関、地元事業会社、政府系機関、大手金融機関等へ出資提案予定
設立日	2025年10月～2026年1月(予定) 2026年12月末まで追加の出資募集を行う予定
ファンド規模	目標50億円(上限100億円)
投資期間	2030年12月末まで(最長2年間延長可)
ファンド期間	2035年12月末まで(最長2年間延長可)
投資対象	中四国地方及び周辺地域において事業活動を行っている企業、今後行う企業、当該経済圏の企業と提携するなど当該地域経済の発展への寄与が期待できる企業
投資目的	中四国地方及び周辺地域の経済の発展に資する企業又は事業体への投資を行うとともにハンズオン(経営参加型)で経営支援を行い、地域の経済発展に貢献しつつ、投資成果の実現(キャピタルゲイン)を追求すること。
想定ニーズ	事業承継、カーブアウト、成長投資(ベンチャー投資は対象外) など

推進機構HPニュースリリース「ふるさと連携応援ファンド2号投資事業有限責任組合」の募集開始について 2025.04.01より

4 投資の手続

推進機構における投資までの一般的な流れは、以下のとおりである。



推進機構会社案内より

推進機構では、投資業務の客観性及び中立性を確保するため、主に取締役（1、2号ファンドでは、取締役以外の委員も選任していた）からなる投資委員会を設置している。投資委員会は、投資の決定等について決議を行い、取締役は業務を執行する上で、投資委員会の決議を尊重している（定款第35、36条）。

委員会の決議事項は、投資事業組合等により行われる下記の事項である（投資委員会規程12条）。

- ①個別の投資案件に対する投資の決定（投資金額、株式取得の場合の取得価額、その他投資における重要な諸条件の決定を含む。）
- ②個別の投資案件の検討過程における、重要な法的行為に係る意思決定
- ③投資先企業に関する重要な事項についての議決権行使等、投資の管理に係る重要な意思決定
- ④投資の回収として行う株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権等の譲渡その他の処分
- ⑤投資委員会規程の改廃
- ⑥前各号に掲げる事項のほか、取締役会の決議により委員会に付議された事項







5 1号ファンド

(1) ファンドの概要と投資状況

1号ファンドは、ファンド事業を通じて新たな事業展開等を図る企業の成長や事業承継の支援を行い、雇用や所得の拡大等を通じて県の経済の発展に資するため、呼び水として主に県が40億円の出資を行ったものである。概要については、3 ファンドの組成状況 ((2) 1、2号ファンド) に記載のとおりである。

平成23年6月17日に、1号ファンドに係る「投資事業有限責任組合契約」が締結され、その後、平成29年2月3日と令和5年12月20日に報酬規定等に係る変更契約が締結されている。

1号ファンドの投資状況は、以下のとおりである。

企業名	業種	ニーズ	事業ステージ (創業年)	議決権	EXIT の方向性	投資時期
オー・エイチ・ティー株式会社 (広島県福山市)	 精密機器 (電気検査装置の開発・製造)	 非公開化 (上場廃止後のTOB) 成長投資	成熟期 (1994年)	 マジョリティ	M&A (EXIT済)	2012年4月
株式会社ピーシー・インクス (広島県広島市)	 教育 (学習塾運営など)	 事業承継 (後継者不在)	成熟期 (1985年)	 マジョリティ (協調投資)	M&A (EXIT済)	2017年11月
株式会社サンエー (広島県三次市)	 精密機器 (排ガス浄化装置用の 尿素水識別センサー製造など)	 カープアウト (新事業切り出し) 成長投資	創業期 (1971年)	 マジョリティ	M&A (EXIT済)	2013年5月
株式会社ツーセル (広島県広島市)	 医療 (軟骨再生医療製品製造など)	 成長投資	創業期 (2003年)	 マイノリティ	IPO	2014年12月
ルーチェサーチ株式会社 (広島県広島市)	 調査 (ドローンを使った レーザー測量など)	 成長投資	創業期 (2011年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2017年10月
アイサービス株式会社 (広島県尾道市)	 食品 (病院等の給食受託、 高齢者向け食品製造など)	 親族内承継	成長期 (1987年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2014年7月
株式会社なかやま牧場 (広島県福山市)	 畜産 (肉牛の肥育・加工卸・ 食品スーパー運営など)	 親族内承継	成熟期 (1970年)	 マイノリティ	買戻し (EXIT済)	2015年8月

推進機構会社案内より

(2) 投資回収状況

1号、2号ファンド合計の投資回収状況は、以下のとおりである。出資総額（ファンドの規模）は105億7,500万円で、うち投資決定は7件（追加投資除く）であり、投資実行額は約50億3,700万円となっている。投資先7社のうち6社が株式譲渡を完了し、回収額は約63億4,300万円となっている。

<投資先企業一覧>

(単位：百万円)

投資先企業名	事業内容	投資決定額	投資実行額	株式譲渡額
① オー・エイチ・ティー㈱ (福山市神辺町)	非接触電気検査装置 など検査装置の企画・ 開発・製造・販売	1,030 (H24.4.9公表)	1,030	2,667 (H28.3.23公表)
② ㈱サンエー (三次市南畑敷町)	尿素水識別センサー 等薄膜センサーの開 発・製造・販売	1,063 (H25.4.26公表) (H26.7.9公表)	1,063	1,043 (H27.8.26公表)
③ アイサービス㈱ (尾道市美ノ郷町)	病院及び高齢者施設で の給食受託、冷凍・冷蔵 食材の製造・販売等	314 (H26.7.9公表)	314	408 (H30.10.2公表)
④ ㈱ツーセル (広島市南区)	医療用の遺伝子・細胞、 医薬品、医療材料の研 究・開発・製造・販売等	799 (H26.11.20公表)	799	— (今後譲渡)
⑤ ㈱なかやま牧場 (福山市駅家町)	肉牛の肥育、食肉加 工、総合食品スーパー の一貫経営	735 (H27.8.20公表) (H28.10.25公表)	735	1,204 (H30.10.2公表) (R3.10.15公表)
⑥ ルーチェサーチ㈱ (広島市安佐南区)	UAV を利用した各種測 量、災害調査、構造物 調査等	500 (H29.9.14公表)	214	227 (R1.10.15公表)
⑦ ㈱ビーシー・インクス (広島市安佐北区)	学習塾「田中学習 会」及び東進衛星予 備校の運営等	1,225 (H29.10.30公表)	882	795 (R3.10.15公表)
合計		5,666	5,037	6,343

令和5年12月15日商工労働局
「ひろしまイノベーション
推進機構における第1・2号組
合のファンド期限の到来に
ついて」より

上表④の㈱ツーセル（以下「ツーセル」という。）は、広島大学発ベンチャーとして平成15年に設立され、間葉系幹細胞（以下、MSC¹⁵²）を用いた再生医療の研究・開発・製造・販売等を行っている会社である（推進機構プレスリリース「株式会社ツーセルへの投資決定について」（平成26年11月20日）より）。推進機構は、2014年（平成26年）12月に1号、2号ファンドを通じてツーセルに投資を実行し、2018年（平成30年）9月までマイルストーン投資¹⁵³を実行、資金面・財務面での支援とともに、経営助言、上場準備、組織体制強化等の様々なハンズオン支援を継続して行ってきた。その後も、2021（令和3年）年10月と2024年（令和6年）4月、7月の増資時に3号ファンドからも追加投資を行っている。2024年10月には、2号ファンドが保有するツーセルの株式全部について、Smart Selection㈱に譲渡している（以上、推進機構プレスリリース¹⁵⁴より）。

¹⁵² Mesenchymal Stem Cellの略。MSCは間葉に由来する体性幹細胞であり、すべての人の骨髄などから採取が可能で、骨、軟骨、心筋、脂肪、神経などの多種類の細胞へ分化する能力を持っているため、多くの疾患の治療に応用されることが期待されています。（プレスリリース 株式会社ツーセルへの投資決定について 平成26年11月20日より）

¹⁵³ 開発の進展状況に応じて投資を実行する方式

¹⁵⁴ <https://www.hinet.co.jp/news/>

このうち、1号ファンドにおける県からの出資部分に対するこれまでの損益状況を推進機構に確認したところ、以下のとおり回答を得た。

清算開始時点での損益状況 (単位：千円)

科 目	金 額
出資額	4,000,000
受入出資金	2,928,000
投資収益	2,362,046
投資原価	1,952,436
投資利益 計	409,609
その他収益	95,862
その他費用	1,065,209
当期利益 計	△ 559,736
分配金	2,362,610
持分残高	5,653

推進機構回答を基に監査人作成

上表のとおり、当初予定していた出資額4,000百万円に対して受入出資金は約73%の2,928百万円にとどまっていた。当該受入出資金のうち2,362百万円の分配金を回収済みであり、次に記載の損益△559百万円を除いた清算開始時点の持分残高は5百万円となっている（その後の監査報酬等の支払により、令和6年度末時点では4百万円となっている）。清算開始時点までに、投資原価を上回る投資収益を得ており、累積投資利益は409百万円の黒字となっているが、推進機構へ支払う管理報酬等の「その他費用」を上回る十分な投資を行うことができなかったこと等により、累積の損益は559百万円の赤字となっている。このうち、ツーセルについては、投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い（当時）を踏まえ、清算開始時点までに備忘価額1円のみを残し、302百万円の投資償却損¹⁵⁵（投資原価）を計上している。ただし、ツーセル株式を高額で売却等できた場合、売却額がそのまま利益につながる事となるため、今後の状況次第では、累積損失が大幅に削減される可能性や、黒字に転換する可能性もあると考えられる。

(3) 今後の予定

1号、2号ファンドについて、令和5年12月末にファンド期限が到来した。

¹⁵⁵ 1号ファンドのツーセル分に係る投資償却損累計306,284,330円×広島県の持分800/811口で概算した。

期限到来後、2号ファンドは清算（令和6年12月25日清算結了¹⁵⁶）した一方、1号ファンドは未回収のツーセル株式の譲渡等回収を進めている（清算手続中）。

1号ファンドがファンド期間終了後現在まで清算手続中である理由を確認したところ、経済合理性の観点から、ツーセル株式につき、今後はイベントごとに株価の上昇が見込まれることから当面保有し、株価が上昇したタイミングで売却する方針であるためである旨の回答であった。ツーセル株式については、科研製薬株式会社とのライセンス契約により治験を進めることとなっており、今後はイベント（治験開始、治験終了、PMDA¹⁵⁷の認可取得、治療開始）ごとに株価の上昇が期待されている。同社の大株主とも連携し、株価が上昇かつ買手候補が現れたタイミングで売却する方針とのことであった。

今後、清算に伴い発生すると見込まれている費用は、合意された手続や登記費用等の15万円程度に限られている。既にツーセル株式は備忘価額まで評価を落としているため、ツーセルが高額で売却等できるタイミングを待ち続けていたとしても、損失が拡大することはない。このため、適切な売却タイミングを見定めることに合理性はあると考えられる。

6 推進機構のファンド事業に関する県の検証、報告

(1) 「ひろしまイノベーション推進機構の投資活動の中間的検証について」

ア 概要

1号ファンドの投資期間が平成29年末で終了したことに伴い、平成30年5月、「ひろしまイノベーション推進機構の投資活動の中間的検証について」（以下「中間的検証」という。）により、推進機構による投資活動の中間的検証がなされた（県議会警察・商工労働委員会平成30年5月18日開会分資料）。①投資の実行状況等、②投資先企業（7社）の状況（投資先企業一覧、ポートフォリオ分布、投資先企業の業績等）、評価と課題（③投資活動及び④産業振興面）が記載されており、各々の概要を以下イ～オで紹介する。

イ 投資の実行状況等

検証当時の投資決定・実行状況等と、投資の進捗状況等が記載されている。

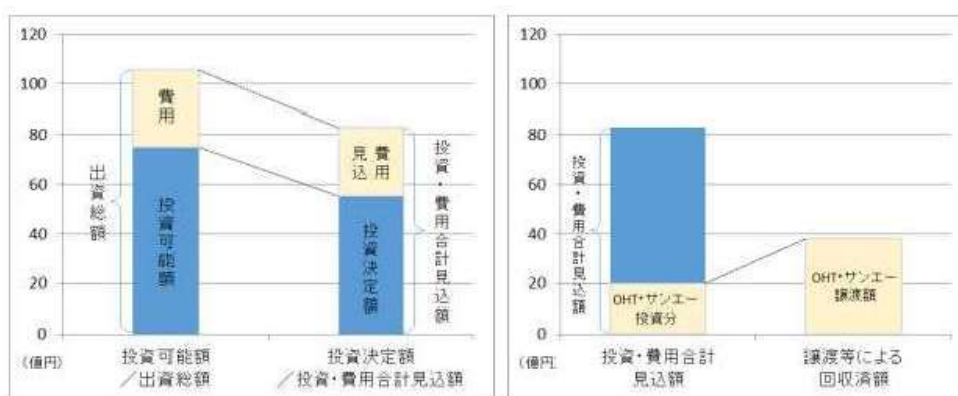
①投資決定は7件（追加投資除く）であること、②出資総額（ファンド規模）は、1号組合・2号組合合計で105億7,500万円となり、うち、当該出資総額から管理報酬累計見込額等の費用を控除した額（投資可能額）は約75億円となったこと、投資決定額は約55億円であり、ここから算出した組合存続期間終了までの投資に要する資金及び管理報酬等

¹⁵⁶ 2号ファンド（有責組合）の登記情報より

¹⁵⁷ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

費用の見込額の合計額（投資・費用合計見込額）は約83億円となったこと（左側グラフ参照）、投資・費用合計見込額約83億円に対し株式譲渡等により既に回収した額は約38億円であり、これらはオー・エイチ・ティー(株)及び(株)サンエーに投資した約20億円に対する回収額であること（右側グラフ参照）が記載されている。

（2）投資の進捗状況等



中間的検証 (H30.5) より

ウ 投資先企業の状況

投資先企業（7社）の事業内容、投資決定額、同実行額、株式譲渡の有無及び額、ポートフォリオ分布、投資先企業の概要（各社の業績等）が記載されている。

ポートフォリオ分布につき、投資先7社中4社が製造業、2社がサービス業、1社が農林業であること、投資先企業の事業ステージは、主に事業化から再成長・新展開となっており、1社のみ製品化のステージであることが記載されている。

＜ポートフォリオ分布図＞



※ 株式会社なかがやま牧場は、肉牛の肥育、食肉加工、総合食品スーパーの一貫経営という、畜産業の六次化とも言うべき事業モデルであるため、便宜上農林業に区分している。

中間的検証 (H30.5) より

エ 評価と課題－投資活動について

投資活動について、パイプラインの分析・評価、投資の進捗及びコストに係る分析・評価がなされている。

パイプライン¹⁵⁸の評価について、件数から見るボトルネックは、初期面談から秘密保持契約締結に至るプロセスであること、企業経営者にファンド活用への理解が得られなかったことも主要因の一つになっていると考えられること、ファンド活用のニーズが潜在的にあるとしても、投資期間（6年間）や投資規模・事業ステージで投資対象を絞ることにより十分にニーズに応えることができなかつた可能性があるとして評価している。

投資の進捗について、投資決定件数が10件程度の当初見込に対し実績は7件、投資額は投資可能額約75億円に対し投資決定額は約55億円、投資可能額に対する投資決定額の比率は約73%となったことについて、投資決定件数は当初の見込に達していないが、本県における初めての取組であり、当初、投資ファンドに対する警戒感などがあつた中で、件数、投資決定額とも7割の水準にあることは、成長支援のための投資ファンドという仕組みを浸透させる上では一定の役割は果たしたものと評価している。

コストについて、平成23年度から平成29年度まで機構（監査人注：推進機構）が受け取った管理報酬の累計額は約16.7億円（機構決算に基づく。平成29年度分は見込額）となっている。ファンド事業は構造的にコストが先行する事業であるが、投資先7件のうち5件は現在（監査人注：中間的検証当時）も支援中（損益未確定）であるものの、回収済の2件については、投資額約20億円に対し回収額が約38億円で、現時点での管理報酬を概ねカバーできる水準となっている。投資事業組合の存続期間全体を俯瞰する観点からは、組合存続期間終了までの投資に要する資金及び管理報酬等費用の見込額の合計額（所要見込額）が約83億円で、これまでに株式譲渡等により回収した金額は約38億円であることから、投資先7件のうち2件を回収した時点での回収率は既に約46%となっているとしている。投資額（決定額）約55億円に対し、投資に要する資金及び管理報酬等費用の見込額の合計額（所要見込額）が約83億円であるため、今後の投資回収に必要な倍率は約1.5倍となるが、現時点で回収済の2案件は、投資額約20億円に対し回収額が約38億円で、倍率は約1.9倍となっており、必要な水準を上回っているとする。

¹⁵⁸ 投資期間中のパイプラインの実績は、①県内2000社以上から抽出したアプローチ企業260社→②初期面談185社→③秘密保持契約締結21社→④基本合意締結9社→⑤投資決定7社である。

ポートフォリオについて、過半が製造業となっているが、4社の事業内容は、医薬品・バイオ、食料品、電子部品、電気機械と広範にわたっており、サービス業も2社の事業内容は学習支援及び技術サービスとなっており重複していない、投資先企業の事業ステージも製品化の段階から再成長・新展開の段階にわたっており、全体として適度に分散したポートフォリオになっている、現時点で減損した投資先企業はなく、投資資産としての健全性を保っていると評価している。

オ 評価と課題－産業振興面

推進機構による投資事業は、資金の運用のみでなく企業の成長支援や経済波及効果も事業の構成要素としていることを理由に産業振興面からの評価も記載されている。

企業の成長支援に対する手法について、機構は、投資による資金提供とハンズオン支援により企業の成長を支援しているところ、投資先企業7社に対して投資決定金額は約3億円から約12億円、投資の手法は増資の引受けによる株式の取得や転換社債の引受けなど、投資先企業と協議しながら、企業の事業ステージや経営状況、経営課題に応じてスキームを組み立てている。また、ハンズオン支援においては、企業の株主としてリスク・リターンを共有し、結果責任を負うと同時に、外部からの客観的な視点も併せ持ち、課題を発見、指摘して、専門的な知見により解決策を提供している。具体的には、組織改革やM&Aの主導など、投資ファンド独自の支援を成功させており、従来の補助金や貸付に加えて、企業の成長支援策の有用な選択肢の一つとして機能しているものと考えられると評価している。

経済効果について、①投資先企業の事業規模拡大、②取引や消費の拡大など地域への波及効果、③成長モデルを示すことによりこれに続こうとする民間企業の新たな挑戦、④本ファンドの創設を契機とする民間による成長資金の供給拡大、⑤本県経済全体への押し上げ効果について、それぞれ評価¹⁵⁹している。

①について、投資後間もない2社を除く投資先5社につき、いずれも売上高や雇用を増加させており（投資実行時点から投資終了時点まであるいは直近の決算時点までの5社合計で売上高は約73億円、従業員数は約240人の増加）、本県経済の活性化に寄与している。

¹⁵⁹ 推進機構設立前の説明資料「広島版「産業革新機構」について」（平成23年2月24日商工労働局）の中で、推進機構設立による経済効果の見込みとして、①のほか、②～⑤が記載されることとしていたことを踏まえ、①～⑤の各効果を検証している。

②について、「広島県産業連関表経済波及効果分析ツール」¹⁶⁰を用いて、5社の売上高の増加額から経済波及効果を推計したところ、県内における生産誘発額が48.5億円、粗付加価値誘発額が31.3億円、雇用者所得誘発額が13.2億円となった（さらに、㈱サンエーにおいては、株式譲渡後に15億円の設備投資により生産能力を10倍に引き上げることが報道されており、これが実現した場合の経済波及効果を同様の方法で推計したところ、県内における生産誘発額が93.6億円、粗付加価値誘発額が38.7億円、雇用者所得誘発額が21.6億円となった）。いずれの投資先企業も、県内に拠点を置いて事業活動を行っていることから、売上高の増加が、地元における材料の調達や取引拡大、生産の増大につながっていると考えられるとする。

③について、オー・エイチ・ティー㈱及び㈱サンエーについては、いずれも機構のハンズオン支援により成長軌道に乗り、ハンズオン支援後の株式の譲渡先である企業とシナジー効果を発揮して更なる成長路線を進んでおり（前者のM&Aの成功等は好事例として一部の県内企業の関心を呼んだ）、ファンドによる企業成長支援の一つのモデルになっているものと思料するが、民間ファンドも含め、ファンドを活用して更なる成長を目指す県内企業はまだ少ないのが実情であるため、現在の投資先企業の成長を実現することで、様々な成長モデルを生み出し、示し続けていく必要があるとする。

④について、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターが行った調査を紹介した上で、直接金融による資金調達の市場は拡大傾向にあり、中国地方においても同様であるが、成長資金の供給は引き続き首都圏に偏在しており、地方には十分供給されていない状況が続いていると考えられるとする。

⑤について、県内産出額が23.8兆円、県内総生産が11.9兆円（平成27年度）という規模からすれば、本県経済における機構の投資のインパクトは大きいものとは言えない一方、投資先の各企業の業績は、同業種全体の伸び率を上回るペースで推移していると考えられるなど、機構の投資事業はファンドを活用した企業成長が地域において認知される端緒となるもので、今後ファンドの活用が加速し広がることで、より多くの成長企業が出現し、本県経済を下支えしていくことが期待される。機構では、引き続き投資先企

¹⁶⁰ 広島県産業連関表を用いて、県内のある産業への新規需要の増加等がもたらす経済波及効果を試算するためのツールである。

（参考URL）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/sangyorenbunsekitool.html#h27>

業のハンズオン支援に取り組むとともに、投資による様々な成長モデルを示すことで、県内企業の経営者等の理解を得ていくことが今後の課題であるとした。

カ 中間的検証に係る県や推進機構の見解

中間的検証の「評価と課題」について、監査人が改めて、現在の県と推進機構の見解を確認したところ、以下の回答であった。

① 県（商工労働局）からの回答

投資活動のコスト評価（費用対効果）について、中間的検証以後は行っておらず、ツーセル株式売却後改めて検証を行う予定である。

経済効果につき、同①②について、株式譲渡をした6社の株式譲渡時点の雇用者数および売上高を投資前と比較すると、6社全体で売上高が約107億円の増加、雇用者数が約400人の増加となっており、地域に対して一定の経済波及効果があったと考えている。

経済効果の③④について、推進機構設立後、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど、徐々にではあるが、県内企業にも理解が進みつつあると認識をしており、今後、投資という金融機能が地域に定着していくことが重要であると考えている。

経済効果の⑤について、中間的検証後現在までのファンドの活用や成長企業の出現状況の調査はしていないが、前述のようにファンドの活用は拡大している。

② 推進機構からの回答

中間的検証のパイプラインの評価につき確認したところ、以下の回答を得た。

初期面談段階での謝絶理由の主要因の1つが「企業の経営者にファンド活用への理解が得られなかったこと」とする点について、当時は投資ファンドにネガティブなイメージを持つ経営者もまだ多くいた。また、グロース投資をメインターゲットにしていた中、投資期間中にリーマンショック直後の金融危機的な状況から金融環境の改善が急速に進んだため、投資対象企業は低利で金融機関からの借入も可能となり、ベンチャー企業と違って増資による資金調達ニーズが乏しくなったことも要因と考えられる（ファンドを設立したリーマンショック直後から状況が変化）。

「投資期間（6年間）や投資規模・事業ステージで投資対象を絞ることにより、十分にニーズに答えることができなかつた可能性がある」とする点について、1号組合と2号組合の合計105億円のファンドのうち、管理報酬等の費用を除くと約80億円の投資が可能であったがハンズオン支援を行うため多くの企業には投資できず、1件5～10億円

の投資を10件程度行う想定のところ目線を少し下げて1件2～3億円程度の投資は行ったが、これより投資規模が小さい企業や事業ステージが早い企業（アーリーステージのベンチャー企業等）についてはニーズがあっても答えることができなかった。

検証後現在までの変化について、3号組合からメインの投資対象を事業承継のバイアウトに変更したこと、投資対象地域を中四国地方に拡大したこと、ファンドによる投資事例が地方でも増えてきたこと、業歴が10年を超えてレピュテーションが高まってきたことなどから投資環境は大きく改善している。地域に根差して長期的にファンドを運営していくことが重要だと認識している。

(2) 中間的検証後のファンド事業の状況報告

ア ファンド期限到来時の報告

令和5年12月15日付で県（商工労働局）より「ひろしまイノベーション推進機構における第1・2号組合のファンド期限の到来について」が公表された。

同月末日にファンド期限が到来する旨、1、2号ファンドの概要、投資実績、株式譲渡に伴う県への出資金償還額（同日現在：34億3137万2709円）等が記載されているほか、今後の予定について「ファンド期限の到来後は、未回収の(株)ツーセルの株式の譲渡等回収を進める。ファンドの最終成果については、清算が完了し、実績等が確定次第、改めて報告する。」と記載されていた。

イ 推進機構の概要及び投資先企業の状況報告

中間的検証後、年1回、県（商工労働局）より「ひろしまイノベーション推進機構の概要及び投資先企業の状況について」が公表されている。

令和7年6月18日付の同書では、①推進機構の概要及び財務状況、②投資事業組合の状況（1号組合・2号組合）、③投資先企業（一部投資中）の状況等、④投資事業組合の状況（3号組合）並びに⑤投資事業組合の状況（4号組合（募集開始））が報告されている。

このうち②では、ファンド概要及びスキーム図、投資実績、株式譲渡等による県への出資金（40億円）の償還額が34億3461万0237円（令和7年5月31日現在）であることが記載されている。投資先企業（一部投資中）がツーセルであることや、ツーセルの会社概要、投資の状況、推進機構による支援の状況、経営の状況、財務の状況が記載されているが、1号ファンドのツーセル宛投資の回収時期や回収額の見通しに関する記載はない。

(3) 推進機構の設立及び同社を通じたファンド事業の評価について

推進機構による取組（投資活動評価のみならず、県が推進機構を出資・設立したこと自体を含む）の効果、課題に係る検証について県（商工労働局）に確認したところ、「現時点で課題の検証はしていない。」「効果については、1号ファンドの投資先企業の経営状況について、既に株式譲渡をした6社の株式譲渡時点の雇用者数および売上高を投資前と比較すると、6社全体で売上高が約107億円の増加、雇用者数が約400人の増加となっており、地域に対して一定の経済波及効果があったと考えている。また、これらの企業については、譲渡先企業の技術とのシナジー効果による付加価値の高い製品づくり、あるいは譲渡先企業の販路を活用した今後の販売の拡大等が見込まれるなど、今後も県内において更なる成長が期待できると考えている。」「さらに、推進機構の設立後、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど、徐々にではあるが成長投資による企業の成長支援を地域に根付かせることができていると考えている。」旨の回答であった。

(4) 今後の検証実施予定

中間的検証以後、総括的な検証はなされていない。商工労働局に確認したところ、ツーセル株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、（ツーセル株式につき）より良いリターンが得られるよう適切な時期での売却を図っていることから、現時点での検証時期は未定とのことであった。

現時点での検証を行うことに対する商工労働局の見解を確認したところ、「1号ファンドの検証に当たっては、清算が完了し、1号ファンドの収支が確定次第、県民に対して報告すべきものだと考えている。未確定の1社を除いた中間的検証では、収支結果が大きく変動する可能性があること、また、回収金額だけではなく、県経済への効果等、全体で評価されるべきと考えており、未確定の1社を除いた結果では、適切な検証は困難である。」との回答であった。推進機構による投資活動全般の検証についても、「1号ファンドの検証は清算が完了次第行うべきであると考えており、推進機構による投資活動全般の検証も1号ファンドの検証が完了していない中で、適切な検証は困難だと考えている。」との回答であった。

7 課題・問題点（1号ファンドへの県出資の成果の検証及び公開）

推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、令和5年12月のファンド期限の到来時の報告のほか、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。ファンドの成果報告の見込時期についても、前記令和5年12月の報告以後、公表資料レベルでの説明はなされていない。県は、保有中のツーセル株式売却後（1号ファンド清算完

了後)に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。

しかし、中間的検証からはすでに7年以上が経過している。1号ファンドのファンド期間(12年間)が満了した令和5年12月末からも2年以上が経過し、同ファンドは清算手続中となっている。1号ファンドへの県出資金(40億円/財源は中小企業支援資金特別会計からの繰入金と大規模事業基金)の現時点での償還額は34億3461万0237円に止まる(令和7年5月31日現在)。その差額(5億6538万9763円)の回収見込及び時期が現時点で未定となっている。

ツーセル株式の適切な時期での売却を図る(当面保有し、株価が上昇したタイミングで売却する)との方針に経済合理性はあると考えられるが(前記5 1号ファンド参照)、そのことが検証時期を延期する理由にはならない。同株式の売却時期は現時点で未定であるから、県の方針からすると検証時期も未定ということになる。

中間的検証以後の1号ファンドの状況をみると、中間的検証時点では回収は2社のみであったが、その後ツーセル以外の6社は回収が完了している。県の説明によれば、中間的検証以降、ツーセルを除く投資先6社につき、売上高や雇用者数の増加、地域に対して一定の経済波及効果があった、投資ファンドも県内に浸透し、地場の金融機関による民間投資ファンドが設立されるなど徐々に成長投資による企業の成長支援を地域に根付いたとの感触も得ているとのことである。そうであれば、現段階の検証を改めて行うことは可能であると考えられる。

第1で触れた、平成23年2月24日付商工労働局「広島版「産業革新機構」について」では、1号ファンドについて「県は、出資者として、個別投資の結果を継続的にモニタリングし、投資事業の成果に基づく評価指標や投資先企業の売上増加・雇用拡大といった投資効果に係る指標について、適時適切に、厳格に検証を行い、業績の実績評価について公表する」としている。ツーセル株式の売却(時期未定)まで検証を行わないのであれば、適示適切かつ厳格な検証を行っているとは評価できないのではないかと。

中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

8 課題・問題点(推進機構による投資活動全般の検証及び公開)

中間的検証後の令和2年には3号ファンドが組成され、さらに今後新たなファンドの組成も予定されている。3号ファンド以降、出資者は県以外の民間主体、投資対象地域を「広島を中

心とする経済圏」に拡大するなど、推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。

かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、これまでの推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

9 指摘

(1) 【指摘】 1号ファンドのへの県出資の成果の検証及び公開（県商工労働局へ）

推進機構の投資活動について、平成30年の中間的検証後は、年1回の定期的な概要・状況報告が公表されるのみで、検証はなされていない。県は、保有株式売却後（1号ファンド清算完了後）に、ファンド事業の総括を行い報告する予定であるが、同株式の適切な時期での売却を図る関係で、現時点での検証時期は未定であるとしている。

中間的検証から7年以上、ファンド期間終了後2年以上が経過したことを踏まえ、2回目の中間的検証など、現時点での1号ファンドの投資活動の成果や投資効果等の検証を改めて行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

(2) 【指摘】 推進機構による投資活動全般の検証及び公開（県商工労働局へ）

中間的検証後、令和2年に3号ファンドが組成され、今後新たなファンドの組成も予定されている。推進機構設立当初と比べ、ファンド事業の内容に変化もみられる。

かかる状況を踏まえ、1号ファンドの現時点での検証と合わせて、現時点での推進機構による投資活動の成果や投資効果等全般の検証を行い、検証内容を県民に対して報告すべきである。

第5章 総括意見等

第1 総括意見

1 はじめに

以上の監査の結果を踏まえ、監査人が本監査を通じて認識した監査テーマ全般に共通する課題・問題点をまとめ、県に対し、総括的な意見を述べる（県に向けた意見であるが、産振構及び推進機構でも適宜参考にされれば幸甚である）。

具体的には、イノベーションや事業に関連する用語の概念整理、長期的事業評価の方向性及び県民への情報開示、委託契約の法的関係整理、外部監査への対応など、共通して認められる課題についての総括的な意見を述べる。

2 【総括意見】「イノベーション」の位置付けの明確化及び事業に関連する用語の説明について

(1) 問題の所在

産業振興施策でイノベーションがテーマとなる領域は、産業技術、創業、経営など多岐にわたり、「イノベーション」の名称が付された県の事業には様々な内容のものがある。イノベーションによる獲得を企図する「成果」も、革新的な技術やアイデアを用いた新産業の創出・成長¹⁶¹のほか、技術やアイデア・ノウハウを用いた既存の事業の強化、業務効率化、経営改善による売上や雇用の増加など多種多様である。また、その専門性や国際性等から、事業に関連する用語には、専門的・技術的なもの¹⁶²、諸外国由来のもの¹⁶³が多数ある。さらに、その中には、一般的に用いられる用語の定義とは別の、県としての定義付けをした用語もある（例：第2章第6 ワーク51「ユニコーン企業に匹敵する企業」）。

県の財務に関する事務の執行等を「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」（自治法2条14項参照）ものにするため、各事業で獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

また、事業に関連する用語が社会一般に浸透し定義に争いが無い場合は問題ないが、そうとはいえない場合（認知率が低い場合や、認知率は高いが理解率が低い場合）に定義説明のないまま当該用語を用いた場合、事業運営や施策評価の際に発信者と受信者との間で認識

¹⁶¹ さらに、ゼロの状態から全く新しい革新的な技術やアイデアを生み出して用いる場合、既存の技術等を組み合わせ新たな価値を生み出す場合などに分類することも考えられる。

¹⁶² 監査対象事業の関連では、自動車技術、起業、M&A、投資ファンドに関連する用語などがある。

¹⁶³ いわゆる「外来語」「カタカナ語」を指す。

の齟齬が生じ得る。県事業における言葉の解釈の相違は、事業が企図する成果目標の誤認や不一致につながるおそれがある。公費を用いる事業である以上、県民への説明責任の視点も重要である。

したがって、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。それにより、県のみならず事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与すると考える。

(2) 意見

県の財務に関する事務の執行等が「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」(自治法2条14項参照) ようになされるためには、当該事務・事業が企図する効果や、効果との関係での位置付けを明確にする必要がある。

「イノベーション」の獲得を企図する事業について、各事業において獲得される成果がどのようなもので、それが県の定義する「イノベーション」の実現にどのような形で結びつくのかをより明確にすることが望まれる。

さらに、事業に関わる者が共通認識を持ち、最終的に県民による事業内容の正確な把握に寄与するとの観点から、県が事業に関連して専門性等のある用語を使用する場合、社会一般での当該用語の浸透度を意識し、浸透度が低い用語については事業説明等の際に用語の定義を説明するなどの配慮が望まれる。

3 【総括意見】長期にわたる事業の評価検証、県民への情報開示

(1) 問題の所在

産業振興に関連する事業は、人材・有形資産・資金の継続的な投入が必要であること、投資から成果の獲得まで一定の期間を要する等の事情から、事業期間が長期にわたることが多くみられる。

そのため、ひろしまビジョン等の基本計画の下、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが前述の「住民の福祉の増進を図り、最少の経費で最大の効果を挙げる」ために重要である(本監査で課題・問題点を指摘した一例として、推進機構の投資活動等の検証について(第4章第4))。また、計画期間の中での社会情勢・経済情勢の変化を適切に計画に反映させる必要もある(一例として、付加価値創出額の算定方法(第2章第2))。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となる。この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

(2) 意見

産業振興に関連する事業は、事業期間が長期にわたることが多くみられることを踏まえて、計画期間終了後又は予定期間経過後の検証・報告を行うことが望まれる。

また、ひろしまビジョンの前半の5年間（アクションプランの計画期間）が令和7年度をもって満了し、令和8年度からは後半の計画期間となることを踏まえ、この5年間の取組を検証し県民に情報開示すること、検証結果を今後の計画・事業に生かすことが望まれる。

4 【総括意見】委託契約における受託者側の法的関係の整理

(1) 問題の所在

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合がみられる。その場合、①受託者がグループで共同して県から受託するのか、②一部の事業者が受託し、それを他の事業者に再委託するのかを意識すること、契約書や再委託手続の中で明確にすることの双方が必要であるが、その点に課題・問題点のある事例があった（第2章第4（ワーク49）、第2章第8（ワーク54）、第3章第9（産振構））。

委託契約において契約の相手方が誰であるかは、当該事業者に直接に債務の履行や契約責任の追及ができるか否かに関わる事項である。紛争予防の観点からも、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

(2) 意見

委託契約において、受託者がグループを構成し、複数の事業者が受託事業に関与している場合には、受託者側の県への債務履行や契約責任の当事者を明確にする観点、紛争予防の観点から、委託契約における法的関係の整理及び明確化が望まれる。

5 【総括意見】本外部監査の結果に対する措置状況の報告のあり方について

(1) 問題の所在

平成30年度包括外部監査への措置状況について、公表された措置内容の記載が抽象的で県の措置の内容が不明確であるもの、措置当時の検討内容が不明確なものがあった（第2章第7（ワーク52）、第3章第2（事業の概要（産振構））など）。本監査への措置状況の報告の際は、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をされたい。

この点、県の監査委員監査においては、監査結果に係る措置の報告（自治法199条14項）を受けるに当たり、①改善が確認できるまでのフォローアップ（最大3年間）や②指摘事項に対する措置内容については、「措置内容」に加えて「原因」を報告することを求めている。報告を受けた措置内容は公開されている。

以下掲載の一例のように、令和5年度定例監査の指摘に対しては、商工労働局の措置の内容として、「原因」及び「措置状況」が記載されている。

2 商工労働局（監査年月日：令和5年7月21日）

令和5年度 監査結果（指摘事項）					
<p>【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】 行政財産の使用許可に係る事務処理について、次のとおり、不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。 （ア）前回監査時（令和4年7月執行）に同様の指摘（電柱及び光ファイバーケーブルの設置に係る行政財産使用料の収入手続遅延）を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していた。（イノベーション推進チーム）</p>					
使用許可財産	使用許可内容	使用許可期間	令和5年度徴収期限	納入通知日	使用料（年額）
土地（ひろしま産学共同研究拠点）	電柱設置（本柱1本、支線2条）	令和2年4月1日～令和7年3月31日	令和5年4月30日	令和5年5月11日	4,500円
	光ファイバーケーブルの設置	平成31年4月1日～令和6年3月31日			2,720円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条 広島県会計規則第11条第3項				
措置の内容（令和6年度報告分）					
<p>【原因】 行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可期間の2年度日以降は、各会計年度の初日から30日以内に徴収する必要があることを認識し、早期に手続に着手していたが、同時期に類似の処理を多数行う中で、本件の納入通知を発行していないことに気づくのが遅れたため。</p>					
<p>【措置内容】 所属で行う行政財産の使用許可及び公の施設の利用許可の手続について、処理期限・根拠規定・その他事務処理上の留意事項等をまとめた一覧表を作成するとともに、その内容を所属で共有し、その表に基づき複数名による相互チェックを実施することにより、適正な事務処理を行う体制を整えた。</p>					

令和5年度 定例監査の結果に基づく措置状況3頁

包括外部監査の結果の報告を受けた執行機関が、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知し、監査委員は

当該措置の内容を公表することとなっている（自治法252条の38第6項）。自治法199条14項と同趣旨の規定である¹⁶⁴。

したがって、監査対象機関においては、本監査への措置状況の報告について、定例監査への措置（前記②）と同様に、監査人の「指摘事項」に対しては、監査対象機関において、「措置内容」を報告する際、「原因」も記載し公表されたい（監査人と見解の相違等がある場合は、その理由等を説明されたい）。

監査人の「意見」に対しては、対応の内容に加え、可能な範囲で、回答に至った監査対象機関の検討結果や意見に対する監査対象機関の見解を記載し公表することが望ましい。

(2) 意見

本監査結果（「指摘」）への措置状況の報告（自治法252条の38第6項）の際は、監査対象機関において、措置の内容が明確に把握できるような具体性のある記載をすることが望まれる。また、定例監査への措置と同様に、措置内容に加え原因も記載されることが望ましい。

監査人の「意見」に対する措置状況の報告では、対応の内容に加え、可能な範囲で、意見に対する監査対象機関の見解等が示されることが望ましいと考える。

第2 終わりに

人口減少、県外への流出といった広島県の喫緊の課題への対応の中で、県の産業振興が重要であること、産業振興の要因としてのイノベーションの推進が成否の鍵を握ることは言うまでもない。

今回の監査の中で、県（商工労働局）が社会経済情勢の変化に対応しつつ様々な産業分野においてイノベーションを推進する施策を進めていること、産振構が県内企業支援や産学官連携の中核的な役割を果たしていること、推進機構が設立以来投資ファンドによる金融機能の県内での定着を推進してきたことを確認した。また、各事業において、多くの人々が、自らの技術、知識、経験を生かし、それぞれの立場から広島県の産業振興のために尽力されていることを実感した。今回の監査報告書の内容を、現在行われている施策・事業等を県民にとってより良いものにするために活用していただければ幸甚である。

監査対象機関の規模の大きさを踏まえ、本監査では一定の観点から対象事業を絞り、個別の監査では母集団からの一部抽出による方法も用いている（第1章第2参照）。今回指摘や意

¹⁶⁴ 佐藤文俊著「逐条地方自治法」（学陽書房）1390頁

見をした事項やその視点は、今回直接監査の対象としなかった監査対象機関の他部門の事業の検証等にも内部で活用できると考えられる。監査委員監査と異なり、包括外部監査は、その制度上、改善が確認できるまでのフォローアップを監査人が行うことはできないが、定例監査等の機会に措置の状況を併せて確認する等、フォローアップに準じた対応をしていただければ幸甚である。

本監査に際しては、監査対象機関の職員をはじめ多くの関係者からの協力を得た。各々が日常業務を抱え多忙である中、各事業の内容に精通していない監査人に対し、事業内容や意義等につき、詳細な資料の提供や丁寧な説明を受けた。また、監査人が今回の監査で着目した事項、例えば、「イノベーションの定義をどのようにとらえるべきか」「(その前提として)定義を明確にすることに意味があるのか」といった事項につき、監査での面談時に貴重な示唆やヒントを得ることができた。

また、監査委員事務局からは、情報提供や監査にあたっての基本的事項の教示など、多大な支援を受けた。

監査にあたって多くの協力をいただいたことに改めて感謝の意を申し上げる。